

**知的財産権保護に関する中国政府の政策と
関連人材育成の現状と
企業ガバナンス強化に関する基礎調査研究
報告書**

平成16年4月
(2004年)

独立行政法人 国際協力機構
中華人民共和国事務所
中華人民共和国科学技術部知識産権事務中心

中国事
CR(10)
04-06

知的財産権保護に関する中国政府の政策と
関連人材育成の現状と
企業ガバナンス強化に関する基礎調査研究報告書
に関する説明

科学技術部知識産権事務中心は、独立行政法人国際協力機構中華人民共和国事務所の委託を受け、中華人民共和国政府の知的財産権保護政策と知的財産権関連の人材養成の現状並びに企業内部管理能力の強化について、基礎的な調査研究を行った。本報告書は科学技術部知識産権事務中心が独自に完成したものである。

同時に日本経済産業研究所、中国科学院、清華大学国情研究センター連合研究グループ（RIETI-CCS）のアンケートの統計分析に感謝する。

本報告書作成者：

楊林村 趙江琳 鄧益志
劉文鵬 宋建宝 楊 擎
郭愛萍 吳 萍 黄永紅

科学技術部知識産権事務中心

序 文

2004年1月、中華人民共和國科学技術部知的財産権事務センター（知識財産権事務中心）は独立行政法人国際協力機構中華人民共和國事務所の委託を受け、“知的財産権保護に関する中国政府の政策と関連人材育成の現状と企業ガバナンス強化”について調査研究、分析を行った。

2か月あまりを費やして収集した大量の資料を基に、調査研究チームは関係政府機関や外国大使館と機構を訪問、かつ成都、蘭州、青島、深圳、長春等5か所の高度先進区、及びそこに所属する10の企業を特定の問題をもって訪問、500あまりのハイテクノロジー企業と科学研究院・研究所に対して書面調査を行い、最終的に本調査研究分析報告書を完成させた。

本調査研究分析報告書は8章に分かれている。第1章から第3章ではそれぞれ、中華人民共和國の知的財産権立法の状況、法律執行の状況、貿易関連知的所有権に関する協定（TRIPs協定）の中華人民共和國における履行状況について分析、現在取得している成績に触れると同時に実在する問題を指摘している。第4章の内容は開発区設立過程や運営方式と5つの高度先進区の概況を含む中国のハイテクノロジー産業開発区の現状である。第5章は10の重点取材機関・団体における知的財産権保護の現状を含む、今回書面調査を行った500あまりのハイテクノロジー企業と研究院・研究所の書面調査の統計結果である。第6章で調査研究を分析した総括を基に、第7章では中央政府や地方政府、企業と研究院・研究所、知的財産権仲介機構の順で今後展開されるべきである知的財産権の課題研究を分析した。第8章は前述数章の分析の結論に基づき、行政機関や司法機関、科学技術行政主管機構、企業と科学技術研究院・研究所の各級職員、仲介機構が知的財産権育成と研修に対する要求と提案について説明した。

ここで特に説明を必要とするのは、今回の調査研究活動の対象となった企業、研究員及び研究所の抽出は、必ずしも厳密に行ったといえるものではなく、したがって本報告の結論は抽出された調査対象の機関・団体に対してのみ当てはまるものであり、これを押し広められるわけではない。

時間の関係で本分析報告書は慌ただしく仕上げる事となった。報告中の適当でないところについてはどうかご叱正賜りたい。

2004年4月

科学技術部知識財産権事務中心

目 次

第1章 中国の知的財産権立法の状況分析	1
1-1 中国における知的財産権の法律体系の形成と改善	1
1-1-1 中国における知的財産権の法律体系の成立過程	1
1-1-2 中国の知的財産権法律制度の改善	3
1-1-3 中国の知的財産権法の淵源	4
1-2 中国の知的財産権の法律制度の基本的内容	5
1-2-1 中華人民共和国特許法	5
1-2-2 中華人民共和国商標法	9
1-2-3 中華人民共和国著作権法	10
1-2-4 ソフトウェア保護条例	11
1-2-5 集積回路配置設計保護条例	12
1-2-6 植物新品種の保護条例	13
1-2-7 商業秘密の立法保護	15
1-3 中国における知的財産権法律制度立法の評価	16
1-3-1 中国における知的財産権法律制度と TRIPs 協定の基本的要求の一致	16
1-3-2 中国の完備する知的財産権保護の法律措置	18
1-3-3 中国における知的財産権立法に期待される改善点	19
第2章 中国の知的財産権における法執行状況の分析	20
2-1 中国における知的財産権保護の法的道筋	20
2-2 中国の知的財産権に関する行政的法執行の現況分析	20
2-2-1 中国における知的財産権に関する行政的法執行の法律体系	21
2-2-2 中国における知的財産権の行政的法執行機関と法執行の内容	22
2-2-3 中国における知的財産権の行政法執行の成果と問題	23
2-3 中国知的財産権における司法保護の現状分析	35
2-3-1 中国知的財産権における司法機構の設置状況	35
2-3-2 中国の知的財産権にかかわる裁判を担当する裁判官の状況	36
2-3-3 中国における知的財産権司法訴訟の特徴	36
2-3-4 中国知的財産権における司法状況の評価	37
第3章 中国における TRIPs 協定履行状況の分析	41
3-1 TRIPs 協定の基本原則と主要内容の概略	41
3-1-1 TRIPs 協定の主な特徴	41
3-1-2 TRIPs 協定の基本原則と主要内容	41
3-2 WTO 加入以前の知的財産権に関する中国法律制度と TRIPs 協定間の 主な相違点	43
3-3 WTO 加入後の中国が TRIPs 協定においてとった措置とその評価	43
3-3-1 WTO 加入後の中国知的財産権関連立法状況の改善	43

3-3-2	WTO加入後の中国知的財産権に関する法律の実施状況強化	44
3-3-3	中国における知的財産権に関する法律保護機能の改善	45
第4章	中国における知的財産権保護の仲介機構の状況分析	48
4-1	知的財産権仲介組織の特徴	48
4-2	知的財産権仲介組織の現状	49
4-2-1	特許代理事務所	49
4-2-2	商標代理事務所	50
4-2-3	著作権代理事務所	51
4-2-4	植物新品種代理事務所	52
4-2-5	弁護士事務所	52
4-2-6	知的所有権情報サービスセンター	54
4-2-7	生産力促進センター	55
第5章	中国におけるハイテク産業開発区	58
5-1	総論	58
5-1-1	ハイテク産業開発区の設置過程	58
5-1-2	ハイテク産業開発区における政策の位置づけと運営方式	59
5-2	ハイテク産業開発区5か所の状況	61
5-2-1	成都高新区	61
5-2-2	蘭州高新区	63
5-2-3	深圳高新区	65
5-2-4	青島高新区	66
5-2-5	長春高新区	67
5-2-6	高新区内外における法律サービス機構のサービス内容と規模	68
第6章	企業・科学研究機関の知的財産権保護状況の分析と統計	70
6-1	概要	70
6-2	本統計分析についての説明	70
6-3	調査・統計の分析結果	71
6-3-1	調査対象の企業・科学研究機関の基本的状況の統計と分析	71
6-3-2	調査対象の企業・科学研究機関の回答状況の分析・統計	86
6-3-3	企業10社の取材状況	97
6-4	調査、統計の結論	105
6-5	資料	106
第7章	各国の中国における知的財産権保護の現状認識及び知的財産権分野で展開される 国際協業と支援	113
7-1	各国政府の中国知的財産権保護の現状認識と評価	113
7-2	中国における国際組織による知的財産権協業の展開	114

7-2-1	世界知的所有権機関 (WIPO)	114
7-2-2	国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)	115
7-2-3	欧州連合 (EU)	115
7-2-4	欧州特許局 (EPO)	118
7-2-5	中国-EUの中国WTO加盟支援事業	119
7-2-6	その他の組織	119
7-3	外国組織の中国における知的財産権に対する支援事業	119
7-3-1	日本	119
7-3-2	アメリカ合衆国	120
7-3-3	ドイツ	121
7-3-4	カナダ	121
7-3-5	オランダ	122
第8章	中国の知的財産権保護にかかわる課題分析	123
8-1	中央政府における知的財産権保護強化にかかわる課題分析	123
8-2	地方政府における知的財産権保護強化にかかわる課題分析	127
8-3	企業における知的財産権保護強化にかかわる課題分析	129
8-4	仲介組織における知的財産権保護強化にかかわる課題分析	130
第9章	知的財産権の育成内容及び育成方法の提案	133
9-1	中国における知的財産権育成を求めるレベルと構造	133
9-2	知的所有権の育成現状に対する要約	133
9-3	巨視的な総合段階の知的財産権育成内容と方式	134
9-4	科学技術行政主管機関管理要員の知的財産権育成の内容と方式	135
9-5	ハイテク産業開発区管理要員の知的財産権育成の内容と方式	136
9-6	ハイテク企業と科学研究院・研究所関連要員の知的財産権育成の 内容と方式	137
9-7	知的財産権仲介機構要員の知的財産権育成の内容と方式	139

第1章 中国の知的財産権立法の状況分析

1-1 中国における知的財産権の法律体系の形成と改善

1-1-1 中国における知的財産権の法律体系の成立過程

新中国が成立してから30年間、経済的基礎などの原因による限界から、中華人民共和国（以下、「中国」と記す）政府は体系的に完成された知的財産権の保護制度をつくることがなく、ただ一部の条例の中に知力による成果を保護する精神が見えるだけだった。1950年8月、中国人民政府政務院は『発明権と特許権を保証する臨時条例』を公布し、旧ソ連の発明証と特許証の複合制度を採用した。1954年には『生産された発明、技術改造及び合理化建議の奨励に関する臨時条例』を決定、公布した。1953年から1957年の間に、4件の特許と6件の発明者証書を決定した。1963年、国務院は新しく『発明奨励条例』を公布し、発明奨励制度は発明保護制度となった。1950年、中央人民政府政務院は『商標登録臨時条例』を決定して公布し、政務院財政経済委員会は『商標登録臨時条例実施細則』を公布し、全国統一の登録制度を実行、自由な商標登録の原則を採用した。1963年、国務院は『商標管理条例』及び『商標管理条例実施細則』を公布し、商標の全面的な登録原則をとった。

改革開放が始まってからのち、中国でも知的財産権の保護制度が、科学技術の進歩、文化の繁栄や経済発展に対して重要な意味と働きをもつこと、知的財産権の保護は社会主義市場経済の正常な運営における重要な制度であり、さらには国際間においても科学技術、経済、文化交流と協力の基本的環境と条件のひとつとなっていることを認識するに至った。生産力の発展と社会の全面的な進歩を加速させ、社会主義市場経済の発展に応じ、世界経済との統合を促進するために、中国は知的財産権の保護を改革開放政策と社会主義的法制度の建設における重要部分とし、1970年代末から、それに関連する法律、法規の制定に着手すると同時に、関連する国際組織の活動に積極的に参加し、知的財産権の領域において世界各国との交流と協力を強めてきた。

1970年代末から現在までのわずか20年の間に、中国は立法について著しい成果をあげ、通常なら先進国が数十年あるいは百年の時間を要して整備するだけの立法を行い、比較的合理的な知的財産権保護の法律体系を整え、知的財産権の立法面では世を驚かしむる成果をあげた。世界知的所有権機関の事務局長阿爬徳・鮑格胥博士は世界知的所有権機関と中国との20年にわたる協力関係を見て、「知的財産権の歴史上、中国は唯一無二の速度で完成させた」と指摘した。

1980年3月3日、中国政府は世界知的所有権機関に加入書を提出し、1980年6月3日より、中国は世界知的所有権機関の加入国となった。

1982年8月23日、第5次全国人民代表大会常務委員会第24回会議において『中華人民共和國商標法』が議決され、1983年3月1日から施行された。これは中国が現代的な知的財産権法を体系的に打ち立てる重要な契機となった。

1984年3月12日、第6次全国人民代表大会常務委員会第4回会議において『中華人民共和國專利法（特許法）』が議決され、1985年4月1日から施行された。

1984年12月19日、中国政府は世界知的所有権機関に『工業所有権の保護に関するパリ条約（略称パリ条約）』に加入書を提出し、1985年3月19日より、中国はパリ条約の加入国となった。

1986年4月12日、第6回全国人民代表大会第4回会議において『中華人民共和国民法通則』が議決され、1987年1月1日から施行された。知的財産権は総体として初めて中国の民事基本法のなかで明確にされ、また公民と法人の民事的権利として確認された。同時に公民、法人などの有する著作権を初めて明確にした。

1989年に世界知的所有権機関がワシントンで開催した外交会議上において『集積回路についての知的所有権に関する条約』が議決され、中国は最初の調印国の1つとなった。

1989年7月4日、中国政府は世界知的所有権機関に『標章の国際登録に関するマドリッド協定（略称マドリッド協定）』に加入書を提出、1989年10月4日から、中国はマドリッド協定の加入国となった。

1990年9月7日、第7回全国人民代表大会常務委員会第15回会議において『中華人民共和国民著作権法』が議決され、1991年6月1日より施行された。

1992年7月10日と30日に、中国政府は世界知的所有権機関と国連の教育、科学、文化組織にそれぞれ『著作物及び芸術作品の保護のためのベルン条約（略称ベルン条約）』『世界著作権条約』の加入書を提出し、それぞれ1992年10月15日、10月30日より中国はベルン条約と世界著作権条約の加入国となった。

1992年9月25日、国務院は『国際著作権条約の実施規定』を公布し、同月30日に施行した。

1992年に国務院は『漢方薬の品種保護条例』を公布し、1993年1月1日に施行した。

1993年1月4日、中国政府は世界知的所有権機関に『録音製品作者の保護、無許可の録音製品複製を防止する条約（略称録音製品保護条約）』の加入書を提出し、1993年4月30日より、中国は録音製品条約の加入国となった。

1993年9月2日、第8回全国人民代表大会常務委員会第3回会議において『中華人民共和国不正競争禁止法（反不正当竞争法）』が議決され、1993年12月1日に施行された。

1993年9月15日、中国政府は世界知的所有権機関に『特許協力条約』の加入書を提出、1994年1月1日より、中国は特許協力条約の加入国となり、中国専利（特許）局は特許協力条約の受理局となり、また国際検査部門、国際予備審査部門となった。

1994年8月9日に中国は『標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定』に加入した。

1995年4月19日に『特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約』に加入した。

1995年7月5日に国務院は『中華人民共和国知的所有権税関保護条例』を公布し、同年10月1日に施行した。

1996年9月19日に中国は『意匠の国際分類を設立するロカルノ協定』に加入した。

1997年3月20日に国務院は『植物新品種保護条例』を公布、同年10月1日に施行した。

1997年6月19日に中国は『国際特許分類に関するストラスブール協定』に加入した。

1999年3月15日、全国人民代表大会は元経済合同法、涉外経済合同法、技術合同法の基礎の上に、統一的な合同法を制定した。そのなかでも1996年の『電子商取引の国際貿易模範法』に基づき電子部門に対して同様の原則性をもつ規定を制定した。

2001年4月2日に国務院は『集積回路配置設計の保護条例』を公布、同年10月1日に施行した。

2001年12月11日に、中国は世界貿易機関（WTO）に加入し、『貿易関連知的所有権協定

(TRIPs 協定)』が中国に対して拘束力をもった。

ここに至り、中国の知的財産権の法律体系の枠組みができあがり、『貿易関連知的所有権協定』の基本的要求を批准した。

1-1-2 中国の知的財産権法律制度の改善

中国は自国の知的財産権の法律体系をつくと同時に、科学技術の進歩と社会経済発展の実際的狀況をかながみて、各種の形式を通じて知的財産権に少しずつ改善を行っている。

全国人民代表大会常務委員会は1992年9月4日と2000年8月25日の2回、『特許法』に対して、1993年2月22日と2001年10月27日の2回、『商標法』に対して、また、2001年10月27日に『著作権法』に対して1回目の修正を行った。

『中華人民共和國商標法實施條例（原稱實施細則）』は1983年3月10日に國務院から公布され、1988年1月3日に國務院により第1回目の修正が可決され、1993年7月15日には第2回目の修正を、2002年8月3日には3回目の修正を可決し、同年9月15日より施行された。

『中華人民共和國特許法實施細則』は1985年1月19日に國務院より公布され、1992年12月12日に國務院が修正を可決し、1992年12月21日に中国特許局が公布し、2001年6月15日に國務院による2回目の修正を経て、同年7月1日より施行された。

『中華人民共和國著作権法實施條例』は1991年5月30日に公布され、2002年8月2日に修正され、同年9月15日より施行された。

1997年に改正された『中華人民共和國刑法』では第3章第7節において「知的財産権侵害罪」を規定し、節の第213条から第220条までの8条の条文では、商標権犯罪に関する条文が3条、特許権犯罪に関する条文が1条、著作権犯罪に関するものが2条、営業秘密犯罪に関する条文が1条設けられ、このほかに、当節は機関、団体、企業等が知的財産権侵害の罪を犯すことに対しても規定をしている。中国では改正前の刑法のなかでも知的財産権侵害の犯罪に対する規定があったが、それは条項規定に限られたものに過ぎず、改正後の刑法では専用で節を設けて知的財産権侵害の犯罪に対する懲罰の規定まで進められ、中国の刑事立法上では初めてのこととなった。

このほかに、知的財産権制度と密接な関係をもつもう1つの重要な法規に『技術輸出入條例』がある。関連する規定によると、技術輸出入契約に包含される主要なものとして、工業財産権の移譲・許可、ただし商標権移譲を除くと言及している。ソフトウェアの移譲と許可、ハイテク製品の輸出入、合資生産・協力生産・国際工事の請負プロジェクトに関連する上述の技術輸出入、技術の実施又は輸出するプラント、生産ライン、大型設備、重要施設及びその他の形式の技術移譲がある。

中央政府が知的財産権の立法を強化すると同時に、地方政府も一連の地方法規又は規定を打ち出した。これらの地方法規又は規定は中国知的財産権の立法の一部を構成している。これらの地方法規あるいは規定は、総合的な規定もあれば、特定の知的財産権に対する特別な規定もあり、例えば深圳市の『深圳經濟特區技術成果株式管理方法』、北京市の『科学技術獎勵方法』、天津市の『科学技術獎勵方法』、陝西省の『科学技術獎勵方法』、江西省の『技術市場管理條例』、福建省の『技術市場管理條例』、湖南省の『技術市場管理條例』及び『黒龍江省特許保護條例』、『雲南省特許保護條例』、『山西省特許實施及び保護條例』、『上海市特許保護條例』、『廣東省技術秘密保護條例』、『寧波市技術保護條例』、『雲南省園芸植物新品種登録保護條例』、

『深圳市経済特区無形資産評価管理方法』、『北京市特許許可実施の契約管理に関する若干規定』、『北京市特許紛争調停方法』、『北京市人民政府特許管理に関する若干規定』、『上海市特許保護条例』、『上海市音声映像製品管理条例』、『上海市文化領域行政執行権総合行使暫定規定』、『上海市文芸演出管理方法』、『上海市録音録画製品出版、複製、販売管理細則』、『上海市特許紛争調停暫定方法』、『上海市特許許可契約管理方法』などがある。

これらの地方法規と規定は国の知的財産権立法の執行と実施を細分化したものであり、国家の知的財産権立法に更なる実用性をもたせるだけでなく、ある面においては、国の知的財産権立法の空白を埋めており、また一部の地方法規は地方の特色を強く反映していることが実践の結果明らかになった。総じていえば、中国における知的財産権の地方法規と規定は、中国の知的財産権立法体系を構成する重要な内容であり、中国国家知的財産権立法の有益かつ必要な補填となっている。

1-1-3 中国の知的財産権法の淵源

(1) 憲法

憲法は国家の最高権力機関が最も厳格な過程を経て制定する、最高の法律的効力をもつ根本的な法律文書である。これは国家の各種法律法規の立法的根拠であり、各法律部門は必ず憲法に規定されている基本原則を遵守しなければならない。憲法のなかの4条(第20条、22条、47条及び89条)が知的財産権の保護問題に関連している。

(2) 民法通則

民法通則は1節(第5章第3節)を知的財産権の規定だけにあてており、公民と法人が有する著作権、特許権、商標権、発明権とその他科学技術の成果権を明確にしている。民事責任の部分において、また条を割いて3種の主要な民事責任形式(知的財産権の侵害の即時停止、影響の消去、損害賠償)を規定している。民法通則は内陸(大陸部)の民事基本法であり、知的財産権の基本類型と内容及び保護方法などの原則規定を定めており、知的財産権の保護に有力な法律的根拠を提供している。

(3) 特別法

主に商標法、特許法、著作権法、不正競争禁止法などを含む。知的財産権の最も重要で最も基本的な法律的根拠であり、直接的に知的財産権の具体的内容に一定の規範を与え、知的財産権に関する問題を処理する際に頻繁に司法機関と行政執行部門に引き合いに出される。

(4) 関連する法律

合同法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法、科技進歩法、食品衛生法、産品質量法、環境保護法、税法と対外貿易法などの法律も、それぞれ違う角度から知的財産権保護に関連する問題に対して規定をつくっており、すべて知的財産権法にとっては欠かすことのできない根拠となっている。

(5) 行政法規

主に国务院がその職権範囲内で公布する規範性のある文章であり、条例、細則、規定、方法などである。商標法実施条例、特許法実施細則、著作権法実施細則、ソフトウェア保護条例、集積回路配置設計の保護条例、知的財産権税関保護条例、自然科学奨励条例などがあげられる。

(6) 最高人民法院の司法解釈

全国各級法院の知的財産権の裁判判決を指導するために、最高人民法院は裁判のなかで適用する知的財産権法の一連の司法解釈をつくった。これらの解釈は人民法院における知的財産権の紛糾裁判のなかで重要な役割をもっている。

(7) 地方性法規

各省、自治区、直轄市が制定する地方的法規・自治条例と単行条例、知的財産権の規定に関する特別行政区の基本法は、上述した法律の根拠に抵触してはならず、また当該行政区の範囲内において有効となる。

(8) 国際条約関係

関連する法律の規定に基づき、中国が締結あるいは参加している知的財産権保護の国際条約は、中央政府が保留を声明している条項を除き、国家機関及び事業単位と公民に等しく拘束力を持ち、また知的財産権の紛糾処理の交渉では法律的根拠にすることができる。1980年6月4日から正式加入した『世界知的所有権機関設立条約』以来、内陸では続々と『工業所有権の保護に関するパリ条約』、『標章の国際登録に関するマドリッド協定』、『集積回路についての知的所有権に関する条約』、『著作物及び芸術作品の保護のためのベルン条約』、『世界著作権条約』、『録音製品作者の保護、無許可の録音製品複製を防止する条約』、『特許協力条約』、『標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定』、『特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約』、『意匠の国際分類を設立するロカルノ協定』、『国際特許分類に関するストラスブール協定』、『貿易関連知的所有権協定』などの国際条約に加入した。

1-2 中国の知的財産権の法律制度の基本的内容

1-2-1 中華人民共和国特許法

(1) 特許法が保護する客体

特許法が保護する客体を包括すると、発明、実用新案、意匠の創造である。発明とは生産品、方法あるいはその改善から提出される新しい技術法案であり、実用新案とは生産品の形状、構造、あるいはその結合から提出される実用新型技術法案であり、意匠とは生産品の形状、図案あるいはその結合及び色彩と形状、図案の結合から作られた工業に応用できる美的感覚のある新設計を指す。

特許法第5条では「国家法律への違反、社会道徳あるいは公共利益を妨害する発明、創造は特許を授けられない」、第25条では「以下の各項目に特許は授けられない。(1) 科学の発見 (2) 頭脳労働の規則と方法 (3) 疾病の診断と治療方法 (4) 動物と植物の品種 (5) 原

子核変換方法から得た物質。(4)の項目から作られる生産品の生産方法については、本法規に照らして特許権を授けることができる」と規定している。

(2) 特許権付与の条件

発明と実用新案の特許権付与の条件は、新規性、創造性、実用性をもつことである。

意匠権の付与条件は、出願日以前に国内外の出版物上で公開発表あるいは国内で公開使用された意匠と異なり、また似通いもせず、他人が先に得た合法的権利と競合しないことである。

(3) 特許出願

特許出願の原則：先に出願ありきの原則。

特許出願受理機構：中華人民共和国知的財産権局特許局（国家知識産権局）が全国の特許業務の管理に責任を負い、特許出願の受理と審査を統一して行い、法によって特許を付与する。

特許出願の書類：発明あるいは実用新案権を出願する者は、請求書、説明書及びその摘要と権利要求書などの文献を提出する。意匠権を出願する者は、請求書及び該当する意匠のイラストあるいは写真などの書類、また該当する意匠の産品及びその類別を明記すること。

特許出願書類に対する要求：請求書は発明あるいは実用新案の名称、発明者あるいは設計者の姓名、出願者の姓名あるいは名称、住所及びその他の事項を明記すること。説明書は該当する発明あるいは実用新案について明確に完全に説明し、技術領域に所属する技術者が実現可能かを準拠とし、必要な場合には図面を付けること。摘要は発明あるいは実用新案の技術の要点を簡潔に説明すること。権利要求書は説明書に基づいて、要求する特許が保護する範囲を説明すること。

中国における外国人の特許出願手続き：中国で常に居住あるいは営業を行っていない外国人、外国企業あるいは外国のその他の組織が中国で特許を出願するには、中国特許局が指定する特許代理機構に事務手続きを委託し、所属する国家及び中国が調印している協定あるいは共同参加している国際条約に照らし、又は相互利益の原則に照らして、中国特許法の規定に基づいて手続きを行う。

(4) 特許審査と授権

中国は発明特許出願に対して「先に公開し、遅れてより審査する」制度をとっており、具体的な手続きとしては、出願－受理－予備審査－実質審査－授権登記公告（あるいは差し戻し）となる。特許局は発明特許出願を受け取ったのち、特許法の要求に適合すると認められ予備審査を通過した場合、出願日から数えて18か月以内に即時公布、また出願者の請求に基づいて早めに出願を公布することもできる。

発明特許出願は出願日から3年以内に、特許局は出願者の随時の請求に基づき、その出願に対して実質的な審査を行い、出願者に正当な理由がなく期限が過ぎても実質審査を請求しない場合には、その出願が撤回されたものと見なす。特許局が必要と判断したときには、自ら発明特許出願の実質審査を行うことができる。特許局は発明特許出願の実質審査

を行ったのち、法規定に適合しないと判断したなら、出願者に知らせねばならず、指定する期限内に意見陳述を、あるいはその出願に修正を加えることを要求し、正当な理由がなく期限が過ぎても回答がなければ、その出願は撤回されたと見なす。発明特許出願が出願者の陳述意見あるいは修正を経たのちに、特許局が依然として法規定に適合しないと見た場合には却下される。発明特許出願は実質審査を経て何も却下される理由がないと、特許局は発明特許権を授与する決定を下し、発明特許証書を発行し、同時に登記と公告を行う。発明特許権は公告日から効果が発生する。

中国は実用新案と意匠の特許出願について「初審登記制」を採用しており、予備審査（形式的検査）を行うのみで、実質審査は行わない。

(5) 特許権の内容及び限界

特許権は特許権者が特許を得た発明創造に有する独占権であり、主に以下の2つの方面があげられる。1つは特許権者はその特許の占有、使用、収益、処分をする権利をもち、これは特許権者の製造権、使用权、販売権、輸入権、譲渡権、許可権、表記権、放棄権などを表す。2つ目は特許権者は他のいかなる相手にも特許の使用を禁止する権利をもち、これは特許権者の禁止権を表す。

特許権の限界：『特許法』第6章は特許実施の強制許可の条件と手続きなどに明確な規定をしている。第48条から第50条で特許実施の強制許可の3つの状況を規定している。

このほかに、『特許法』第63条は特許権の侵害と見なさないいくつかの状況を規定している。

- ① 特許権者の製造、輸入あるいは特許権者の許可を経て製造、輸入された特許生産品あるいは特許方法に照らして直接権利を得た生産品が売り出されたのちに、使用、販売許可あるいは該当する生産品を販売している場合。
- ② 特許出願日より前に既に同様の生産品を製造、又は同様の方法の使用あるいは既に製造や使用に必要な準備ができており、元からある範囲内で継続して製造、使用をする場合。
- ③ 臨時で中国の領土、領海、領空を外国の運輸が通過するときに、その所属する国と中国が調印している協議あるいは共同参加している国際条約、又は相互利益の原則に基づいたうえで、運輸道具の必要又はその装置や設備に特許に関する使用がある場合。
- ④ 科学研究と実験のために関係する特許を使用する場合。

生産経営目的のための使用あるいは販売について既に特許権者が許可や製造をして販売している特許生産品あるいは特許の方法に照らして直接権利を得た生産品について、その生産品の合法的な根拠を証明できるときには、賠償責任を負わない。

(6) 職務発明と非職務発明の権利の所属

該当する機関、団体、企業等の任務あるいは主にその機関、団体、企業等の物質的技術条件の利用によって完成した発明創造を職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は該当する機関、団体、企業等に帰属する。出願が許可されたのちに、該当する機関、団体、企業等が特許権者となる。特許権を授与された機関、団体、企業等は職務発明創造の発明者又は設計者に奨励を与えねばならない。発明創造特許の実施後、その応用が広

がった範囲と取得した経済利益に基づいて、発明者あるいは設計者に合理的な報酬を与える。

非職務発明創造について、特許出願の権利は発明者あるいは設計者に帰属する。出願が許可されたのちは、該当する発明者あるいは設計者が特許権者となる。

機関、団体、企業等の物質的技術条件の利用によって完成した発明創造について、機関、団体、企業等と発明者あるいは設計者に契約が結ばれている場合、特許出願の権利と特許権に約定をつくり、その約定に基づく。

(7) 特許の委譲、許可の手続き

中国の機関、団体、企業等あるいは個人で外国人に特許出願権あるいは特許権を委譲する者は、必ず国務院の関係する主管部門の許可を経なければならない。特許出願権あるいは特許権を委譲するとき、当事者は書面で契約を結び、中国の特許局に登録し、中国特許局の公告によらなければならない。特許出願権あるいは特許権の委譲は登記した日から効果が発生する。

他人の特許を使用するいかなる機関、団体、企業等あるいは個人も、特許権者と書面で使用許可の契約を結び、特許権者に特許使用料を払わなければならない。許可を得た者は契約で認められない規定を除いて、いかなる機関、団体、企業等あるいは個人も該当する特許を使用できる。

(8) 特許権の保護期限

発明特許権の保護期限は20年、実用新案権と意匠権特許権の期限は10年であり、出願日から数えて計算する。

(9) 特許権の保護範囲

発明あるいは実用新案の特許権の保護範囲はその権利要求の内容に準じて、説明書及び付属の図面で解釈権の要求をできる。意匠権の保護範囲は図面あるいは写真で表示される当該意匠権の生産品に準ずる。

(10) 特許権の終了と無効

特許権は一般的には有効期間の満了によって終了するが、規定に反した特許の年間費用の滞納あるいは書面の放棄をした場合に、事前に終結することがある。

公衆は特許権が授与された日から、いかなる機関、団体、企業等あるいは個人もその特許権が特許法に関する規定に符合しないと考えたときに、専利復審委員会（特許再審査委員会）に該当する特許の無効を申し立てることができる。

専利復審委員会の特許権無効あるいは特許権維持の決定に不服がある者は、通知を受け取った日から3か月のうちに人民法院に起訴することができる。人民法院は無効宣告請求手続きの相手方当事者に通知して訴訟に参加させなければならない。

1-2-2 中華人民共和國商標法

(1) 商標法による保護の主体と客体

商標法が保護する主体は中国企業、事業単位と個人の商工業者、及び外国人と外国企業を包括する。

商標法の規定によると、商標法が保護する客体は商品商標、サービス商標、グループ商標、証明商標を包括する。商標は文字、図形、数字、立体標識や色の組み合わせ等、あるいは上述する要素を組み合わせた構成により、明らかな特徴を有し、識別に便利で、また新商標法第 10 条、第 11 条が規定する禁止条項に違反しない。

(2) 商標登記出願

商標登記出願の原則：登記原則。先に出願ありきの原則。優先権の原則。自主的な登記と強制登記（人間用の薬品とタバコ製品については必ず登記商標を用いなければならない）の結合した原則。

商標登記出願機関：中国工商行政管理局商標局が商標登記出願と商標登記の審査と許可に責任を負う。

外国人あるいは外国企業が中国において商標登記をする手続き：必ず国家が認可した代理機構に委託して手続きを行い、外国人あるいは外国企業が所属する国家及び中国が調印している協定、共同参加している国際条約あるいは互惠の原則に従って取り扱う。

(3) 商標登記審査と許可までの手続き

予備審査の公告、登記の審査通過、出願の却下と再審査、商標への異議と再審査。

(4) 商標権の内容

独占使用権、委譲権、他人への使用許可権を包括する。

(5) 商標権の委譲と使用許可

商標登記の委譲は商標委譲契約を結び、委譲する者と委譲を受ける者が合同で商標局に出願を提出し、商標局の審査と許可を経る。

商標登録者は商標使用許可の契約を結んでから、他人にその登録商標の使用を許可することができる。商標使用許可の契約は商標局に報告して記載されなければならない。

(6) 登録商標権の継続と撤回

登録商標の有効期限は10年であり、登記が審査を通過した日から数えて計算する。期間満了6か月以内に登録の継続利用を申請することができ、毎回の登録継続の有効期限を10年とする。

既に登録した商標が審査を通過していても、仮に商標法規定に違反している場合には、国家商標局は権利を撤回する権利をもち、公衆も商標評価審査委員会に裁定の撤回を申請することができる。

(7) 登録商標専用権の保護

登録商標の専用権は、審査で許可を得て登記した商標と該当する商標が使われた商品に限られる。

商標権に対する侵害行為には、被侵害者が直接に人民法院に起訴することができ、また先に工商行政管理機関に処置を請求することができる。処置の決定内容に不服がある場合には、それから人民法院に起訴することができる。

(8) 著名商標（馳名商標）の保護

中国の著名商標の保護については主に 1996 年国家工商行政管理局が發布した『著名商標認定と管理暫行規定』（1998 年修正）と、新しい『商標法』の規定に基づいている。著名商標とは市場で評判が高く関係する公衆にもよく知られている登録商標で、出願して認定された著名商標であり、『規定』第 5 条の証明書類が提出されていなければならない。中国は著名商標の保護範囲を非類似商品にまで拡大でき、保護能力も普通の登録商標より比較的高い。

(9) 地理の標示の保護

『商標法』第 16 条の規定によると、地理標示とはその商品がどの地区から来ているのか、該当商品の品質、信頼度あるいはその他の特徴、主に該当地区の自然要素又は文化的要素から決定される標示である。商品中に商品の地理標示があり、その商品が地理標示の示す地区から来ておらず、大衆を誤解させる場合は、登記を認めず使用も禁止する。しかし既に善意で登録を取得しているなら継続して有効となる。

1 - 2 - 3 中華人民共和国著作権法

(1) 著作権法が保護する主体と対象

中国公民、法人あるいは非法人機関、団体、企業等の作品は、発表されているか否かを問わず、著作権を有する。外国人の作品は先に中国国内にて発表されてから著作権を有する。外国人が中国国内で発表した作品は、その所属する国家及び中国が調印している協定あるいは共同参加している国際条約に基づいて著作権を有し、本法律の保護を受ける。

著作権法が保護する対象は作品であり、著作権法第 3 条と第 6 条が規定する 10 種の形式による文学、芸術と自然科学、社会科学と工事技術などの方面の作品を包括する。第 4 条が規定する法律に基づく出版や放送の禁止された作品、及び第 5 条の規定する時事ニュースなどの 3 類作品は、著作権法の保護を受けない。

(2) 著作権の発生、属性と内容

中国の著作権は作品創作の完成で自動的に発生し、いかなる手続きも必要とせず、自動的に著作権を有する。

創作作品の著作権者は作者である。法人あるいは非法人の主管により、法人あるいは非法人の創作意志を代表し、また法人あるいは非法人が責任をもつ作品である場合には、法人あるいは非法人が作者であると見なされる。2 人以上の合作の創作作品は、著作権も合作作者たちが共同で有する。著作権者が機関、団体、企業等の仕事の任務の遂行として創

作した作品は職務作品となり、著作権は作者が有するが、機関、団体、企業等はその業務の範囲内において優先的に使用する権利をもつ。作品が完成して2年以内に、機関、団体、企業等の同意を経ずして、作者は第三者に機関、団体、企業等が使用するのと同様の方式を使用する作品を許可をすることはできない。

著作権は以下の人格権と財産権を包括する：発表権、署名権、修正権、同一性保持権（保護作品完整権）、使用权と報酬を受ける権利。

(3) 著作権の保護期間

作者の署名権、修正権、同一性保持権の保護期間は制限を受けない。公民作品の発表権、使用权と報酬を受ける権利は作者の死亡後50年とする。機関、団体、企業等作品の著作権（署名権を除く）の保護期間は50年とする。

(4) 隣接権

出版社、実演者、録音録画制作者、放送会社、テレビ局などは本法律に基づき他人の著作権の使用权を得て、作者の署名権、修正権、同一性保持権と報酬を受ける権利を侵害してはならない。

(5) 著作権の保護

著作権法第45条と第46条は15種の著作権と隣接権の侵害行為を規定し、併せて著作権と隣接権の侵害による民事責任、行政責任、刑事責任を規定している。

1-2-4 ソフトウェア保護条例

(1) ソフトウェア保護の法律法規

ソフトウェアは一種の特殊な作品であり、『著作権法』の保護を受け、また『ソフトウェア保護条例』の保護も受ける。『著作権法』において、ソフトウェアは一般的な意義上の作品ならば保護され、特に「複製権」の保護が強調される。ソフトウェアの保護の特殊性をかんがみて、『ソフトウェア保護条例』ではソフトウェアの保護に具体的な規定をしている。

(2) 保護の対象と条件

条例が保護する対象はソフトウェアであり、コンピュータープログラム及びその関係する文書を指す。保護されるソフトウェアは開発者の独立した開発によるもので、何らかの形として既に固まっているものである。条例はソフトウェアの保護について開発ソフトウェアの思想、概念、発見、原理、計算法、処理過程、運用方法にまで拡大しないと規定している。条例はデータベースの保護には触れていない。

(3) 保護の主体

中国公民と機関、団体、企業等はその開発ソフトウェアに対し、発表されているか否かを問わず、本条例に基づく著作権を有する。外国人のソフトウェアは先に中国国内で発表されてから、本条例に基づき著作権を有する。外国人が中国国外で発表したソフトウェア

については、その所属する国家及び中国が調印している協定あるいは共同参加している国際条約に基づいて著作権を有し、本条例の保護を受ける。

(4) ソフトウェア著作権の帰属

条例はソフトウェアの著作権がソフトウェア開発者に属すると規定している。共同開発して完成したソフトウェアについて、著作権は合同開発者が共同で有する。委託して開発完成したソフトウェアについては、協議約定がない場合について、著作権は委託を受けた者に属する。職務で作成したソフトウェアについては、著作権は機関、団体、企業等に属する。

(5) ソフトウェア著作権の内容

人格権と財産権を包括する。人格権とは発表権と開発者の氏名表示権を指し、財産権とは使用、使用許あるいは報酬を受ける権利の委譲を指す。

(6) ソフトウェアの保護期間

条例はソフトウェアの著作権の保護期間を50年と規定している。ソフトウェア開発者の氏名表示権は保護期限の制限を受けない。

(7) ソフトウェアの保護

条例はソフトウェアの権利侵害行為の形式とその民事、行政責任及び契約違反の民事責任を規定している。

1-2-5 集積回路配置設計保護条例

(1) 保護の対象と条件

本条例の保護対象となる集積回路配置の設計は独創性を有し、配置設計は創作者自身の能力と労働の成果であるべきで、また創作時の配置設計は配置設計創作者と集積回路製造者のみが知り、公に知られた従来設計であってはならない。本条例の配置設計に対する保護は、思想、処理過程、操作方法あるいは数学概念などに対しては及ばない。

(2) 保護の主体

中国の自然人、法人あるいはその他組織が創作した配置設計は、本条例に基づき配置設計の専有権を有する。外国人が創作した配置設計は先に中国国内で商業利用されてから、本条例に照らして配置設計の専有権を得る。外国人が創作した配置設計については、その創作者が属する国家及び中国が関連の配置設計保護協定に調印あるいは関連の配置設計保護国際条例に中国と共同参加している場合に、本条例の配置設計の専有権を有する。

(3) 集積回路の配置設計専有権の発生及び内容

集積回路の配置設計専有権は国家知識産権局の登記を経て発生する。登記を経ない配置設計は本条例の保護を受けない。

配置設計の権利者は以下に対する専有権を有する：保護を受ける配置設計の全部あるい

はそのなかのあらゆる独創性の部分の複製。保護される配置設計、配置設計を含有する集積回路及び集積回路を含有する物品の商用。

(4) 集積回路設計の専有権の帰属

配置設計の専有権は配置設計創作者に属する。自然人が創作した配置設計は、自然人が創作者となる。機関、団体、企業等が創作した配置設計は、該当する機関、団体、企業等が創作者となる。合作で完成した配置設計は、その専有権は合作者の約定により帰属する。約定がつけられていないあるいは約定で不明な場合は、その専有権は合作者が共同で有する。委託を受けて創作した配置設計は、その専有権は委託者と受託者双方の約定により帰属する。約定がないあるいは約定で不明である場合には、その専有権は受託者が有する。

(5) 集積回路配置設計専有権の保護期間

配置設計の専有権の保護期間は10年とし、配置設計登記出願日あるいは世界のいかなる地方にあっても初めて商業利用をした日から数え、前者の方を比較的優先して基準とする。ただし、登記あるいは商用がなされているか否かにかかわらず、配置設計は創作完成日から数えて15年後からは、再び本条例の保護を受けない。

(6) 集積回路配置設計の登記

国家知識産権局は配置設計の登記業務に責任を負い、配置設計の登記出願を受理する。配置設計は世界のいかなる地方でも初めて商用された日から数えて2年以内に登記出願が提出されていない場合、再び登記することはできない。

配置設計登記の手順：出願－予備審査（合格）－登記－公告／出願－予備審査（不合格）－差し戻し－再審査－起訴。

(7) 集積回路配置設計専有権の行使

配置設計の権利者はその専有権を移譲あるいは他人がその配置設計を使用することを許可できる。配置設計専有権の委譲には、書面による契約を結ばなければならず、併せて国務院知識産権行政部門に登録して公告をし、配置設計専有権の委譲は登記の日から有効となる。

(8) 集積回路配置設計専有権の保護

条例は配置設計専有権の侵害行為の形式及び法律責任を規定している。

1－2－6 植物新品種の保護条例

(1) 保護の対象

保護される植物新品種は、人工栽培を経たあるいは発見された野生植物に対する開発を経た、新規性、特異性、一致性と安定性を備え、また適当な命名のある植物品種を指す。

(2) 植物新品種権付与の条件

品種権の出願される植物新品種は国家植物品種保護リストに掲載された植物の属あるいは種でなければならない。

品種権を付与された植物新品種は第14条が規定する新規性、第15条が規定する特異性、第16条が規定する一致性、及び第17条が規定する安定性に符合しなければならない。

品種権が付与された植物新品種は適当な名称を備えなければならない、また似通ったあるいは近似の植物属あるいは種の既にある品種の名称と区別される。名称は登録登記を経たのちに植物新品種の名称として通用する。

(3) 植物新品種権の授権機関

国務院農業、林業行政部門は職責の分担に照らして植物新品種権出願の受理と審査に共同で責任を負い、条例規定に符合する植物新品種に植物新品種権を授与する。

(4) 植物新品種権の内容と帰属

育種を完成した機関、団体、企業等あるいは個人はその授権した品種に、排他的独占権を有する。いかなる機関、団体、企業等あるいは個人であっても品種権所有者の許可を経ずして、商業目的で品種権を持つ品種の繁殖材料を重複して使用して他の品種の繁殖材料を生産してはならない。ただし、本条例には例外規定がある。

機関、団体、企業等の任務執行あるいは主に機関、団体、企業等の物質的条件の利用により完成した職務育種については、植物新品種の出願権は当該機関、団体、企業等に帰属する。非職務育種については、植物新品種の出願権は育種を完成した個人に帰属する。出願が許可されたのちに、品種権は出願者に帰属する。

育種あるいは共同育種の委託については、品種権は当事者間の契約の約定により帰属する。契約の約定がない際には、品種権は受託完成者あるいは育種を共同で完成した機関、団体、企業等あるいは個人に帰属する。

(5) 植物新品種権の出願

出願原則：1つの植物新品種は1項目の品種権しか授与されない。2人以上の出願者が別々に同一の植物新品種について品種権の出願をした場合、品種権は最も先に出願した者に授与される。同時出願の場合、品種権は最も先に該当する植物新品種育種を完成させた者に与えられる。

出願書類：品種権の出願は審査機関に規定された格式要求にのっとり出願書、説明書と該当する品種の写真を提出しなければならない。出願書類は中国語を用いて書かなければならない。

(6) 植物新品種権の審査手順

包括的出願の受理－予備審査公告－実質審査－授権公告。

(7) 植物新品種権の委譲と使用許可

植物新品種の出願権と品種権は法に基づき委譲することができる。中国の機関、団体、企業等あるいは個人が国内において育成した植物新品種について出願権あるいは品種権を外国人に委譲する場合、審査機関の許可を経なければならない。

国有機関、団体、企業等が国内で出願権あるいは品種権を委譲する場合、国家の関連する規定に照らして関連する行政主管部門の許可を経なければならない。

出願権あるいは品種権を委譲する場合、当事者たちは書面にて契約を結ばなければならず、併せて審査機関に登録し、審査機関の許可により公告する。

(8) 植物新品種権の限界

条例第10条は2種類の状況について品種権者の許可を経ず、その使用料を払わずして植物新品種権の行為を使用してよいと規定している。

条例第11条は植物新品種権の使用行為の強制的な許可について規定している。

(9) 植物新品種権の保護期限、終了と無効

植物新品種権の保護期間は、授権の日から数え、蔓植物、林木、果樹と観葉植物は20年とし、その他の植物は15年とする。

条例第36条は植物新品種権について保護期間満了前に終了する4種の状態について規定している。

条例第37条は植物新品種の再審査委員会が職権あるいは公衆の書面請求に基づいて、本条例の規定に符合しない植物新品種権に対して無効宣告できることについて規定している。

1-2-7 商業秘密の立法保護

(1) 中国商業秘密の保護の法律的根拠

主に『中華人民共和国不正競争禁止法』、『中華人民共和国刑法』、『営業秘密行為の侵害禁止に関する若干の規定』（国家工商局1995年発布）等に包括される。

(2) 商業秘密について法律が保護する対象

商業秘密は公衆に知られることなく、権利者に経済利益をもたらし、実用性を備える、権利者が機密措置をした技術情報と経営情報を指す。技術情報とは設計、プログラム、生産品の調合、工芸制作、制作方法などである。経営情報とは管理の秘訣、顧客名簿、仕入先情報、経営戦略、入札における最適基準価格及び入札内容などの情報である。

(3) 商業秘密の構成条件

一項の商業秘密を構成するには必ず以下の3つの条件を備えなければならない。

① 秘密性：情報は公衆に知られることなく、その情報は公開ルートから直接得ることができないことを指す。

② 実用性：その情報が確定的で応用性を備え、権利人に現実的あるいは潜在的に経済的利益あるいは競争力をもたらすことを指す。

③ 機密性：権利者がとる機密措置、秘密の合意の取極め、機密制度の確立及びその他

の合理的機密措置を包含する内容を指す。

(4) 商業秘密権の内容

商業秘密権は占有権、使用权、収益権、処分権を包括する。商業秘密の権利者は契約締結の形式を通して他人が営業秘密権を使用することを委譲あるいは許可できる。

(5) 商業秘密の侵害行為の形式

商業秘密の侵害行為の形式は次のものを包括する。①窃盗、利益で釣る、脅迫あるいはその他の不正手段をもって権利者の商業秘密を得る。②前項の手段をもって権利者の商業秘密を公表、使用あるいは他人に使用を許可する。③約定に違反あるいは権利者の商業秘密保守の要求に違反して、公表、使用あるいは他人にその把握する商業秘密の使用を許可する。④第三者が承知のうえであるいは前項までにあげた違反行為を知りながら、他人の営業秘密を入手、使用あるいは公表する。

(6) 営業秘密権の限界

以下の状況の場合には営業秘密の侵害行為にはならない。①他人が自ら同様の営業秘密を創造、考案する。②他人が逆方向からの工程を通して営業秘密を得る。③他人がその他の合法的権利者のところから営業秘密権を譲られあるいは営業秘密の実施許可権を得る。④第三者が善意で営業秘密を得る。

(7) 営業秘密の侵害行為の処理機関

営業秘密の侵害行為がまだ犯罪に至っていない場合、県級以上の工商行政管理機関により処理認定する。犯罪になった場合、司法機関が処理認定する。被侵害者も直接的に人民法院に訴訟を提起でき、営業秘密の侵害者の民事責任を追求できる。

1-3 中国における知的財産権法律制度立法の評価

1-3-1 中国における知的財産権法律制度と TRIPs 協定の基本的要求の一致

中国の知的財産権に関する国際条約及び二者協定を保護し遵守する真摯な立場と国際義務を十分に果たしている能力は、国際世論の大々的な賞賛と支持を得た。改革開放と足並みを揃えるように、中国では知的財産権立法の方面において著しい進展を遂げた。中国は国情と国際発展の動向に従い各知的財産権に関する法律及び法規を制定し改善を行い、今では既に中国特有の社会主義的知的財産権保護の法律体系をつくりあげるに至った。中国の知的財産権が及ぶ保護範囲と保護基準はしだいに国際間の慣例に近づいてきており、既に知的財産権に対して高水準の法律保護を実施している。

1983年3月から『中華人民共和国商標法』及びその実施細則が施行されたが、そのなかで商標登録手続きの出願、審査、登録などの多方面にわたる原則と、国際的に通用している原則とは完全に一致している。改革開放と経済発展の情勢の需要に適応させるため、更に有効的に商標の偽造を取り締まり、商標権の侵害行為を抑制し、商標登録専門権を積極的に保護する構えを見せた。また、中国は1993年に商標法及びその実施細則に対してそれぞれ改正を行ったが、これは関税及び貿易に関する協定で合意した『貿易関連知的所有権協定 (TRIPs 協定)』の要求

にすべて沿っている。1993年2月、全国人民代表大会常務委員会は『登録商標偽造犯罪の処罰に関する補足規定』をつくり、登録商標偽造犯罪及び商標侵害行為の処罰に対する影響力を更に強化した。2001年、10月27日改正した商標法は中国がWTOに加盟していく新しい情勢のなかで、中国の社会主義市場経済の建設ニーズに合ったものであり、全面的にWTO規則にのった商標法である。今回WTO規則により商標法に対して改正を行った内容は次のとおりである。権利主体を大きく緩和し、客体の保護を拡大し、登録手続きを完備し、司法による監督を強化し、保護力を強め、司法手続きを完備する。これらの法律法規と規定は、国内外の登録商標の専有権を十分かつ有効に保障している。

1985年4月から施行された『中華人民共和国特許法』及びその実施細則は、中国における知的財産権保護の範囲を発明創造の特許権の保護にまで拡大させた。中国の特許に対する保護基準を更に国際基準にまで高めるため、全国人民代表大会常務委員会は1992年9月4日に特許法修正案を可決し、特許法に対し重要な改正を加えた。その特許法は特許の保護範囲の拡大し、それが商品であろうが方法であろうが、例えば薬品と化学物質商品及び食品、飲料と調味料に対しても例外なくすべてに特許が授けられる。発明創造の特許権の保護期限は従来出願日から数えて15年間と規定されていたが、出願日から数えて20年間にまで延長され、実用新案特許と意匠特許の保護期限も出願日から数えて5年間から10年間へと延長された。特許権に対する保護を更に強化し、特許方法に対する保護をその方法を用いて直接得られた商品にまで効力を及ぼす以外に、輸入特許商品にも必ずその特許権者の同意が必要であると明確に規定し、特許権者の利益の保護を更に強固なものとした。

また、特許実施の強制許可の条件を新たに規定した。これにより中国の特許権保護に新しい基準が達成された。第9回人民代表大会常務委員会第17次会议は2000年8月25日に特許法に対する二次修正を採択した。今回の修正で、特許法が科学技術の進歩と新たなサービスの提供を促進し、改革と創造のためによりよい条件を提供することを明確にし、そして国営部門の特許権「特有」規定を廃止し、職務発明に対する規定を更に合理的なものにして、科学技術者に対して新しい創造意欲を高め、職務発明者に対しては奨励と報酬を与えるべきであると明確にした。またその保護力を高め、司法と行政の法規執行の方面を改善し、販売約束に関する規定を加えた。不法商品の「合法」使用を禁止し、提訴より前の臨時措置を増やし、権利の侵害に関する賠償額計算の規定を加え、各省、自治区、直轄市の人民政府は特許管理の職能をもつと規定し、行政による法規執行機能を十分に発揮して、特許侵害紛争の処理と行政の法規執行機能との関係をうまく処理し、民衆の利益を保護し、特許権者による権利の濫用を防止することを規定したのである。

特許審査、授権の手続きを完備、簡素化し、当事者の合法的な利益の保護は、明確に特許国際出願(PCT)の法律に依拠している。撤回手続きを廃止し、手続きを簡素化して、実用新案と意匠に関する再審査又は無効は人民法院が最終的判定を行うと規定し、特許権移譲と外国に特許を出願する手続きを簡素化した。勤労、清廉、実務に励む、効率的な特許審査と特許に従事する部門を建設するなかで、国務院特許行政部門は出願された案件の審査を速やかに終わらせるべきであることを明確にし、特許の管理に従事する部門は特許製品の経営活動に参加してはならないと明確にし、特許に従事する部門に厳格な要求を行った。

そのなかで、TRIPs協議に合わせた改正は以下のとおりである。

特許権者はその特許の許可を経っていない者の販売行為を禁止する権利を有すると規定した。

実用新案と意匠特許の出願又は特許の再審査と無効は人民法院が最終的な判定を行うと規定した。取り返しのつかない大きな損害を防止するために、特許権者は権利侵害の訴訟を起こす前に、人民法院に対して権利侵害行為の停止を命じるよう申請することができるなどの臨時的な措置を追加規定した。特許強制許可を付与する条件を改善した。このように、中国の特許法は『貿易関連知的所有権協議』と基本的に一致しているといえる。

『中華人民共和国著作権法』及びその実施細則は、文学、芸術と科学作品の作者の著作権及びそれに関する権益の保護を明確にした。この法律によると、中国では文学作品だけでなく、口述作品・音楽・戯劇・曲芸・舞踏作品・美術・撮影作品・映画・テレビ作品・録音作品・工事設計図と商品設計図及びその説明・地図及び見取り図などの図形作品に保護を与え、ソフトウェアも著作権の保護範囲に含まれる。中国はソフトウェアを著作権法保護の対象として明確にした世界でもあまり例を見ない国の1つである。国務院はそのほかにも『ソフトウェア保護条例』を發布し、ソフトウェア保護の具体的な実施方法を規定し、著作権法の付属法規として、1991年10月から施行した。国務院は1992年9月25日に『国際著作権条約実施の規定』を發布し、外国作品の著作権者の保護に対して国際条約にある権利によって具体的な規定をした。

このほかにも、国務院の制定した一連の知的財産権を保護する行政法規は、中国の知的財産権法律制度を更に完全なものとし、全体的に見て国際保護基準との距離が更に縮まったといえる。

1-3-2 中国の完備する知的財産権保護の法律措置

中国の知的財産権に関する法律は、規定違反の行為について法の責任を負わなければならないと規定しており、民事責任、行政処罰及び刑事責任がそのなかに含まれる。

中国の特許法の規定によると、特許権侵害行為に対しては、特許権者あるいは利害関係のある者が特許管理機関に解決の請求をすることができ、又は直接人民法院に提訴してもよい。特許管理機関が処理する場合、権利侵害者に権利侵害行為を停止し、損害賠償を支払うよう指示する権利がある。特許商品ではないものあるいは特許方法を用いずに特許商品や特許方法を偽造した場合、特許管理機関により偽造行為の停止を指示され、その訂正が発表され、罰金に処される。他人の特許に対する偽造の経緯が重大である場合は、直接その当事者に責任を問い、刑法の規定に照らして刑事責任を追及し、責任のある者に対して直接に、3年以下の有期懲役、拘留あるいは罰金の判決を下すことができる。

中国の商標法法律法規の規定によると、商標専用権の侵害に対しては、工商行政管理部門がその職権あるいは消費者の訴えにより、自ら検査し処理することができる。被害者は加害者の所在地又は加害行為の行われた県以上の工商行政管理部門に解決を要求でき、工商行政管理部門は加害者に直ちに侵害行為を停止し、被害者の損害を賠償するよう指示する権利をもつ。商標専用権侵害に対して、まだ犯罪が成立していない場合でも、工商行政管理部門は罰金の判決を下す権利がある。当事者が工商行政管理部門の行政処理に対して不服であるなら、規定の期限内に人民法院に上訴することもでき、人民法院により判決が下される。これらの規定は、当事者にとって便利であるばかりでなく、行政の法律実施と司法の審判の一致性、公正性、厳肅性をも保障している。登録商標専用権の侵害に対しては、被害者も直接人民法院に提訴することができる。他人の登録商標に対する偽造は、犯罪が成立すると、被害者の損害を賠償する以

外に、法にのっとって刑事責任が追及される。『登録商標偽造犯罪の処罰に関する補足規定』に従い、登録商標偽造の違法行為で得た金額が比較的多いあるいはほかの重大な経緯がある場合、3年以下の有期徒刑又は拘留、併せてあるいは単独での罰金に処される。違法行為で多大な額を得た場合は、3年以上7年以下の有期徒刑と罰金に処される。企業や事業単位で商標登録偽造罪を犯した場合、その部門に対し罰金の判決が下され、直接責任を負う責任者あるいはほかの直接の担当者に対し、法にのっとり刑事責任も追及される。国家公務員が故意に商標登録偽造の犯罪を隠匿又は法に携わる人が情実にとらわれて法を曲げた場合、汚職罪として追求すると規定されている。

中国の著作権法の規定によると、著作権者の許可なくしてその作品を発表した者、提携者の許可なく他人と提携し制作した作品を単独個人の作品として発表した者、創作に参加せず、個人の名誉と利益の獲得のため、他人の作品に自分の署名をした者、他人の作品を歪曲かつ改ざんした者、著作権者の許可なく様々な方法でその作品を使用した者、他人の作品を使用しながら規定に従った報酬を支払わない者、及び演技者の許可なく生放送で放映するなどの権利侵害行為は、状況に従い、侵害停止・影響排除・公開の謝罪・損害賠償などの民事責任を負わなければならない。他人の作品を剽窃、盗作した者、著作権者の許可なくただ単に営利を目的としている者、録音制作者の許可なくその制作した著作物を複製発行するなどの権利侵害行為については、状況に従い、民事責任を負い、著作権行政管理部門から不法所得の没収、罰金などの行政処分を受けなければならない。著作権侵害及び著作権に関する権益行為に対しては、当事者も直接人民法院に提訴することができる。社会秩序に重大な危害を加え、著作権者及びその他の権利者の合法的な権益を侵害する違法行為であり、経緯が重大である犯罪が成立した場合、関連の法律に基づき、加害者に対し刑事責任を追及することができる。

1-3-3 中国における知的財産権立法に期待される改善点

中国の知的財産権について、上は法律から下は規則まで、すべての方面において触れてはいるが、主要なものは行政法規及び規則であり、今後は立法の向上が期待される。行政部門の法律の規範は、行政管理の面あるいは権利保護禁止の面から規範が置かれているため、多くの知的財産権が権利行使の方面において法的根拠の欠如へと追い込まれおり、知的財産権の市場取引に不利となっている。法律の効果が比較的高いことにより、権利の保護が更に有利になり、また法律制定の手続きが一層厳しくなることで、各方面の利益の斟酌が一層客観的になるとともに、立法の質の向上の助けともなり、行政権力の恣意的行為を制限し、権利者の利益を保障することが可能となる。以上のことから、知的財産権の立法は更に段階を上げていく必要がある。

このほかに、上述したように、中国における現在の知的財産権立法は既にTRIPsの基本的要求を満たしており、著作権、商標権、特許権、商業秘密、集積回路配置設計、植物新品種、不正競争禁止などを包括した、TRIPsが規定する知的財産権の領域をカバーしているが、同時に中国も国際知的所有権立法が直面する重大な問題に大いに注目している。MP3の著作権権益、インターネット上の著作権問題、ソフトウェアの特許保護方法の問題、商業方法の特許保護問題、集積回路の許可方法、遺伝資源と伝統文化の関係等のような問題である。国外最新の知的所有権立法の動きの追跡とともに、中国の実際状況と結びつけ、適時に中国の知的財産権の法律法規に対して適当な調整と改善を行い、国際知的所有権保護との一層の接近を試みている。

第2章 中国の知的財産権における法執行状況の分析

2-1 中国における知的財産権保護の法的道筋

知的財産権の授権と登録の手続きは、知的財産権への法的保護の第1段階といえる。特に特許や商標は、法定手続きにより授権されて初めて法的な保護が受けられる。法律の規定によれば、行政機関は知的財産権の実情を審査し、法律規定に合致すると認定したのちに、知的財産権の専有権を授けることになる。このほかに知的財産権担当の行政管理機関は法律の規定に基づいて、知的財産権の帰属に関する紛争を処理する。専利復審委員会（特許再審査委員会）は、特許権の取り消し・無効や争議について審査や裁定を担当する。商標復審委員会（商標再審査委員会）は、商標権の取り消し・無効や争議に対して審査や裁定を担当する。知的財産権に関する紛争の処理を通じて、知的財産権の真の権利者もつ権利が法律の確実な保護を得られるようにする。このほか、知的財産権担当の行政管理部門は、法律の規定に従い、権利者の要請に応じて、知的財産権をめぐる紛争、知的財産権の使用料や賠償金額を調停する。ただし、これらは法的拘束力をもっておらず、当事者の一方が不服とした場合、または一方の当事者が調停結果を履行しないときは、人民法院で民事訴訟を起こすことができる。改正後の『専利法』『商標法』『著作権法』はいずれも、これらについて明確に規定している。

知的財産権担当の行政管理部門は法律の規定により、知的財産権に対する権利の確認と授権、登録や、権利の帰属に関する処理を行う。知的財産権が侵害された場合、知的財産権担当の行政管理機関は、同様に法律の規定に基づいて、行政の法執行権を行使することで権利者の権利を行政的に保護することができる。知的財産権に関する法律の規定によると、知的財産権の権利者の権利が侵害された場合、①人民法院に訴訟すること、②知的財産権担当の行政管理部門へ処置を要請すること——を自主的に選択できる（これは、知的財産権の紛争解決における中国と他国との大きな違いの1つといえる）。

人民法院による司法的救済と行政管理部門の行政的な調査・処分との間には、大きな差異がある。まず、行政管理部門が知的財産権の侵害を処理する場合、権利侵害行為を停止するよう権利侵害者に対して命令する権利はあるが、こうした処理は最終的な措置ではなく、『行政復議法（再議法）』第6条、第9条は、公民、法人あるいはその他の組織が行政機関の行政処罰決定や行政強制措置決定などの行政決定に対して不服である場合、あるいは具体的に行政の行為がその合法的権益を侵害していると考えられた場合は、その具体的な行政行為を知った日から数えて60日以内に行政再議申請を提出することができる。当事者の一方（権利者又は権利を侵害された者）がそれを不服とした場合は、行政管理部門の処理の通知日から数えて3か月以内に、人民法院に起訴することができる。当事者の双方が行政管理部門の処理の受入れを表明し、規定の期限内に人民法院へ起訴しなかった場合にのみ、行政側の処理に法的な拘束力が発生する。また知的財産権の侵害に関する人民法院の判決は最終的なもので、その他のいかなる機関も判決を覆すことができない。次に、行政管理部門が行使できる救済手段には限りがあり、権利侵害者に対しては侵害行為の停止を命令することができるだけで、違法な所得の没収や罰金などの規定がない。

2-2 中国の知的財産権に関する行政的法執行の現況分析

知的財産権への行政的保護とは、国の行政管理部門が関連の法律規定に基づいて、法の定める行政権力の運用と、法の定める行政手続きを通じて、行政的な手段で知的財産権への全面的な法

的保護を実施することである。知的財産権への行政的保護は行政的な法執行措置には限定されず、その保護する範囲は比較的広く、政府の管理機関による知的財産権への保護の各分野にまでわたる。WTOの『貿易関連知的所有権協議（TRIPs）』第3条が明確に説明するとおり、知的財産権の保護は知的財産権の効力、獲得、範囲、維持又は行使、及び知的財産権に関連する事項が含まれる。

2-2-1 中国における知的財産権に関する行政的執行の法律体系

中国の経済体制改革が進むとともに、社会主義市場経済の発展による中国の行政管理体制へのニーズは更に高まっている。中国は『専利法』『商標法』『著作権法』を相次いで改正した。改正の知的財産権に関する法律は完成度が高まり、行政的執行の業務に関する規定が補充され、知的財産権に対する保護が強化されたばかりでなく、知的財産権にかかわる行政管理部門の行政的執行業務へと打ち出された新しい、より高い要求は、中国における知的財産権の行政的保護のメカニズムを更に科学的、合理的にした。例えば、中国の『専利法』は改正前、特許管理部門の地位を規定する専門の条項がなく、権利侵害による紛争や専利を装う行為への調査・処分に関する条項に「専利管理機関」について述べられていたにとどまる。改正後の『専利法』第3条では、国務院の特許行政部門は、全国の特許関連業務の管理を担当し、特許出願の受理や審査を統一的に行い、法により特許権を与える。省・自治区・直轄市人民政府の特許に関する業務を担当する部門は、行政区内の特許管理業務に責任を負うと規定する。また、『専利法』の「特許権の保護」や『専利法実施細則』の「特許管理機関」に関する条文では、特許に関する行政的執行に対して詳細な具体的規定を行っており、これは国の立法機関・行政機関が特許権の保護や、特許に関する法執行業務を重視していることを示している。特許法とその実施細則のこうした改正により、特許管理業務部門による特許に関する行政的執行について更なる有利な条件が整えられている。

2001年10月に改正された『著作権法』第7条は、「国務院の著作権担当の行政部門は全国の著作権管理業務を主管し、省・自治区・直轄市における人民政府の著作権担当の行政部門は行政区内の著作権管理業務を主管する」と規定する。

新たに改正された『商標法』第2条では、「国務院の工商行政管理局商標局は全国の商標登録・管理の業務を主管する。国務院の工商行政管理部門は商標評審委員会（評価審査委員会）を設置し、商標にかかわる紛争の処理に責任を負う」と規定している。

WTOへの加盟に向けて制定した『集積回路配置設計保護条例』の第6条では、「国務院の知的財産権担当の行政部門は本条例の規定に照らして、配置設計の専有権に関する管理業務を責任を負う」と規定している。

こうした知的財産権に関連する法律・法規は、知的財産権担当の行政管理部門による知的財産権への行政的保護における地位を強め、知的財産権への行政管理、行政的執行の権限を確立することともなり、知的財産権に対する効果的な保護にプラスとなっている。

上述した知的財産権に関する法律が知的財産権行政管理部門の具体的な職権を規定しているほか、関連する行政法も行政機関による職権の行使について規定しており、行政機関に対し、必要な行政管理権や行政処罰権を与えている。例えば、『行政処罰法』の第3条では、「公民、法人あるいは他の組織に、行政管理秩序に違反する行為があった場合、行政処罰を下さなければならない、行政機関が法律の規定に照らして実施する」と規定している。第15条では、「行政

処罰は、行政処罰権をもつ行政機関により法の定める職権の範囲内で実施する」と規定している。第20条では、「行政処罰は、違法行為の発生した現地の県レベル以上の地方人民政府において行政処罰権をもつ行政機関が管轄する」と規定している。第73条では、「行政機関が行政処罰を実施する場合、当事者に是正又は期限内での違法行為の是正を命令しなければならない」と規定している。こうした規定は、行政機関による行政処罰権の行使に明確な根拠を提供しており、知的財産権の行政管理担当者による効果的かつ迅速な知的財産権の行政的保護に役立っている。

全面的かつ有効に知的財産権を保護し、行政管理機関が具体的な行政保護権を法により行使することができるようにするため、中国では国の最高権力機関が知的財産権関連の一連の基本的法律を制定しているほか、各レベルの行政機関でも知的財産権を保護する一連の行政法規、規約、規定を制定している。主なものには『専利法実施細則』『商標法実施細則』『著作権法実施条例』『音像製品管理条例』『計算機軟件（ソフトウェア）保護条例』『薬品行政保護条例』『農業化学物質産品行政保護条例』『知識産権海関保護（知的財産権税関保護）条例』などがある。また、関連する知的財産権担当の行政管理部門が委託を受けて制定したものには『専利管理機関処理専利糾紛方法（特許管理機関による特許紛争の処理方法）』『管理専利工作的部門行政執法方法（特許管理業務部門の行政法執行方法）』『著作権行政処罰実施方法』『音像製品複製管理方法』などがある。

国の行政機関の部門による立法のほかに、中国の立法法の規定により、立法権のある地方の人民代表大会は、当該地区内のみで通用する規約や規則などの法規を制定できる。このことにより、地元の立法機関は各地の実情に基づいて、知的財産権をめぐる法律や実施細則に対して補充する規定をつくりだし、知的財産権の行政保護規定に対する法律や実施細則の運用性を高めており、中国の知的財産権の法律体系にとって必要な部分となっている。

上述の立法機関、行政機関、地方権力機関の立法活動を通じ、中国は整備された知的財産権保護の法律体系を備え、各段階の行政管理部門による知的財産権への行政保護権の行使に法的な根拠を与えている。

2-2-2 中国における知的財産権の行政的執行機関と法執行の内容

行政管理體系における優位性を発揮し、知的財産権保護の業務を適切に進めるため、知的財産権法律の規定に基づき、中国は知的財産権を管理する国の行政部門を設立するとともに、関連する国の政府機関や各省・自治区・直轄市・開放都市・経済特区などの都市で、知的財産権の管理担当機関を設立している。例えば、国家知的産権局（中国専利局を管轄）の設立と各省・市や関連政府部門による特許管理機関の設立、国家商標局と各段階工商行政管理局の商標管理担当部門の設置、国家著作権局と地方著作権担当の行政管理部門の設置などである。

知的財産権を主管する行政管理部門のほか、税関や警察、ニュース出版、文化市場管理などの部門も関連の法律の規定に基づいて、知的財産権に関する一定の行政的執行の職権をもっている。それぞれの部門が属する業界内において、関連の知的財産権に関する行政保護を法により与える。例えば、ニュース出版や文化市場の管理部門が担当業務のなかで取り扱う知的財産権、医薬・衛生担当の管理部門が薬品製造・生産のなかで扱う知的財産権、農業管理部門における農薬の製造・生産のなかの知的財産権、化学工業の管理部門における化学物質の製造・生産のなかの知的財産権は、それぞれ法律に照らした行政措置により保護される。

知的財産権担当の各行政管理部門は、法律の規定に基づいて職権を行使し、知的財産権の法律秩序を守り、公平競争を奨励し、紛争を調停し、知的財産権に関する権利侵害案件を調査・処分し、知的財産権を侵犯する行為に対しては、行政措置をとって権利侵害行為を有効に抑制し、知的財産権の権利者の利益と良好な社会・経済環境を保障しなければならない。

知的財産権に対する行政保護の実践において、中国の知的財産権関連の行政管理部門は、法律の規定に従って職権を行使し、それぞれ特許や商標、著作権など、知的財産権の確認と委託、登記、保護をそれぞれ担当する。

2-2-3 中国における知的財産権の行政法執行の成果と問題

上述のとおり、改革開放以来、特に中国のWTO加盟以後、中国は比較的整った知的財産権保護システムや管理業務システムを段階的に整備してきており、知的財産権の管理や保護の業務では際立った進歩が見られる。

2002年を例にとると、特許、商標、著作権を3大支柱とする知的財産権の法律体系は、更なる改善を経て、全面的に実施が徹底されている。特許の出願量と商標登録量は再度大幅な成長を遂げることになり、著作権保護の事業は著しい成果をあげ、植物新品種も日増しに認知が高まっており、税関による知的財産権の保護活動は対外貿易へのサービスにより大きな貢献を果たしている。文化部門は知的財産権の保護のために、権利侵害の海賊版取り締まりについて、より厳しい処罰措置を規定した。公安部門（警察）では、海賊版など違法活動への厳しい取り締まり活動を引き続き進めている。

(1) 特許に関する行政法執行の状況

国家知識産権局は2002年、特許3種類（特許・実用新案・意匠）の出願25万2,631件を受理して、前年の20万3,573件に比べ4万9,058件増となり、成長率は24.1%となった。国際出願の受理件数は951件で、国際予備審査請求書は697件を受け取り、国際予備審査報告738件を完了した。

2002年における特許出願の特徴としては、次の3つの点があげられる。

- ① 特許3種の出願件数では、発明特許の出願が8万232件で、前年の6万3,204件に比べて26.9%の増加となり、2000年、2001年の成長に引き続いて急速な成長を維持した。なかでも国内からの出願は3万9,806件で、前年より32.5%増加し、国外出願の増加に比べて11ポイント上回った。国内発明特許の急速な増加は国民全体の特許意識の高まりによるものである。
- ② 国内外の特許出願における構成を見ると、国内出願では実用新案や意匠が主で、全体の80.6%を占めている。海外出願は発明特許が中心で、85.9%を占めた。
- ③ 特許3種の構成では、発明特許は国内出願が3万9,806件、国際出願は4万426件となり、国内と海外はほぼ同数である一方、実用新案や意匠デザインは国内出願の比重が90%以上で、例年に比べ大きな変化はなかった。

2002年12月31日までに、中国国家知識産権局が出願を受理した発明特許は累計162万2,631件にのぼる。そのうち国内出願は134万4,177件で、特許の出願総数の82.8%となった。特許の国際出願は27万8,454件で、特許出願全体の17.2%を占める。

1994年に国家知識産権局が正式に特許協力条約（PCT）の構成国になって以来、2002年

12月31日までに、中国は国際出願4,372件を受理し、国際調査出願4,220件を受け、国際調査報告3,767件を完了し、国際予備審査の要求書2,282件を受理し、国際予備審査報告1,769件を完了した。中国を指定国とした国際出願で国内段階に入った件数は、発明特許10万1,031件、実用新案28件である。

2002年12月31日までに、中国へ国際出願した国・地区は累計116にのぼり、そのうち2002年に出願したのは75の国・地区である。出願件数上位10か国は日本、アメリカ合衆国、ドイツ、大韓民国、オランダ、フランス、スイス、英国、スウェーデン、イタリアの順となる。

国家知識産権局が2002年に認可した発明特許は計2万1,473件で、前年比31.8%増だった。実用新案は5万7,484件で前年比5.7%増、意匠は5万3,442件で同22.6%増となった。

2002年12月31日までの累計では、国家知識産権局は既に特許権88万3,035件を認可している。うち2002年は特許権13万2,399件を認可し、前年の11万4,251件に比べ15.9%増となった。

国家知識産権局が2002年に受理した再審査請求は961件で前年より345件(56.0%)増だった。このうち、実際の審査部門で却下された発明特許出願に対する再審査請求と、発明特許権の取り消し請求審査の決定を不服とした再審査請求は合計802件に達し、全体の83.4%を占めた。2002年は1年間で785件の再審査を完了した。2002年末の時点で再審査中の案件は662件である。

2002年に受理した特許無効を求める案件は1,752件で、前年比436件(33.1%)の増となった。うち発明特許は130件、実用新案は756件、意匠は866件となった。2002年末の時点で審査中の特許無効請求案件は1,384件である。

2002年に全国各省・自治区・直轄市の特許管理機関は、特許に関する紛争1,442件を受理し、1,291件が最終的に決着した。受理された案件のうち、権利侵害に関する紛争は1,390件、権利の帰属に関する紛争は29件、その他の紛争が23件。発明特許に関する案件が104件、実用新案に関する案件は622件、意匠に関する案件は716件だった。最終的な判断が下された案件のうち、処分されたものは262件、調停は711件、請求の取り下げは239件、裁定を下したものは28件、請求を却下したものは51件。立件に伴い調査・処分した案件のうち、他者の特許を騙ったケースが177件、特許をもつと騙ったケースは1,679件だった。

1985年から2002年末までの累計では、上述の特許管理機関が受理した特許をめぐる紛争は9,095件、最終的に決着したのは7,959件となった。

2002年に国家知識産権局が受理した集積回路配置設計に関する特許出願は183件で、130件に権利を認可した。

(2) 商標に関する行政法執行の状況

2002年は『商標法』と『商標法实施条例』の実施1年目であり、中国の商標事業において重大な進歩を得た1年でもあった。

2002年、商標局は商品とサービスに関する商標の出願を合計37万1,936件を受理した。前年比10万1,519件の増となり、中国にとって史上最多の出願件数となった。うち、国内出願の増加率が大きく、前年比9万1,259件増の32万1,034件に達し、全体の86.3%と

なった。国外出願は3万7,221件で、全体の10.0%だった。マドリッド協定による商標の国際登録を出願した件数は1万3,681件で、全体の3.7%だった。類別の内訳では、出願件数が集中したものは第25類（服装）の5万8,195件、第9類（電子）の2万6,656件、第30類（食品）の2万3,699件、第5類（薬品）の1万7,125件。商標の更新申請の受理件数は1万7,518件、商標への異議申し立ての受理件数は6,379件、商標の変更・譲渡・取り消し・撤回の申請受理件数は合わせて7万9,370件となった。商標使用許可契約の届け出は1万5,672件を受理した。通年で受理した商標に関する申請は合わせて49万875件のほる。

商標局が2002年に実施した商標に関する審査や決定は22万3,793件で、処理した商標登録の変更手続きは3万7,046件、登録商標の譲渡は4万938件、更新手続きは1万7,638件、取り消し手続きは3万5,999件となった。商標使用許可契約の届け出は1万9,480件。通年の登録商標の認可・登録件数は21万2,533件だった。2002年末の時点で、中国の有効な登録商標は166万4,810件に達する。

2002年、商標評価審査委員会が受理した商標の評価・審査申請は6,228件だった。うち却下された商標の再審査申請は4,622件、異議申し立てによる再審査申請は535件、紛争裁定の申請は1,034件、登録商標の取り消しに関する再審査申請が37件。申請却下の件数は58件で、申請人による申請取り下げが66件だった。却下された商標の再審査申請に対する裁定は763件、異議申し立てによる再審査への裁定は17件、登録商標をめぐる紛争への裁定は52件となった。

2002年、全国各レベルの工商行政管理部門は、引き続き市場経済秩序の整頓・規範化をめぐる統一的な部署として、全面的な『貿易関連知的所有権協議』の履行と『商標法』や『商標法实施条例』の実施を契機として、社会主義市場経済に適応した新しい形の商標関連の行政法執行体制を積極的に模索・改善しており、商標登録者の合法的権益や消費者利益を強力に保障するとともに、統一的な開放と秩序だった競争のある市場経済秩序の擁護に新たな貢献をした。統計では、2002年に全国各レベルの工商行政管理部門が調査・処分した商標関連の違法案件は3万9,105件に達する。違法な商標の没収と取り消しは1億5,300万件、商標権の侵害に直接使用された金型や印刷版などの没収は4,188件、商標権の違法案件に関係した物品の廃棄処分は4,183.64 t、徴収した罰金の総額は2億1,400万元、刑事責任を追及するために司法当局に送検された案件と人数は59件・78人だった。

各レベルの工商行政管理部門は、市場経済秩序の整頓・規範化に関する国務院の計画を更に徹底させ、食品、医薬品、自動車部品・付属品、既製服、化粧用などの商品に関する商標権の侵害や偽商標を対策の重点として、商標の印刷や製品の生産・流通の各段階で全方位的な監督・管理を行っている。日常的な監督・管理作業と特別取り締まり活動との連携を堅持し、商品取引市場の特別取り締まりなど、各種の特別取り締まり活動を展開して、被害総額が莫大で、悪影響を及ぼし、深刻な危険性のある商標権侵害事件を法に基づいて調査処分している。

(3) 著作権に関する行政の法執行状況

国家著作権局の統計によると、2002年に全国各段階の著作権担当行政管理部门が受理した著作権関連の案件は6,408件で、6,107件が決着し、決着率は95.3%となった。うち処罰され

た案件は5,250件、調停は721件、司法当局への送検は136件だった。受理件数・決着件数の多かった地区は上位順に、湖南省、広西チワン族自治区、河南省、江蘇省、広東省である。地方の著作権担当行政管理部门が没収した海賊版製品は6,790万件あまりで、このうち書籍が2,002万部あまり、定期刊行物が135万部あまり、音響・映像製品は2,707万件あまり、電子出版物は733万件あまり、ソフトウェアは596万件あまり、その他海賊版製品は615万件あまりだった。没収された物品量の多い地方は上位順に広東省、江蘇省、北京市、海南省、湖北省だった。

2002年8月6日、国家著作権局と新聞出版総署、全国ポルノ・不法出版物取り締まり活動グループ、教育省は共同で文書を発表し、全国範囲で教材・補助教材の海賊版特別取り締まり活動を計画した。大まかな統計によると、今回の特別取り締まり活動では省・自治区・直轄市の著作権局が関係部門との協力で、合わせて海賊版の教材・補助教材732万冊、海賊版の試験問題270万セット、音響・映像製品とソフトウェアの海賊版ディスク計152万枚を没収し、特別取り締まり活動は段階的な成果をあげた。

全国各地の著作権担当の行政管理部门は契約の登記と作品の自主登記の作業を引き続き強化している。全国の著作権担当の行政管理部门は、契約登記1万1,836件、作品の自主登記1万1,067件を受理した。

中国政府は著作権取引への指導作業を絶えず強化している。各地の著作権局の統計とまとめによると、2002年は全国の各出版社が合わせて図書著作権1万235件を入手する一方、全国の各出版社を通して1,317件が他者へ譲渡されている。いずれも、前年と比べると大幅な増加で、これまで最高の件数となっている。なかでも著作権の入手件数が多いのは、北京、上海、遼寧、天津、湖南の5地区で、譲渡件数が多かったのは北京、上海、遼寧、湖北、江蘇の5地区である。

2002年5～7月、国家著作権局は全国的な範囲で各段階の著作権行政管理部门の行政法執行担当者への訓練を実施している。省レベルの部門や地区・市レベル、区・県レベルの著作権管理部门の法執行担当者計550人あまりが今回の訓練に参加した。

2002年、各段階の著作権行政管理部门はコンピューターハードウェア製造業、ソフトウェア業界、情報ネットワーク業界など、異なる業界の従業員を対象に研修を実施した。また、テレビ局、出版社、雑誌社を対象とした訓練も開催し、一部地区では政府の関連部門の法執行職員が映画、音響・映像製品、著作権保護の問題で専門テーマに関する研究や研修も実施している。

(4) 税関による知的財産権の行政的な法の執行状況

2002年、税関総署は国内外の知的財産権の権利者から合わせて1,088件（前年比35.4%増）の保護届け出申請を受け取り、審査のうえ844件（前年比30.2%増）を承認した。全国の税関では同年、知的財産権侵害の案件573件を発見し、関連製品を押収したが、これらの案件による被害総額は9,562万元にのぼり、このうち、商標権侵害にあたる貨物の輸出入への調査・処分は557件（被害総額は9,057万元）となり、知的財産権の侵害件数の97.2%を占めた。同時に、押収された貨物は引き続き輸出品が主で、総数の99.3%を占める569件にのぼった。

2002年に税関は引き続き有効な措置をとり、NIKE、adidas、銀河、三環など国内外の有

名ブランドへの保護を強化している。6月には、寧波税関は浙江省金華市のある会社がアルジェリアへの輸出を申請したスポーツウェアに対し、「adidas」の商標権の侵害にあたることを調べ出したが、その製品は372箱・9,000セットにのぼった。9月下旬には、上海税関が「三環」ブランドの鍵に対する商標専用権侵害の案件を続けて発見し、合わせて鍵1,000箱あまりを押収し、その被害総額は50万元にのぼった。12月には、福建省・福州市のある軽工業分野の輸出入有限会社と同廈門市のある株式会社が税関に輸出を申請した児童運動靴1万2,600足と旅行用キャリーバック4,246個について、国際サッカー連盟の「FIFA」の標識があり、商標専用権を侵害していることを廈門税関が発見した。

2002年には、税関により調査・処分・発見された権利侵害の貨物は多様化の傾向が強まり、以前の繊維・アパレル製品のほかに、サッカーボール、腕時計、ベアリング、小型表彰カップ、コードレス電話、イヤホン接続プラグ、耐火タイル、のこぎり、はんだなど新たな製品で権利侵害がみられた。

2002年、税関が保護した商標権の範囲は更に拡大し、以前のNIKE、adidasなど有名ブランドのほかにも、新しい商標権が出ている。山東省青島市や浙江省寧波市などの税関では、梅林、三環、胡蝶、竜虎、塔牌（デザイン含む）、LUNGKOW（デザイン含む）、双龍（デザイン含む）、双鳳（デザイン含む）、龍鳳（デザイン含む）、友好（デザイン含む）、雄鷄、青春舞などの商標権への侵害にあたる輸出貨物を押収している。廈門、上海などの税関では、SONY、Nationalへの商標権侵害の貨物を発見している。天津税関では、立案・調査・処分された60件のうち、対象となったブランドは2001年の21個から33個にまで増え、金杯、ダイヤモンド、飛燕、MT-12、T-FB、SONY、NACHI、TOMBO、FK、FS、HCH、CARMEN、剣魚、W杯FIFAシンボルなどの新しい商標が現れ、その増加率は57%に達した。

2002年4月に国務院が公表した『五輪シンボル保護条例』は、税関に対し出入国地点で五輪シンボルの専有権を侵害する貨物の輸出入を取り締まるよう求めている。2002年に、税関は既に五輪シンボル専有権を侵害した疑いのある20件あまりを押収した。例えば廈門税関では、五輪シンボルマークの専用権にかかわる案件を連続して10件近く押収し、スポーツウェア、スポーツシューズ、靴袋など3万点を没収し、その被害総額は200万元近くにのぼった。7月25日には、現地のある機械製品輸出入会社が衣料品の輸出で検査を受けた際、そのうちNIKEジャケット400点に「BEIJING 2008 AOYUN」の文字が書かれていた。9月17日、四川省のある畜産品輸出入会社では、輸出を申請した運動靴の検査で、児童用靴6,300足に「BEIJING 2008」のシンボルが発見されたが、いずれも五輪シンボルの専有権を侵害している。

(5) 音楽・映像市場における知的財産権の行政法執行の状況

2002年の音楽・映像市場における知的財産権の保護活動は、新しい『音像製品管理条例』（国務院令第341号）を中心とし、法的規則システムの構築や市場の構造調整、侵害行為や海賊版の取り締まり、違法製品の一掃などの分野で、全面的な進歩を得ている。

新しい『音像製品管理条例』によると、2002年、文化部は適切な時期に『音像製品の卸売、小売、レンタル管理方法』と『音像製品輸入管理方法』を改正した。これらの法的規則は、一方では市場への認可を増やし、産業の発展を推進するねらいがあり、一方では違

法経営活動を扱う事業所と個人に対する罰則措置の強化を規定し、権利侵害や海賊版の取り締まりに向けて、知的財産権保護の法的根拠を提供している。

2002年、文化部は全国的に音楽・映像ソフトの経営事業者の審査・確認・登記を改めて行い、音楽・映像製品の卸売り、小売り、リース、上映箇所の全面的な整頓をした。上海市では、審査と確認、登録のやり直しにより、3分の1ほどの音楽・映像製品を扱う経営社が減少した。浙江省では、音楽・映像担当事業所1万か所あまりのうち、審査・確認を経て登記されたのは7,177か所だった。湖北省では、審査・確認のやり直しで5,556か所から4,986か所へ減少、四川省では1,000か所あまりへ減少した。黒龍江省では、3,811か所から2,264か所への減少となった。全国合計では、14万か所あまりから11万か所あまりへの減少となった。

2002年の5、6月、文化部は全国的に音楽・映像市場の再検査活動を展開した。再検査活動の期間中、広州市で摘発された生産規模10万枚以上の違法生産拠点だけで20か所を超え、没収された違法製品は600万を超えた。この「再審査」活動では、全国で合わせて19万9,000人を調査し、音楽・映像製品の取り扱い事業者11万7,000か所を検査し、無許可経営の店舗1万607か所を取り締まり、行政処罰を実施した案件は1万713件、許可証の取り消しは3,550件、警察や司法部門への送検処理は252件、違法な音楽・映像製品の没収は4,344万7,000点にのぼった。

文化部は2002年8月13日、南京市を主会場として、違法音楽・映像製品の廃棄処分活動を全国で一斉に展開した。国際レコード業協会・アジア地区責任者は「中国大陸部が海賊版取り締まりのために行っている努力は、全世界が見るだろう。中国政府の海賊版取り締まり活動には誠意があり、取り締まりも厳しい。中国の音楽・映像製品市場が徐々に改善されつつあることを、我々は確信する」と述べている。

音楽・映像製品市場の発展に力を入れ、引き続き整頓を進めたことで、同分野での知的財産権の保護はこれまでにない高まりを見せている。音楽・映像製品市場のインフラ整備が強化され、産業規模が拡大し、市場はより繁栄している。1つには、正規版の音楽・映像製品の発行額が引き続き上昇していることがあげられる。広東省では、2000年の発行額が6億700万元だったのに対し、2001年は8億8,000万元となり、45%の成長となった。2002年の発行額は16億元に達し、2001年に比べほぼ倍増している。2つ目には、音楽・映像製品市場の力関係が、正式ライセンス版有利の方向に変化しつつあることがある。正規版の市場支配力と経済的実力が強くなるとともに、市場でも中堅的な役割を果たすようになってきている。3つ目には、音楽・映像製品市場の現代的な流通システムが形成されつつある点がある。現在、全国の音楽・映像製品チェーン店は4,000を超え、そのうち全国展開のチェーン店は8種類、売り場面積500m²以上の大型店舗は60を超える。これらチェーン店、専門店、百貨店の音楽・映像コーナーは、音楽・映像製品市場における主な流通ルートとなっている。

(6) 公安機関の知的財産権における行政的執行の状況

2002年、全国の公安機関では、『中央宣伝部、中央政治法律委員会、新聞出版総署が策定した2002年ボルノ・不法出版物の取り締まりに関する行動プラン』と公安部の部署に基づき、海賊版の取り締まりによる知的財産権保護の主力軍としての役割を十分に発揮し

ており、積極的な活動の展開により、目立った効果をあげている。統計によると、公安機関では1年間にポルノ作品や海賊版に関する案件合わせて3万4,000件を調査・処分しており、違法行為や犯罪の容疑者4万3,000人あまりを逮捕し、海賊版やわいせつな内容の光ディスク1億4,000万点あまり、違法出版物3,989万冊あまりが押収され、違法な光ディスクの生産ライン18か所が摘発された。

2002年、公安部の計画に基づき、各地の公安機関は海賊版やわいせつなディスクの製造・販売など、違法行為や犯罪活動を引き続き取り締まり、大量の重大案件を摘発した。2002年12月、広東省の公安部門では関係部門との協力で違法な光ディスクを製造・販売するグループを取り締まり、違法な光ディスクの倉庫10か所を摘発し、海賊版光ディスク600万枚、ジャケットデザイン用のパソコン4台、帳簿、注文書などを押収し、容疑者40人あまりを逮捕した。天津市の公安部門では、犯罪の根源を断ち切る方針で、運輸・貯蔵の段階での検査を強化した。2002年9月、同市河西区陳池村の鉄道貨物駅で、広州から北京・天津に輸送する予定の違法な音楽・映像製品1,082点、海賊版やポルノ作品の光ディスク60万枚あまりを発見し、押収した。なかでもポルノ作品の光ディスクは96種・2万枚あまりにのぼった。2002年7月、広東省中山市の公安部門は、違法な光ディスク工場を摘発し、容疑者13人を逮捕するとともに、違法な光ディスク生産ライン5本と電気めっき器、光ディスク印刷機、感光焼き付け機、粉粒乾燥機などの設備を押収した。2002年、全国の公安部門は違法な光ディスク生産ライン18本を摘発している。これまでの累計では、合わせて違法な生産ライン143本を摘発している。

2002年、各地の公安部門は出版物市場への管理を強化している。また、公安部の部署に基づいて、関係部門との緊密な協力により、海賊版の教材や補助教材、有害図書の特別取り締まり活動を展開し、目立った効果をあげている。2002年、公安部門は違法な海賊版の教材、補助教材を製造・販売していた案件合わせて2,374件を摘発し、補助教材の1,024万冊あまりを押収した。

各地の公安部門は関係部門との協力で企業の無許可営業を取り締まり、合格企業の規範化を進め、印刷市場の秩序を更に整頓、規範化している。上海市の公安部門は検査により印刷企業計4,848社を合格とし、許可証のない146社（又は店舗）を取り締まり、これにより印刷企業が277社減少し、違法な印刷製品53万件あまりが押収され、安全に関する案件887件が調査・処分され、違法行為や犯罪の容疑者1,089人が逮捕された。2002年4月、河北省遵化市の公安部門は、「遵化文苑有限公司が違法に制作した『ハリーポッター』『囲城』の事件」を摘発し、容疑者3人を検挙したほか、『ハリーポッター』などの書籍を違法に写し取ったフィルム8枚、フィルム版77枚、大量の海賊版書籍・雑誌を押収した。

(7) 植物新品種に関する保護状況

2002年12月31日までの累計で、農業部は新品種に関する権利の申請を744件受理した。年次別では、1999年が112件、2000年が115件、2001年が227件、2002年が290件で、徐々に増加する傾向にある。品種権の認可はこれまで167件で、うち2002年分が119件だった。

2002年12月末までに、国家林業局は植物新品種権の申請を合わせて220件受理しており、49件に権利を認めている。2002年に受理した新品種権の申請は17件で、うち国際申

請は4件。予備審査報告は16件行われた。

品種権の導入により、新品種保護制度は、中国の品種開発能力の革新や科学技術の産業化、資源分配の最適化などの分野に対する影響が強まってきている。

2002年、農業部は『農業部の植物新品種の保護活動に関する意見』と『農業植物の新品種権への権利侵害案件の処理規定』を制定した。

2002年7月、国家林業局は正式に植物新品種再審査委員会を発足させた。同委員会は33人から成り、樹木グループ、経済林グループ、観賞植物グループ、竹・つる植物グループの4つの専門グループと事務室に分かれる。事務室は常設の事務部門として、国家林業局科学技術発展センターに設置する。

2002年1月4日、農業部は第四農業植物の新品種保護リストを公布し、サツマイモ、アワ、モモ、ライチ、スイカ、キャベツ、ダイコンがリスト入りした。

2002年12月2日、国家林業局は『第三林業植物の新品種保護リスト』を公布した。リスト入りしたのは、マツ属、トウヒ属、ラクウショウ属、ビャクシン属、ユリノキ属、ボケ属、アカシア属、クララ属、ハリエンジュ属、モクセイ属、レンギョウ属、ツゲ属、トウダイグサ属、カエデ属、ヒッポファエ属、ニワウルシ属、ホウライチク属、インドカラムス属、マダケ属、トウ属、キリンケツ属の合わせて21属となっている。

2002年、国家林業局は1期『林業植物の新品種保護公報』を出版した。公報の内容には、政策法規、予備審査公告、品種権に関する申請書類の書式に関する公告、代理機関に関する公告、異議・問い合わせ用の電子メールアドレスの公告などが記載されている。

2002年、国家林業局はインターネット上に中国語・英語による植物新品種保護事務室のサイトを開設した（URLは<http://www.cnpvp.net/>）。同ページの開設により、林業植物の新品種保護事業の社会への影響や関心が高まった。

2002年11月、国家林業局は第4期植物新品種保護研修班を開催した。中国林業科学院などの機関から、合わせて95人が研修に参加した。うち試験に合格した75人は、林業植物の新品種代理資格証書の発行を受けた。

アジア地区の植物新品種保護制度の発展を推進するため、2002年、植物新品種保護国際同盟（UPOV）は農業部の職員を専門家の身分をもって2回、大韓民国で開かれた「アジア地区植物新品種保護技術シンポジウム」や、ベトナムで開かれた「植物新品種保護研修班」に招き、参加者らに中国における植物新品種保護制度の進展や、新品種のテストマニュアルの開発、新品種テスト技術などについて説明させた。

(8) 地方における行政の法執行

1) 北京市

国際、国内情勢の需要に適應するために、市政府は知的財産権の組織機構の建設を拡大し、第9回5か年計画期間（九五期間）に北京市知識産権局（知的財産権局）を創設し、併せて市政府直属機構の序列に組み込み、北京市知的財産権事務会議事務室の職能を入れ、市知的財産権事務会議のメンバー機関、団体、企業等を増加させた。18か所の区・県と49か所の局・企業の本社・関連する市に属する事業単位が知的財産権事務室を創設した。

北京市には現在100あまりの特許代理機構があり、全国の約5分の1を占めている。

全市にある155か所の工商所が商標専門管理人員を配置し、商標監督と管理の任務を請け負っている。北京版權代理有限公司と反盜版工作委員會（反海賊版業務委員會）も創設された。全市にはほかにも北京知的財産権研究会、北京特許業務協會、北京市商標協會、北京版權保護協會など多くの知的財産権にかかわる社団組織がある。北京市における知的財産権業務の体系の基礎は形成されている。

2003年末、北京地区の特許出願量は累計12万9,286件となり、国内における特許出願総数の約9%を占め、広東省に次いで、全国第2位となった。なかでも発明特許出願は4万254件にのぼり、国内における発明特許出願総数の13%を占め、全国の首位となった。1995年以来、北京市版權局が受理した自発的な登記作品は469件となった。北京地区の版權交易は依然として成長の勢いが続いており、実現した導入総数は1万8,465項目であり、その内訳は図書が1万6,050項目、電子出版物が300種を超え、ソフトウェアは2,100点あまりとなっている。輸出した図書は908項目であり、全国の首位を占めている。「第9回5か年計画」期間に北京地区での商標出願量は5万3,816件となり、国内総出願量の7.77%を占め、商標登記量は4万766件となり、国内の商標登記全体の6.85%を占めている。

2000年末までに、北京市特許管理機関は累計で特許の紛糾を329件受理しており、311件を処理した。「第9回5か年計画」期間は流通、技術市場などの領域において特許表記のある技術と商品合わせて5,000件あまりを調査したところ、特許侵害行為の比率は1996年の40%から2000年には7.4%に低下しており、37件の特許侵害行為については行政処罰を行った。50の大中型デパートが「特許侵害のないデパート」として認定された。

北京市版權局は絶え間なく出版と版權の行政管理を強化しており、違法出版活動と特許権侵害である海賊版活動への取り締まりを強めている。「第9回5か年計画」期間に、合計で500件あまりの行政処罰を行い、罰金の金額は1千万円近くにのぼり、各種の違法出版物を1千万冊以上没収し、併せて20余名を司法機関に送検して刑事責任を追及した。

「第9回5か年計画」期間、北京市工商管理部門は北京市の状況にかんがみて、積極的に商標権侵害と商標偽造案件を捜査したところ、見つかった違法商標は1万2,200件あまりにのぼり、罰金は4,753万元、押収した偽ブランド表示は1億3,300点となり100種あまりの商標権侵害商品を没収した。

北京市の知的財産権業務は比較的大きな成果をあげてはいるが、まだ他の省市と比べた場合には開きがあると認識されている。主要な原因は、一部の政府部門は知的財産権の業務に対する十分な理解と知識に欠けており、多くの中・下級幹部と国有企業単位の責任者は知的財産権意識が弱いこと、事業単位が掌握又は運用する知的財産権制度の科学技術に関する創造能力やレベルが高くはなく、知的財産権管理機構に対して更なる健全性と改善が期待される状況であることであり、そして知的財産権の法律、法規体系の一連の措置にも更なる改善が期待され、知的財産権の行政的な法の執行能力が更に上がることが期待されている。

2) 上海市

上海市政府は知的財産権業務を非常に重視しており、それが上海市の総合的な競争力の増強を生み出し、上海の投資環境を改善する重要な業務であるとしている。上海市政府は中国の知的財産権法と中国が参加する知的財産権に関する国際公約の規定にのっとり、知的財産権権利者の合法的な権益を保護・尊重している。

2001年、上海における特許出願量は1万2,769件にのぼり、2000年の1万1,318件に比べて12.8%も増加し、そのなかの発明特許出願量は3,260件であった。2001年上海特許授權量は5,370件であり、2000年に比べて32.7%も増加し、そのなかの発明特許授權量は241件であった。

2001年12月28日、上海市人民代表大会常務委員会は『上海市特許保護条例』を決定した。この条例は政府の職責、特許業務管理と特許権保護の強化などについて十分に明確な規定を行い、上海地方は各レベルの政府による特許管理と特許の保護に法律的な根拠を与えた。知的財産権の管理と保護の強化のために、2001年に上海区の政治機構を改革するなかで、19か所の区（県）で知的財産権局が相次いで成立し、管轄区域内の特許管理と、特許に関する法の行政的な執行又は知的財産権に関する計画的な協調を促す職能を行使しており、特許管理と特許に関する行政的な法の行使は区（県）にまで及ぶようになった。

上海市知的財産権局は会議・展示業知識所有権の保護の強化を積極的に模索した。2001年9月の「第7回中国国際家具展覧会」及び11月の「第3回上海国際工業博覧会」の期間において、それぞれ派遣員が開催期間中の知識所有権事務所の仕事に参加して、会議・展示における特許の保護を指導し、会議・展示の主催者側における知的財産権の管理の強化を助け、早急で、有効な措置をとることで知的財産権の侵害、犯罪行為を制止した。

2001年、上海市の知的財産権局は提訴された特許紛糾案件42件を受理しており、56件（前年までの未解決分も含む）の判決を下した。特許偽証調査・処分は4件を調査して、3件に判決を下した。特許侵害紛糾案件中、50件は仲裁又は撤回請求により解決しており、89.28%を占め、6件に行政処理の決定が下された。

2001年の上海における商標管理業務は、商標専有権をその中心的業務とし、秩序ある市場経済活動に対して更なる整備と規範化を行い、企業における商標業務の指導と管理を強化し、上海における市場の秩序の更なる規範化を進め、経済発展の促進に積極的に貢献した。

2001年、上海工商行政管理機関は商標違法案件956件を調査し、先年度同期より6%増加した。既に896件の判決を下しており、罰金計1,125万5,460元と、先年度同期より30%増となった。そのなかで罰金10万元以上の案件が22件あり、15万8,215元の賠償命令と、別の協議により95万元の賠償責任を下した。商標の標識を計315万3,060件押収して廃棄し、直接権利侵害に用いられた鋳型の版木などの道具249件を押収し、権利侵害の物品3.91 tを廃棄し、1件を司法機関に刑事責任を問う案件として送検した。

『国務院關於整頓和規範市場經濟秩序的決定（国務院による市場經濟秩序を整頓し、規範化させることに関しての決定）』に基づき、上海各級の工商業行政管理機関は商工業幹部の計5,000人あまりを出動し、約9,000軒の商店に対して、組織的に有名ブランド、著

名な商標、知名度の高い渉外商標及びアジア太平洋経済協力会議（APEC）表示の保護を重点とする全市をあげた商標法律執行状況の検査を展開した。

上海市の工商業局は再び『渉外商標保護の名簿』を修正し、渉外商標の企業の座談会を開き、権利の侵害や詐称に対する手がかりを収集し、何度にもわたる専門的処理を展開した結果、全市各級の工商業行政管理機関は知名度の高い渉外商標に対する保護の力を更に強め、またいくつかの渉外商標に対して重点的な保護を実施することとなった。2001年、渉外商標権利侵害案件計124件を調査、処理した。それは同期の商標権利侵害、詐称案件の総数の17%を占め、118件が既に決議された。調査、処理中の渉外案件のなかには、フィリップ、エリクソンなどいくつかの知名度の高い渉外商標も含まれており、上海各級の工商業行政管理部門の渉外商標保護に対する業務は、国外の商標権利者の高い評価を受けている。

商標不法行為、詐称行為の発生を根本から食い止めるために、各工商業支局は、『上海市商標印刷部門の素質標準』を真剣に実行し、総量のコントロール、質の向上という原則に照らして、商標印刷部門に新しく申請された審査許可作業を厳格に行い、当市の商標印刷部門の総量を合理的な数量の範囲内でコントロールしている。また商標印刷部門に対して答礼訪問の作業を展開し、商標印刷企業に対しての監視・管理の力を増大させている。そして商標の不法印刷及び売買の案件に対し調査・処分を行っている。

2001年、全市の商工業システムの市場整理を契機に、『上海市商業、企業取次販売商品商標の管理方法』による徹底的な作業の実行を一層進めたことで、商業、企業が厳格に良い商品を市場に投入するよう促し、不法侵害、詐称の商品が市場に流れ込むのを根絶した。全市では既に1,200数社の商業、企業が商標管理制度を制定しており、570数社の商業、企業が取次販売商品の商標の書類を作りあげた。

2001年に上海における商標出願量は1万1,217件まで達し、2000年の9,455件より19%増加し、8,349件の登録商標を許可した。2001年末までに、上海における有効な登録商標は5万6,348件となった。2001年に上海市は第6回著名商標出願の審査及び認定業務を行い、計74件の商標が上海市の著名商標に認定され、上海における著名商標の総計は198件に達した。

2001年、上海における著作権管理業務は著作権の行政的法執行の強化、渉外著作権の貿易の推進、ソフトウェア著作権の保護の促進、著作権集団管理の展開の方面で新しい進展をみせ、『辞海』海賊版事件を全面的に検挙し、また第2回上海著作権取引商談会を開催して、娯楽業界の音楽作品使用の際の報酬の払い受けを直ちに実現するなど、上海の著作権作業に新しいスポットをあてている。

2001年、上海市著作権部門はブランド、人気出版物の保護を重点として、重大事件の調査・解決に力を集中させ、姉妹都市である省市の著作権管理部門との間で案件の協力捜査と市内外での告発、苦情の訴えの案件を受理できるようにした。また、海賊版に反対する連盟の成員・部門を積極的に組織し、次々に教材、参考書、地図、音響映像製品、コンピューターソフトウェアに対する海賊版の特別集中取り締まりを展開し、海賊版の根源を取り除き、海賊版活動の増長に強力な打撃を与えた。上海市の著作権局が直接調査・処分した著作権侵害案件は67件にのぼり、海賊版の参考書、図書3万1,937冊、音響映像製品1万9,737ケース（枚）、CD-ROM1万3,355枚、地図4万8,478枚を没収し

た。不法所得3万8,362元を没収し、罰金は19万2,260元にのぼった。被害を受けた企業は18の事件で弁償を得ることができ、その総額は48万4,790元であった。

国家著作権局、公安部、国家工商業行政管理総局による、全国「ポルノを一掃する」、「無断複製取り締まり」の活動グループの事務室が連合して発行した『市場経済秩序の整理、規範化活動中においてソフトウェア海賊版行為に嚴重に打撃を与える通知』によって、上海市はソフトの違法複製行為防止集中取り締まりのために、複製防止宣伝資料4,800枚の配布、張り出しを行い、商業地区及びコンピューターソフトを扱う地区に重点的な検査を行って一掃した。この集中取り締まりに参加した各部門の通報用電話番号も公布した。この集中取り締まりは海賊版ソフトを取り扱う店合わせて20軒あまりを調べ出し、海賊版ソフト1万本あまりを押収した。この集中取り締まりは上海電視台、東方電視台により、その全過程が追跡報道された。

2001年8月、中国音楽著作権協会と上海文化娯楽行業協会は『音楽作品著作权の使用料の協議』を締結し、音楽作品を機械で使用する際の表現権の許可及び使用料の支払いが上海で大規模にスタートし、カラオケ、ホール、ディスコ、音楽レストランなどの娯楽施設経営者が音楽作品を使用する際に著作権者に対して使用料を支払うこととなった。これは中継による演出、映画・テレビ制作、書籍の出版、音楽制作、広告使用、ネットワークでの伝送の領域において、著作権集団管理業務が上海で得たひとつの大きな突破口であり、また全国でも最初に実現した娯楽場からの全面的な音楽著作権使用料の支払いであった。2001年、全市で納められた音楽作品使用料は114万8,300元、去年に比して106.9%の上昇であった。

知的財産権の税関での保護は国際貿易における秩序維持であり、知的財産権に対する侵害活動の抑制であり、国際貿易においては不正競争を阻止する有効な手段である。2001年、上海の知的財産権の税関保護システムは、知的財産権の侵害事件49件、人民元で573万元分に値する、喜ぶべき成果を獲得した。

(9) 行政的な法の執行に存在する問題

以上のように、中国の知的財産権における行政的な法の執行の実践は、中国の知的財産権における行政保護システムと中国の実際的な状況における必要に符合しており、知的財産権権利者の合法的權益への保護、正常な社会・経済的秩序の維持、知的財産権に関する紛争の迅速な解決に対し、明らかに成果をあげている。しかし、現在の中国の知的財産権に関する行政的執行の実践のなかには、軽視できない問題も存在している。1つには、知的財産権に関する行政保護事業の範囲が広く、数量も大きく、要素も多いなど、様々な部門や地域に関係しており、これらの複雑な状況に対して、一部法執行者の職権の範囲が不明瞭で、時には矛盾を起こしていることである。このため行政管理部門同士が互いに争ったり、責任を押し付け合ったり、責任をとらないなどの問題が出ている。2つ目に、一部地方では知的財産権の行政保護担当部門が整っておらず、不安定で、職員の資質にも更なる向上が待たれる点である。一部の部門や地方では、知的財産権に関する紛争を処理する部門や職員を欠き、知的財産権の権利者又は当事者が援助を求める手段がない。3つ目には、一部の地方では、地方経済の利益を目的に、地元保護主義の考え方が依然として存在しており、関係部門とその職員の知的財産権の行政的執行における連携に主体性や熱意、

積極性が欠けている。こうした問題は、実践のなかで段階的な改善が待たれる。

2-3 中国知的財産権における司法保護の現状分析

2-3-1 中国知的財産権における司法機構の設置状況

(1) 裁判機構

中国の裁判は、「四級二審制」を採用している。すなわち人民法院を最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、地方人民法院の4階級に分け、人民法院での審判は、そのうちの2階級を経たものを最終審とする。

人民法院は、現行の法律体制に基づき、中国共産党指導の下、独立審判を行う。そして同階級の人民代表大会に対して管理責任があると同時に、同階級の人民代表大会の監視をも受ける。一般の訴訟は、合議制法廷による多数決にて判決、重大な事件は、審判委員会による責任制にて行われる。

(2) 知的財産権専門法廷の設置

1990年代に、最高人民法院の知的財産権専門法廷を開設し、知的財産権裁判への模索が始まった。1993年8月5日、北京市高・中級人民法院は、全国の人民法院に先駆けて知的財産権審理法廷を設立、集中的に知的財産権にかかわる訴訟を審理するようになった。それに伴い、直轄市や沿海地域の一部の省の高級人民法院及び一部の中級・地方人民法院も知的財産権裁判法廷を設立した。最高人民法院は1995年に経済裁判法廷内に知的財産権裁判事務所を設立、1996年10月には全国人民大会常務委員会の許可を経て、知的財産権法廷（現在、民事裁判第三法廷に改定）を設置し、全国各階級の人民法院における知的財産権裁判の監督と指導、及び二審訴訟の審判を担当している。1997年、全国初の、一部の人民法院が参加した知的財産権裁判座談会席上での最高人民法院院長による当時の報告によると、次のようなことが要求されている。各階級の人民法院において条件が整っているところは知的財産権法廷を必ず設置し、条件がまだ整っていないところは少なくとも専門に知的財産権事件を審判する合議制法廷若しくは審判団を設置し、その人民法院において、知的財産権事件だけを集中管理する法廷を必ず設置するべきだ、ということである。

一般的状況下なら、知的財産権法廷を設置した人民法院では、上海浦東市人民法院知的財産権法廷が知的財産権事件ならば刑事事件も扱っているように、すべての知的財産権事件は知的財産権法廷で審理を行う。またある知的財産権法廷は、北京市第一中級人民法院、第二中級人民法院及び高級人民法院の知的財産権法廷のように、知的財産権民事訴訟の裁判に責を負うのみならず、特許発明に関する権利の有効性、特許行政管理機関が出す行政決定に不服という特許行政訴訟もここで扱う。ただし、当事者が国家特許局の行政決定に不服をもった場合の行政案件は依然として行政裁判の法廷に帰する。また、ある人民法院では、知的財産権法廷は設立されているが、工業に関する所有権しか審議しておらず、著作権訴訟は受理せず、依然として民事法廷が審理しているが、当然これは例外である。

人民法院内部の機構改革に伴い、民事裁判は段階的に大民事裁判構造に向かっており、これにより内部機構に新たな変化が現れている。各地の人民法院は経済審理法廷、知的財産権法廷、交通運輸法廷を段階的に取り消し、民事裁判第一法廷を設置し、ここでは民事

事案の審理に責任を負い、民事裁判第二法廷では経済合同事案の審理に責任を負い、民事裁判第三法廷では知的財産権事案の審理に責任を負い、民事裁判第四法廷では交通運輸事案の審理を受け持っている。この改革は2000年末最高人民法院に始まり、2001年には各高級人民法院に及び、2002年内にはすべて完成した。

要するにこの実践は、人民法院内部に専門的な知的財産権訴訟を審理、審判する部門を設置することは不可欠なことであり、またその効果もかなり高いと証明している。ただ、国外の状況を見ると、ある国では知的財産権を専門に審理する裁判所を設けており、このようなやり方も私たちが参考にすべきかもしれない。

2-3-2 中国の知的財産権にかかわる裁判を担当する裁判官の状況

ここ十数年の知的財産権にかかわる裁判の状況から見ると、現在、全国人民法院の知的財産権にかかわる裁判法廷に従事する裁判官の数は約300人前後とみられる。知的財産権法廷の設置準備期間中、各人民法院の幹部がこの法廷の設置を重視したため、比較的優秀な審判員を集めることができた。まず裁判官の年齢を見てみると、そのほとんどが20～30歳と比較的若く高学歴で、特にここ近年、人民法院に従事する裁判官は、基本的に大学卒業以上と高学歴で、ダブル学士や修士、博士なども珍しくない。ここ十数年来、人民法院は、知的財産権裁判の発展を促進すると同時に、また積極的に様々な方法で審判員の育成に取り組んできた。最高人民法院と各地の高級法院では、これまでに数多くの内容に富んだ育成クラスを開設してきた。また、選抜制度により選ばれた裁判官を国家特許局に派遣し実践経験や交流をもたせたり、海外に派遣し留学や査察などを経験させ専門の裁判官としての質的向上を図ってきた。十数年が経過した今、司法の実践と様々な育成クラスでの育成は、現在全国の人民法院において既に初歩的な知的財産権を専門とする裁判官グループを形成させている。特に北京、上海、広東などでは、既に人民法院と知的財産権界に共通認識があるように、専門的な知的財産権審理には一定のレベルをもつ裁判官が従事している。

それでも一般的に存在する問題として、やはり経験不足があげられる。これは、多くの裁判官が知的財産権の司法保護活動に参加した時間が短く、実践経験も浅いからである。こうしたグループのなかで、知的財産権裁判について入門段階にとどまらず、ある程度の研究を積み、そしてまた困難な知的財産権事件の審理に堪え得る裁判官は多くない。中国のWTO加盟に伴い、人民法院は知的財産権審理の更なる増加に直面している。具体的には主に①事案件数の増加、特に外国とかかわる事案の増加。②その事案のなかでかかわってくる新たな問題の増加。③知的財産権が保護する範囲が更に拡大され、その事案にかかわる様々な法律間の関係が更に複雑となり、事件解決の難易度も高くなる。このような煩雑な審理任務に直面している今、人民法院の専門裁判官グループには、数、質共に更なる向上が期待されている。

2-3-3 中国における知的財産権司法訴訟の特徴

(1) 判決が下された裁判件数が年々増加の傾向にある。中国における知的財産権の司法裁判は、知的財産権の各項目の法律制定が進むにつれて、案件が増加し、年々その勢いを増している。特に1990年代以来、知的財産権の立法が改善され一般人の知的財産権に対する保護意識が高まるにつれ、人民法院に提訴されている各種の知的財産権にかかわる案件は、絶対数で大幅に上昇している。

- (2) 事件のあり方がある1つの領域を超え、多面的かつ広域になっている。なかでも特許権、技術提携、商業機密、コンピューターソフトなどを含めた科学技術に関する事件が全体の70%を占めている。
- (3) 事件が複雑化し、問題解決の難易度が高い。その具体的例として以下の点があげられる。①その事件にかかわってくる法律間の関係が複雑であること。知的財産権とその他の民事権利の内容が競合するばかりか、知的財産権内の各項目ですら内容が競合することがある。また、権利侵害と権利所有権及び契約上のトラブルも同時に存在する。②事件自身が複雑で、かなり専門的、技術的であること。知的財産権事件は、その内容が科学、文化、経済など各領域とかかわっており、1つの案件は必ずある具体的な専門分野に深くかかわりあいをもってくる。裁判官にはそれに関連した法律に精通しているばかりではなく、一定の科学技術及び文化知識を備えていることも求められる。③事件によっては最新の科学技術にも関係してくるが、それに対する法律がまだ整備されていないこと。技術面と法律面での空白が互いに交錯し、事件の複雑性及び問題解決の難度が増している。④証拠収集が難しいこと。知的財産権に対する権利侵害の形態が多様化し、その手段が隠蔽的で、分布地域も広範囲にわたることから、当事者にしても人民法院にしてもその証拠収集にかなりの労力を費やす。証拠不十分では事実認定に不利益をもたらす。
- (4) 新しいタイプの事件が続出している。インターネットのめざましい普及とその広域にわたる応用が進むにつれ、インターネットにかかわる知的財産の保護に関するトラブルが頻繁に発生してきた。例えば、インターネット上の作品、ドメイン名の使用問題、商標権にかかわる問題などがあげられる。
- (5) 事件で問題となる金額が大きくなってきている。知的財産権はその権利者に高額の利益をもたらすが、いったんその権利が侵害されると、その権利者の損害も巨額に及ぶことから、事件で問題となる金額が比較的大きくなる。
- (6) 大規模な事件が多く、外国とかかわった事件も多い。事件当事者の多くが大企業、有名企業、重大な発明をした発明者、文化界の著名人などで、またその多くが外国とかかわった事件となり、海外有名企業、多国籍企業にも及んでくる。したがって、その事件の裁判は多くの社会の関心を集めることになる。また一部の事件は、その裁判期間中、海外メディアでも頻繁に報道され、裁判の結果によっては社会の大きな反響を呼ぶことがある。

以上述べてきたように、知的財産権訴訟の特徴が知的財産権における司法保護業務をより大規模で複雑なものとし、そしてまた創意と探求性の高い内容にしている。

2-3-4 中国知的財産権における司法状況の評価

中国はWTOに加盟する前に、WTOによる『貿易関連知的所有権協定 (TRIPs)』に基づき、著作権法、商標法、特許法などの知的財産権にかかわる法律を改定した。中国の加盟後、TRIPs

は中国が遵守しなければならない WTO の重要な決まりのひとつになり、また中国それぞれの知的財産権法の規定を通じて、中国の全社会に対し拘束力をもつようになった。人民法院は、それぞれの知的財産権法に基づき、多項目にわたる司法解釈を制定し、中国における知的財産権司法保護体系を確立した。

ここ近年、「公正と効率」という今世紀のテーマに基づき、人民法院は、WTO 管理下の TRIPs 知的財産権法律執行手順を、中国国内の法律と照らし合わせ、有効に執行するよう力を注いでいる。また、司法裁判権を十分に利用し、多くの知的財産権にかかわる民事、刑事、行政事件を審理してきた。

2001年の司法統計によると、中国各レベルの人民法院が受理した一審の知的財産権民事事件は 5,265 件、判決があったものは 5,041 件、一審の知的財産権刑事事件は 319 件、判決があったものは 314 件であった。そのほかに、2001年に人民法院で審判を行ったもののうち、生産、販売偽造不良品罪、不法経営罪などの刑事事件は 531 件、そのうち刑罰を受けた者は 969 人に達し、これらの大部分が同時に知的財産権侵害罪という刑事事件にも抵触している。また、知的財産権行政確定権を受理した司法裁判事件は 64 件、知的財産権行政法律執行を受理した司法裁判事件はおよそ 3,000 件となっている。

2002年、全国の人民法院が新たに受理した知的財産権の一審、二審、再審の件数は 7,800 件とある（知的財産権侵害罪の訴訟は含めない）。2002年の一審の受理件数、判決件数はともに大幅に上昇している。2002年、全国の人民法院が新たに受理した知的財産権の一審裁判件数は全部で 6,201 件で、知的財産権裁判の 79.5%を占めている。これは、前年同時期より 17.78%増加している。そのうち、特許権トラブル、著作権トラブル、技術協力トラブルの事件件数が上位 3 位を占め、知的財産権事件全体の 84.21%を占めている。これらのうち、権利侵害トラブルによる事件が大多数を占めている。例えば、著作権侵害事件は 1,122 件で、著作権にかかわる事件の 61.51%、商標権侵害事件は 504 件で、商標権にかかわる事件の 71.29%、特許権侵害事件は 1,725 件で、特許権にかかわる事件の 82.93%を占める。

2003年、全国の人民法院が新たに受理した知的財産権訴訟は、一、二審合計で 9,271 件、上昇率 18.86%、判決件数は 8,978 件で、25.36%も上昇している。そのなかでも、一審の受理数は上昇しており、権利の帰属、侵害訴訟が 7 割以上を占める。年間を通し新たに受理した一審の知的財産権訴訟は 6,983 件、上昇率同じく 12.61%、そのなかで権利の帰属、侵害をめぐるもの 5,534 件、率にして 79.25%。著作権をめぐる訴訟件数の上昇率は最大であり、既に各種知的財産権訴訟数で第 1 位となっており、新たなもの 2,493 件、上昇率 36.68%。商標登録に関する事案も 30.98%の上昇。さらに、新しいタイプである植物新品種に関する事案が 100 件となっている。

WTO 加盟後の中国における知的財産権司法保護の状況を分析すると、以下のいくつかの特徴があげられる。

(1) TRIPs 規則が及ぶすべての知的財産権の領域について

この領域は、著作権、商標権、特許権、商業機密、集積回路配置設計、植物新品種、反不正競争などが含まれる。特許権は、発明特許、意匠、実用新案が含まれる。著作権には、ソフトウェア著作権なども含まれる。

これらの権利又は権益は、すべて特許法、商標法、著作権法、不正競争禁止法、民事訴

訟法、コンピューターソフト条例、集積回路配置設計保護条例、植物新品種保護条例等、及び最高人民法院の知的財産権保護に関する司法解釈に基づき、その訴訟において保護を受ける。

上記の権利が不法な侵害を受けた場合、その権利者又はその利害関係者は、人民法院に対して訴訟を起こすか、又はその他の法的措置を請求できる。

(2) 永久的禁止命令、法定賠償、認定等や権利侵害等の民事救済措置について

特許法、商標法、著作権法などの法律とそれに相応する司法解釈は、どれも、権利侵害行為の即時停止を民事責任の形式の1つとして、明確に規定している。人民法院は、当事者の要求に基づき、権利侵害停止（すなわち永久的禁止命令）を一審と最終審の判決の第1項目として宣告、又は申請によりそれを強制執行することもできる。

商標法、著作権法は共に、更に権利侵害者がその侵害行為について権利者に民事賠償責任をもつことを明確に規定しており、権利侵害行為により受けた実際の損害、あるいは得た利益を弁償するだけでなく、権利侵害行為を制止するための合理的な支出もまた権利者に賠償しなければならない。さらにこの2法は法定賠償も定めており、損失額が認定しにくい場合、人民法院がその状況に基づき、50万元以下の賠償を命ずる。特許法では人民法院が特許使用料に対する賠償を特許使用料の倍数で判決できることを規定している。最高人民法院の司法解釈では、特許権の類別、権利侵害者の侵害行為の性質と状況、特許使用許可費用、その特許が認可する内容、範囲、時間などの要因に基づき、その特許使用料の1～3倍を目安に賠償額を確定することができると規定している。また、権利侵害による損失額が認定しにくい場合、人民法院がその事情を考慮して、5,000元以上50万元以下の賠償額を確定することができる。

(3) 証拠保全、財産保全、臨時禁止命令など全面的な臨時措置について

特許法、商標法、著作権法などはどれも、訴訟前の権利侵害行為停止に対する臨時禁止命令などの措置について明確に規定している。また商標法及び著作権法は、訴訟前の証拠保全の措置についても規定している。

最高人民法院は法律への適用や民事訴訟の訴訟前の臨時措置制度の確立のため、特許、商標、図面設計などに対して司法解釈を適宜行ってきたが、その法律や司法解釈によると、現在ある各種の知的財産権についてはすべて、訴訟前の臨時禁止命令、証拠保全、財産保全の申請ができ、また、起訴時と訴訟中にこれらの臨時措置を申請することもできる。

反不正行為や商業機密侵害の訴訟については、最高人民法院の司法解釈に基づき、訴訟受理時すなわち起訴時あるいは訴訟中に、禁止命令、証拠保全、財産保全などの臨時措置を申請することができる。

(4) 知的財産権民事訴訟の証拠規則の改善

証拠の問題については、知的財産権裁判において重要な地位を占めている。知的財産権訴訟においてその証拠は、その数量、種類の多さ、その専門的な内容の面で、一般民事訴訟に比べ相当複雑である。そのため中国は、知的財産権の確認、証拠列举の責任分担、証

拋列挙の期限や証拠交換、専門技術に及ぶ事実証拠の選別と鑑定などの方面から、知的財産権訴訟の証拠規則を改善した。

以上をまとめると、十数年来の中国知的財産権の司法における模索と実践を通じ、数多くの成果のある経験を得たといえる。これらの経験は、一方では、度重なる法律制定と法律改定のなかで、もう一方では、数多くの司法解釈と司法判例のなかで具体的に現れているといえよう。

しかし現在、中国知的財産権の司法には、依然として緊急に解決しなければならない問題が存在する。

第一に、レベル、素養の高い専門的な裁判官を緊急に育成しなければならない。現在、全国の司法裁判の状況を見ると、専門職としての裁判官たちのレベルと現代社会が求めているレベルの間には相当の差がある。北京法院は、ある会議上で、知的財産権を担当する専門裁判官については、次の5つの条件を備えていなければならないと発表した。①知的財産権にかかわる法律とそれに関する国際公約、条約に精通していること。②重大で複雑な知的財産権事件の審理に対して、その任に堪えられること。③法律を十分に適用し難題でもそれを解決する能力があること。④比較的高い文章能力があること。⑤できれば何か1つ外国語が話せること。

第二に、法律文書のすべてを早い段階で社会に公開し、世論の審査を受けなければならない。これは司法の公正さ、法律の宣伝効果にも役立つ。

第三に、裁判監督システムと知的財産権に対する司法解釈作業を強化しなければならない。現在の状況においては、主に司法解釈作業の強化が急務である。知的財産権の司法保護については、常に新しい状況、新しい問題が現われる。もし仮に、最高人民法院が適時これらの新しい状況、問題に対応し、それを検討したのちに解決方法を提示しなければ、下級人民法院は、容易にそれぞれのレベルで司法解釈をつけ、その解釈に基づき、それに相応する法律を執行する事態が発生し、司法上の統一が図れない。よって、司法解説の強化と立法及び法律改定への先導は、不可欠な作業となる。

第3章 中国におけるTRIPs協定履行状況の分析

TRIPs協定とは『貿易関連知的所有権協定』の略称であり、WTO協定の重要な法律の1つである。TRIPs協定は国際貿易における紛争や障害を最小限に抑え、知的財産権に有効かつ適切な保護を与えると同時に、知的財産権を実施するうえでの措置や手続きが貿易の障害とならないよう保障し、多角的手続きを通し貿易関連の知的財産権にかかわる紛争を解決することをその目的としている。中国はWTO加盟時、「中国はWTO協定を完全に遵守するという基礎に基づき、現行の国内法の改善と新しい法律の制定を通じて、有効かつ統一的な方式でWTO協定を実施する」と承諾している。本章ではTRIPs協定に対する基本的な原則及び主要内容の分析を通じて、中国における知的財産権に関する法律制度とTRIPs協定間の主な相違点を分析し、そこから中国がTRIPs協定に対してとるべき主な措置を提起した。

3-1 TRIPs協定の基本原則と主要内容の概略

3-1-1 TRIPs協定の主な特徴

- (1) その内容は多岐にわたり、知的財産権に関する各領域のほとんどにかかわっている。
- (2) 保護基準が高く、多方面で既存の国際条約における知的財産権の保護基準より高いものとなっている。
- (3) 関税及び貿易に関する一般協定（GATT）とWTO内の有形商品貿易についての原則と規定は知的財産権保護の領域にまで及んでいる。
- (4) 知的財産権に関する法律実施手続きと保護措置を強化している。
- (5) 協定の実施措置及び紛争解決機能を強化し、協定履行後の所有権保護と貿易制裁を緊密に結びつけている。
- (6) 「貿易関連知的所有権理事会」を設置し、常設機関として協定の実施を監督する。

3-1-2 TRIPs協定の基本原則と主要内容

- (1) TRIPs協定が言明する知的財産権保護の基本原則としては主に以下の6項目があげられる。
 - ① 内国民待遇原則。パリ条約で初めて協議され、TRIPs協定（第3条）で再び強調された、各知的財産権に関する国際条約において共に遵守すべき基本的原則である。
 - ② 公共秩序、社会道徳、公衆の健康を保護する原則。法律の制定と実施に関する基本的な原則で、TRIPs協定第8条第1款及び第27条第2款などの条項でより一層明確に強調されている。
 - ③ 権利に対し合理的に制限する原則。知的財産権はほかの権利と同じく、相対的であり、絶対的ではないので、合理的かつ適切な制限をもつべきである。TRIPs協定第8条第2款には「権力者による知的所有権濫用を防ぐ場合、適切な措置をとることができる」という権利を制限する原則がある。TRIPs協定第13条及び第16条第1款、第24条第8款、第26条第2款及び第30条ではそれぞれ著作権、商標権、意匠権及び発明特許権にある程度の権利を制限する前提条件を与えている。1つ目は第三者の合法的利益の保障。2つ目は合理的利用に影響を与えないこと。そして3つ目は権利者の合法的利益を侵害してはならないという条件である。

- ④ 権利の地域性独立原則。各地の知的財産権局には地域性があり、各国の知的財産権に関する国内法は相対的に独立している。TRIPs協定第1条第1款でこの原則は再び強調されている。
- ⑤ 特許及び商標申請の優先権原則。パリ条約で初めて協議され、TRIPs協定で再び強調及び肯定された。
- ⑥ 著作権自動保護原則。ベルヌ条約で初めて協議され、TRIPs協定で再び強調及び肯定された。

(2) TRIPs協定で新しく提起された知的財産権の基本原則は主に以下の5項目があげられる。

- ① 最恵国待遇原則。これはTRIPs協定内で国際貿易を行っていくうえで有形商品の貿易原則を初めて知的財産権保護の領域にまで適用し、知的財産権の国際保護に多大な影響を与えた原則である。この原則はGATT第1条最恵国待遇原則に基づいており、TRIPs協定第4条に加えられている。
- ② 透明性確保の原則。これはTRIPs協定第63条で規定された原則で、GATT第10条の貿易基本原則に基づいている。締結国間に起こる差別的排除行為を防ぎ、知的財産権に関する保護を強化するため、双方互いの保護措置に対する迅速な理解を深めることがその目的である。
- ③ 紛争解決原則。すなわちGATTの原則は知的財産権に関する紛争の解決に応用されるという原則の確認であり、TRIPs協定第64条で規定されている。GATT第22条及び第23条の貿易に関する紛争解決の規範手続きを、知的財産権に関する紛争を解決するために直接導入することによって、その貿易手段を利用できるばかりでなく、報復手段でさえも部分的に重複しており知的財産権保護の保障も実現可能となった。
- ④ 行政の最終決定に対する司法審査及び再審の原則。TRIPs協定は知的財産権関連の手続きに対する行政側の最終決定を明確にし、司法あるいはそれに準ずる司法当局の審査をすべて受け入れなければならない(第62条第5款)と規定している。また司法当局に再審を提出することもできる(第42条第4款)。
- ⑤ 知的財産権は私権であることを承認する原則。TRIPs協定の序文において「知的所有権は私権であることを認める」原則を明確に提起しており、各種の知的財産権に適用できる。

(3) 加盟国に対する各種知的財産権保護の最低基準の規定

TRIPs協定は加盟国に7つの方面から各種知的財産権保護の最低基準を規定している。それには著作権及びその隣接権、商標権、地理的表示、意匠、特許権、集積回路配置設計、開示されていない情報(営業秘密)などを含み、競争行為の制限に対する抑制問題にもかかわっている。

(4) 知的財産権に関する法律実施手続きを規定、及び強化

(5) 一定の条件下での様々な状況における加盟国取り扱いの区別

TRIPs 協定の原則上、加盟国を先進国、開発途上国、計画経済から市場経済に転換中の国家、発展途上国などに分け、一部の条項を実施するうえでそれぞれ異なった経過措置がとられている。

3-2 WTO 加入以前の知的財産権に関する中国法律制度と TRIPs 協定間の主な相違点

TRIPs 協定は他の知的財産権に関する国際条約と同じく、その内容を3つに分けることができる。1つは基本原則であり、全加盟国が遵守しなければならない。2つ目は最低限の要求であり、全加盟国がその基準に達しなければならない。3つ目は一般的な要求であり、各加盟国の具体的な状況をかんがみて適用を選択することが許されている。

ここで指摘したいのは、中国における知的財産権に関する法律制度と TRIPs 協定間の相違点が、主として TRIPs 協定の基本原則及びその最低限の要求との間にみられる、という面である。

全体的にみると、中国における知的財産権に関する法律制度と TRIPs 協定間の相違点は以下の5つの面において顕著である。すなわち中国における知的財産権に関する法律制度は、

- ① 一部の知的財産権に関する行政の最終決定に対し、必要な司法審査と監督制度が欠如しており、主に商標法と特許権にその傾向がみられる。
- ② 知的財産権の侵害行為、特に不正商標商品及び著作権侵害行為については取り締まりがいきとどいておらず、被害者に対する救済措置も十分とはいえない。
- ③ 知的財産権の権利者に対する制限が多すぎるうえに広範囲にわたっていて、そのため権利者の合法的利益をいたずらに侵害している。この問題は主に著作権法のなかに顕著にみられる。
- ④ 各種知的財産権の保護する内容と保護基準にそれぞれある程度の相違があり、主に集積回路配置設計に対しまだ専門的な法律の保護が存在していない。
- ⑤ 知的財産権の濫用に対して必要かつ十分な制限措置が欠如している。

3-3 WTO 加入後の中国が TRIPs 協定においてとった措置とその評価

3-3-1 WTO 加入後の中国知的財産権関連立法状況の改善

WTO 加入に際して、中国では関連の法律及び法規を改正した。『知的所有権協定』関連条項に基づいてなされた改正は、主に以下の4つである。

(1) 著作権法

ソフトウェアや映画著作物の商業的貸与権を1つの独立所有権として保護し、データベースなどの編集作品の保護にも規定を設け、「合理的使用」の原則と状況を改めて見直した。権利者に補償できない損害や証拠の消失を防ぐために、司法当局が臨時措置をとることができると規定された。加害者の民事賠償責任と行政処罰も以前に増して重くなった。

(2) ソフトウェア保護条例

プログラム著作権者の権利を細分化し、各権利の内容を見直した。プログラム著作権の保護期間は著作者の死後50年、法人とその他の組織については著作後50年後と改められ、「合理的使用」となる作品の範囲を縮小し、著作権侵害作品の制作又は売買に対する取

り締まりを厳しくした。

(3) 商標法

商標の構成要素を既存の文字、図形及びその2つの組み合わせから文字、図形、表音文字、数字、立体標識と色の組み合わせ及びこれらの要素の組み合わせへと改めた。使用禁止となった要素のなかには、政府の標識と規格検査の記号が加えられた。また著名な商標に対する保護と当事者による商標審議委員会の再審決定に対する人民法院への提訴を規定した。権利者に補償できない損害や証拠の消失を防ぐことが規定され、司法当局により臨時的な措置をとることが可能となった。原産地の表示と商標、団体及び協会あるいはその他の組織の商標保護も強化された。

(4) 特許法

商品の特許権者がその特許品を他人が販売許可することを禁止する権利を以前に比べ広範囲にわたって規定した。加害者の賠償責任を重くし、特許に対する司法保護も強化した。また権利者が受ける補償不可能な損害や証拠の消失を防ぐことが規定され、司法当局により臨時的な措置をとることが可能となった。特許審査委員会が発明、実用新案、意匠などの特許に関する問題に対し再審の決定を下すことも規定され、当事者は人民法院への提訴が可能となった。

このほかに、著作権法、商標法、特許法の実施条例又は実施細則にも、それぞれに応じた改正を加えた。なお、『知的財産権税関保護条例』の規定と『知的財産権協定』第4節の国境における知的財産権保護に関する規定及び『植物新品種保護条例』と『知的財産権協定』第27条の植物新品種保護の内容は一致している。このためこの2つの行政法には改正を加えていない。

全体的にみて、中国における知的財産権関連の法律は既にTRIPs協定すべての知的財産権の領域に及んでいる。この領域には著作権、商標権、特許権、営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種、不正競争の禁止などが含まれる。特許権には発明特許、意匠及び実用新案、著作権にはソフトウェア著作権なども含まれている。中国知的財産権に関する法律は既にTRIPs協定の要求を基本的に満たしているといつてよいであろう。

3-3-2 WTO加入後の中国知的財産権に関する法律の実施状況強化

中国はWTO加盟後のこの3年間、知的財産権に関する立法を迅速に進めると同時に、司法と知的財産権管理機関の法律実施について力を入れてきた。

2002年、全国各級の人民法院で第一審として受理された各種の知的財産権にかかわる民事事件は6,201件であり、前年に比べて17.78%増えた。全国各省、自治区、直轄市の知的財産権管理機関は特許の係争を合わせて1,442件受理し、1,291件を結審した。全国各級の工商行政管理機関は各種の商標違反の案件を計3万9,105件調査した。

2003年、全国の人民法院の第一審、第二審、再審において新たに提起された知的財産権に関する訴訟事件は9,271件にのぼり、前年度比18.86%の増加、結審したのは8,978件で、同25.36%増加した。第一審における訴訟事件の増加分の7割は、権利帰属問題と権利侵害紛争が占めている。また中国全土の知的財産権に関する第一審においては、6,983件の訴訟事件が取

り上げられており、前年度と比べ 12.61%の増加、そのうち権利帰属問題と権利侵害紛争が 5,534 件あり全体の 79.25%を占めている。最も著しいのは著作権紛争訴訟事件の増加で、各知的財産権関連発生事件のうち第 1 位となっており、新たに 2,493 件が取り上げられ、前年度比 35.58%の増加となった。商標権に関する訴訟事件も前年度と比べて 30.98%増加している。そのほかに新しい類型で植物新品種に関する訴訟事件も 100 件あった。

司法機関は知的財産権管理機構と共にその法律の施行に努めており、両者の緊密な協力を通し、知的財産権の侵害行為の取り締まりを強化し、中国 WTO 加盟時の承諾実現に向け一歩一歩着実に貢献への道を歩んでいる。

3-3-3 中国における知的財産権に関する法律保護機能の改善

TRIPs 協定の基本原則と中国における立法及び法律実施の状況を分析して、私たちは次のような結論を導き出した。すなわち、中国における知的財産権に関する法律及び法律執行機能は、全体的に TRIPs 協定規定の要求に沿っているということである。しかし知的財産権の実態及び手続きの法律規定が不十分であり、WTO の条約規定による法律の原則が不明瞭であるほか、法律を施行するうえでの標準と強制力及び手続きに対する公正な保障などの面においての認識不足などの問題も存在している。そこで、次に、知的財産権の領域で中国が講じる必要のあるいくつかの措置をあげてみた。

(1) 立法の改正と改善

中国の知的財産権に関する立法と TRIPs 協定の基本原則及び最低限の保護要求間の相違に対し、中国の立法、行政、司法機関及び知的財産権法の専門家たちは比較的十分な調査を進めており、客観的かつ正確な論文が豊富に発表されている。中国のいくつかの知的財産権法は既に十全に改定され、各部門でも知的財産権に関する法律機能の確立と基準の完備と改善を推し進めているところである。しかし現状からみると、立法にはまだ大きな問題が残っている。例えば、知的財産権関連の法律執行に対する措置、当事者の請求権、証拠の運用、民事の責任及び適用、権力に訴えた濫用に対する抑制などについては効力のある規定が欠如しているため、法律を施行するうえで問題が生じた際に解決できないという場合もあり得る。そこで、以下の措置を講じる必要があると考えられる。

- ① 知的財産権法の改正を通し、TRIPs 協定との不一致が顕著である点を解決し、WTO 加盟後の知的財産権に関する保護方面の情勢に適応し、国際義務についての承諾を履行する。
- ② 全国人民代表大会常務委員会の立法解釈に関する業務推進を強化し、知的財産権に関する法律規定のなかで原則を超える条項については直ちに解釈を加え、実際に法律を施行していく過程で生じた法律適用上の問題を解決する。それにより、中国立法制度を今以上に十全なものとし、国内外情勢の要求に合わせ、国家の法律制度の統一と法律の尊厳を保つ措置を講じなければならない。
- ③ 中国における WTO 知的財産権に関する協議などの規則の施行について中央政府が国外に対し責任を負うことを明確にし、中国全土での適用を統一化する。WTO 協定貿易関連の立法権は中央政府が統一して行使し、地方政府は中央政府に協力し国際条約の履行に努め、国家の法律及び政策に対する違反や、「地方保護主義」を実践してはな

らない。

- ④ 中国の司法機関はTRIPs協定などWTO規定の原則の適用を明確にしたうえで、直接的な運用方法ではなく、すなわち司法機関は国内法を適用し訴訟事件を処理しなければならない。そして国内法はWTO協定に規定されている承認事項を具体的に反映させなければならない。しかし司法機関が知的財産権保護に関する法律を施行していく過程において、国内法の規定がまだ十分であるとはいえない状況下において、司法機関の法律の解釈の向かう方向性をTRIPs協定などの国際条約規定と一致させなければならない。

(2) 知的財産権に関する司法保護の強化

知的財産権に対する司法の保護は、知的財産権に関する法律実施のなかでも最も重要な鍵を握っている。司法による保護の強化は、TRIPs協定などの国際条約及び国内法に規定されているだけでなく、中国知的財産権保護の現状からみても差し迫った要求であるといえる。人民法院の知的財産権に対する司法保護は、刑事、民事及び行政裁判を通して実現されることから、司法保護には3つの方面に対する裁判の職能を含まなければならない。今のところ最も重要な問題は以下5つの面である。

- ① 司法解釈の強化、とりわけWTO協定の要求に従い、民事及び刑事法を施行する際の法律適用に対する司法解釈を強化しなければならない。また目的と十分な研究に基づいて司法の解釈を行うことが必要である。例えば知的財産権を侵害する犯罪に対する量刑の決定などの方面の司法解釈、権利侵害行為発生の抑制と禁止の措置、民事責任と民事制裁の適用に関する民事司法解釈、手続法の面における知的財産権者と利害関係者が権利の侵害に遭遇した場合、刑事又は民事などの告訴権の保障に関する司法解釈などがあげられる。司法の解釈がTRIPs協定適用の過程で生じる問題及び対立法の整備不足を解決する重要な役割を果たすことを重視すべきである。
- ② 法律に基づき知的財産権請求権の保護を確認する。請求権に含まれている範囲としては権利帰属の確認、権利侵害の停止、妨害工作の排除、危険あるいは影響の排除、利益没収及び損害賠償などがあげられる。前述の請求権は裁判中ばかりでなく、訴訟事件の受理中又は判決の執行が効果を発する段階などにおいても保護が与えられる。提訴の権利の確認及び緊急状況下においては、上記の責任形式に対し先に裁定し執行することも可能である。そのほか、法律に基づき提訴前の財産保護にも適用され、権利侵害の停止及び損害賠償、没収、侵害品の処分などの民事制裁の措置などを訴訟前に実施することも禁止されている。上記の措置を適用する場合、被告に十分な弁明の機会を与え、訴訟手続きに不当がないことを保証しなければならない。
- ③ 知的財産権に関する訴訟の証拠制度をより一層整備し、訴訟前から証拠の保全を図り、また原告側から十分な証拠が提出されたのちに、相手方当事者には原告有利に傾かないように証拠を提出を認め、その際には証拠提出や変更の期限を規定したうえで、訴訟の無意味な延長を防止する。
- ④ 過失を知的財産権侵害法の主要な責任帰属の原則と定め、全面的に知的財産権侵害に関する損害をすべて賠償する原則を適用する。一定の条件下で、全く知らないあるいは権利侵害を知る十分な理由のない侵害行為者に対しても、利益没収又は一定金額

の法定賠償などの民事責任を負わせなければならない。権利者に財産を損失させた場合、直接的な経済的損失の賠償、あるいは見込み利益の損失に対する賠償、及び権利侵害状況の調査や抑制のために支払われた合理的な費用も賠償しなければならない。著作権侵害物並びに不正商標商品などの権利侵害行為を生業としている者に対しては、その売上金すべてが賠償金に相当する。

- ⑤ 知的財産権の権利を濫用して他人に損害を与えた者に対しても、その損害を適切に賠償しなければならない。

(3) 行政の法律執行の効力と民事の救済機能とを引き続き保持すると同時に、当事者が行政の最終決定に対し司法機関に再審を訴える権利を保障している。知的財産権保護に対する行政の法律執行は、中国における知的財産権に関する法律機能の特色のひとつともいえ、大きな役割を果たしてきており、TRIPs 協定でも認定されている。現在中国は経済体制の変換段階にさしかかっており、様々な法律を施行しなければならないという任務が課せられている。そのなかで行政による法律執行と知的財産権に関する司法的な保護が比較的長期間並存していた。WTO 加盟後は、知的財産権に関する行政の法律執行を継続しつつ、協定の要求する保護基準にまで達することを保証しなければならない。しかしそれと同時に、行政の最終決定に対する当事者再審の権利に関する保障も必要である。そこで、行政による法律の施行は法にのっとり公正な手続きを踏んでいることを明確にしなければならず、人民法院でも知的財産権に関する行政裁判の強化に努め、行政の正しい法律執行を支持して、その間違いと不当な行為を正していかなければならない。

(4) 中央の権威と、能率化、統一化、簡素化された知的財産権に関する法律を保護する調和のとれた機構を確立し、世界貿易の規則にのっとり知的財産権の立法、法律の施行及び国際協力、紛争解決、情報流出などの問題をも併せて考慮し、知的財産権に関する法律及び政策と対外関係などの重要な問題について企図する。行政の法律執行に足並みを揃え、自分本位の現状に陥っている法律執行の現状に変化をもたらし、知的財産権の民事、刑事と行政裁判機能を1つの裁判部門に統一し、「大民事」、「大立案」、「大執行」によって知的財産権に関する司法の保護能力の弱体化及び分散化を避け、人民法院における裁判の職能を十分に発揮できるようにする。

(5) 知的財産権の私権原則と民事権利の性質を強調し、権利者の権利に対する自己管理及び保護意識を提唱し、社会全体で組織を管理する作用を発揮し、全社会における知的財産権保護意識を向上させ、様々な角度から知的財産権に関する紛争を解決する。政府の行政による法律執行の方向を政策の制定と指導の方向へとシフトし、知的財産権に関する司法保護の範囲の拡大を図り、権利者の合法的利益を保証するという状況下で、徐々に国家の知的財産権保護に対する過度の支出を減少させる。

第4章 中国における知的財産権保護の仲介機構の状況分析

中国の知的所有権における行政の法執行機構は、国家知識産権局、国家版權局、国家工商行政管理总局商標局及び各地の特許、版權、商標などの行政管理機構などであり、法律による審査、授權、保護などの管理における職責のほかに、知的財産権の問い合わせ、人材の養成方面において多くの業務がある。例えば情報窓口や専門機構を設置して問い合わせに関する責任を負ったり、たくさんの講座を開いて知的財産権における法律サービス業務のスタッフを養成することなどである。このほかにも、各種知的財産権研究会と高等教育機関は知的財産権にかかわる人材の初歩的な養成と専門研究討論の方面で多くの業務を行っている。

中国の実際状況からいうと、更に普遍的に企業の知的財産権のコンサルティングと人材養成業務に焦点を当てることで民間の知的財産権仲介機構が完成されていく。知的財産権の仲介機構は知的財産権保護を取り巻く連鎖関係のなかで欠けてはならない一要素として、中国社会において日増しに重要度が高まっている。

4-1 知的財産権仲介組織の特徴

知的財産権仲介組織とは、知的財産権の発生、使用、許可、移譲、産業化などの一環をめぐり、知的財産権の権利者と使用者の間に各種サービスを提供する法人又はその他の経済的組織を指す。主要なものは法律事務所、特許代理機構、商標代理機構、版權代理機構、植物新品種代理機構、情報サービスセンター、会計事務所、資産評価事務所、その他の法律サービス・コンサルティング機構と生産力促進センター等を含んでいる。これらの機構の機能と作用は知的財産権にかかわるサービスを提供することを主なものとする。

知的財産権サービスとは、専門性の非常に高い法律と技術が結合した業務である。多くの中小企業や一般の科学研究ユニットは、自前の知的財産権サービス部門を設立する必要もなければ能力も追いつかない。そこで、知的財産権仲介サービス組織が社会分業の必然の産物として出現することになる。改革開放以来、各地方と関連部門が一連の措置を施した結果、中国の知的財産権仲介組織は大きく発展し基礎固めがかなりの程度進んでいることは、次の点によく表れている。

- ① 知的財産権仲介組織の急速な展開と機能の多様化
- ② ハイレベルで実力があり確かな背景をもつ知的財産権仲介組織が次々と出現し、ハイレベルな知的財産権仲介陣が形成されつつある。
- ③ 社会的パワーが知的財産権仲介組織発展の新鋭となっている。民間活力の参入は、最近の知的財産権仲介組織展開の注目点でもあり、また知的財産権仲介サービス体系構築の活力源ともなっている。
- ④ 知的財産権仲介組織は、政府部門が職能転換、また、自身の管理能力とサービスの向上を実現するための重要な役割を果たしている。地方の科技管理部門の多くは、知的財産権仲介組織の発展を支援することを積極的に探求しながら、一方で知的財産権仲介機構に頼って政府職能転換において大胆な実践をしている。いくつかの科学技術計画立案時の知的財産権評価作業を仲介組織が受託している。これは管理効率と意思決定を科学的に、民主的にすると同時に、知的財産権仲介組織の発展の可能性を拡大するものである。

4-2 知的財産権仲介組織の現状

中国の知的財産権仲介組織には、特許代理事務所、商標代理事務所、著作権代理事務所、植物新品種代理事務所のようにある種の知的財産権仲介サービスに専従しているもの、知的財産権コンサルティング会社、知的財産権評価機構、生産力促進センターのように総合的な知的財産権の仲介サービス機構があり、さらに弁護士事務所もある。総合的知的財産権仲介サービス機構は仲介業務内容のみに関してこれらの専門的な機構よりも相対的にすべての方面を包括している。これらのほかに、知的財産権紛争が日を追って増えるにつれて、数多くの知的財産権侵害鑑定組織が出現している。下記は特許代理事務所、商標代理事務所、著作権代理事務所、植物新品種代理事務所、弁護士事務所、情報サービスセンターと生産力促進センターの状況について紹介したものである。

4-2-1 特許代理事務所

国務院は社会仲介組織に関して制度を改め、市場方針に向けて指導を行うなか、中国の特許代理業界に大きな変化をもたらし、中国の特許仲介能力が一層強化された。特許代理事務所再編の緩慢なものもごく少数は存在するが、大部分の特許事務所は市場主義、自主経営、損益自己負担の社会主義市場経済環境下での新しい体制を既に築いている。全国には7,000人の特許代理資格者、3,700人近くの特許代理業資格者がいる。全国の特許代理事務所は既に500社あまりに到達し(各省市の特許代理事務所の数については表4-1を参照)、特許代理にかかわる組織は23社から60社に拡大した。全国の特許代理人も新しい体制とメカニズムの下で大きく活躍している。2002年に国家知識産権局に提出された特許出願25万件のうち、代理事務所経由の申請数は84%を占め史上最高となった。また、特許代理人は特許紛争案件の処理と訴訟にも参加して当時者の合法的権利の保護に効果的な法律サービスを提供している。このほかにも、特許代理業界も実に魅力的な業界となっている。2002年の特許代理人資格試験受験者は3,200人以上に達し、この数字も資格試験受験者数として史上最高であった。

中国の特許代理事務所は主に次のような事務を行っている。①特許事務についてのコンサルティングサービス提供、②特許出願書類作成代行、特許出願代行、③実体審査あるいは再審査請求にかかわる事務、④異議提出、特許権消滅宣告請求にかかわる事務、⑤特許申請権、特許権の移転及び特許使用許可にかかわる事務、⑥特許代理人の特許顧問としての派遣、⑦その他の関連事務など。

表4-1 各省市特許代理事務所の数

省市名称	事務所数	省市名称	事務所数	省市名称	事務所数	省市名称	事務所数
北京	125	上海	33	広東	52	浙江	23
天津	12	重慶	8	河北	14	山西	3
江蘇	31	遼寧	40	吉林	12	江西	7
安徽	9	福建	11	陝西	12	山東	24
広西	8	河南	10	湖北	15	湖南	20
海南	2	青海	2	四川	17	貴州	5
雲南	8	甘肅	3	寧夏	1	新疆	7
黒竜江	16	内モンゴ	4	涉外	60		

4-2-2 商標代理事務所

1998年以前は、ほぼすべての商標代理事務所が各地の工商行政管理機関に属する事業体であった。歴史的な原因があり、これらの組織は工商行政管理機関から離脱していたわけではなく、ヒト・モノ・カネについて自主権をもたず経営メカニズムも偏向し、さらに一部の代理人の資質が不足していたために、企業の商標作業の需要に対応することができなかった。一方、民間の数少ない優秀な商標代理従事者と商工業における系統外の少数の事業所は高い資質を備えているにもかかわらず、商標代理業務に従事することができず、人材資源が十分に活用されなかった。これらが中国の商標代理事業の発展を抑制していた。

このような状況を改善するため、国家工商行政管理局は大がかりで詳細な調査研究を実施し、1999年12月に新しい『商標代理管理弁法』を制定し発表した。この『弁法』の実施は、新世紀のために中国における商標代理業界の発展の方向性を明示し、法律上の保障を与えるものであった。従来の『暫定法』と比較してみると、新しい『商標代理管理弁法』は2つの際立った特徴を有するが、1つは全面的解放であり、もう1つは厳格な管理である。

『商標代理管理弁法』の2000年1月1日実施以降、中国商標代理業界は全面的に開放された。国家工商局は商標代理事務所を相次いで認可した。大体の統計では、2003年までに、中国の商標代理事務所の総数は900あまりに達した（各省市の商標代理事務所数については表の4-2を参照）。商標代理人資格の第1回試験は2000年9月に実施された。一元的、開放的、高効率でチャンスと活力にあふれ国際慣例にリンクした中国独自の商標代行体制が基本的に形成されている。最近の統計によると、商標代理事務所経由の商標申請件数は年間申請総数の3/4を占めている。商標代理業界が中国市場経済の繁栄と商標事業の発展に大きく貢献していることを示すものである。

2003年から、中国の商標代理制度はまた大きく変化している。2003年2月に、国務院は商標代理の行政審査制度を取り消すとの通知を出した。2003年4月30日、国家工商行政管理総局は『商標代行行政審査取り消し後の関連作業に関する通知』を下し、商標代理事務所審査と商標代理人資格許可の行政審査の取り消し後における商標代理作業関連の問題について規定をつくった。通知には、以前国家工商行政管理総局によって許可された商標代理事務所が元の登録機関で従来どおり登録する以外、これよりのち新しく設立される商標代理事務所は、『中華人民共和国公司法』又は『中華人民共和国合弁企業法』の規定により有限責任公司又は個人合弁企業に登録しなくてはならず、商標代理事務所は商標代理及びその他知的財産権代理業務のみに携わることができ、その他の業務をしてはならない。また、以前国家工商行政管理総局に許可された商標代理事務所、また政府の主管部門と従来のあるものは、国務院仲介機構の改革制度の要求によって、2003年12月31日までに政府主管部門との関係を断ち、有限責任公司若しくは個人合弁企業にならなくてはならない。期間を過ぎると、企業登記主管機関の2003年度定期検査通過の効力は失われ、国家工商局商標局はその代理の商標業務を受理してはならない。2003年5月20日より、商標局は新しく登録された商標代理事務所の商標代理業務の受理を開始し、商標出願関係の受理過程の正常な運行を保障するため、新しく設立された商標代理事務所は『営業執照（許可書）』の副本を商標局に提出して、口座を開設し規定の前金を納めなくてはならない。商標局は手続きのものがそろった日より商標代理業務を受理する。また、商標代理人の資格試験制度が取り消されたことにより、業務員の業務レベルとサービスの質を保障するため、『商標法』と『商標法实施条例』を学習、把握し、商標行政主管部門商標

登録と管理の基本的過程の必要性を十分に理解したのち、国家工商局商標局と中華商標協会は2004年3月23日から25日、3月30日から4月1日までと、2期に分けて「商標代理人育成班」を北京にて開催した。このあともこのような育成班を開催してゆく予定である。

中国の商標代理事務所の主な業務受託内容は次のとおりである。①商標コンサルティングサービス提供、②商標登録申請、商標異議、抹消、争議申請にかかわる事務代行、③移転登録、登録維持、登録人名義あるいは住所変更、商標登録証再発行などの関連事務代行、④商標権侵害紛争にかかわる事務代行、⑤招へいを受けての企業へ向けた商標顧問担当の派遣、⑥その他の商標関連事務。

表4-2 各省市商標代理事務所の数

省市名称	事務所数	省市名称	事務所数	省市名称	事務所数	省市名称	事務所数
北京	271	上海	65	広東	17	浙江	70
天津	17	重慶	17	河北	26	山西	8
江蘇	105	遼寧	38	吉林	19	江西	10
安徽	21	福建	38	陝西	13	山東	89
広西	1	河南	20	湖北	9	湖南	22
海南	1	青海	6	四川	41	貴州	5
雲南	8	甘肅	9	寧夏	1	新疆	15
黒龍江	22	内蒙古	17				

4-2-3 著作権代理事務所

版權代理とは、著作権代理事務所が委託者の名義で、代理権限の範囲内で著作権中の財産権の移転あるいは使用許可、その他の著作権にかかわる業務を行うものである。2002年末時点で中国国家著作権局の承認を受けた著作権代理事務所は28社であった。ただし現在のところ、著作権代理事務所28社の業態はすべて国有制で、経営の範囲が狭い。中国電視節目代理会社がテレビ番組の代理店を、中国電影輸出輸入公司与北京天都電影著作権代理センターが映画の配給代理を、九州音像公司著作権部などが音楽映像の代理を務めているが、その他の23社は図書著作権代理が主体で、代理範囲が狭い。中華著作権代理総公司等数社が早い時期に代理事務所として成立したが、多数の代理事務所は作品の使用者に著作権にかかわる法律コンサルティング、著作権使用料の徴収、図書代行など簡単なサービスを提供するのみで、訴訟代行や著作権紛争の調整に当たることができる組織は非常に少ない。

図書著作権代理事務所23社のうち、代理人10人前後を抱えるのは中華著作権、広西万達など数社で、その他の組織の従業員数は非常に少なく、一般には2・3人でなかには担当者ゼロというケースもある。23社の従業員総数は100人に満たず、しかも人材の流失が深刻である。全国には出版社560社、電子音楽映像出版社200社あまり、雑誌社8,000社、新聞社2,000社に加えインターネットサイト数百社、関連産業などの規模を考えると、著作権代理事務所の数はあまりにも少なすぎる。

中国では、版權代理事務所は国内版權代理事務所と渉外版權代理事務所に分けることができる。国内版權代理事務所の設立条件は比較的緩い。著作権法が1991年6月1日に施行されて以来、国家版權局は相次いで十数社の渉外版權代理事務所を認可した。1996年4月15日、国

家版權局と国家工商行政管理局は共同で『著作権渉外代理機構管理暫行弁法』を発表し、渉外著作権代理事務所の設立あるいは同業務展開には、国家著作権局と国家工商行政管理局の認可を必要とし、『管理弁法』の各規定を遵守することを明記した。渉外代理事務所の設立申請は、審査承認機関に書面で申請し、上級の主幹部が書類、規定、業務範囲、従業員名簿と履歴、居住地証明を審査する。2年以上の著作権作業経験をもつ著作権代理人3人以上を必要とする。

著作権（版權）代理事務所は主に以下の業務を委託を受けて代行する。①作品使用市場の開拓受託と代行、②著作権法律コンサルティング提供、③移転あるいは授權使用契約の締結代行、④印税あるいはその他の形式での報酬の支払い徴収代行、⑤著作権紛争解決受託と代行、⑥その他の著作権にかかわる事務代行。

4-2-4 植物新品種代理事務所

中国の『植物新品種保護条例』が公布、実施されるのに伴って、植物新品種の主要な授權と保護の部門として、農業部と林業局は段階的に植物新品種代理人スタッフの審査と代理事務所の審査基準を改善している。今までのところ、中国における植物新品種の代理事務所は21となり、代理スタッフは100人あまりとなった。代理事務所のリストは表4-3である。

表4-3 植物新品種代理事務所

名簿	代理事務所の名称	名簿	代理事務所の名称
1	北京中林秀植物新品種代理事務所	12	雲南植物新品種權事務所
2	南京南方植物新品種權事務所	13	東林植物新品種權代理事務所
3	山東植物新品種事務所	14	富陽亜熱帯植物新品種權事務所
4	北京北林方圓植物新品種事務所	15	安徽林業植物新品種權保護事務所
5	北京衆合誠成知識産権代理有限公司	16	山西省林業植物新品種權保護事務所
6	福建建緑閩植物新品種權代理事務所	17	湖北省楚林植物新品種權事務所
7	上海林業植物新品種權代理事務所	18	安徽省林科新品種權代理公司
8	黒龍江北方植物新品種權代理服務中心	19	広東林業植物新品種權事務所
9	海南林業植物新品種代理事務所	20	浙江植物新品種權事務所
10	甘肅省林業植物新品種權代理事務所	21	北京海虹嘉誠知識産権代理有限公司
11	湖南林業植物新品種權保護代理処		

中国における植物新品種代理事務所は主に以下の事務を請け負う。①植物新品種における事務方面のコンサルティング、②出願書類の代筆と新品種の出願手続き、③異議などの関連事務の提出、④新品種権の委譲及び許可に関連する事務、⑤要請を受けて派遣される代理人の新品種担当顧問、⑥その他の関連事務。

4-2-5 弁護士事務所

1949年の新中国成立後、中国は清末の弁護士制度とは異なった「新しい弁護士制度」の建設の試みを開始した。この弁護士制度は当時のソ連を模範対象としており、その主な特徴は弁護士が国家の公職の範囲に組み入れられ、統一的な指導、統一的な業務を行うことにあった。

1979年に弁護士制度は回復し再建された。これ以降弁護士業は、中国社会の絶え間ない改革開放と現代化運動の出現に従って、また国家と社会発展の目標モードにおいて絶え間なく市場経済、民主政治と法治国家への道筋が明確にされるに従って、力強い発展の勢いを見せてきた。数量の規模において、弁護士事務所とその従業者数は大幅に上昇し、事務所は1979年の79から1万あまりに、従業者は1979年の212人から11万人あまりにまで発展した。1994年から2002年にかけて実施された統一的司法試験では、試験に申し込む者の数は毎年10万人以上であった。弁護士は既に旧来の単純な「国家法律業務者」から「社会のために法律サービスを提供する業務要員」への転換を実現しており、その業務形式は共同経営などを通じた自律的な弁護士事務所となっている。弁護士管理体制も司法行政機関による単純な行政管理から司法行政機関の管理と弁護士協会の管理が結びついたモデルに転換しており、最終的には「司法行政機関によるマクロ管理下における弁護士協会の管理体制」にたどり着こうとしている。

1997年1月1日に施行された『中華人民共和国弁護士法（律師法）』は弁護士業務をとり行う条件、弁護士事務所の設立方法、業務を行う弁護士の業務と権利及び義務、弁護士協会などの内容を明確に規定している（当該法は2001年12月29日に改正）。

中国において、弁護士が業務をとり行うには弁護士資格と就業証書を得なければならない。大学・高等専門学校の法律学専科以上の学歴あるいは同等の専門レベルを備え、ないしは大学・高等専門学校においてその他の専門の学士以上の学歴をもつ者は、司法資格試験の合格を経て、国务院司法行政部門から弁護士資格を授けられる（2002年より前は、弁護士資格全国統一試験の合格者が弁護士資格を得ていた。2002年以降、弁護士資格証書は国家司法試験を通じた法律職業証書に代えられた）。弁護士資格証書を得たのちは、一般に中華人民共和国憲法を支持し、弁護士事務所で満1年の実習を行った、品行が良好な者が弁護士就業証書の受取りを申請することができ、弁護士就業証書をもたない者は、弁護士名義による業務を行うことができず、経済的な利益を得るための訴訟代理又は弁護に従事することができない。

弁護士事務所とは弁護士が業務を行う機構であり、以下の条件を備えるべきである：自己の名称、住所と規約をもつこと、10万元以上の人民元による資産をもつこと、法律規定に符合する弁護士を擁していること。弁護士は提携弁護士事務所を設立することができ、その弁護士事務所すべての資産はその債務責任を請け負う。弁護士は共同弁護士事務所を設立することができ、共同者は該当する弁護士事務所の債務について制限なく責任及び連帯責任を負う。弁護士事務所の設立を申請する者は、省、自治区、直轄市以上の司法行政部門の審査を経なければならない。弁護士は業務をとり行い、弁護士事務所により統一して委託を受け、委託者と書面による委託契約を結ぶ。

弁護士協会とは社会団体法人であり、弁護士の自律的組織である。全国レベルでは中華全国弁護士協会が設立され、省、自治区、直轄市では地方弁護士協会が設立され、市でも需要に応じて地方弁護士協会を設立することができる。弁護士は必ず所在地にある地方弁護士協会に加入しなければならない。地方弁護士協会に加入した弁護士は、同時に中華全国弁護士協会の会員となる。

法律の規定に照らして、弁護士は以下の法律サービスを提供することができる。①公民、法人又はその他の組織の招へいを受け、法律顧問を担当する。②民事事件、行政事件の当事者の委託を受け、代理人を担当し、訴訟に参加する。③事件の犯罪容疑者による招へいを受け、法律コンサルティングに応じ、代理で申し立てや控訴を行い、保証人を立てた審問を請求し、犯

罪容疑者や被告人の委託あるいは人民法院の指定を受けて、弁護人を担当し、自訴案件の自訴者や公訴案件の被害者あるいはその近親者の委託を受け、代理人を担当し、訴訟に参加する。④各種の訴訟案件の申し立ての代理。⑤当事者の委託を受け、調停、仲裁活動に参加する。⑥非訴訟法律事務の当事者の委託を受け、法律サービスを提供する。⑦法律に関する問い合わせに回答し、訴訟文書や関係する法律事務のその他の文書を代書する。⑧その他の法律サービス。

そのほかに、公民は扶養、労働災害、刑事訴訟、国家賠償請求や法律に基づいた救援金の請求などの方面で弁護士の助けを得ることを求めているが、弁護士費用の支払い能力のない者は、国家规定に照らして法律の援助を得ることができる。弁護士は必ず国家规定に照らして法律援助の義務を負い、職責を尽くし、援助を受ける者に対して法律サービスを提供する。

ここ数年来、各地の政府機関は相次いで公職弁護士事務所を設立しているが、公職弁護士事務所業務をとり行う弁護士は国家公務員と弁護士の身分を同時に併せもつ。例えば、広州市公職弁護士事務所は広州市司法局が管理する事業ユニットだが、当該事務所は2002年8月29日に広州市機構編成委員会の許可を経て設立され、2002年11月18日に広東省司法庁により意見付きで許可され、2002年12月3日に登記が審査を通過して事業法人資格を得て、2002年12月5日に広東省司法庁は2002002号の弁護士事務所就業証書を発行し、2002年12月9日に、広州市公職弁護士事務所は厳かに創立式を開催した。広州市公職弁護士事務所の主な業務範囲は、①市政府から渡される法律事務を引き受け、公職弁護士が業務活動を展開するために相応の法律文書を提供し、日常の業務管理の仕事を良好に行う。②各政府の職能部門の公職弁護士の法律業務と協調し、指導し、政府と社会公衆の重大な利益にかかわる法律紛糾に対して特定の法律サービスを提供し、あるいは専門家を組織して論証する。③法律援助機構に協力して部分的な法律援助の案件を引き受ける。④公職弁護士を組織して業務訓練を推進し、総括的に業務経験の交流を行い、業務レベルを向上させる。⑤公職弁護士に対して職業道德、業務規律の教育、検査と監督を推進する。⑥各部門の公職弁護士の協力と交流などを展開し、その合法的な權益を保護する。公職弁護士は公務員管理に照らして、社会に対して有償な法律サービスは提供せず、市場競争にも参与しない。公職弁護士事務所は直接的には法律援助の案件を受理せず、法律援助を求める当事者は、各級の法律援助機構に申請をすることとなる。

4-2-6 知的所有権情報サービスセンター

現代社会において、情報資源はひとつの大きな社会資源である。科学研究の過程において、もし政府主管部門、科学研究機構又は科学研究人員が公開されている特許や非特許の科学技術情報を科学的に利用できるなら、技術の突破口を正確に選ぶことができ、研究の過程も短縮できて研究の経費も節約できる。知的財産権保護の過程において、もし関連するユニットが公開されている知的財産権情報の優れた利用ができるならば、自己の権利の十分な保護あるいは不利な状況下にある場合には逆転できるかもしれない。中国の各種の知的財産権情報サービスセンターは日増しに代わりのきかない大きな作用を発揮してきている。これらの情報センターの主なサービス内容は、ユニットあるいは個人による検索サービス、新しい科学技術プロジェクトの調査サービス業務、新しい科学技術の成果の調査サービス業務、特定情報の総合的な分析業務、科学技術分野の戦略研究業務などを包括する。

例えば、ある情報サービスセンターは国家部門・委員会に所属し、ある情報センターは科学

院系統に所属し、ある情報センターは独立した事業ユニットであるように、各種の情報センターが異なる部門に所属しているために、私たちは全国にどれほどの情報センターがあり、それぞれどのような特色をもったサービスを提供しているのかについて具体的な統計をとることができず、ただ情報サービスセンターのもつ情報の重点の違いから、大雑把に総合的であるか専門的であるかを分けることしかできない。総合的な情報サービスセンターとは一般に社会科学、自然科学などの多方面にわたる情報資源をもつ、例えば国家図書館の情報サービスセンター、中国科学技術情報研究所の情報センターなどであり、これらの総合的な情報センターの情報は所蔵される図書、雑誌、論文、CD-ROM 及び専門的なネットワークへのリンクなどから来ており、情報は特許情報と非特許情報を包括するが、総合的な情報センターは具体的な専門技術の情報資源の豊富さにおいて専門的な情報サービスセンターには及ばない。多くの情報サービスセンターは専門的な情報サービスセンターであり、例えば国家知識産権局と各地方の知的財産権局が設立した特許情報サービスセンターはネットワークへのリンクを通じて、中国と世界の主要国家の特許情報を提供でき、また国家知識産権局の特許情報サービスセンターは中国の特許文献を更に充実させており、中国の漢方薬特許のデータベースと化学構造の検索機能を備えた中国化学薬品特許データベースを研究開発し、同時に業界的な特許文献データベースの注文サービスを進めている。中国化学工業情報センターは、全国化学工業の総合的な情報研究、情報サービス及びコンピューターの応用技術開発センターであるが、当該センターは中国化学工業系統の科学技術文献資料の保障と提供を行うセンターであり、化学工業及び関連する分野の科学技術文献の収集整理、文献の加工又はサービス方面において大きな実績をあげている。

各情報センターは中国の社会生活のなかで日増しに重要な作用を発揮しているが、科学技術が急激に発展している今日、情報と情報の獲得手段及び情報分析要員の不足がだんだんと明らかになっている。これらの不足としては主に以下の点があげられる。①情報が分散しすぎている。ひとつには特許情報と非特許情報が分散しており、また、同類の情報が異なる検索システムに散在している。②データの様式が不統一であり、データの使用にあってもデータ交換にあっても不便である。③検索方法が統一されておらず、検索の専門要員以外の者には検索が困難となっている。④検索機能が単一である。⑤情報の開発が遅れており、データの収集、データ整理、統計と分析のモジュールに欠けている。⑥国外の情報サイトの多くが英語、ドイツ語、フランス語であり、中国の利用者が検索する場合に言語が障害となっている。⑦情報分析人員の専門性の向上が期待されている。⑧利用者の検索能力と情報分析能力の向上が待たれている。

上述した不足点に対して、科学技術省と国家知識産権局が協調を進めているところであり、関係する問題が少しずつ解決されていくことが期待される。

4-2-7 生産力促進センター

中国における生産力促進センターは中小企業に技術情報、技術コンサルティング、技術移転、人材育成、プロジェクトの申告、国際標準の品質認証などの各種の形式のサービスを行う仲介機構であり、彼らは政府よりは企業に向かい合い、規範的なサービスを行い、だんだんと中小企業の歓迎を受けてきた。

統計によると、2003年未までに、全国における生産力促進センターの数は1,071となり、2002

年より 206 増となり、24%増加した。これらの分布は、省レベルのセンターが 29、地方都市レベルのセンターが 248、区県レベルのセンターが 559、国家を対象とするセンターが 80、地方を対象とするセンターが 146、このほかに 9 の郷鎮センターがある。

表 4-4 生産力促進センターの対象業界分布

業界名称	センター数	業界名称	センター数	業界名称	センター数
機 械	20	紡 績	3	特 殊	2
化 工	15	宇宙産業	3	農 業	2
冶 金	9	航 空	2	その他	17
軽工業	5	国内交易	2	合 計	80

表 4-5 生産力促進センターのある省（自治区／直轄市）の分布

省（自治区／直轄市）	センター数	省（自治区／直轄市）	センター数	省（自治区／直轄市）	センター数
北 京	10	安 徽	20	四 川	131
天 津	18	福 建	79	貴 州	8
河 北	26	江 西	25	雲 南	3
山 西	88	山 東	61	西 藏	2
内 蒙 古	20	河 南	54	陝 西	41
遼 寧	27	湖 北	23	甘 肅	4
吉 林	40	湖 南	37	青 海	2
黒龍江	63	広 東	55	寧 夏	5
上 海	3	広 西	43	新 疆	7
江 蘇	49	海 南	1	合 計	991
浙 江	29	重 慶	17		

コンサルティングサービスは生産力促進センターの主な業務であり、2003年には技術コンサルティング業務は3万7,056回に及び、コンサルティング業務の各項目の中ではずっとトップであり、前年に比べても146%増加している。管理コンサルティングは1万2,088回に達し、これも前年より増加している。その他のコンサルティングは1万3,049回であり、前年に比べて48%の増加である。協力企業の計画申告は7,354回であり、前年に比べて41%の減少となっている。

生産力促進センターが2003年に展開した技術開発は前年よりも増加しており、技術推進は前年と基本的には同等であり、製品検査サービスは前年に比べて42%という比較的大幅な減少となった。

企業の技術進展を推進するために、生産力促進センターは絶え間なく企業に向けて技術を導入し、人材を引き入れ、組織の交易の機会を提供している。2003年に企業に向けて導入した技術は2,027項目にのぼり、前年よりは減少、人材の引き入れは前年よりも896人増加し、組織の交易活動数は前年に比べて230回減少した。

中小企業及び社会各界のために人材を養成し、それは既に生産力促進センターの中心的業務

かつ特色あるサービス項目となっている。2003年、全国生産力促進センターは各種の人材を合計で延べ145万8,000人養成した。これは前年の1.7倍であり、成長率が高い。各種の育成活動を主催するなかで、技術育成の参加者は依然としてトップであり、延べ116万人に達し、管理育成は延べ16.7万人、その他の育成は延べ13.2万人であった。

ハイテク企業の育成は生産力促進センターの重要任務の1つであり、2003年、全国生産力促進センターは合計で5,246社の企業を教育し、前年より44%の増加となった。そのなかで現在も教育中の企業は4,163社であり、1,083社が既に卒業した。

厳密な意味からすると、生産力促進センターは科学技術仲介機構に所属しており、典型的な知的財産権の仲介機構ではないため、センターの主要業務は知的財産権サービスの提供ではない。このことから大多数の生産力促進センターは専門的な知的財産権部門や人員を備えていない。しかしここ数年来、知的財産権サービスに対する企業の需要がだんだんと大きくなっており、この方面の業務は既に生産力促進センターからも注目され、一部のセンターでは企業に対する知的所有権育成業務が組織された。

第5章 中国におけるハイテク産業開発区

5-1 総論

5-1-1 ハイテク産業開発区の設置過程

中国のハイテク産業開発区は、世界の新技術革命の潮流、各国のハイテク産業推進強化、国内での改革の進展と対外開放を背景に発展してきた。ハイテク産業開発区の誕生は、グローバルな競争や新技術革命の流れに対応するばかりではなく、国内の改革開放の躍動を反映したものであり、改革開放の産物であるともいえる。

元国家科学委員会（以下、「国家科委」とする）は1984年6月、中央政府・国務院に対し新技術革命到来への対策レポートを提出し、このなかで新技術パーク並びに企業インキュベーション優遇策を研究し、大胆に実践して新技術革命の歩調に追いつくべきであることを提言した。

1985年3月の『中共中央有関科学技術体制改革的決定（中共中央による科学技術体制改革に関する決定）』では、「新興産業の発展推進のため、国内でいくつかの知識密集エリアを選定し特別措置を講じて、それぞれに特色をもつ新興産業開発区を形成する」とした。同年4月、国家科委は、国務院に対してハイテク産業開発区試験運営レポートを提出し、ソフト面での研究課題をまとめた。

中国科学院は1985年7月、深圳市人民政府と共同で中国初のハイテク産業開発地区——深圳科技工業園を立ち上げた。

1988年3月、『国務院関与深化科学技術体制改革若干問題的決定』のなかで「知識が密集した大都市は積極的に条件を整えて新技術開発区を試験運営し、相応の支援策を制定する」との一步踏み込んだ決定を下し、国家科委が中央政府・国務院の関係部門と共同で、北京中関村電子一条街の2年あまりの状況を調査して、国務院に調査レポートを提出した。

1988年5月、国務院は北京市新技術産業開発試験区建設を認可し試験区にかかわる優遇策18件を制定して、中国ハイテク産業開発区展開の基礎とした。

1988年8月、中央政府・国務院は「火炬計画」実施を承認し、ハイテク産業開発区、ハイテク創業サービスセンター（企業インキュベータ）を国家「火炬計画」の重要な構成要素と位置づけた。ほぼすべての省・市・自治区、計画リスト中の市は「火炬計画」をけん引役として、現地の条件と特徴を踏まえてハイテク産業開発区の積極的な建設に着手した。

1991年3月、国務院は全国に開設したハイテク産業開発区をベースに国家ハイテク産業開発区26か所を認可すると同時に、一連のハイテク・パーク発展支援策を制定した。さらに1992年月11月、鄧小平の「南巡講話」で語られた精神にけん引される形で、専門調査グループによる「16都市調査レポート」を踏まえて国家ハイテク産業開発区25か所を指定した。1997年6月、全国のハイテク産業開発区のめざましい発展を確認した国務院は、早魃、半早魃地区の農業展開の問題を解決するため、慎重に研究を重ねた結果、北方でアグリ・テクノロジーや教育力が最も密集していると思われる陝西楊凌に国家農業ハイテク産業開発モデル地区を建設した。国務院の認可を経て建設された国家ハイテク産業開発区はこの時点で53か所となり、省級認可の地方ハイテク産業開発区は57か所となった。

1996年11月25日、江沢民総書記はAPEC非公式首脳会議の席上で重要な演説を行い、中国国内にある科学技術工業パークの人類社会の発展に果たした役割を高度に評価した。このなか

で「今世紀の科学技術産業化における最大の実績は科学技術工業パークの開設である。このような産業の発展と科学技術活動の結合は、科学技術と経済の遊離により引き起こされる問題を解決して、人類の発見と発明をスムーズに産業分野に転化してその社会・経済効果を実現した」とし、さらに中国科学技術工業パークから典型的なケースを開放して、APECの同盟国との協業を拡大することを発表した。これを受けて1998年と2000年には、外交部と関連のハイテク産業開発区の共同の努力により、北京、蘇州などハイテク産業開発区10か所が国務院により認可され、「中国亜太経合組織（APEC）科技工業パーク」が誕生した。

5-1-2 ハイテク産業開発区における政策の位置づけと運営方式

中国のハイテク産業開発区は、高度技術促進とハイテク産業の形成及び発展を主旨とする特定区域（いわゆる科技工業パーク）で、主に中国国内の科学技術力と産業をベースにすると同時に、海外の進んだ科学技術資源、資金、管理手段を可能な限り活用して、国内外市場に向けハイテク産業実施優遇策と様々な改革行動を通じて、局部的に環境を最適化して必要な条件を創出し、最大限に科学技術による生産力を起動させ発展させて、科学技術の産業化プロセスを進め、ハイテク産業推進の主力基地を建設して可能な限り整備されたハイテク産業の発展体系の基盤づくりをすることを目標とするものである。

ハイテク産業開発区の多くは知識密集型の大中都市部、特に対外開放の条件が整い、ハイテク産業の形成が比較的早かった沿海都市に建設されている。ハイテク・パーク全体の分布を見ると、約半数が中心都市あるいは省会都市（省議会の開催地）に、約1/4が工業都市に、同じく1/4が沿海開放都市に配置されており、中国の科学技術資源、工業基盤、対外開放条件を十分に活用できる合理的なマップを形成している。

他の類型の開発区と異なるのは、多くの開発区が政策実施区、集中新建区、ハイテク創業サービスセンター、大学科技パークと科技市場（科技街）で構成されていることである。

政策区には一般に高等教育機関、科学研究院、企業が密集して建設されているが、これは国家優遇策を適用して、科学研究成果の産業化と科学技術者の創業、伝統産業の改良に便宜を図ることを目的としている。政策区内には大規模なインフラ建設がなされていないのが一般的である。

集中新建区は一般に都市縁辺に、都市発展計画に基づいて都市インフラ建設をベースに建設されている。ハイテク企業並びに関連サービス組織、公共施設の創業と導入に十分な空間を提供し、新しい環境とイメージを構築し、好ましい社会管理とサービスを提供することを目的とするものである。新建区の認可面積は一般に政策区よりはるかに小さい。

ハイテク創業サービスセンターはハイテク・パーク独特の科技創業サービス組織（海外では科技企业インキュベータと呼ぶ）である。インキュベーションとは、市場見通しの良い科学技術成果をもつ科学技術型中小企業、科学技術実業家を養成して、ハイテク・パークに市場競争力を提供し続けることを目的としている。自前の知的財産権をもつハイテク中小企業を擁するハイテク・パークは最も活力のある技術創出基地であり、中国のハイテク産業発展の基盤となるインキュベーション体系を形成して、市場経済の環境下で、政府が科学技術創出を最も効果的に進めることができる手段であるといえる。

創業センターは一般にハイテク・パークあるいは現地の科学委員会が認可して設立されるもので、政策区あるいは新建区に設置される。

大学科技パークは高等教育機関の科学技術成果向けに設立されるもので、教育機関による創業を助けハイテク産業発展を促進しようとするものである。組織形態は科技企业インキュベータと科学パーク双方に属するもので、一般に教育機関の付近に設置される。教育機関の科学技術者は科技産業化活動に専門あるいは兼職の形で従事することができ、これは高等教育機関の産業並びに社会への貢献の効果的な方式であると同時に、大学運営の重要な手段でもある。

科技市場は科技一条街とも称され、中国の計画経済から市場経済への転換過程での科学技術産業化に見られる特殊な現象で、ハイテク・パークの科学技術の産業化プロセスでは市場キャリアの役割を担っており、初期段階での市場化の条件のひとつであり、ハイテク・パークの人材、情報、技術製品の集散地でもある。科技市場は、科学技術者の創業へのスプリングボードとなり得るもので、大きな潜在力を秘めたベンチャー企業の「ゆりかご」でもある。彼らはここで模索を重ね市場を理解し、相互協力の下で共同で発展するなかで創業期を過ごし、いずれは市場競争に耐え得るハイテク企業に成長する。つまり、科技市場もインキュベータの一環として、中国の科技企业の学習と鍛錬の基地としての機能を果たすといえる。

国家がハイテク・パークで実施するのは地域的な産業政策であり、人々が通常想像するようにハイテク・パークの入居者すべてに優遇策が行われるということではない。まず、ハイテク・パーク管理委員会の審査承認を受け、一定の技術量とハイテク産業展開の見通しのある企業であればハイテク・パークに入居することができる。ハイテク・パークに入居した企業は、現地の省級科学委員会による国務院発表ハイテク企業認定標準に基づいた認定を取得後、国家優遇策を享受することができる。国内資本、合弁資本にかかわらず、認定を受けたハイテク企業は年に1回、現地の省級科学委員会の年度検査を受け、不合格の場合はハイテク企業の資格を剥奪されて国家優遇策を受けることができなくなる。したがって、ハイテク・パークの優遇策の実施は、「地域限定、対象者限定、逐次淘汰」があり得るもので、別の開発区の「エリア内に限り終身資格」が簡単に得られるものとは本質的に区別される。国家の限りある資源を最重要ポイントに集中し、本来は決して十分ではない優遇策を最大限に活用して、ハイテク・パークの発展力と持続力を強化するものである。

ハイテク・パークでは、「イノベーションを主に、導入を副に」を基本方針として、海外の先進技術と管理ノウハウを導入して新しい展開へのステップを進める。イノベーションはハイテク・パーク産業発展の根本であり主要手段である。イノベーション能力がなければ、導入技術の吸収と技術創出ができなければならず、自立発展は進まず市場占有率も取れずに、産業発展の主導権を失う状態となり、最終的に国内外のハイテク企業に包囲されてしまう。「海外のハイテク企業にだけ気をとられて国内の科学技術企業を軽んじる」という風潮が、異なる類型の開発区の中では既に生じている。イノベーション能力を絶えず強化し導入した技術の吸収刷新能力を磨くことは、ハイテク・パーク生存と発展にかかわる根本であり、この点がハイテク・パークを別のタイプの開発区と差別化する重要な指標である。パークの建設以来、その主要製品は明らかに国内の自主研究開発による技術製品に集中しており、製品総数の76%を占め、導入した技術をベースに新規開発した製品は同じく13%で、海外企業の直接コントロール下にある製品はわずか11%である。ハイテク・パーク内の国内自主開発製品の比率は他の開発区に比べてはるかに高い。1998年にはハイテク・パーク内にある高等教育機関、科学研究院が直接設立したハイテク企業は2,270社に達し、5,300件近くの国家「863」計画、国家・省級「攻関」案件、「火炬」計画案件、成果普及案件、基礎研究案件がハイテク・パークで進行してお

り、正に中国ハイテク産業展開の最大の担い手となっている。

中国のハイテク・パーク建設と展開は、国情の相異からアメリカ・シリコンバレー、欧州の科学パーク、中国台湾の新竹科学工業パークがたどる発展とは路線を異にしている。国家は特別な財政投入を行っておらず、調達政策がなく、リスク投入メカニズムが構成されていない。市場経済体制がまだまだ不完全な現状では、多くのハイテク・パークが設立当初に国家あるいは地方の優遇策に頼り、土地開発、負債経営、民間資金導入などの方法を取りながら発展スキームを探らざるを得ず、まず国内外の成熟したハイテク企業を導入して、断片的にインフラ建設を進めて初歩的にハイテク工業パークと科技企业インキュベータを形成する。次にこれを基盤として原始資本の蓄積と産業資源を集積してハイテク・パーク発展の良性循環をつくり、ハイテク・パークの初歩的建設任務を終わる。同時に、科技企业インキュベータ、ハイテク・パーク展開をベースに、条件を備えた省・市は伝統産業の改良をはじめ、地域経済の発展を推進するハイテク産業開発ベルトを建設して、独特の三位一体発展モードを形成した。このような方式は世界でも独創的なものである。ハイテク・パークは今後若干の間、イノベーション建設時期に入り、科技企业インキュベータ、大学科技パーク、ソフトウェア科技パーク、留学帰国者の創業パークをベースに科技パークの建設を強化し、科技工業パークの完備した形態を形成し、中国の科技並びに経済発展に大きく貢献することとなる。

中国のハイテク・パークには「二級審査、二級管理」の制度が実行されている。国家級ハイテク・パークの設立にあたっては、現地の省級政府が国務院に申請し、国務院は国家科技部門に委託して審査を行い、その結果に基づき国務院が承認する。国務院の委託を受けた国家科技部門が国家ハイテク・パークについて日常管理、区域調整、業務指導を行う。国家ハイテク・パークは現地政府の指導の下に開発建設を進める。国務院の委託を受けた現地省級科技部門がハイテク企業の資格認定を行い、認定企業が国家ハイテク・パークの優遇策を享受することとなる。省級ハイテク・パークは一般に省以下の人民政府に申請し、省級人民政府の承認を受けて設立される。省級科学委員会は、現地の省の範囲内の省級ハイテク・パークが帰属する管理部門で、国家科技部門のガイドに従って、国家ハイテク・パーク管理を行う。

国家ハイテク・パークは現地の条件に基づいて、既存の行政区画に応じ省・市に管理権限を付与して「科技特区」の管理モデルを形成する一方で、行政区を超えた経済区画管理を実行する。

国家ハイテク・パークでは「総量規制、定期考課、優秀なものを優先、類別指導」の動態管理を実施している。国家科技部門は専門家を招へいしてハイテク・パーク総合評価の仕組みをつくり、全国のハイテク・パークの展開について毎年評価を行っている。長い間管理がいきとどかずなかなか進展がかなわないハイテク・パークを、国家科技部門は期限を設けて整理する。整理を行っても明らかな進展がみられないケースについては国家ハイテク・パークの資格を没収し、同等数の省級ハイテク・パークを国家ハイテク・パークに加えることで、国家ハイテク・パークのモデルとしての役割を維持するのである。

5-2 ハイテク産業開発区5か所の状況

5-2-1 成都高新区

四川成都ハイテク産業開発区の建設は1988年に始まった。1991年に国務院により国家級ハイテク産業開発区第1陣の1つに指定され、2000年には、APEC科技工業パークに認定され

た。中国西部地域で初めて ISO4001 環境管理体系中国認証と UKAS (The United Kingdom Accreditation Service = 英国認定協会) 国際認証を獲得した区域で、国家科技部の歴年の総合評価で「全国先進高新区」の評価を受けている。

成都高新区は次の2つの部分から構成されている。①南部パーク：成都市の都市計画中の副都心で、「現代化」された科技ビジネス区と中国最大の科技インキュベーション基地を重点的に展開、②西部パーク：成都高新区国際化製造基地で、電子情報と「現代」漢方医薬産業を重点的に展開している。

成都高新区の計画面積は 67km² で、南部パークは成都市のちょうど南に位置し計画面積は 47km²、西部パークは成都市の西側の成都から都江堰黄金観光ルートの両側に位置し計画面積は 20km² である。パーク内には国家級輸出加工区が建設されている。「八五（第8回5か年計画）」期間の成都高新区の主要経済指標成長率は 100%、「九五」期間の同指標年間平均成長率は 38% 以上であった。投資総額は 100 億元あまりで、インフラ並びに公共周辺施設が建設され、パーク内の交通網は既に完成している。また平均 40 万 km² の標準工場建て屋、高級住宅エリア、教育、衛生、商業、娯楽、レジャーなどの周辺施設も揃っている。現在パーク内の企業と住宅向けに広域情報網の敷設が相次いで進んでおり、中国西部随一の投資・創業・労働・生活各環境を誇るエリアの1つである。

成都高新区は成都市政府の派遣部門であり、管理組織の全人材に契約雇用制が採用され、「サービス型」管理が実行されている。また投資サービス体系を設立し、「ワン・ストップ」サービスが行われている。成都高新区には比較的完備した行政管理体制と知的財産権制度、分配制度、労働人事制度、社会保障制度が設けられている。主要サービス性機関には、経貿発展局、科技局、投資サービス局、規画建設局、社会事業局、輸出加工区管理弁公室、西区管理弁公室、技術創新サービスセンターなどがある。

成都高新区では、成都創業サービスセンター、成都高新区技術創新サービスセンター、留学人員創業パーク、博士創業パーク、情報安全製品インキュベータ、ソフトウェア専門インキュベータなど 30 のインキュベータを相次いで設立した。高新区内のバイオ医薬大手には地奥集団、華神薬業、迪康製薬、恩威集団、華西大薬廠などがあり、電子情報産業大手には国騰集団、中康電纜、托普集団、大唐電信、鼎天集団、邁普股份などがあり、両産業の生産額はパーク全体の工業生産総額の 62% を占め、四川省ハイテク産業化の重要拠点となっている。

成都高新区の優遇策には、外商投資企業所得税優遇策、外商投資企業再投資優遇策、輸出入関税減免政策、内資ハイテク企業課税優遇策、外商投資企業のイノベーション奨励優遇策、内資企業のイノベーション奨励支援政策、技術サービス所得課税優遇策、給与課税並びに個人所得税優遇策、外商投資企業国内調達優遇策、科学研究組織業態転換課税優遇策、土地使用料優遇策、コンサルティング業・情報サービス・技術サービス業課税優遇策、従業員の待機中の所得優遇策、金融政策などがある。さらにコンサルティング業、情報通信業、技術サービス業課税優遇策、待機従業員所得優遇策、金融政策などがある。

成都高新区知的財産権活動と知的財産権管理強化の主な政策と方法は次のとおりである。①知的財産権宣伝により企業の知的財産権保護意識を高める。②企業の知的財産権管理制度の構築と改善を指導、支援し、科学技術の成果の産業化を促進する。③知的財産権保護を強化し、企業の合法的権利を保護する。④特許特別助成金を設ける。⑤特許養成活動を行い特許仲介組織を展開する。

当パークは、国家知識産権局の『技術創新促進、都市特許モデルに関するガイドライン』に従い、健全な特許作業組織と規範制度をつくり、モデル作業の指導理念と主な行動を明確化し、ハイテク企業を主な対象として、ハイテク企業、情報産業、医薬企業でのモデル作業を重点に置いて、一定の成果をあげた。特許作業は各業種に浸透して科学技術の創出と経済の発展を推進した。企業の特許保護活動の進展により、特許制度の運用能力がレベルアップし、イノベーションと競争力強化を果たした企業も現れた。特許保護の強化により、仲介サービス組織の支援を得て、特許保護体系が実質的な成果を生み出している。モデル作業の結果、特許保護活動にも進展がみられた。だがパーク内の知的財産権活動にも弱点がある。①イノベーションを具体化した特許出願量が少なく、主力産業並びにハイテク産業自前の知的財産権を含むコア技術による製品の数量が少ない、②一部の企業は知的財産権意識が薄弱で、知的財産権制度を把握し運用する能力とレベルが低い、③知的財産権作業専従者が少なく、一部の企業が専門部署や専従者あるいは兼職者を配置している以外は、大部分の企業には知的財産権作業にかかわる専門部署や専従者が配備されていない。

実地調査では、成都高新区内には知的財産権法律サービス組織が設置されていないが、成都市内とその近郊に多くの法律サービス組織や特許代理事務所があり、これらの組織がパーク内の企業の法律サービスや法律問い合わせに迅速に対応可能であることが判明した。高新区知的財産権局が推薦する知的財産権仲介サービス組織は次の6社である。①成都紅橋專利事務所②成都博通專利事務所③成都市天元專利事務所④成都立信專利事務所有限公司⑤成都科海專利事務有限責任公司⑥成都中亜專利代理有限公司。これらの知的財産権仲介サービス部門が提供するサービスは主に、特許問い合わせ、特許出願代行、特許検索、特許訴訟代行、特許無効代理、特許関連法律顧問の受託、特許（申請）技術無形資産評価、商標委託代行、商標並びにパッケージングデザイン、委託人に対する特許技術移行許可サービス並びに特許技術情報サービス提供、技術案件論証評価、年間費用支払い代行などである。これらの仲介組織は、弁理士、弁護士、商標代行人、資産評価技師など専門の人材により構成されており、このうち一部は理工系のバックグラウンドをもっている。また申請に高い技術上の理解を必要とする電子、コンピューターソフト・ハード関連、通信、機械、マイクロバイオ医薬などハイテク分野の特許代行スキルをもつ者も含まれている。ただ、企業の知的財産保護制度、特許戦略制定などをサポートする人材には欠けている。

5-2-2 蘭州高新区

蘭州ハイテク産業開発区は1991年3月に認可を受けた全国ハイテク産業開発区第1陣27か所の1つである。

蘭州高新区政策区は、東は610-1規画路、西は天水路、北は雁灘郷（黄河南岸北側沿い、南岸路4m等高線まで）、南は定西南路、定西東路、蘭州魚池に至る4.7km²。新規建設区は606、606-1路以東の雁灘郷7.56km²、崔家崖郷馬灘村2.7km²である。このうち、城関区雁灘郷の均家灘、南面灘、駱駝灘の行政村2.65km²と七里河区崔家崖郷の馬灘村2.7km²は高新区の「クローズド制」管理のモデル・ポイントとなっている。蘭州高新区では既に4km²の新規開発を終えており、累計完成固定資産投資額は10億1,000万元、竣工面積は累計で129.9万km²に達する。

入居企業696社のうち、ハイテク企業は280社、海外投資企業35社で、2003年現在で、生

産額 1,000 万元以上の企業は 71 社、このうち 1 億元以上は 19 社、5 億元以上は 4 社となっている。

蘭州高新区は蘭州市政府の派遣部門で、「小さな政府、大きな社会、小さな組織、大きなサービス」と「シンプル、高効率」を原則としている。管理委員会の下には弁公室、人事労働局、財政局、計画土地建設局、経済貿易発展局、招商局、社会事業局、農村工作が配置されている。高新区党工作委員会、管理委員会は、市委員会、市政府から市級の経済、行政、社会管理の行使権限を付与されている。

蘭州高新区は他の高新区と同様に多くの優遇策を採用している。例えば①外資企業優遇策面では、海外投資企業の企業所得税を 24% とし、国家が規定する奨励型産業を主営業項目とする生産型外資企業の企業所得税率を 15%、ハイテク企業認定を受けた外資企業の企業所得税を 15% とする。②経営 10 年以上の生産型企業は、黒字獲得年度から 2 年間を免税とし、3 年目から 5 年目までは 50% 減税とする。③税制優遇期間終了後、外貿部門により「先進技術企業」は、認定日より 3 年間の徴税減免 50% の優遇を受ける。国内資本企業に対しては、符合西部大開発奨励対象産業ガイドラインに適合する生産型企業は、企業所得税 15% の減免を受けることができる。④新たにハイテク企業と認定された企業は、認定獲得年度から 2 年間は所得税免除とし、それ以降は所得税を 15% 減免する。輸出企業に対しては、製品輸出が企業の当該年の輸出総額の 70% 以上を達成したと確認された企業は、省級国家税務行政主管部門の承認を経たのち、企業所得税の 10% を減免する。⑤増値税は、『外商投資企業指導目録』奨励あるいは規制乙類に該当し、『当前国家重点鼓勵的産業和製品技術目録』にある国内投資案件に対しては、投資総額のうち輸入自家用設備は『外商投資項目不予免税的輸入商品目録』中の商品を除いて、関税並びに輸入にかかわる増値税を免除し、規定の項目に適合する場合、契約により輸入するイニシャル技術と周辺部品、消耗パーツも関税並びに輸入にかかわる増値税を免除する。⑥増値税は、一般に納税者が自前で開發生産したソフトウェア製品を販売する場合、2010 年まで法定税率 17% で徴収したのち、実際の税負担が 3% を超える部分を還付する。⑦増値税は一般に、納税者が自社生産 IC 製品（モノクリスタル・シリコンチップを含む）を販売する場合、2010 年まで法定税率 17% で増値税を徴収したのち、実際の税負担が 6% を超える部分を還付し、企業はその部分を新しい集積回路の研究開発、拡大、拡大再生産に用いる――。

その他の優遇策には次のものがある。①企業が製品輸出契約に基づいて輸入した原材料、エレメント、パーツ、補助材料とその包装材料などには、加工貿易保護優遇税制が適用される。②各種知的財産権はすべて評価価格を企業登録資本金あるいは株式に算入し、企業登録資本金あるいは株式元本に占める比率を省級科技行政主管部門が 35% 以上であることを認定した場合、無形資産評価有資格組織の評価 GO の特許技術について銀行借入金担保あるいは抵当とすることができる。③外商投資企業及び外省投資（省の外から投資する）企業が当該省内で生産した製品は、地方同級財政から輸出による外貨獲得 1 米ドルごとに 0.05 元の内陸輸送補填を行う――。更に高い技術料を要する案件並びに収益の突出した企業が高新区新建区に入居した場合、パーク管理委員会がその具体的状況に応じて「一工場一策」の方法で、特別支援を行う。

蘭州高新区知的財産権管理作業は、市委員会、市政府の指導と省科技厅、省知的財産権局の指導を受け、國務院による『関与加強与科技有關的知的財産権保護和管理工作的若干意見』と『甘肅省促進科技成果轉化条例』の精神を実現する。イノベーション活動のうち科学技術にかかわる知的財産権保護・管理作業が強力に進められており、科学技術計画と成果物管理などの

なかの知的財産権の内容が充実した。知的財産権宣伝、育成、問い合わせ、サービス、管理など多くの活動を展開した。当パークでは過去10年の間に、390件あまりの技術・成果物を創出し、国家及び地方の「火炬計画」127件を請け負った。特許あるいは申請済みの特許を保有する企業は180社あまり、特許出願件数は270件あまりで、新素材、省エネ・環境保護、バイオテクノロジー及び新医薬、進んだ製造法、機電一体化など多くの業種に及ぶ。しかし、当パークの知的財産権活動には次のような弱点がある。①知的財産権関連の管理並びに促進策に欠いており、健全で効果的な知的財産権管理並びに保護制度が確立されていない。②特許発明の申請量が少なく、自主知的財産権をもつコア技術を保有する企業が少ない。③一部の企業管理者の知的財産権保護意識が低く、知的財産権の把握が不十分で運用能力・レベルが低い。④企業の中で知的財産権作業専従者が少ない。一部の企業で専門部署や専従者あるいは兼職者を置いてはいるものの、大部分の企業では知的財産権専門部署や専従員を置いていない。

5-2-3 深圳高新区

深圳市ハイテク産業パークは1996年9月に設立された面積11.5km²の、国家が重点的に支援する五大科技パークの1つである。2003年の高新区工業総生産は895億,6000万元でパーク設立当初の8.97倍に達した。ハイテク製品の生産高は867.7億元で1996年の13.77倍に、輸出額は52.3億米ドルで1996年の34.86倍に拡大した。当パークは国家により「ハイテク製品輸出基地」「APEC科技工業パーク」「先進国家ハイテク産業開発区」「中国青年科技创新行動モデル基地」「国家火炬計画ソフトウェア産業基地」などの指定を受けている。

深圳高新区に対しては市政府が指導、政策決定、計画、管理を行う「オープン式」の一元管理体制が実行されており、国家の関連法規に従って政府各部門の既存の職権の管轄範囲をそのまま踏襲している。「三級管理体制」とは、意思決定層が市委員会、市政府のハイテク産業パーク建設にかかわる方針・政策を徹底的に執行し、管理層が日常の行政を担当し、サービス組織が、企業並びに科学研究教育機関にサービスを提供する。高新区建設のなかでの政府の役割は、産業全体の展開の方向づけ、政策策定、環境創出とサービス提供にある。深圳高新区の「十五」発展の基本原則は、政府による指導、市場主導、優位産業の重点的展開、コンピューター、ネットワークと通信、集積回路、ソフトウェア、光電子、バイオテクノロジー、新素材、光機電一体化などのリーディング産業を重点的に展開し、スケールメリットと周辺産業群を形成することにある。高新区をインパクト・エリアの広いハイテク研究開発、インキュベーション、産業化、輸出、世界の経済技術との協業、高級人材の育成基地とする。

深圳高新区のハイテク企業向け優遇策は深圳市の別の地方のハイテク企業と場合と変わらない。深圳高新区にはインキュベータが6か所ある。①政府によるソフトウェアパーク、バーチャル大学パークインキュベータ、バイオテクノロジー・インキュベータ、②国内外のリスク投資機関による企業インキュベータ、③清華大学、北京大学、哈爾濱（ハルビン）工業大学などの教育機関によるインキュベータ、④政府、留学生協会が共同で設立した留学生パークの一部としてのインキュベータ群が形成されようとしている——。現在育成中の企業は300社あまりにのぼる。

深圳高新区には既に1,500社あまりが入居しており、業種は主に電子情報、バイオ医薬、新素材と機電一体化などの4分野に集中している。深圳高新区のリーディング産業はITで、高新区工業総生産に占める割合は98%を占め、移動通信、遠隔交換機、ネットワーク・デバイ

スの通信産業群、構成部品、修理部品から完成機までのコンピュータ産業群、光ファイバー、光ケーブル、エレメント、光端末などの光通信産業、エンベディング型ソフトウェア、応用ソフトウェア、SIなどのソフトウェア産業群が形成されている。バイオテクノロジーと新素材産業も既に規模化を始めている。投資環境が日々改善されるなか、高新区の企業誘致効果が大きくあがり、国内外の多くの企業が入居し、徐々に電子情報産業群、バイオテクノロジー産業群、新素材産業群を形成した。華為、連想、長城、TCL、創維、海王、東大阿爾派、創智などの国内大手、IBM、フィリップス、コンパック、オリンパス、エプソン、LESUM、ハリス、THOMSONなどの海外大手がある。

2002年には自主知的財産権を有するハイテク製品の生産高はパークの総生産の半分を占めた。華為、F会社の遠隔交換機、移動通信、スイッチング・デバイス、長城のコンピューター・システム、金蝶、創智のソフトウェア製品、飛通の光エレメント、邁迪特、邁瑞の医療機器、科興、匹基の遺伝子関連製品、海王、海普瑞の医薬品、長園の新素材など、いずれも国内外でかなり大きな市場シェアを獲得している。高新区には中枢技術をもつ高水準の集積回路設計センターも設けられている。

多くの企業がパーク内に研究開発（R&D）センターを設立しており、なかには研究開発費用が販売収入の10%を超えるものもあり、高新区には既に市場主導、製品中心、企業を主体とし、大学・科学研究所への委託、周辺地区へのインパクト拡大、国内外に向けた展開、官学産共同のR&D体系が形成され、修士・博士活動拠点、大学研究員、企業の博士後のワークステーション、テクノロジー開発センター、国家重点ラボが共同で、中小科技企业にサービスを提供するオープンなプラットフォームが構築されている。華為公司を例にとると、華為は年間販売高の10%を超える資金を研究開発に投入しているが、この比率は全国の電子関連企業トップ100のなかでも最大である。

深圳高新区は、管理、調整を一元的に担当する深圳高新区弁公室が、市政府が設立した職能部門であるが、市街地区とのバランス、敷地面積が狭いなどの原因により、現在のところ法律仲介サービス組織は非常に少ない。多くの企業が必要に応じて深圳市街地にある法律仲介組織を活用している。

5-2-4 青島高新区

青島のハイテク開発区は1992年に創設された国務院認可の国家級高新区で、当初は「青島高技園」と命名され、2001年に「青島市高新区」と改名された。青島高新区は市外区の東部に位置し、計画総面積16.7km²で、区内には「ハイテク製品輸出基地」「生物谷」「大学科技パーク」「ソフトウェア・パーク」「惠特工業城」が設けられている。

青島高新区は青島崂山区内にあり、国家級高新区では数少ない現地政府との共同運営による高新区の1つである。現地政府の行政管理部署と高新区管理委員会の下に設置された行政管理部門とは同一のもので、所轄内の知的財産権にかかわる作業は青島高新区（崂山区）科技局が担当する。青島ハイテク産業開発区管理委員会は青島市政府の派遣組織で、土地の移転、案件の審査と認可、工商登記などの面で省一級の管理権限を付与されており、特に計画、科学技術、対外取引、計画策定、環境保護、資金や企業の誘致などで大きな自主権を行使することができる。

創設から10年あまりを経て、高新区はデジタル情報産業、バイオテクノロジー、海洋科技、

新家電、電子医療機器、精密化学工業、自動車部品などをもって中堅産業の集合体を一步一步形成した。

青島高新区には中小企業の発展促進を目的に、「科技创新サービスセンター」「科技創業センター」「青島ソフトウェア高新園」「青島姓名科学研究院」「留学帰国者創業園」などのインキュベータを設置して中小型企業向けのインキュベーション体系が構築されている。

高新区に入居するハイテク企業 165 社は、産業区分に従って分割され、電子情報類はハイテク企業総数の 33.7%、海洋及びバイオ医薬企業は同じく 12.4%、新素材企業は 19.3%、機電一体化企業は 21.3%、環境保護関連企業は 4.1%、その他の企業は 8.9% を占めている。このうち、電子情報、海洋、バイオと新素材が三大リーディング産業として企業総数の 65% を占める。国内外の有名企業としては海爾集団、青島朗訊科技通訊、青島啤酒、大宇、可口可樂、愛立信、漢纜、澳柯瑪集団、銀河科技などがある。さらに中国海洋大学、国家海洋局第一海洋研究所、情報産業部 22 所、中国科学院海洋生物技術研究發展センター、朗訊程控交換及接入系統グローバルデザインセンター、前哨朗普光電信号検測技術センター、国家酶工程実験室、七一九研究所、青島大学、青島科技大学など 40 の科学研究組織と高等教育機関が入居している。

青島高新区の特許出願数は 2003 年時点で 3,500 件あまりで、認可件数は 1,200 件と特許転化達成率は 30% 以上、工業総生産は 100 億元を超えている。

高新区には、法律サービス専門に従事する組織（特許代理事務所を含む）があり、高新区のメインビルには齊魯専利事務所青島分所と琴島律師事務所が入居している。青島市中級人民法院は 2004 年、嶗山区、つまり青島高新区に移転が決まっており、これに呼応して多くの法律サービス組織の移転が見込まれ、高新区内の企業向けサービスの面では有利である。

5-2-5 長春高新区

長春高新区は 1991 年に国务院の認可を経て建設された国家級ハイテク産業開発区第 1 陣の 1 つである。実際面積 78.6km² のうち政策エリアは 27km²、新規建設区 51.6km²（建設済み 10km²）。入居企業数は 2,106 社で、このうちハイテク企業 876 社、年間生産 1,000 万元以上の企業が 183 社、1 億元以上が 51 社、10 億間以上が 8 社となっている。

長春高新区は「ハイテクの展開と産業化実現」をテーマに技術創出を核心としており、環境と体制の刷新を背景に、経済総量を迅速に拡大した。主力産業は力を増し、新区の建設が迅速に進み、環境の優位性が日増しに目立ってきた。産業構造の最適化、都市のコア・コンピタンス強化、地方経済の発展に重要な役割を果たしている。また科技部により「先進国家ハイテク産業開発区」に指定され「ハイテク産業開発区優秀管理賞」を受賞するなど、表彰や奨励の対象となっている。

現在のところ、パーク内の企業 R&D 組織は 400 社あまりでパーク内ハイテク企業の半数以上、全市の 70% 以上。市級以上の企業技術センターは 56 か所で全市の 66% を占めている。国家人事部、「全国博士後管理委員会」の批准を経て、博士後の科研ワークステーションを建設し、企業 9 社に科学研究分所を設置した。科技創業サービスセンターは中国初の創新基金小額助成委託モデル・ユニットを設立し、国家指定の創業センターとなっている。

当パークでは、バイオ医薬、光電技術、先進製造技術、情報技術、新素材の五大産業を重点的に展開し、産業化案件累計 150 件あまりを実施し、八大産業パークが規模をなし始め、「一区多園」の産業化マップを形成した。区内のバイオ医薬企業は 57 社となり、2002 年の総生産

は38億6,000万元と11年前の長春市全市の9倍となり、全市・省のバイオ医薬産業のけん引役を果たした。ソフトウェア企業は201社で全省の80%以上に達している。ソフトウェア製品開発では、著作権登録製品は180件あまりを含む400件あまりとなった。6社が国家科技部により「国家火炬計画ソフトウェア基地骨干企業」に指定され、2社が全国ソフトウェア企業トップ100にランクされている。当パーク自体も2000年9月、国家科技部により「国家火炬計画ソフトウェア産業基地」に指定された。光電技術企業58社も、全市の光電産業の迅速な発展を促し、2001年3月には「国家火炬計画光電情報技術産業化基地」指定を得た。ドイツ、日本、アメリカ合衆国との合弁企業を主力とする自動車部品企業118社は全市の自動車部品企業の技術レベルを引き上げた。「一汽」と「一汽大衆」のコア・パーツ企業が多く集まっている。また、アメリカのGM、フォード、日本の伊藤忠、丸紅、ドイツのベンツ、シーメンスなど大手多国籍企業やメーカーを誘致して、三資企業247社を設立した。

高新区内には、長春高新区管理サービス組織、管理委員会事務室、発展計画局、財政局、労働人事局、建設局、環境保護計画局、土地管理局、社会事業局、党事務室、規律工作委員会、工会（労働組合）、ハイテク創業サービスセンター、ハイテク情報センター、ハイテク人材交流センター、ハイテク建設開発公司、ハイテク実業公司、高新区国税局、高新区地税局、高新区工商局、高新区保険局、高新区派出所、会計士事務所、弁理士事務所などが設けられている。

2001年11月、国家知識産権局は全国でハイテク開発区5か所前後を選び、知的財産権モデルパークとすることを決定した。長春高新区産業開発区も国家知識産権局の正式な認可を受け知的財産権制度実施のモデルパークとなった。長春高新区産業開発区は2001年12月25日、「申請報告書」と「モデルパーク作業案」を国家知識産権局に提出し、2002年7月17日に認可を受けた。長春高新区は、国家知的財産権制度モデルパークの目的である2つの使命を担っている。①ハイテク産業知的財産権管理並びに保護活動の新路線と行動を探り、ハイテクの知的財産権保護を強化する。②特許情報システムの構築を推進し、国家知識産権局と地方政府が共同で現地の経済、科学技術、業界の発展に適した特許情報データベースと特許行使データベースを構築し、これを基礎として国家級の業界あるいは分野別の知的財産権情報センターを設立して、特許情報の伝播と応用を促進し、技術創出の基本ラインを引き上げる——。モデルパークの活動は、長春高新区の知的財産権環境の構築を促進し、コア・コンピタンス強化に貢献した。

長春高新区実地調査では、パーク内に知的財産権サービス組織はないものの、長春市内には多くの知的財産権法律サービス組織と特許代行組織があることが判明した。例えば長春科宇專利代理有限責任公司、吉林長春新紀元專利代理有限責任公司、長春市四環專利事務所、長春吉大專利代理有限責任公司、長春市東師專利事務所、長春市吉利專利事務所、吉林大華銘仁律師事務所、長春成銘專利代理有限責任公司、吉林宏大商標代理有限公司、吉林省四正商標代理有限公司、吉林省金港商標代理有限公司、吉林春城商標事務所有限公司、吉林省思宇商標事務所有限公司、吉林省宇光知識産権代理有限公司、長春愛迪知識産権諮詢服務（コンサルティングサービス）有限公司、長春市永合商標事務所、吉林省華一商標事務所などである。

5-2-6 高新区内外における法律サービス機構のサービス内容と規模

本報告書第4章及びその報告結果によると、各高新区事務所は知的所有権仲介サービス機構に属さず、開発区内外で開発区内の企業に対し知的所有権の法律サービスを提供する機構は、

特許代理事務所、商標代理事務所、著作権代理事務所、植物新品種代理事務所、弁護士事務所など、基本的に民間機構であり、これらの機構はすべて有料の法律サービス機構である（公職の弁護士事務所を除く）。規模の比較的小さい代行機構は数名の業務スタッフがおり、規模の比較的大きい代行機構は数十名から百余名の業務スタッフがいる。各種機構が提供しているサービス内容は表5-1のとおりである。

表5-1 各種知的所有権法律サービス機構のサービス内容

代行機構	サービス内容
特許代理事務所	特許業務方面のコンサルティング；特許出願文書の代筆、特許出願の取り扱い；実質審査の請求又は再審査の関連業務；異議の提出、特許権無効宣告の請求の関連業務；特許出願権の取り扱い、特許権の譲り渡し、特許許可の関連業務；招へいを受け、特許代行人の派遣による特許顧問の担当；その他関連業務の取り扱い
商標代理事務所	商標コンサルティングサービスの提供；商標登録申請、商標異議、取り消し、争議申請中の関連業務の代行；登録の譲り渡し、登録の延長、登録人名義又は住所の変更、商標登録証の再発行など関連業務の取り扱い；商標権侵害紛糾の関連業務の取り扱い；招へいを受け、商標代行人の派遣による企業商標顧問の担当；その他商標の関連業務の取り扱い
著作権代理事務所	依頼を受け、作品使用市場の開発；著作権法律コンサルティングの提供；譲り渡し又は使用許可契約の代行；印税又はその他形式の支払いによる報酬の受け取りの代行；依頼を受け、著作権紛糾解決の代行；その他著作権の関連業務
植物新品種代理事務所	植物新品種業務方面のコンサルティングの提供；出願文書の代筆、新品種出願の取り扱い；異議などの関連業務の提出；新品種権の業務方面の譲り渡し及び許可の関連業務の取り扱い；招へいを受け、代理人の派遣による新品種顧問の担当；その他関連業務の取り扱い
弁護士事務所	公民、法人、その他組織の招へいを受け、法律顧問の担当；民事訴訟、行政訴訟の当事者の依頼を受け、代理人を担当し、訴訟に参加；刑事事件の容疑者の招へいを受け、法律のコンサルティングを提供し、上告・告訴の代理、保釈・審問までの待機の申請、また容疑者・被告人の依頼あるいは人民法院（裁判所）の指定を受け、弁護人の担当；各種訴訟の上告の代行；当事者の依頼を受け、調停・仲裁活動に参加；非訴訟法律業務当事者の依頼を受け、法律のコンサルティングを提供；法律に関連する質問に対する回答、訴訟文書と法律業務に関連するその他文書の代筆；その他の法律サービス

第6章 企業・科学研究機関の知的財産権保護状況の分析と統計

6-1 概要

中国における企業と科学研究所の、知的財産権に対する保護の現状とレベルを理解するために、私たちは『知的財産権保護の状況調査研究表』を計画し、ハイテク・パーク内にある500あまりの企業や研究所に対して調査研究を行った。本章のなかで、私たちは調査結果について統計的に分析を行い、以下の結論を得た。

- (1) 調査対象とした科学研究ユニットにおける知的財産権の管理と保護のレベルは数年前に比べて大幅に上がっており、調査対象となった科学研究ユニットの大多数が中級レベルとなった。
- (2) 新しい資源と応用技術の分野の企業、大型企業、株式有限会社における知的財産権の保護と管理のレベルはその他の技術分野、規模、所有形式の企業よりも優れていた。
- (3) 調査対象となった機関、団体、企業等は知的財産権にかかわる人材の育成に対して広範な欲求をもつ。調査対象となったユニットの知的財産権に対する管理と保護の方面は、依然として多くの業務に関する需要をもっている。例えば、大部分のユニットは知的財産権に対して国際的な保護レベルまでの強化を求めており、一部分のユニットは知的財産権制度に対して更に全面的に確立し、具体的に実現することを求めている。一部のユニットは知的財産権保護について権利の侵害からの自己の利益を守り保障するための運用方法を学びたいと考えている、などである。

6-2 本統計分析についての説明

- (1) 今回のアンケートは、科学研究機関に対して計75通送付した。2004年3月15日の時点で58通を回収しており、回収率は77%となった。企業へのアンケートは計600通を送付し、2004年3月15日までに456通を回収した。回収率は76%である。
- (2) アンケートの主要部分は企業の基本状況及び知的財産権保護の状況となっている。そのなかで、基本状況とは所属業界、所属する技術分野、企業の規模、機関、団体、企業等の性質、法律支援の形式、研修の内容、研修対象及び研修方法などの内容である。調査テーマは国内部分と国際部分に分けている（本章の付表-1参照）。
- (3) アンケートはすべて4択制で、①できない、②うまくいかない、③ほぼやり遂げた、④完全にやり遂げた——を選択する。この統計では、③又は④を事業の良しあしを測る有効回答としている。
- (4) 事業者によっては質問の意図が理解しにくい、あるいは答えにくい等という理由から、一部未回答の部分もある。このため、こうした空欄は統計から除外した。この統計におけるパーセンテージは、回答数における割合である。

(5) 本アンケートの統計は、「日本経済産業研究所、中国科学院、清华大学国情研究センター 連合研究グループ」の協力によって完成した。このほかにも、同グループは統計結果に対して分析も行った。本章において私たちはその分析結果を引用し、説明を加えている。

6-3 調査・統計の分析結果

6-3-1 調査対象の企業・科学研究機関の基本的状況の統計と分析

(1) 調査対象事業者の所属する業界の統計

1) 企業の所属する業界の統計（調査企業数 456 社、サンプル数 456、回答率 100%）

表 6-1 企業の所属する業界

所属業界	企業数	百分率 (%)	所属業界	企業数	百分率 (%)
製造業	258	56.6	鉱物採掘業	0	0.0
情報伝達、コンピューターサービスとソフトウェア業	127	27.9	宿泊・飲食業	0	0.0
科学研究、技術サービス、地質探査業	21	4.6	金融業	0	0.0
電力、ガス、水の生産と供給業	20	4.4	不動産業	0	0.0
農、林、牧、漁業	13	2.9	レンタル・リースサービス業	0	0.0
衛生、社会保障、社会福祉業	8	1.8	住民サービス・その他サービス業	0	0.0
卸売・小売業	3	0.7	文化、体育及び娯楽業	0	0.0
交通運輸、倉庫、郵政業	2	0.4	公共管理及び社会組織	0	0.0
水利、環境及び公共施設管理業	2	0.4	国際組織	0	0.0
建設業	1	0.2	教育	1	0.2

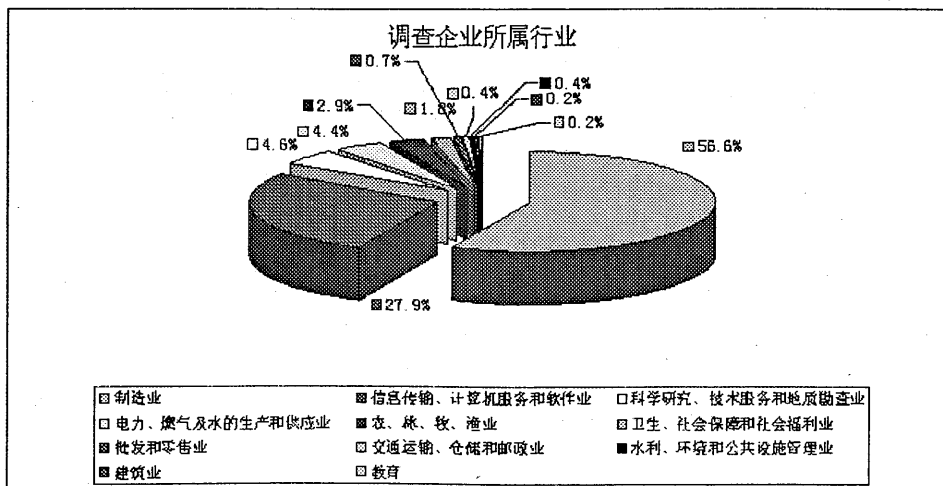


図 6-1 企業の所属する業界

2) 科学研究機関の所属する業界の統計（調査対象科学研究機関数 58 機関、サンプル数 58、回答率 100%）

表 6-2 科学研究機関の所属する業界

所属する業界	機関数	百分率 (%)
科学研究、技術サービス・地質探査業	34	58.6
製造業	9	15.5
農、林、牧、漁業	6	10.3
鉱物採掘業	3	5.2
情報伝達、コンピューターサービス、ソフトウェア業	3	5.2
電力、ガス、水の生産・供給業	1	1.7
交通運輸、倉庫、郵政業	1	1.7
文化、体育、娯楽業	1	1.7

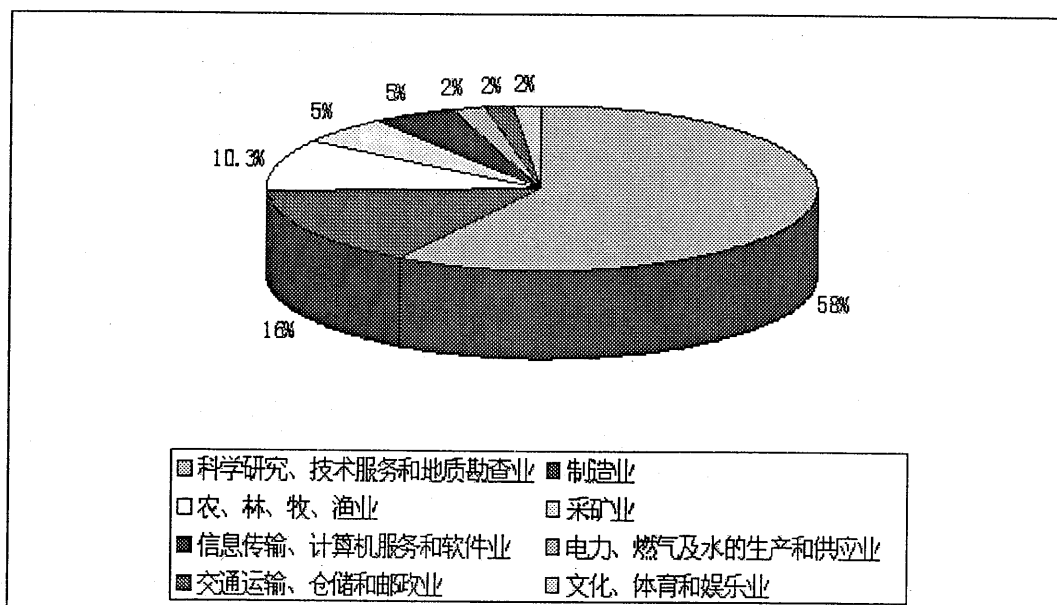


図 6-2 科学研究機関の所属する業界

上述の統計のとおり、企業の所属する業界は主に製造業、又は情報伝達・コンピューターサービス・ソフトウェア産業に集中している。一方、科学研究機関の所属業界は主に科学研究・技術サービスや、地質探査業、製造業、農林水産業、採鉱業に集中している。

(2) 調査対象事業者の所属する技術分野の統計

1) 企業の所属する技術分野の統計（調査対象企業数 456 社、サンプル数 456、回答率 100%）

表 6-3 企業の所属する技術分野

所属する技術分野	企業数	百分率 (%)	所属する技術分野	企業数	百分率 (%)
デジタル、情報技術	191	41.9	新エネルギーと高度省エネ技術	20	4.4
新材料及び応用技術	69	15.1	環境保護新技術	12	2.6
バイオテクノロジーと新医薬技術	61	13.4	現代農業技術	6	1.3
先端製造技術	56	12.3	核应用技术	3	0.7
その他	37	8.1	宇宙技術	1	0.2
			海洋プロジェクト技術	0	0.0

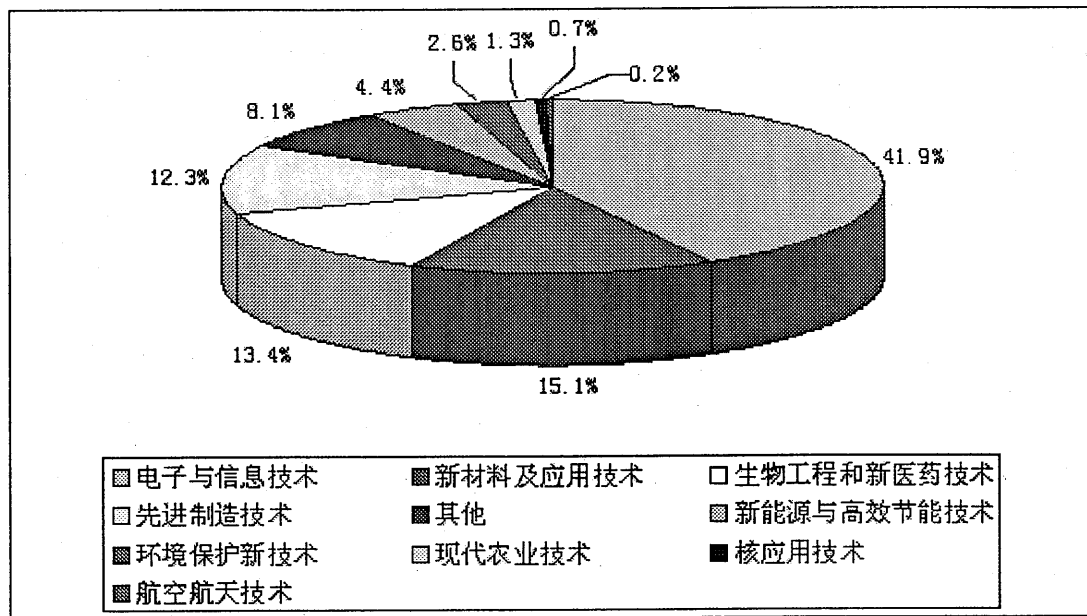


図 6-3 企業の所属する技術分野

2) 科学研究機関の所属する技術分野の統計 (調査対象科学研究機関数 58 機関、サンプル数 58、回答率 100%)

表 6-4 科学研究機関の所属する技術分野

所属する技術分野	機関数	百分率 (%)	所属する技術分野	機関数	百分率 (%)
新材料及び応用技術	15	25.9	バイオテクノロジーと新医薬技術	5	8.6
電子と情報技術	11	19.0	先端製造技術	5	8.6
その他	11	19.0	新エネルギーと高度省エネ技術	3	5.2
現代農業技術	7	12.1	環境保護新技術	1	1.7

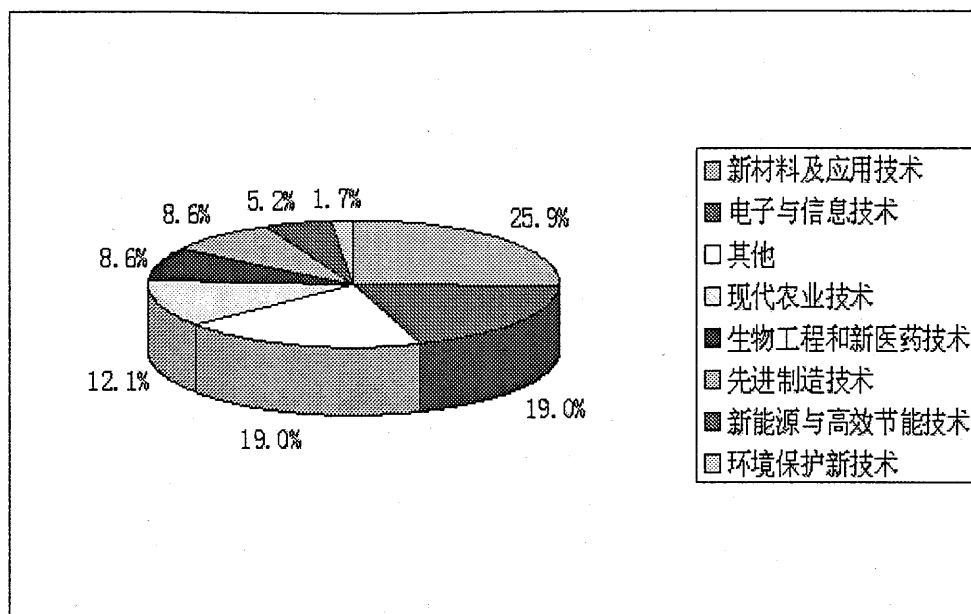


図 6 - 4 科学研究機関の所属する技術分野

上の統計のとおり、調査対象企業の所属する技術分野は、電子・情報技術、新素材と応用技術、バイオテクノロジーと新医薬技術、先端製造技術に集中している。調査対象研究機関の所属する技術分野は新素材とその応用技術、電子・情報技術、現代農業技術、バイオテクノロジーと新医薬技術、先端製造技術に集中している。こうした結果は、(1)の調査対象事業者が所属する業界の統計とはやや違いがある。一部で所属業界と所属する技術分野に違いがあるためとみられる。また、統計結果から、開発型の企業（特に高度先端技術企業の集中するハイテク区）であれ、従来型の科学研究機関であれ、いずれも電子・情報技術、新素材とその応用技術、バイオテクノロジーと新医薬技術、先端製造技術が現在の研究の重点となっており、中国の実際の状況とも一致する。

(3) 調査対象事業者の規模の統計

1) 企業の規模に関する統計（調査対象企業数 456 社、サンプル数 447、回答率 98%）

表 6 - 5 企業の規模

規 模	企業数	全体における割合 (%)	サンプル全体における割合 (%)
大型企業 (2,000人以上、売上高3億元以上、資産総額4億元以上)	31	6.80	6.94
中型企業 (300人以上、売上高3,000万元以上、資産総額4,000万元以上)	115	25.22	25.73
小型企業	301	66.01	67.34
回答なし	9	1.97	

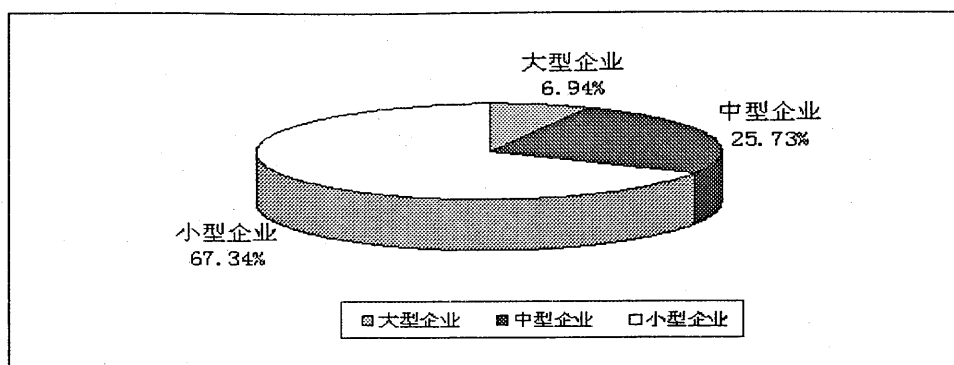


図 6 - 5 企業の規模

2) 科学研究機関の規模に関する統計 (調査対象科学研究機関数 58 機関、サンプル数 48、回答率 83%)

表 6 - 6 科学研究機関の規模

規 模	機関数	サンプルにおける割合 (%)
大型 (2,000 人以上、売上高 3 億元以上、資産総額 4 億元及び以上)	12	25.00
中型 (300 人以上、売上高 3,000 万元以上、資産総額 4,000 万元以上)	27	56.25
小 型	9	18.75

上の統計から分かるとおり、調査対象企業の規模は主に小型の企業となっている。一方、調査対象科学研究機関は、中規模が多数を占める。

(4) 調査対象事業者の出資形態による統計

1) 企業の出資形態による統計 (調査対象企業数 456 社、サンプル数 443、回答率 97%)

表 6 - 7 企業の出資形態

出資形態	選択数	全選択数に占める割合 (%)	単独選択数	サンプル全体における割合 (%)
国有独資	13	2.9	10	2.3
国有資本主導	21	4.6	18	4.1
国有資本参加	6	1.3	6	1.4
有限責任	253	55.7	253	57.1
株式有限	113	24.9	106	23.9
共同制	6	1.3	3	0.7
中外合弁、協力	42	9.3	37	8.4
合 計	454	100.0	433	97.7

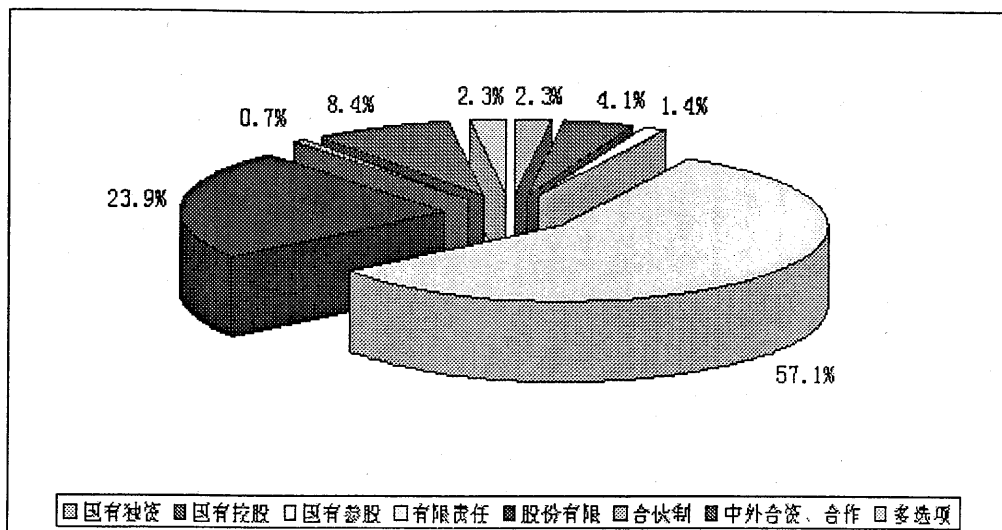


図 6 - 6 企業の出資形態

2) 科学研究機関の出資形態による統計 (調査対象科学研究機関数 58 機関、サンプル数 51、回答率 88%)

表 6 - 8 科学研究機関の出資形態

出資形態	選択数	全体における割合 (%)	サンプル全体における割合 (%)
国有独資	47	81.03	92.16
国有資本主導	1	1.72	1.96
有限責任	2	3.45	3.92
株式有限	1	1.72	1.96

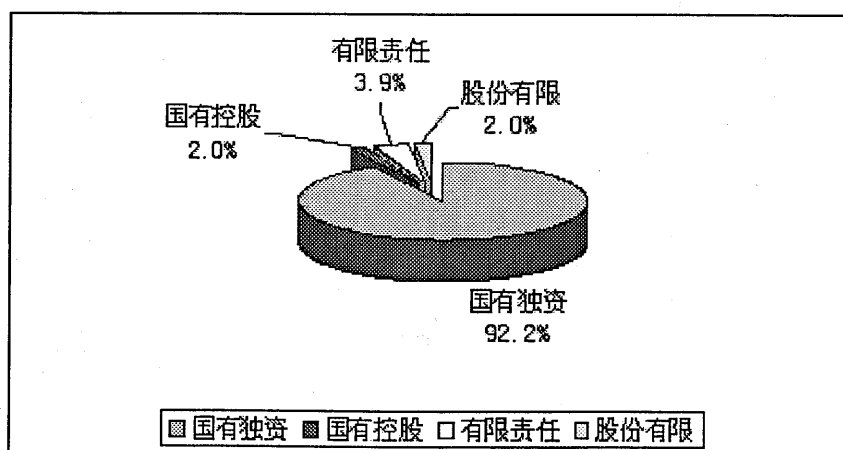


図 6 - 7 科学研究機関の出資形態

企業の出資形態について統計をとる場合、国有株式と有限会社又は株式会社との両方に属する企業があり、2つ以上の選択肢が選ばれるケースがある。このため、サンプル数は443であるものの、回答数は454となった。データから分かるとおり、ハイテク区では、調査対象企業の絶対的多数が進んだ企業とされる有限会社又は株式会社に属して

おり、国有株の比率は小さい。

企業の性質とは反対に、調査した科学研究機関は絶対多数が国有資本100%となっており、科学研究機関のほとんどが依然として国有資本主導であることが分かる。真の意味で現代的な企業制度を採用しているケースは少ない。

(5) 調査対象事業者の法的バックアップ方式の統計

1) 企業の法的バックアップ方式の統計（調査対象企業数 456 社、サンプル数 445、回答率 98%）

表 6-9 企業の法的バックアップ方式

法的バックアップの形式	法的バックアップ方式のコード	選択数	全選択数に占める割合 (%)	単独選択の選択肢	単独選択数	サンプル全体における割合 (%)
企業が独自に法律部門を設置	a	211	24.0	a	77	17.3
親会社の法律部門の支援を受ける	b	64	7.3	b	14	3.1
ハイテク区内の法律サービス機関の支援を受ける	c	229	26.1	c	42	9.4
ハイテク区外の法律サービス機関の支援を受ける	d	156	17.8	d	22	4.9
ハイテク区内の行政部門の支援を受ける	e	218	24.8	e	24	5.4
総数		878	100.0	単独選択総数	179	40.2
2項選択選択項目	2項選択選択対象者	サンプル全体における割合 (%)	3項選択選択項目	3項選択選択数	サンプル全体における割合 (%)	
ab	10	2.2	abc	2	0.4	
ac	18	4.0	abd	3	0.7	
ad	10	2.2	abe	5	1.1	
ae	29	6.5	acd	6	1.3	
bc	6	1.3	ace	14	3.1	
bd	1	0.2	ade	3	0.7	
be	2	0.4	bcd	3	0.7	
cd	16	3.6	bce	3	0.7	
ce	38	8.5	bde	3	0.7	
de	11	2.5	cde	45	10.1	
2項選択の選択総数	141	31.7	3項選択の選択総数	87	19.6	

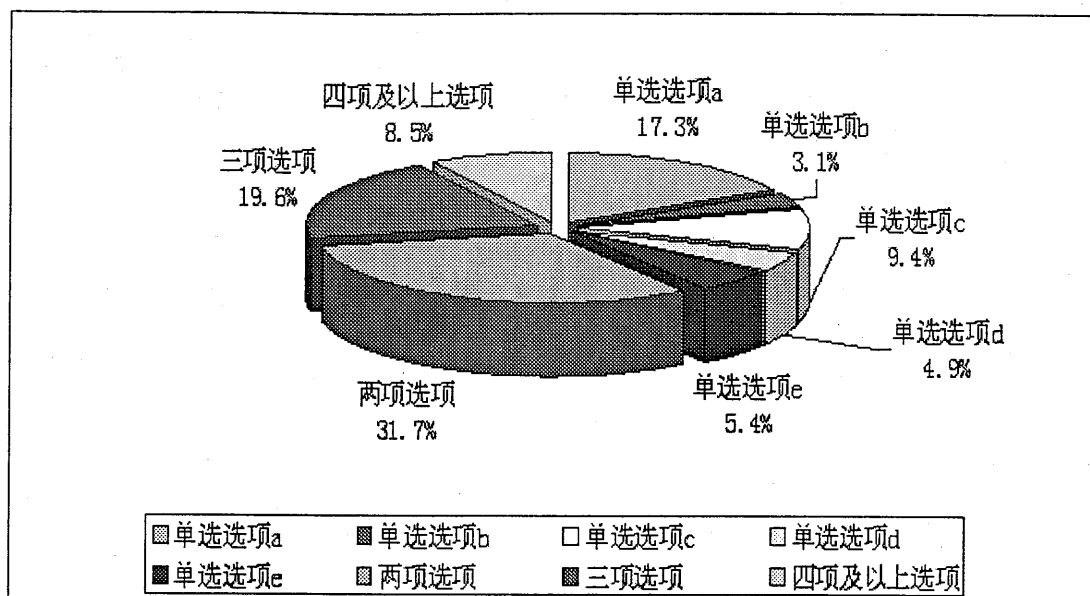


図 6 - 8 企業の法的バックアップ方式

2) 科学研究機関の法的バックアップ方式の統計 (調査対象科学研究機関数 58 機関、サンプル数 54、回答率 93%)

表 6 - 10 科学研究機関の法的バックアップ方式

法的バックアップ方式のコード	選択数	全選択数に占める割合 (%)	単独選択の選択肢	単独選択数	サンプル全体における割合 (%)
a	39	50.0	a	24	44.4
b	13	16.7	b	4	7.4
c	8	10.3	c	1	1.9
d	15	19.2	d	4	7.4
e	3	3.8	e	1	1.9
総数	78	100.0	単独選択総数	34	63.0
2項選択 選択項目	対象数	サンプル全体における割合 (%)	3項選択 選択項目	対象数	サンプル全体における割合 (%)
ab	4	7.4	abc	2	3.7
ac	2	3.7	abd	1	1.9
ad	6	11.1			
cd	2	3.7			
bd、bc、de (各1)	3	5.6			
2項選択 選択項目総数		31.5	3項選択 選択項目総数		5.6

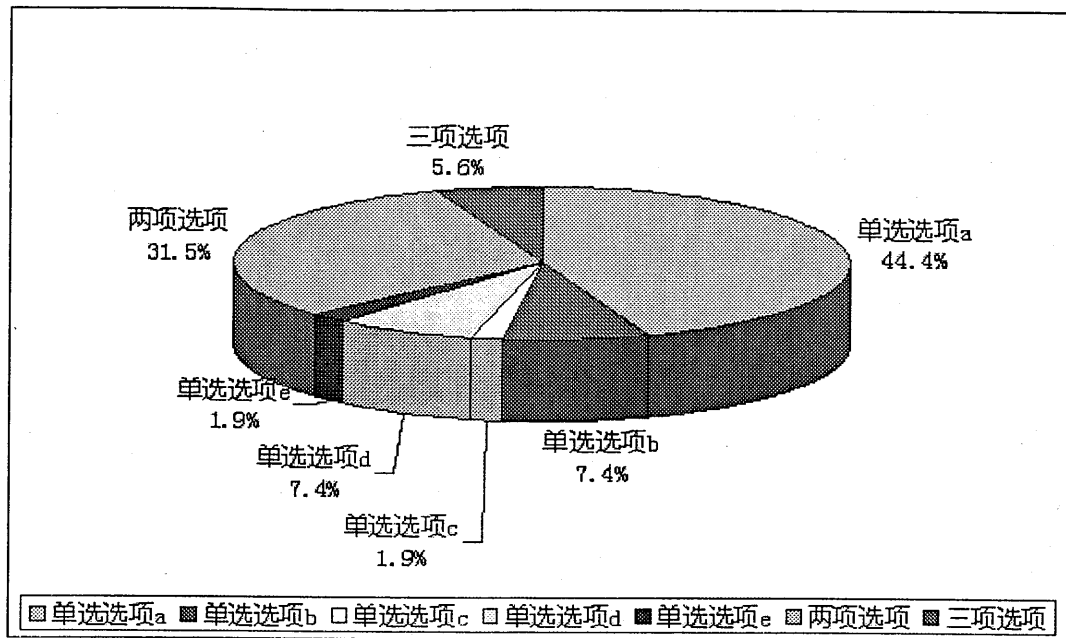


図 6-9 科学研究機関の法的バックアップ方式

上の統計から分かるとおり、交渉、契約、紛争に直面した場合、企業の約40%と科学研究機関の約60%が単一の法的バックアップ方式を利用して問題を解決している。うち、組織内に法律部門を設けて解決する割合が最も大きく、科学研究機関は企業に比べ組織内で解決する意向が大きい。このほか、企業と科学研究機関の各30%が、複数の法的バックアップ方式を採用しており、企業の場合は組織内で解決するほか、行政機関やハイテク区内の法律機関の支援を受ける傾向が高い。一方、科学研究機関は上級部門や他の法律サービス機関に支援を求める傾向が高い。

(6) 調査対象事業者の知的財産権に関する研修ニーズの統計

1) 研修内容

表 6-11 研修内容と対応コード

研修内容コード	研修内容
a	知的財産権基礎知識（専利法、商標法、著作権法及び反不当競争法等）
b	特許出願の方法及び手順等
c	商標登録の方法及び手順等
d	企業知的財産権の管理・組織方法（指導、主管部門、企業各部門の協力等）
e	企業の知的財産権制度の整備（特許制度、商業、技術秘密保護制度、職務発明奨励制度等）
f	企業の知的財産権をめぐる競争戦略（特許、商標等）
g	知的財産権をめぐるトラブル、係争の解決方法
h	国際的な知的財産権の保護と競争

- a) 企業が希望する知的財産権に関する研修内容の統計（調査対象企業数456社、サンプル数398、回答率87.2%）

表6-12 企業が希望する研修内容

研修内容コード	選択数	全選択数に占める割合 (%)
a	255	14.3
b	208	11.7
c	183	10.3
d	218	12.3
e	264	14.8
f	234	13.2
g	258	14.5
h	159	8.9
総数	1,779	100.0

表6-12から分かるとおり、この調査項目は複数選択式で、ほとんどの企業が複数の研修内容を選択している。国際的な知的財産権保護と競争に関する研修内容の割合がやや低いほかは、他の内容の割合はすべて10%を超え、ほぼ同程度となった。特に知的財産権の予備知識、企業の知的財産権制度の構築、知的財産権に関するトラブルや紛争の解決方法などの研修内容が歓迎される傾向が大きい。こうした結果は私たちの予想とはやや異なるものである。企業は直接利益と結びつく特許(特許・実用新案・意匠デザイン)や商標に興味を示すと予想していた。大多数の企業に専門の知的財産権管理部門がなく、特許や商標に関する作業を外部機関に依頼している現状であることから、知的財産権に関する基礎知識、知的財産権制度とトラブル処理などへの関心に比べ、特許や商標の申請方法と手順に対する関心が、低いと考えられる。

このほか、複合的な研修内容に関する要望を考慮する必要がある。

表 6 - 13 複数の研修内容の組み合わせ

主要選択項目	選択数	サンプル全体における割合 (%)
a ~ h	63	15.8
a ~ g	21	5.3
a ~ e	14	3.5
a ~ c	16	4.0
a ~ c	16	4.0
a ~ c	5	1.3
e、f、g	25	6.3
e、g	30	7.5
e、f	25	6.3
f ~ h	21	5.3
g、h	20	5.0
a、d	14	3.5

表 6 - 13 から分かるとおり、企業の 15.8% が a ~ h 各項目を含む全面的な研修を要望しており、また相当数の企業が企業の知的財産権制度の整備に関する企業知的財産権競争戦略やトラブルの処理方法への関心が高い。

- b) 科学研究機関が希望する知的財産権に関する研修内容の統計（調査対象科学研究機関 58 機関、サンプル数 51、回答率 87.9%）

表 6 - 14 科学研究機関が希望する研修内容

主要選択項目	選択数	全体に占める割合 (%)	主要選択項目	選択数	全体に占める割合 (%)
a	24	9.6	e	41	16.3
b	25	10.0	f	36	14.3
c	12	4.8	g	43	17.1
d	34	13.5	h	36	14.3
総数	251				

表 6 - 14 から分かるとおり、科学研究機関の知的財産関連の研修における関心は、企業と似通った点がある。つまり、一方では外部の代理機関に依頼する特許・商標の申請方法については関心がやや低く、内部の知的財産権制度の構築やトラブル解決に対する関心が比較的強い。しかし同時に、知的財産権の基礎知識に対する科学研究機関の関心はやや低く、科学研究機関における知的財産権の一般常識教育が企業より充実しているためと考えられる。また、科学研究機関は国際知的財産権の保護・競争に関する関心が企業より高い。全体のサンプル数が企業に比べて少なく、複数選択のケースも少なかったため、科学研究機関については複数選択に関する統計・分析は行

わなかった。

企業・科学研究機関が関心をもつ知的財産権関連の研修内容について、上述の統計や分析を通して感じられるのは、中国の事業者の大多数が、知的財産権制度の構築は知的財産権の基本的知識を獲得するうえでの非常に重要な管理制度のひとつであり、企業の知的財産権を十分に保護するための基礎であるという点を、非常に冷静に認識していることだ。同時に、企業にとって避けることができない知的財産権関連の法律的トラブルへの対応に向け、トラブル処理や技術に関する知識の獲得が急務となっていることもうかがえる。こうした内容は、いずれも企業が研修の重点とするべき部分である。

2) 研修対象と研修方式

表 6 - 15 研修の方式

知的財産権 研修コード	研修方式
A	知的財産権専門講座（1日又は半日）
B	短期研修（3日～5日）
C	中期研修（1週間～4週間）
D	長期研修（3か月以上）
E	通信研修
F	取得した知的財産権に関する専門学位（大学等又は研究機関との協力）

a) 企業が希望する知的財産権に関する研修の対象者、研修方式に関する統計

表 6 - 16 企業の研修対象者と研修方式

サンプル数 225				
指導職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	172	63.2	143	63.6
B	56	20.6	30	13.3
C	7	2.6	4	1.8
D	3	1.1		
E	26	9.6	8	3.6
F	8	2.9	3	1.3
総 数	272	100.0		83.6
サンプル数 322				
管理職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	146	35.0	103	32.0
B	152	36.5	102	31.7
C	42	10.1	22	6.8
D	9	2.2	2	0.6
E	46	11.0	14	4.3
F	22	5.3	3	0.9
総 数	417	100.0		76.4
サンプル数 201				
技術職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	89	36.6	72	34.3
B	88	36.2	65	31.0
C	27	11.1	16	7.6
D	7	2.9	2	1.0
E	26	10.7	14	6.7
F	6	2.5	0	0.0
総 数	243	100.0		80.5
サンプル数 86				
その他職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	45	43.7	35	40.7
B	35	34.0	24	27.9
C	7	6.8	6	7.0
D	1	1.0		0.0
E	13	12.6	8	9.3
F	2	1.9		0.0
総 数	103	100.0		84.9

この調査項目も、複数回答制としている。このため、統計結果は比較的複雑である。上述の統計結果から分かるとおり、322社が管理者層に対する知的財産権分野の研修に重点を置きたい方針だ。その次に、指導者層、技術職員、その他職員の順となる。なかでも、指導者層は専門講座への関心が高く、管理職や技術者は専門講座と短期研修の複合研修が歓迎される傾向にある。中期、長期研修は期間が長過ぎるとして、企業側の歓迎を受けていない。このほか、通信教育や学位取得は企業職員の本来の職務から離れており、選択者は少なかった。こうした統計結果は、企業における職位や仕事内容、時間的な制約と関連性がある。

b) 科学研究機関が希望する知的財産権に関する研修の対象者、研修方式に関する統計

表 6 - 17 科学研究機関の研修対象者と研修方式

サンプル数 31				
指導職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	26	65.0	18	58.1
B	9	22.5	4	12.9
C	1	2.5	1	3.2
D	0	0.0	0	0.0
E	3	7.5	0	0.0
F	1	2.5	0	0.0
総 数	40	100.0	23	74.2
サンプル数 48				
管理職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	14	16.5	6	12.5
B	29	34.1	10	20.8
C	20	23.5	5	10.4
D	2	2.4	0	0.0
E	8	9.4	1	2.1
F	12	14.1	2	4.2
総 数	85	100.0		50.0
サンプル数 28				
技術職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	11	26.8	6	21.4
B	16	39.0	8	28.6
C	4	9.8	0	0.0
D	0	0.0	0	0.0
E	7	17.1	3	10.7
F	3	7.3	1	3.6
総 数	41	100.0		64.3
サンプル数 12				
その他職員研修方式	選択数	選択数に占める割合 (%)	うち単独選択	サンプル数に占める割合 (%)
A	6	46.2	5	41.7
B	7	53.8	6	50.0
総 数	13			91.7

上述の統計結果は、企業の統計結果と基本的に一致しているため、分析は割愛する。

6-3-2 調査対象の企業・科学研究機関の回答状況の分析・統計

(1) 単項目の回答状況の統計

1) 調査対象事業者の知的財産権の保護レベルに関する分析

中国の企業・科学研究機関における知的財産権保護の状況に基づいて、国内に関する質問である問1～問49の内容を、知的財産権の保護レベルにより3層に分類する。第1層（基礎層）である問1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、15、16、22、23、24、25、26、49は、知的財産権の基礎知識や基本的な制度構築に関する内容への重視の度合いを表している。第2層（中級層）である問17、18、27、28、29、30、35、39、41、45、46、47、48は、現時点での基本的な管理手段の有無を基礎とし、知的財産権の管理レベルの向上や外部の力による自組織の知的財産権保護などの度合いを示している。第3層（上級層）である問2、12、13、14、19、20、21、31、32、33、34、36、37、38、40、42、43、44は、比較的高い知的財産権の管理レベルを基礎として、様々な方式により、自組織の知的財産権を更に高める度合いを示している。

調査対象企業の国内部分は本章付表-2のアンケート見本を参照。企業の国内部分に関する階層別の③又は④の有効回答の比率は以下のとおりである。

表6-18 企業の国内部分における階層別の③又は④の有効回答比率

基礎層	質問番号	1	3	4	5	6	7	8	9	10
	比率	72.9%	94.4%	73.6%	73.5%	88.2%	76.0%	74.4%	78.8%	79.5%
	質問番号	11	15	16	22	23	24	25	26	49
	比率	82.1%	81.9%	92.2%	85.2%	85.7%	61.2%	54.6%	85.3%	74.9%
中級層	質問番号	17	18	27	28	29	30	35	39	41
	比率	76.9%	71.3%	62.2%	63.4%	54.6%	74.0%	54.6%	49.4%	55.2%
	質問番号	45	46	47	48					
	比率	54.5%	52.6%	79.5%	77.6%					
上級層	質問番号	2	12	13	14	19	20	21	31	32
	比率	44.4%	53.8%	61.0%	36.0%	67.8%	60.0%	62.0%	48.8%	34.5%
	質問番号	33	34	36	37	38	40	42	43	44
	比率	46.0%	58.4%	63.0%	33.3%	36.1%	22.2%	55.5%	59.8%	54.6%

企業・国内・第1層の質問で③又は④とした有効回答の平均は78.6%となった。企業・国内・第2層の各質問で③又は④とした有効回答の平均は63.5%となった。企業・国内・第3層の各質問で③又は④とした有効回答の平均は49.8%だった。上述の統計から分かるとおり、調査対象企業の知的財産権保護のレベルは大部分が第2層にあり、知的財産権が含まれる内容を理解するとともに、知的財産権制度を設けており、権利侵害行為に対しては、相応の対応をとることができる状況である。

調査対象科学研究機関のアンケート見本は本章付表-4を参照。科学研究機関の国内部分における階層別の③又は④の有効回答比率は以下のとおり。

表 6 - 19 科学研究機関の国内部分における階層別の③又は④の有効回答比率

基礎層	質問番号	1	3	4	5	6	7	8	9	10
	比率	82.8%	98.3%	91.4%	77.4%	85.7%	69.1%	65.0%	64.9%	84.5%
	質問番号	11	15	16	22	23	24	25	26	49
	比率	79.3%	77.6%	94.8%	63.2%	70.7%	45.6%	38.6%	86.2%	74.1%
中級層	質問番号	17	18	27	28	29	30	35	39	41
	比率	75.6%	75.4%	69.0%	65.5%	67.2%	84.2%	28.1%	86.0%	62.3%
	質問番号	45	46	47	48					
	比率	61.4%	28.6%	75.9%	77.6%					
上級層	質問番号	2	12	13	14	19	20	21	31	32
	比率	54.4%	30.4%	43.9%	30.4%	56.4%	61.4%	58.9%	49.1%	28.1%
	質問番号	33	34	36	37	38	40	42	43	44
	比率	36.8%	43.1%	41.8%	17.9%	48.2%	21.1%	51.8%	39.3%	22.8%

科学研究機関では、国内・第1層の各質問で③又は④とした有効回答の平均の比率は75.1%であった。科学研究機関・国内・第2層の各質問で③又は④とした有効回答の平均は65.9%であった。科学研究機関・国内・第3層の各質問で③又は④とした有効回答の平均は40.8%となった。上述の統計から分かるとおり、調査対象研究機関の知的財産権保護のレベルは、ほぼ企業と同程度であり、大部分が第2層に属している。

上の統計結果で企業、科学研究機関を比較した場合、第1層と第2層の平均はほぼ一致しているが、第3層の平均では、違いが比較的大きい。原因としては、企業は市場との距離が近く、権利侵害を受けやすいため、知的財産権に関する高度な内容では、科学研究機関に比べ作業や努力が多くなっている。

本章の付表-3及び5によれば、国際関連の質問における企業と科学研究機関の回答を比較すると、平均はそれぞれ18.2%、19.3%となっている。ここから分かるとおり、調査対象の企業・研究機関は、全体的に国際市場からの距離が比較的遠いためか、国際面での知的財産権保護は、国内対策の水準に比べ大きく遅れている。こうした結果から、中国がWTOの要求に制度を合わせたのち、中国の企業・科学研究機関の知的財産権保護は、国際社会からの強烈的な衝撃に直面することが予想されるので、重視せざるを得ない。上述の原因から、以下の分析では、調査対象事業者による国内部分の知的財産権保護に関する質問への回答に重点を置きたい。

2) 調査対象事業者の回答状況に対する単項目ごとの分析

国内部分では、企業が③又は④を選んだ比率の多かった質問（上位10問）は、問3、16、6、26、23、22、15、11、10、47であり、研究機関の回答のなかで③又は④が多かった10問は、問3、16、4、26、10、39、1、30、6、11だった。両者が共通した部分は問3、6、10、11、16、26だった。質問の内容は次のとおり。

問3：知的財産権とは特許権、商標権、著作権、植物新品種権などを含む、一連の創造的な知的成果に関する権利を含むものとの意識があるか？

問6：組織で、非公知の技術的情報や経営情報に関する秘密保護制度を設けている

か？

問10：組織が、発明や革新に多方面にわたる支持を与えているか？

問11：プロジェクト立案や技術開発について、他の事業者のもつ特許について調査を義務づける規定を設けているか？

問16：特許を出願する段階で、現有技術に対する調査を行う規定を設け、それを特許の革新性を判断する根拠としているか？

問26：発明者への表彰・奨励制度はあるか？

こうした質問は、知的財産権の基礎的な部分に当たるもので、上述の分析結果と一致している。

本章の付表－2及び4によると、国内に関する質問では、企業が③又は④と回答した割合が最も少なかった10問は、問40、37、32、14、38、2、33、31、39、46で、研究機関が③又は④と回答した割合が最も少なかった10問は問37、40、44、35、32、46、14、12、33、25だった。一致した部分は問14、32、33、37、40、46だった。内容は次のとおり。

問14：他事業者の特許をスタート地点とする2次開発を選択するか？

問32：特許許可の取引価格や取引条件など、特許許可に関する方針を明確にしているか？

問33：特許許可を掌握している対象が、新たな特許を取得した場合、自組織の優位性に対して起こり得る影響に対策を講じることはあるか？

問37：これまで、商標を無形資産として株式と交換したことがあるか？

問40：他の事業者が提出した知的財産権の侵害をめぐるトラブルの訴訟や警告に対し、迅速に対応するシステムを制定しているか？

問46：以前に他の事業者と知的財産権に関する協力を形成したことがあるか？

これらの質問は、知的財産権の管理のなかでも高度な内容であり、上述の分析結果と一致している。

上述の状況をみると、企業・研究機関の知的財産権保護は全体的に類似のレベルにあり、比較的対策の優れた分野、認識が不十分な分野で、一致する点が少なくない。しかし、事業の性質や競争の度合いなどの要素による、個性の違いがみられる。

(2) 複数項目に関する状況の分析

この部分では、興味深い問題を選んで複合的な対比、分析を行い、結論を探っていきたい。

- 1) 「6・7」、「6・7・8」、「24・25」、「2・28」、「2・28・48」の組み合わせで、いずれも③又は④と回答したケースの分析

表6-20 企業による回答の複数項目組み合わせ

テーマ	有効サンプル数	3又は4を選んだ事業者数	比率 (%)		
			空欄率	総数に占める割合	有効サンプルに占める割合
6-7	502	323	2.33	62.84	64.34
6-7-8	473	237	7.98	46.11	50.11
24-25	505	217	1.75	42.22	42.97
2-28	499	164	2.92	31.91	32.87
2-28-48	495	154	3.70	29.96	31.11

表6-21 科学研究機関による回答の複数項目組み合わせ

テーマ	有効サンプル数	3又は4を選んだ事業者数	比率 (%)		
			空欄率	総数に占める割合	有効サンプルに占める割合
6-7	54	37	6.90	7.20	68.52
6-7-8	52	25	10.34	4.86	48.08
24-25	57	18	1.72	3.50	31.58
2-28	57	25	1.72	4.86	43.86
2-28-48	57	23	1.72	4.47	40.35

国内部分の間6、7、8はそれぞれ、問6「組織で、非公知の技術的情報や経営情報に関する秘密保護制度を設けているか?」、問7「組織で、従業員と秘密協議を調印しているか?」、問8「未公開の技術情報について、組織が明確な判定標準を設け、指定部門による秘密保護又は公開情報の判断をしているか?」となっている。これらの質問を選んだのは、中国では企業秘密にかかわる侵害行為の案件が多く、更に増加する傾向にあるため、調査対象事業者が自己の企業秘密の保護に効果的な措置をとることができるかを知るためである。3つの質問は、知的財産権保護のレベルとしては基礎的な部分であり、企業・科学研究機関のいずれも第6問で③又は④とした割合が85%以上となり、いずれも最も基本的な形での企業秘密の保護、つまり秘密保護制度が構築されていることが分かる。しかし、秘密制度は強制力のない文書に過ぎず、侵害行為をめぐる訴訟が起こった際に有利な証拠とすることができるかどうかは、更に有効な秘密保護対策がとられているかどうかにかかっている。従業員との間で秘密保護合意書に署名するのはなかでも重要な点である。秘密保護合意は、従業員が企業の秘密保護制度を理解していることを証明でき、従業員自身が企業に対する秘密保護の義務をはっきり認識していることになる。「6・7」の組み合わせでは、企業と科学研究機関いずれも③又は④を選択した割合が60%あまりにとどまっている。問8を加えると、割合は更に低くなる。こうした状況が説明するとおり、調査を受けた事業者は一般的に、更に有効な手段をとって、企業秘密保護のレベルを高める必要がある。

国内部分の間24・25は、それぞれ問24「新しい従業員に対し、知的財産権に関する

る研修を行い、企業経営における知的財産権の重要性を認識させているか?」、問25「知的財産権管理の担当者に、系統立った知的財産権研修（判例研究、特許計画の策定）などを行い、業務レベルの向上を図ったか?」となっている。2つの質問は、知的財産権の基礎的な部分であり、調査対象事業者の知的財産権の管理水準を反映すると同時に、今後一定期間における研修市場のニーズを反映している。問24・25で③又は④と答えた割合は40～50%程度で、両方当てはまるケースは更に少なく、企業で43%、科学研究機関で32%にとどまった。こうした結果は理想的とはいえない。企業の知的財産権への意識や保護レベルの高低は、上級管理職の知的財産権に関する理念のほか、従業員の知的財産権への意識や知的財産権管理担当者の管理レベルにも左右される。また、「6・7・8」の回答状況により、企業の知的財産権は制度分野の整備だけに終わることはできず、従業員の知的財産権意識を強化し、管理職の管理レベルを全体的に引き上げることで、ようやく真の意味で企業の知的財産権の管理・保護を適切に進めることができるとの認識が得られた。こうした結果は同時に、企業各層の従業員に向けた知的財産権の研修に、大きな市場が見込まれることを示している。

国内部分の「2・28・48」の質問は、問2「独立的な知的財産権部門を設立しているか?」、問28「専門の法律サービス事業者又は法律事務所への委託で知的財産権のサービスを受けているか?」、問48「知的財産権担当の弁護士又は特許代理人を招へいする場合、事前に能力やレベル、資質を評価しているか?」となっている。3つのうち、問28、48はいずれも知的財産権の中級レベルの質問であり、問2は高度な内容に関する質問となっている。異なる層の質問を組み合わせた場合、有効回答の割合は、想像よりも更に低いものとなっている。企業・科学研究機関への調査で、「28、48」のうち1項目で③又は④を選んだ割合は、60%あまり、70%あまりとなっており、大して違わないが、両方で③又は④を選んだ割合は少ない。これにより、企業に知的財産権関連のサービスを提供する主な機関は、一般の仲介機構であり、組織で独自に知的財産権部門を設立するケースは非常に少ないことが分かる。こうした規約制度が整い、知的財産権の保護レベルが高く、研究・開発が進んだ大企業でない限り、中国では通常、企業内部に独自の知的財産権管理部門を設立することはない。

2) 技術分野別の調査対象企業への一部質問に対する③又は④の選択状況の分析

ここでは、異なる技術分野、異なる規模、異なる性質の調査対象企業の相対的な知的財産権の保護レベルをみてみたい。ここでは、中国における知的財産権保護の実際上のレベルを基に、大多数の組織が比較的重視あるいは近いうちにとりわけ注目すると思われるテーマ、また日常の事業のなかで比較的関心の高いテーマを扱う。このうち、問1、4、5、6、7、10、11、15、16、23、24、25、26は知的財産権保護の基本的な内容、問28、29、39、45、48は知的財産権保護の中級の内容、問2、36、38、40は知的財産権保護における高度な内容となる。このほか、「6・7」、「6・7・8」、「24・25」、「2・28」、「2・28・48」の組み合わせについても述べる。紙面の節約のため、統計の表では、本来記すべき有効サンプル数・空欄率・③又は④の選択数などを省き、有効サンプル数と選択数が全有効サンプルに占める割合のみを記した。

表6-22 技術分野別の企業による一部質問への回答状況

テーマ	所属する技術分野	電子と 情報技術	バイオ テクノロジー と新医薬技術	新材料及び 応用技術	先端製造 技術	新エネルギー と高度省エネ 技術	環境保護 新技術
	企業数(社)	191	61	69	56	20	12
T1	有効サンプル数(社)	188	60	68	56	18	12
	有効サンプルに占める割合(%)	70.2	65.0	85.3	75.0	66.7	91.7
T2	有効サンプル数(社)	189	60	66	56	18	12
	有効サンプルに占める割合(%)	40.7	46.7	51.5	48.2	50.0	58.3
T4	有効サンプル数(社)	188	60	67	56	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	63.8	85.0	85.1	82.1	90.0	75.0
T5	有効サンプル数(社)	186	61	68	55	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	63.4	83.6	83.8	78.2	90.0	50.0
T6	有効サンプル数(社)	188	60	67	56	19	12
	有効サンプルに占める割合(%)	87.2	91.7	91.0	85.7	89.5	83.3
T7	有効サンプル数(社)	190	59	67	55	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	79.5	79.7	77.6	60.0	70.0	91.7
T10	有効サンプル数(社)	189	60	68	56	19	11
	有効サンプルに占める割合(%)	74.6	85.0	86.8	85.7	89.5	72.7
T11	有効サンプル数(社)	189	61	68	56	19	12
	有効サンプルに占める割合(%)	78.8	90.2	83.8	89.3	84.2	83.3
T15	有効サンプル数(社)	191	61	67	56	19	12
	有効サンプルに占める割合(%)	78.0	83.6	91.0	82.1	84.2	100.0
T16	有効サンプル数(社)	187	61	68	56	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	93.6	93.4	94.1	91.1	95.0	100.0
T23	有効サンプル数(社)	184	61	67	56	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	84.8	85.2	92.5	91.1	80.0	100.0
T24	有効サンプル数(社)	186	61	67	56	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	58.6	62.3	77.6	57.1	65.0	75.0
T25	有効サンプル数(社)	187	61	67	56	19	12
	有効サンプルに占める割合(%)	51.9	57.4	70.1	55.4	47.4	83.3
T26	有効サンプル数(社)	186	61	67	56	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	86.6	83.6	89.6	85.7	65.0	100.0
T28	有効サンプル数(社)	187	61	66	56	20	12
	有効サンプルに占める割合(%)	59.4	68.9	74.2	73.2	60.0	83.3
T29	有効サンプル数(社)	186	60	67	56	19	12
	有効サンプルに占める割合(%)	55.4	51.7	65.7	50.0	52.6	66.7
T36	有効サンプル数(社)	186	61	68	56	19	12
	有効サンプルに占める割合(%)	57.0	70.5	75.0	67.9	57.9	66.7
T38	有効サンプル数(社)	186	60	66	54	18	12
	有効サンプルに占める割合(%)	34.4	41.7	43.9	33.3	33.3	58.3

テーマ	所属する技術分野	電子と 情報技術	バイオ テクノロジー と新医薬技術	新材料及び 応用技術	先端製造 技術	新エネルギー と高度省エネ 技術	環境保護 新技術
	企業数（社）	191	61	69	56	20	12
T39	有効サンプル数（社）	186	61	67	55	19	12
	有効サンプルに占める割合（％）	53.8	52.5	52.2	47.3	36.8	50.0
T40	有効サンプル数（社）	183	60	67	55	18	12
	有効サンプルに占める割合（％）	21.3	23.3	29.9	20.0	16.7	8.3
T45	有効サンプル数（社）	186	60	65	56	18	12
	有効サンプルに占める割合（％）	59.1	61.7	61.5	46.4	33.3	50.0
T48	有効サンプル数（社）	186	60	68	56	19	12
	有効サンプルに占める割合（％）	76.3	81.7	82.4	78.6	73.7	83.3
T49	有効サンプル数（社）	189	60	68	56	19	12
	有効サンプルに占める割合（％）	77.8	70.0	83.8	66.1	68.4	83.3
T6-7	有効サンプル数（社）	187	58	66	55	19	12
	有効サンプルに占める割合（％）	75.4	81.0	77.3	54.5	68.4	83.3
T6-7-8	有効サンプル数（社）	173	55	64	50	16	12
	有効サンプルに占める割合（％）	57.2	61.8	62.5	54.0	43.8	66.7
T24-25	有効サンプル数（社）	185	61	67	56	19	12
	有効サンプルに占める割合（％）	44.3	50.8	67.2	48.2	47.4	66.7
T2-28	有効サンプル数（社）	186	60	65	56	18	12
	有効サンプルに占める割合（％）	33.9	40.0	43.1	46.4	27.8	58.3
T2-28 -48	有効サンプル数（社）	185	59	65	56	17	12
	有効サンプルに占める割合（％）	31.9	39.0	40.0	44.6	23.5	50.0

統計結果から見れば、環境保護や新技術分野に属する事業者は、問 2、7、15、16、23、25、26、28、29、38、48、6-7、6-7-8、2-28、2-28-48 などにおける有効回答の比率が他より高い。しかし、この分野のサンプル数は比較的少ないため、偶然性も排除できない。このほか、新素材や応用技術分野の企業は、問 24、36、40、59、24-25 での有効回答率が最も高く、知的財産権保護の作業が比較的整っていることが分かる。一方、電子・情報技術分野の統計結果は最も低かった。

表6-23 規模別の企業による一部質問への回答状況

テーマ	企業規模	大型企業	中型企業	小型企業
	企業数(社)	31	115	301
T1	有効サンプル数(社)	30	114	294
	有効サンプルに占める割合(%)	90.0	80.7	68.71
T2	有効サンプル数(社)	31	113	293
	有効サンプルに占める割合(%)	80.6	58.4	35.84
T4	有効サンプル数(社)	31	115	295
	有効サンプルに占める割合(%)	80.6	84.3	69.49
T5	有効サンプル数(社)	30	114	296
	有効サンプルに占める割合(%)	90.0	86.0	66.22
T6	有効サンプル数(社)	31	114	295
	有効サンプルに占める割合(%)	100.0	96.5	83.73
T7	有効サンプル数(社)	31	112	298
	有効サンプルに占める割合(%)	93.5	83.9	72.15
T10	有効サンプル数(社)	31	114	295
	有効サンプルに占める割合(%)	80.6	86.8	76.61
T11	有効サンプル数(社)	31	115	297
	有効サンプルに占める割合(%)	93.5	85.2	79.80
T15	有効サンプル数(社)	31	115	298
	有効サンプルに占める割合(%)	90.3	87.8	78.86
T16	有効サンプル数(社)	31	115	296
	有効サンプルに占める割合(%)	96.8	93.9	92.23
T23	有効サンプル数(社)	31	115	291
	有効サンプルに占める割合(%)	93.5	92.2	82.82
T24	有効サンプル数(社)	31	115	294
	有効サンプルに占める割合(%)	74.2	66.1	58.84
T25	有効サンプル数(社)	31	115	294
	有効サンプルに占める割合(%)	77.4	61.7	84.35
T26	有効サンプル数(社)	31	115	294
	有効サンプルに占める割合(%)	93.5	93.0	81.97
T28	有効サンプル数(社)	31	114	294
	有効サンプルに占める割合(%)	90.3	80.7	54.42
T29	有効サンプル数(社)	31	115	292
	有効サンプルに占める割合(%)	80.6	62.6	48.63
T36	有効サンプル数(社)	31	115	294
	有効サンプルに占める割合(%)	83.9	77.4	55.78
T38	有効サンプル数(社)	30	113	291
	有効サンプルに占める割合(%)	60.0	53.1	26.46
T39	有効サンプル数(社)	30	115	293
	有効サンプルに占める割合(%)	70.0	66.1	40.61

テーマ	企業規模	大型企業	中型企業	小型企業
		企業数 (社)	31	115
T40	有効サンプル数 (社)	30	115	288
	有効サンプルに占める割合 (%)	33.3	27.0	18.06
T45	有効サンプル数 (社)	31	115	290
	有効サンプルに占める割合 (%)	93.5	67.8	45.17
T48	有効サンプル数 (社)	31	114	294
	有効サンプルに占める割合 (%)	87.1	93.0	70.41
T49	有効サンプル数 (社)	31	115	296
	有効サンプルに占める割合 (%)	87.1	81.7	71.28
T6-7	有効サンプル数 (社)	31	111	293
	有効サンプルに占める割合 (%)	90.3	82.0	68.26
T6-7-8	有効サンプル数 (社)	30	108	272
	有効サンプルに占める割合 (%)	86.7	65.7	50.00
T24-25	有効サンプル数 (社)	31	115	292
	有効サンプルに占める割合 (%)	64.5	56.5	44.52
T2-28	有効サンプル数 (社)	31	112	288
	有効サンプルに占める割合 (%)	74.2	51.8	28.13
T2-28-48	有効サンプル数 (社)	31	111	286
	有効サンプルに占める割合 (%)	71.0	51.4	25.87

各質問への回答の統計結果を見ると、大規模な企業は問4、10、48を除く他の質問では、③又は④とする有効回答の割合が中小企業より大きい。こうした結果は、大規模な企業の知的財産権の保護体制が比較的整っている一方、小型企業の知的財産権保護の強化が急務であること物語っている。

表6-24 出資形態別の企業による一部質問に対する回答状況

テーマ	出資形態	国有 独資	国有資 本主導	国有資 本参加	有限 責任	株式 有限	合名 企業	中外 合弁
	企業数(社)	13	30	10	289	113	4	42
T1	有効サンプル数(社)	13	30	10	283	111	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	76.9	83.3	60.0	72.08	81.98	75.0	68.3
T2	有効サンプル数(社)	12	30	10	282	112	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	50.0	50.0	10.0	41.84	58.04	50.0	36.6
T4	有効サンプル数(社)	13	30	10	284	112	3	42
	有効サンプルに占める割合(%)	100.0	66.7	40.0	72.89	80.36	100.0	71.4
T5	有効サンプル数(社)	13	29	10	283	112	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	84.6	72.4	60.0	66.43	88.39	75.0	81.0
T6	有効サンプル数(社)	13	30	10	282	113	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	84.6	96.7	90.0	86.17	97.35	75.0	88.1
T7	有効サンプル数(社)	12	29	10	285	111	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	66.7	82.8	80.0	74.74	85.59	50.0	80.5
T10	有効サンプル数(社)	13	30	10	285	112	4	40
	有効サンプルに占める割合(%)	84.6	76.7	80.0	77.54	84.82	75.0	80.0
T11	有効サンプル数(社)	13	30	10	286	113	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	84.6	83.3	80.0	79.72	86.73	75.0	85.4
T15	有効サンプル数(社)	13	30	10	287	113	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	92.3	86.7	70.0	83.97	84.07	75.0	73.2
T16	有効サンプル数(社)	13	29	10	285	113	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	84.6	93.1	100.0	94.04	96.46	100.0	85.7
T23	有効サンプル数(社)	13	29	10	282	111	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	84.6	86.2	100.0	85.46	90.99	100.0	87.8
T24	有効サンプル数(社)	13	29	10	283	113	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	53.8	65.5	60.0	62.90	70.80	75.0	42.9
T25	有効サンプル数(社)	13	29	10	283	113	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	53.8	55.2	50.0	54.42	63.72	75.0	47.6
T26	有効サンプル数(社)	13	29	10	283	112	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	92.3	96.6	90.0	85.16	87.50	100.0	83.3
T28	有効サンプル数(社)	13	29	10	284	111	4	42
	有効サンプルに占める割合(%)	69.2	65.5	40.0	59.51	77.48	50.0	59.5
T29	有効サンプル数(社)	13	29	10	282	113	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	61.5	58.6	40.0	53.19	66.37	50.0	48.8
T36	有効サンプル数(社)	13	29	10	284	113	4	41
	有効サンプルに占める割合(%)	76.9	75.9	60.0	60.21	68.14	75.0	73.2
T38	有効サンプル数(社)	13	26	10	281	111	4	40
	有効サンプルに占める割合(%)	46.2	38.5	30.0	33.45	46.85	50.0	32.5

テーマ	出資形態	国有 独資	国有資 本主導	国有資 本参加	有限 責任	株式 有限	合名 企業	中外 合弁
	企業数 (社)	13	30	10	289	113	4	42
T39	有効サンプル数 (社)	13	29	10	284	112	4	40
	有効サンプルに占める割合 (%)	53.8	75.9	40.0	47.89	55.36	25.0	45.0
T40	有効サンプル数 (社)	13	28	10	280	111	4	40
	有効サンプルに占める割合 (%)	7.7	42.9	20.0	23.21	25.23	0.0	20.0
T45	有効サンプル数 (社)	13	29	10	280	112	4	41
	有効サンプルに占める割合 (%)	69.2	58.6	40.0	52.14	69.64	50.0	41.5
T48	有効サンプル数 (社)	12	29	10	284	112	4	41
	有効サンプルに占める割合 (%)	83.3	86.2	70.0	74.65	86.61	75.0	82.9
T49	有効サンプル数 (社)	13	29	10	287	112	4	40
	有効サンプルに占める割合 (%)	69.2	65.5	80.0	75.61	83.93	75.0	65.0
T6-7	有効サンプル数 (社)	12	29	10	279	111	4	41
	有効サンプルに占める割合 (%)	66.7	79.3	80.0	70.61	85.59	50.0	75.6
T6-7-8	有効サンプル数 (社)	12	29	10	264	107	4	33
	有効サンプルに占める割合 (%)	50.0	69.0	40.0	54.92	69.16	50.0	63.6
T24-25	有効サンプル数 (社)	13	29	10	281	113	4	42
	有効サンプルに占める割合 (%)	46.2	55.2	50.0	49.82	57.52	75.0	31.0
T2-28	有効サンプル数 (社)	12	29	10	278	110	4	41
	有効サンプルに占める割合 (%)	41.7	41.4	10.0	33.81	51.82	50.0	31.7
T2-28-48	有効サンプル数 (社)	11	29	10	277	109	4	40
	有効サンプルに占める割合 (%)	36.4	41.4	10.0	32.13	50.46	50.0	27.5

出資形態別による企業の回答の統計は、当初においては国有株式会社、有限責任会社、株式有限会社、共同会社、中外合弁会社の知的財産権に関する管理方面の差異を理解する目的で行った。しかし国有独資企業、国有株式企業、共同企業、中外合弁企業のサンプル数が有限責任会社や株式有限会社に比べるとあまりに少なく、あまり参考にはできなかった。しかし、表6-24から私たちは興味深い現象を発見した。すなわち、株式有限会社は有限責任会社よりも③又は④を選ぶ確率が高いのである。株式有限会社の登録資本額は一般的に有限責任会社よりも高く、その規模も大きいので、これらの大規模で、高度な研究開発が行われている企業は、知的財産権に関する業務が相対的に優れているといえる。

(3) 日本経済産業研究所、中国科学院、清華大学国情研究センター連合研究グループの分析結果

日本経済産業研究所、中国科学院、精華大学国情研究センター連合研究グループは、数字による統計のあとに、その統計方法と統計結果について分析を行った。その主な結論は以下のとおりである。

- ① 大部分の調査対象ユニットは国内部分の知的財産権に対する管理と保護の業務につ

いて比較的良好であり、特に知的財産権の基礎知識と制度の設立方面については優れている。相対的に劣っている方面は、知的財産権の競争戦略方面である。

- ② 大型企業は中・小型企業と比べた場合、知的財産権管理と保護の業務について、より優れている。
- ③ 株式会社はその他の種類の企業に比べ、知的財産権の管理と保護の業務を比較的良好にこなしている。
- ④ 新資源及び応用技術分野の企業はその他の技術分野の企業と比べると、知的財産権の管理と保護の業務を比較的良好にこなしている。
- ⑤ 調査対象組織について、国際知的財産権の管理と保護のレベルまで更に進歩することが期待される。

上述の分析は、私たちの分析と一致した結論を導いている。

6-3-3 企業10社の取材状況

(1) 成都ハイテク・パーク

1) A会社

成都A会社消息産業股份有限公司（訳註：成都A会社情報産業株式会社）は1998年4月、成都ハイテク産業開発区に設立された中型企業である。

A会社の特許出願制度面では、会社の特許出願数を6件とする年度目標を設定し、年内に6件の特許出願を行うことを義務づけている。同社の年度査定では、特許目標が達成されなかった場合、真っ先に総経理や高級技師から給与の5%が減給され、上から下まで責任者が明確になるように規定されている。特許管理制度の面では、2003年に同社は、『A会社特許出願管理方法』を制定した。その方法は、国の関係法規に基づいて制定されたものであり、A会社の特許出願過程（特許情報の検索及び問い合わせ、特許開発計画の策定、特許開発の実施、特許出願の準備、特許の出願、経費の支払い、特許の実施）での各段階について厳格に規定している。また、職務上の発明、創造にも明確な線引きを行い、特許の保護と責任追及についてはっきりと説明を行っている。特許奨励の面では、『A会社特許出願管理方法』がまた、奨励と報酬について細則を定めている。特許出願後の一時的奨励金や特許権認定後の一時的奨励金から、特許権認定後、その実施あるいは譲渡に伴う収益の報酬まで、量的な奨励限度や措置について明確にしておき、発明や創造に対する特許権の保護や、科学技術スタッフの科学技術的創造性の向上を大きく促進させることに寄与している。同社は常に、特許検索サイトを利用したり、『中国企業知識倉庫』検索・閲読カードなどの検索用具を利用し、特許情報の検索を行い、業界のハイテク発展の動向や競争相手の状況を調査し、会社の戦略計画を策定する際、適当な研究と計画を制定し、会社の運営と実行のプランを決定する。同社の特許スタッフと研究院、事業部幹部や技術スタッフなどの共同決定により、合計10件以上の特許項目が集められ、特許出願項目としてストックされた。これと同時に、特許の斬新性、創造性、実用性のニーズや特許出願書が言及すべき重要な指標（背景となる技術分析の一貫性、技術プランの問題解決程度、原理説明の明晰さの度合い、有効性と効果）などに基づいて、特許評価の目標を定め、特許評価班を置き、評価班メンバーの点数に基づいて特許出願項目を決定することとした。同社と専門代理機構とは協定を結び、良好な協力

関係を築いてきた。代理機構事務所は常に同社を訪れ、技術スタッフと意志の疎通を図り、企業側技術スタッフが特許政策を理解する手助けを行い、特許出願業務に専門的な指導を行っている。

A 会社は特許出願の基礎知識を普及させ、技術スタッフの特許出願への積極性と保護意識を高め、特許出願業務が効率的に展開できるよう、『特許出願指南』を編集し、また特許業務の専門家を招いて会社側技術スタッフと直接の交流を行うことによって、特許項目申請作成の重点と思考方法を理解させようとし、比較的良好な効果を収めている。特許業務スタッフの専門性を高めるべく、省や市の知的財産権育成訓練にも積極的に参加させ、『四川省知的財産権従事者証書』を取得させた。

2) B 会社

B 会社は 1993 年に創立された、コンピューター通信ネットワーク技術、ソフト及びハード開発、システム集積、情報技術サービスが一体となった小型の民間ハイテク企業である。

社内の知的財産権の統一的管理を強化するために、同社は 2000 年 3 月に製品技術センターに知的財産権作業班を設け、知的財産権モデルケース実施の過渡的措置を行うとともに、知的財産権管理業務に関して統一的に責任を負わせることとした。これより、同社の知的財産権業務が正規の軌道に乗った。製品技術センターは主に、会社のプロジェクト計画、予備研究や成果の管理といった業務を請け負っている。このほか、同社は知的財産権の管理と保護に専用の経費を割り、知的財産権の管理、保護、育成訓練にあけるとともに、特許出願、審査、維持、商標登録、更新、知的財産権訴訟への支出の補助も行っている。

同社の知的財産権制度はまだ完全なものとはなっておらず、ここ 2 年の特許管理業務に基づき、同社の現実に合致した知的財産権の各項管理制度を現在作成中である。例えばそれらは、『業務発明における発明者、設計者奨励細則』『職員特許出願心得』『技術機密管理方法』『特許業務管理方法』『商標業務管理方法』『商業機密管理規定』『コンピューター・ソフト管理細則』といった管理制度であり、上記制度の制定と実施をもって企業の知的財産権業務のレベルと水準が高まることを期している。同社の知的財産権管理スタッフと顧問は、社の発展に密接にかかわる特許法に関連する知識について、技術スタッフ、営業スタッフ、管理スタッフに育成訓練を施している。例えば、技術スタッフには、テーマを設定してプロジェクト開発を行うに際して、市場のニーズを把握して目標方向や技術路線を確定し、研究の重複を避け、思考を広げ、質や合法的な効率を高め、権利の侵害を防ぐことなどを重点的に注意するよう求めている。営業スタッフについては主に、特許を利用しての製品販売の拡大と、商業機密をどのように維持するかなどの面について訓練がなされている。管理スタッフについては、知的財産権の保護が企業発展にもたらす重要な作用と特許法に関する知識の面を重点として、訓練が行われている。

同社は、会社のロゴを含む商標 5 件を登録し、現在著作権 5 件を出願中であり、これまでに特許は 35 件、実施率は 100% である。特許項目は同社の無形資産になっており、社の更なる発展に巨大な経済的効果をもたらしている。

同社の特許項目はすべて、自ら市場調査を行って自主的に開発したものであり、知的財産権を侵害するような事態の発生を防止すべく、特許項目設定にあたっては、その重点的技術や刷新点について知的財産権制度が提供する特許文献情報を用いて科学技術項目のチェックを行い、もしその項目に新機軸がなければそれは取り消される。そうすることで、特許侵害を避けるという面で相応の保障がなされるばかりでなく、企業側が低水準の研究を繰り返すことで大量の労力、物資、設備、時間を浪費することを免れることにもなる。これを基礎として、同社はプロジェクトの鍵となる技術に対して適時、特許保護申請を行うこともでき、社の科学研究の成果が特許法によって保護されることを保障することにもなる。このほか、同社は知的財産権の専門顧問と法律顧問を招いている。特許が侵害された場合、知的財産権や法律上の助言と支援を受けるのである。

調査の深化にともない、下記の問題について、同社の幹部は更に理解したいと考えるようになっている。すなわち、特許情報の分析方法と分析を基礎とした特許技術発展の方向、企業の特許競争戦略、企業の知的財産権戦略と実施の保障、ソフト技術の特許化、例えば方法や計算方法特許化の可能性などの問題である。

同社が知的財産権の設定と保護に関して有している発展戦略はすなわち、企業の知的財産権の保護体系及び関連の規定や文書を確立し完全なものとする、特許情報を十分に活用し、特許戦略とブランド戦略を実施する、知的財産権保護に大きな力を注ぐ、知的財産権に対する資金投下を強める、知的財産権に関する専門的人材を速やかに養成する、競争における知的財産権の利用を習得する、知的財産権の公平なる競争を維持する、社の科学技術創造力と全体的競争力を向上させる——ことである。

(2) 蘭州ハイテク区

1) C 集団

C 集団は 1993 年に設立された、新型医薬品の研究、開発、製造、販売を主体とする大型のハイテク企業である。

C 集団は現在、特許技術を 9 件有しているが、そのうち発明特許が 1 件、実用新案が 3 件、意匠特許が 5 件である。

同グループの知的財産権業務は社内法務部の管理に帰し、専門的法律要員が 2 人いて、知的財産権の基本的な管理約款を定めるとともに、それを健全かつ完全なものとするよう不断に努めている。まず、自社技術の機密性の高さという特徴を踏まえ、『商業機密管理方法』を制定し、また職員と機密保持に関して協定を結んでいる。次に、技術創造奨励メカニズムを打ち立て、社員による新製品の研究開発と特許出願を奨励している。このほか、市場における自社製品の偽造製品問題について、偽物取り締まりと権利維持の活動を積極的に展開し、この 2 年で工商、薬監を通じて調査し、明らかにした権利の侵害案件は 6 件、公安部門を経て処理した案件 2 件、摘発した偽造品製造アジトは 2 か所となっている。

同グループは現在、知的財産権の管理と保護の面において問題が依然として存在するとみている。具体的には自社の独立した知的財産権管理部門が設立されておらず、知的財産権は当面法務部によって処理されるものの、専門的スタッフを欠いており、知的財産権管理の質に影響してきている。同業内の知的財産権に関する情報へのキャッチアッ

プや研究も比較的少ない。整備された系統的な知的財産権の管理、保護制度をまだ設立できていないなどである。

グループにおけるスタッフの養成訓練面での必要性は以下のとおりである。すなわち、漢方医薬品に関連する特許出願と保護の基本的知識、商業機密の管理と保護の基本的知識、技術認可交渉のテクニックと注意点である。

2) D 集団

D集団は蘭州国家ハイテク企業開発区で新材料開発に従事する小型のハイテク企業である。

D集団は自社の状況に基づいて『特許管理方法』を制定し、自社製品の開発、特許出願、日常管理など各方面で厳格な管理規範を実施している。D集団は現在既に、国に特許47件を出願しているが、そのうち発明特許が7件である。また、現在、国家知識産権局から特許権を授けられたものが39件、そのうち大規模生産が行われているものが2件あり、技術の一部は正に製品化が図られているところである。

社内の知的財産権の管理と保護の面では、以下の目立った問題がある。すなわち、自社に独立した知的財産権管理部門が設立されておらず、知的財産権業務は現在、副社長が兼務しており、専門スタッフが存在していないことで知的財産権管理の質に直接影響してきている。同業内の知的財産権に関する情報へのキャッチアップや研究も比較的少ない。知的財産権制度は単に特許面において規範化がなされているに過ぎず、商標や商業機密などの面では関係する制度が設けられていない。知的財産権の紛糾や訴訟に対応するメカニズムが未設置である、などである。

スタッフの育成訓練面での必要性は以下のとおりである。すなわち、特許出願と保護の基本的知識、商業機密の管理と保護の基本的知識、技術認可交渉のテクニックと注意点、知的財産権の紛糾や訴訟に関する基本的知識などである。また幹部クラスのトレーニング面では、以下のことが必要とされている。すなわち、特許情報の分析方法、企業の特許競争戦略、企業の知的財産権戦略とその実施方式などである。

(3) 深圳ハイテク区

1) E 会社

E会社は1993年8月8日に設立された、企業管理とコンピュータービジネスの応用ソリューションプランを提供する大型企業である。

同社は主に企業管理を解決するソフトの開発と応用に力を注いでおり、その知的財産権には著作権、商標特許権を含み、商業秘密保護制度の制定において大きな努力を払い、良好な成果を収めている。社内に法律部を置き、法律部が知的財産権保護制度を起草し、管理者レベルによる会議がそれを承認している。同社の知的財産権保護制度は、『商業秘密保護条例』『情報安全管理制度』などを含んでいる。商業秘密を保持するという実際の運用において、機密の侵害や漏洩という状況が生じないように、同社は既に系統的な防御措置を施しており、スタッフ全員と機密保持の協定を結び、競業を禁止する約款を取り極め、競業を禁止することについての補償金と違約に伴う責任問題などについての定款をも定めている。どのような技術スタッフが極秘事項、機密事項や秘密事項にアクセ

スすることができるかも定められている。また研究・開発センターは、開発の過程でのネットワークの安全、情報ネットワーク組織と安全保持、スタッフのネットワーク使用権と義務などの内容を有する『情報安全管理制度』を制定、実施することとした。同社が研究、開発したソフトは既に中国ソフト開発センターに登録され、ソフトウェア著作権証明を得ている。同社は国内商標を数十件取得しており、また他国においても商標を申請し取得しているものもある。

同社が成立してからの11年間、民事に関する権利侵害案件1件、刑事案件は1件である。違法行為2件は、内部職員が機密協定に反したものであり、同社の商業秘密を侵害した。同社は法律によって民事訴訟に勝利し、経済的な補償を得た。刑事事件の犯罪容疑者は相応の処罰を受けている。

同社は自社商標の見積り価値を元に、無形資産により投資を行った。また、ソフト使用許可費などを元に、他社への投資も行った。

ソフト開発会社として、同社は研究所や企業など多くと共同でソフト開発を行い、また開発に成功したソフトの知的財産権を共有している。

同社は情報収集の道を切り開くばかりでなく、同業の競争相手の市場における営業、研究開発動向について密着して分析し、事態を適時に把握し対策を講じられるようにしてある。

同社はまた、自社に貢献した社員に対する経済的奨励、名誉上の奨励、あるいは両者が結合した奨励を採用している。経済奨励の方式は、社のストック・オプションや科学技術奨励金などを付与することであり、名誉上の奨励は、政府が発する各種の奨励のごとくであり、深圳市が与える科学技術進歩二等賞を受けた職員もいる。

育成訓練はいたる所で行われており、社が直面する、あるいは直面しかねない問題について、常に関係スタッフが招集され、育成が行われる。その他の訓練としては、新入スタッフの育成、職員の不定期な法律及び技術訓練、法律部門の専門的業務訓練（短期班など）が実施されている。

2) F 公司

F 公司是国内最大手の上場通信設備製造会社であり、中国の通信設備製造における開拓者であって、通信インフラに関する設備の供給会社の1つでもある。

F 会社の知的財産権戦略の目標は、知的財産権戦略を社の運営すべてにあまねくいきわたらせることであり、立体的かつ全方位にわたって企業経営戦略と密接に結合した系統的な知的財産権戦略が、企業の知的財産権体系を完全なものとする、としている。同社の『知的財産権憲章』は、社の短中長期の発展計画を全面的かつ詳細に規定しており、社の発展戦略と有機的に結合している。

同社は知的財産権管理制度を確立し、それには『発明創造奨励方法』『知的財産権連絡員管理方法』『商標管理方法』『商業機密管理規定』などを含んでいる。

同社は既に、特許出願、特許保護、ソフト登録、商標登録と管理といった完備した内部のネットワーク・プラットフォームを設置しており、基礎業務の正常な運営を効率的に保障し、開発研究スタッフが自由に特許を出願することが可能になっている。

同社の知的財産権管理部門は総法律部によって設置され、知的財産権責任者20人近く

が、特許の申請と保護、商標登録、ソフト登録、集積回路登録、知的財産権の分析、同権価値の増加、標準的知的財産権、ドメイン管理などを含む知的財産権戦略の具体的な実施に責任を負っている。各事業部と製品研究開発部門は知的財産権担当技師を置き、30人以上に達する彼らの知的財産権業務のアンテナは、研究開発部門と市場部門の各々に及んでいる。

2003年12月現在、国内における特許出願は1,600件を超え、発明の比率は85%を超える。同社が有する国内商標は三十数件、100あまりの国家と地域で商標登録を申請し、70件余が登録済みである。社の国際化プロセスや、『商標管理方法』の制定と完全化に貢献する結果となっている。

同社は、異なった対象レベルの、異なった種類の、定期不定期の育成訓練業務を行っており、そこには知的財産権責任者の専門的育成、知的財産権の自社スタッフ育成、外部代理機構の技術育成などが含まれる。

(4) 青島ハイテク区

1) G 公司

G 公司是青島ハイテク工業団地にある光学、機器、電子が一体化した小型のハイテク企業であり、1993年に設立された。主に光ファイバー加工システムを生産するとともに光ファイバー加工技術を各種提供している。

同社は専門的な知的財産権管理機構を設置しておらず、社長と総合部責任者が管理を行い、また常設の法律顧問も招いている。

社の創設期に、企業約款制度を設置し、社の定款制度に機密保持の章を割き、社員に機密保持を求めるとともに、その義務を有することを規定した。その定款は社員1人ひとりに手渡され、そのすべてにナンバーリングがなされ、登録されている。社は専門的な資料室を設け、総合部責任者が管理責任を負い、また資料の発行や使用、交付、登録、廃棄、変更などの規定を設けている。同社は設備の生産を外部に委託し請け負わせているため、社外提携者が使用する設計図や資料については、専用の「設計図・資料発行、使用、回収記録」を作成している。退社する際、資料をすべて整理し、保存すべき書類はデータにして資料室に保管し、翌日再使用する。書類や資料の発行や使用、回収はしめるべきスタッフの署名を必要とし、発行、使用される設計図はすべて「受控」という専用のスタンプが押され、その設計図の使用が限定され、機密とされていることを示すようになっている。社と社員は正規の労働契約を結び、契約には機密保持の約款が明記されている。

同社は既に、発明特許1件、実用新案特許5件を有し、実用新案特許3件を受理、現在設計会社に企業商標の設計を委託しているところであり、設計完成後登録される手はずである。

同社は毎土曜日の午前を社員全体の育成訓練にあて、社の事務室が訓練の責任を負っている。知的財産権育成訓練はその内容の1つであるが、毎年訓練の計画と試験内容が設定される。同社は一般的には自らの手でスタッフに対する育成を実施している。

同社はこれまでに、社員が設計図を複製して製品を生産するという案件が1件生じているが、既に司法に付され、現在審理中である。

同社は今後、機密保持制度を更に厳格なものとし、社員が機密保持という法律観念を遵守すべく強化してゆく予定である。同社は一定段階まで発展したのちに、知的財産権業務を分担する専門スタッフを置く予定である。

2) H 公司

H 公司は、2001 年共同で設立された中型のハイテク企業である。

同社は専門の特許管理業務機構を設け、特許管理を健全なものとする各業務のプロセスと管理制度を設置し、発明についての申請プロセス、特許技術の導入、特許の実施、特許文献資料の分類保管、特許費用の納入と維持、特許保護、あるいはそのプロセスについての規定の執行状況に対する監督や監査、及び賞罰方法などに関して詳細な規定を定めている。また適時、制度の執行状況について監督、検査、監査を行い、各制度が正確に行われているかをチェックしている。

同社は新製品の開発、新技術の導入業務の過程で国内外の特許情報を十分に収集するとともに、特許文献を検索することで、自社の技術導入や開発業務に創造性をもたせ、重複や権利侵害を防止している。また、自社と関係する国内外の特許出願や市場の動向に目を向けることにも重きを置き、それによって、他者による自社への権利侵害を防衛し、自社の特許権を保護すると同時に、自社の技術、経済活動が他者の特許権を侵害することがないようにもしている。

同社は毎月、特許管理部門が編集した特許知識資料集を基に、関係スタッフに対して知的財産権に関する知識の学習を行わせ、適時特許業務の知識や社の特許応用面での実例を習得、理解させており、それによって基礎的知識のレベルと知的財産権保護意識の向上を図っている。社の常勤、非常勤スタッフは四半期ごとに、同グループの特許管理部門が組織する特許知識育成訓練に参加する。

同社の技術的機密を保護するため、同社は社員すべてと技術機密保護協定を結んでおり、機密漏洩の発生や特許出願に影響が生じた場合、責任者は関係の機密保護規定に基づいて処罰あるいは法的処置に付される。同社は給与に機密保護手当を加算しており、社員の競業禁止制限を実現するための補償としている。

同社は設立されてからまだ間もないので、社の特許や商標に対する侵害行為は今のところ発生していない。社の知的財産権が今後も侵害されることのないよう、自社の權益を損なう他者の特許出願や、自社特許権を侵害する行為が発生した場合には、適時調査を行って証拠を収集し、特許管理部門は関係の法律部門と共に地方の特許管理機構に特許の保護を申請する。また同時に、他者の特許を侵害することのないよう、国内外から技術や特定ブランド製品を導入する際、導入部門は特許業務部門と共同で、同技術や製品が特許法に抵触するかの状況について調査を行い、輸出予定の新製品、新技術については、輸出国で特許出願がなされているか、あるいは同製品や技術の法律状況などを研究し、他者による偽造と他者特許への侵害を防止している。

日常業務においては、同社は国際上の知的財産権保護の面での知識を比較的欠いており、国際市場での競争においてどのように自社の知的財産権を保護し、また他者の特許への侵害を防止できるかについての経験がかなり不足している。政府の関係部門がこの方面での知識育成訓練をより多く実施してくれることを求めており、それによって社の

特許管理と知的財産権の保護が向上し得るとみている。

同社は今後の知的財産権建設と保護の面で、まずは特許管理スタッフの養成を強化し、スタッフの知識レベルや管理能力を向上させようとしている。また更に一歩進んで、各管理制度を完全なものとし、特許の管理、保護と利用を強化することで、経営における方針決定を科学化、戦略化し、それによって特許制度が自社の発展においてなし得る作用を十分に発揮させ、その結果自社の技術創造が促進され、自社独自の知的財産権をつくりあげることができるとしている。

(5) 長春ハイテク区

1) I 公司

I 公司是中國の電子サービスの発展に伴って誕生し、発展し、そして拡大してきた中型の専門的情報安全技術企業である。同社は 1999 年 2 月に設立された。

同社は専門的な知的財産権管理部門を設け、現地の特許代理事務所と法的サービスの協定を締結しており、同代理事務所は同社に知的財産権に関する法律サービスを通年提供している。同社は知的財産権管理制度を設立し、『発明創造奨励方法』『知的財産権連絡員管理方法』『商標管理方法』『商業秘密管理規定』などを包摂している。また、社員との間で機密保持協定を結んでいる。

育成訓練の面では、同社は主に機密にタッチし得るスタッフへの育成訓練を行い、同時に技術スタッフの一部に対しても講座スタイルで育成を行ったことがある。訓練の内容としては、特許と商業秘密についての法律条文と典型的な案件を基に、スタッフに対して知的財産権の法的知識を普及させようとしている。

今後、社内の知的財産権保護の体系と、関係の規定や文書を完全なものにしていこうとしており、特許情報を十分に活用し、特許戦略やブランド戦略を実行して、知的財産権保護の能力を向上させるとともに、社の知的財産権に対する投資を拡大し、知的財産権に関する専門的人材を速やかに養成し、競争における知的財産権の利用や知的財産権を遵守した公平な競争を習得させ、それによって自社の科学技術創造能力と総合的競争力を向上させようとしている。

2) J 公司

J 公司是、電子、情報及び生物特徴識別技術を主とする民間の中型ハイテク企業である。

同社は企業定款制度を定め、同時に厳格な機密保持制度をも設け、社員全員と機密保持に関する協定を結んでいる。協定において、社員に機密の保持を求めるとともに、社員は機密保持の義務を有することを定めている。また、社には専用の資料室を置き、専門スタッフが責任を負い、資料の管理と保存に関する定款制度を設けるとしている。

社の知的財産権事務は、技術総責任者が管理責任を負い、また専門の知的財産権に関する日常業務を担当する専門スタッフを置いている。さらに常設の法律顧問を招いているが、法律顧問は、社の協定締結や紛糾などにおける法律的事務の処理を行うに過ぎず、知的財産権に関する法的業務においては、一般的な諮問を行うのみである。

同社は 2004 年、知的財産権に関する育成訓練を 10 回行った。その主な方式は、講座

と1～2日間の短期育成であり、対象は社の管理スタッフと技術スタッフから選ばれる。また、毎年社員に対して知的財産権業務に関する審査が行われ、知的財産権に関する訓練は同社の毎年の重要な業務となっている。

同社の機密保持措置は確かなものであり、その他の開発製品に関しても適時に特許出願を行い、それを保護しており、これまでのところ権利の侵害や紛糾は生じていない。また、同社は競争相手の技術の研究と回避も重視している。

6-4 調査、統計の結論

上述の調査、統計及び分析から、まずは以下のような結論を得た。

- (1) 調査対象となった企業や科学研究所の知的財産権保護状況は、大半が中級レベルにある。この段階にあるということが意味するところは、すなわち、知的財産権の内部管理と保護の制度を設けている、一定量の特許や商標を出願している、基本的で実際的な機密保持制度を設け、社員と機密保護に関する協定を結んでいる、新スタッフや管理スタッフに対して相応の知的財産権に関する育成訓練を施している、特許項目の設定に際し、新規のアイデアか否かを確認し、重複研究を避けている、製品を市場に出す際、新規のアイデアか否かを確認し、権利の侵害を避けている、特許出願を行う際、新規のアイデアか否かを確認し、特許権の取得を確保している、研究、開発について、職場は多方面からの支援を行い、また発明、創造を行ったスタッフに対して奨励を与えている、権利侵害による紛糾に際し、相応の措置を用いて対応している——などである。5年前にも調査を行ったことがあるが、今回の調査から、中国の企業や科学研究院・所における知的財産権保護のレベルが長足の進歩を遂げた、ということがいえる。
- (2) 調査対象となった組織においては、国外の知的財産権問題処理能力は、国内の知的財産権問題処理レベルにははるかに及ばない。WTOに加盟し、中国が国際社会と軌を一にしようとしている今日、こういった現象に対して企業や科学研究院・所は目を向けてしかるべきである。
- (3) 対比という観点からみると、新材料及び応用技術分野の企業における知的財産権業務は、その他の分野の組織より優れている。大型企業における知的財産権業務は、中小企業に勝っている。株式会社の同業務は、その他の種類の企業をしのいでいる。
- (4) 権利の保護と法律支援の面では、企業は自己解決の傾向にあり、また政府部門や法律サービス機構にも助けを借りている。科学研究院・所は自己解決に傾くと同時に、法律サービス機構にも援助を仰いでいる。
- (5) 調査対象となった組織において、知的財産権育成訓練の面において、その主たる内容は、知的財産権の基礎知識や知的財産権制度の設置と紛糾処理の方式にある。また、訓練方法の面では、幹部に対しては専門講座により、知的財産権管理スタッフや技術スタッフに対しては専門講座と短期訓練を結合して、各々行うという傾向がみられる。

上述の統計結果と重点的に企業訪問をした10社の状況に照らして、私たちは、質問アンケートの統計結果は一部の問題において、調査対象ユニットの実際状況を完全には反映していないことを発見した。例えば大多数の調査対象ユニットは知的財産権の保護制度を確立していると回答していたが、一部のユニットでは制度の条文が比較的簡単で、実践の方も徹底していなかった。大多数のユニットはプロジェクトの前に調査を行うと回答していたが、分析方法の理由により、新たな業務の調査が形式的に流れ、本当の作用を発揮していなかった。あるユニットでは奨励制度を規定はしていたが、実行は困難であった。大多数のユニットは特許を出願しているが、特許出願に対する理解が不足していたことから、特許書類に多数の欠落があった、等々である。これらの問題は、ユニットの経営者の意識問題や、知的財産権管理者のレベルの問題を反映している。

調査研究の過程のなかで、私たちは、顕著なグローバル化のすう勢と、ますます激しくなっている国際的な科学技術経済競争から生まれる要求に適応するために、中国企業と科学研究所における知的財産権業務は更に遠い道のりを歩まねばならないことを実感した。また企業における各階層のスタッフに対する内容の異なる各種の養成の展開が必要かつ有益であることを実感した。

6-5 資料

付表-1 質問アンケート

国内部分	
1	貴社には既に知的財産権保護制度がありますか？
2	貴社では独立した知的財産権の管理部門がありますか？
3	貴社では知的財産権が包括する特許権、商標権、著作権、植物新品種などの一連の創造と知性による成果に係る権利を意識していますか？
4	貴社は特許出願をしていますか？
5	貴社は商標登録をしていますか？
6	貴社は技術や経営情報にかかわる秘密の保持制度を確立していますか？
7	貴社は社員との間で秘密保持の協議にサインをしていますか？
8	貴社は非公開の技術情報に対して明確な判断基準があり、又は公開非公開の判断と決定を下す特定の部門がありますか？
9	貴社は貴社の技術とかかわる知的財産権の情報に重点を置いて収集、整理していますか？
10	貴社は特許出願の準備過程において、既存の技術調査を規定、又は特許の新規性の根拠に対する判断をしていますか？
11	貴社は技術開発を立ち上げる際、特許の侵害を避けるために他社の技術開発の調査を必須で行うことを規定していますか？
12	貴社は当社の障害となり得る他社の知的財産権に対して監視し、処理する担当責任者がいますか、そしてその解決策がありますか？
13	貴社は当社及び競争企業の特許状況によって特許計画を制定し、当社が特許に出願すべき技術の領域と方向を決めていますか？
14	貴社は他社の特許を起点としてバージョンアップを行うことを選択していますか？
15	貴社技術開発部門の責任者は知的財産権の一般的内容とその生産の一般的順序を理解していますか？
16	貴社は発明やイノベーション活動に対して各方面のサポートをしていますか？

国内部分	
17	貴社の知的財産権に関する責任者はプロジェクトの確定と進展を評価する会議に参加していますか？
18	貴社の研究開発部の責任者は特許出願に対し計画、追跡を行いますか？
19	貴社は特許を出願しますか？ また、特許の実質性審査を要求しますか？ 特許を維持するか放棄するかを決める際、1つの部門のみで決定をすることなく、多くの部門（技術開発部、販売部、知的財産権部など）により、総合的に評価、決定していますか？
20	貴社は技術開発プロジェクトの開発を決める際、そのプロジェクトが基本的な特許（一般的にその他の特許に代わることができたり、基礎となる特許として書き込むことができるものを指す）を獲得できるかどうかを評価の標準の1つとしますか？
21	貴社は技術開発プロジェクト活動を決める際、そのプロジェクトの成果が業者のテキストに成り得るかどうかを評価の標準の1つとしますか？
22	貴社は技術開発活動中の知的財産権の取得、使用、許可などの方面の基本的構想について経営人材の承諾を得ていますか？
23	貴社は権利侵害紛糾に直面した際、自身の合法的権益を保護し、その他社の権利侵害行為に制裁を加えるための、必要で十分な法律措置をとっていますか？
24	貴社は新社員に対し知的財産権に対する養成を行い、経営中の知的財産権に関する重要性を意識させていますか？
25	貴社は知的財産権の管理者に対し、知的財産権に対する系統的な養成（実例の研究、特許計画の作成など）などを行い、その業務水準を向上させていますか？
26	貴社は発明者に対して奨励、顕彰を行っていますか？
27	貴社の各部門間に知的財産権の生産、出願、獲得、維持、使用などの明確な分業が存在しますか？
28	貴社は専門の法律サービスを行う組織や弁護士事務所に委託して知的財産権の作業を行いますか？
29	貴社は職務上の発明を判断する標準又は制度がありますか、また実施していますか？
30	貴社は研究開発の成果、あるいは新発明商品、技術の質に対し、審査を行いますか、また相応の奨励制度が確立されていますか？
31	貴社は特許の許可を交渉し、また管理する社員がいますか？
32	貴社は特許の許可に対する交易価格、交易条件などの特許の許可政策を明確に規定していますか？
33	貴社は特許の許可対象の新しい特許取得の状況を把握していますか、また貴社の優位に影響し得る特許に対し、何か対策をとりますか？
34	貴社は当社と競争相手の知的財産権を比較し、その比較結果より当社の知的財産権に関する戦略（許可や被許可など）を選んでいますか？
35	貴社は市場の需要や競争相手の状況により、防御性商標登録を行っていますか？
36	貴社は商標、ブランドの開発計画を制定し、技術開発、広告・宣伝、市場のマーケティングと結びつけて実施していますか？
37	貴社は商標を無形資産とし株を買ったことがありますか？
38	貴社は営業秘密の許可、移譲又は被許可、被移譲の活動を行ったことはありますか？
39	貴社は他社と共同で技術を開発し、知的財産権を共有したことがありますか？
40	貴社は他社と知的財産権の連盟を組織したことがありますか？
41	貴社の株権構造に変化が発生した際、知的財産権の帰属と使用方法を再び確認しますか？

国内部分	
42	貴社の管理層は外部に対し、当社の「特許の戦略」、「当社の知的財産権の業績や社会に対する貢献率」などを説明できますか？
43	貴社は業務展開の必要と自身の能力により、知的財産権の資源（人力、財力）に対し当面、中期、先物の合理的な分配を行っていますか？
44	貴社は知的財産権において、かかったコストと獲得した利益を総合的に評価し、コストを無駄のないものに行っていますか？
45	貴社は、他社と締結した共同開発や開発を委託する契約中の知的財産権問題に対し、確認を行う専門要員又は法律要員がいますか？
46	貴社は他社が知的財産権侵害紛糾に対し起訴した際、又は権利侵害を警告した際に速やかに対応できる構造を制定していますか？
47	貴社が、他社の間で知的財産権の侵害紛糾が発生した際、各部門に総合的意見を聴取した下で、対抗措置をとることができますか？
48	貴社は知的財産権の弁護士又は特許の代理人を雇う際、先に能力、レベル、素質を審査しますか？
49	貴社は特許法、商標法以外に著作権法や不正競争禁止法などの関連する法律を重視していますか？
国際部分	
1	貴社は国際特許を出願したことがありますか？
2	貴社は国外の商標に登録したことがありますか？
3	貴社は国際特許の出願をするか否かの判断標準を制定していますか？
4	貴社はライバル企業の出願国での業務発展状況を国際特許の出願をするか否かの判断標準の1つとしますか？
5	貴社は国際特許の維持又は放棄を決める方針や判断基準を制定していますか？
6	貴社は国際特許出願前に、関係部門（知的財産権部門、経営部門、財務部門）の総合評価を経ていますか？
7	貴社は出願国の数と状況を基に最も良い出願経路を選択していますか？
8	貴社は所属する部門又は持株会社の国際特許出願、特許権の帰属、特許権使用の制度を制定していますか？
9	貴社は海外の知的財産権機構と業務関係をもっていますか？
10	貴社は商品の国外販売の計画前に、該当地区における類似製品の特許状況を調査していますか？
11	貴社は国外における類似製品の「発明先行主義」に対して対策を制定していますか？
12	貴社における知的財産権方面に従事する職員のなかに、外国語を使用できる者及び海外の知的財産権法に精通している者はいますか？
13	貴社は国際特許に責任を負い、国際的な知的財産権の紛争を解決し、権利の侵害に抵抗する政策事務を担当する専門職員又は顧問弁護士がいますか？
14	貴社はライバル企業がどの国、どの技術分野でどれほどの特許を出願しているか把握していますか？
15	貴社は各国の知的財産権に関する法律制度や紛争の審議過程を把握していますか？
16	貴社は各国の知的財産権法律制度、係争審理過程に焦点を合わせて、国外の法律に向けた対策や規定を制定していますか？

付表－２ 企業の国内部分の回答状況

質問	有効サンプル		回答数					有効サンプルに占める割合 (%)				
	対象者	空欄率 (%)	1	2	3	4	3-4 合計	1	2	3	4	3-4 合計
1	446	13.2	65	56	161	164	325	14.6	12.6	36.1	36.8	72.9
2	446	13.2	197	51	113	85	198	44.2	11.4	25.3	19.1	44.4
3	447	13.0	9	16	105	317	422	2.0	3.6	23.5	70.9	94.4
4	450	12.5	109	10	27	304	331	24.2	2.2	6.0	67.6	73.6
5	449	12.6	100	19	32	298	330	22.3	4.2	7.1	66.4	73.5
6	449	12.6	19	34	134	262	396	4.2	7.6	29.8	58.4	88.2
7	450	12.5	56	52	94	248	342	12.4	11.6	20.9	55.1	76.0
8-1	449	12.6	35	73	182	159	341	7.8	16.3	40.5	35.4	75.9
8-2	420	18.3	55	59	161	145	306	13.1	14.0	38.3	34.5	72.9
9	449	12.6	23	72	153	201	354	5.1	16.0	34.1	44.8	78.8
10	449	12.6	54	38	138	219	357	12.0	8.5	30.7	48.8	79.5
11	452	12.1	32	49	179	192	371	7.1	10.8	39.6	42.5	82.1
12	446	13.2	97	109	136	104	240	21.7	24.4	30.5	23.3	53.8
13	446	13.2	75	99	147	125	272	16.8	22.2	33.0	28.0	61.0
14	439	14.6	193	88	109	49	158	44.0	20.0	24.8	11.2	36.0
15	453	11.9	12	70	193	178	371	2.6	15.5	42.6	39.3	81.9
16	451	12.3	4	28	131	288	419	0.9	6.2	29.0	63.9	92.9
17	450	12.5	40	64	129	217	346	8.9	14.2	28.7	48.2	76.9
18	435	15.4	48	77	140	170	310	11.0	17.7	32.2	39.1	71.3
19	450	12.5	66	79	166	139	305	14.7	17.6	36.9	30.9	67.8
20	445	13.4	72	106	163	104	267	16.2	23.8	36.6	23.4	60.0
21	445	13.4	51	118	165	111	276	11.5	26.5	37.1	24.9	62.0
22	438	14.8	23	42	171	202	373	5.3	9.6	39.0	46.1	85.2
23	446	13.2	19	45	139	243	382	4.3	10.1	31.2	54.5	85.7
24	449	12.6	58	116	143	132	275	12.9	25.8	31.8	29.4	61.2
25	449	12.6	65	139	144	101	245	14.5	31.0	32.1	22.5	54.6
26	449	12.6	22	44	135	248	383	4.9	9.8	30.1	55.2	85.3
27	445	13.4	59	109	147	130	277	13.3	24.5	33.0	29.2	62.2
28	448	12.8	94	70	114	170	284	21.0	15.6	25.4	37.9	63.4
29	447	13.0	95	108	135	109	244	21.3	24.2	30.2	24.4	54.6
30	447	13.0	37	79	146	185	331	8.3	17.7	32.7	41.4	74.0
31	443	13.8	126	101	124	92	216	28.4	22.8	28.0	20.8	48.8
32	443	13.8	164	126	112	41	153	37.0	28.4	25.3	9.3	34.5
33	446	13.2	105	136	138	67	205	23.5	30.5	30.9	15.0	46.0
34	445	13.4	65	120	154	106	260	14.6	27.0	34.6	23.8	58.4
35	445	13.4	93	109	123	120	243	20.9	24.5	27.6	27.0	54.6

質問	有効サンプル		回答数					有効サンプルに占める割合 (%)				
	対象者	空欄率 (%)	1	2	3	4	3-4 合計	1	2	3	4	3-4 合計
36	449	12.6	52	114	151	132	283	11.6	25.4	33.6	29.4	63.0
37	445	13.4	226	71	73	75	148	50.8	16.0	16.4	16.9	33.3
38	443	13.8	231	52	80	80	160	52.1	11.7	18.1	18.1	36.1
39	447	13.0	179	47	101	120	221	40.0	10.5	22.6	26.8	49.4
40	442	14.0	268	76	51	47	98	60.6	17.2	11.5	10.6	22.2
41	431	16.1	122	71	114	124	238	28.3	16.5	26.5	28.8	55.2
42	443	13.8	96	101	144	102	246	21.7	22.8	32.5	23.0	55.5
43	448	12.8	51	129	158	110	268	11.4	28.8	35.3	24.6	59.8
44	445	13.4	74	128	143	100	243	16.6	28.8	32.1	22.5	54.6
45	444	13.6	121	81	125	117	242	27.3	18.2	28.2	26.4	54.5
46	445	13.4	84	127	149	85	234	18.9	28.5	33.5	19.1	52.6
47	448	12.8	40	52	187	169	356	8.9	11.6	41.7	37.7	79.5
48	447	13.0	44	56	152	195	347	9.8	12.5	34.0	43.6	77.6
49	450	12.5	22	91	150	187	337	4.9	20.2	33.3	41.6	74.9

付表－3 企業の国際部分の回答状況

質問	有効サンプル		回答数					有効サンプルに占める割合 (%)				
	対象者	空欄率 (%)	1	2	3	4	3-4 合計	1	2	3	4	3-4 合計
1	421	18.1	352	18	10	41	51	83.6	4.3	2.4	9.7	12.1
2	418	18.7	366	24	6	22	28	87.6	5.7	1.4	5.3	6.7
3	414	19.5	295	67	35	17	52	71.3	16.2	8.5	4.1	12.6
4	409	20.4	272	62	52	23	75	66.5	15.2	12.7	5.6	18.3
5	406	21.0	274	67	49	16	65	67.5	16.5	12.1	3.9	16.0
6	401	22.0	275	38	50	38	88	68.6	9.5	12.5	9.5	21.9
7	400	22.2	265	50	43	42	85	66.3	12.5	10.8	10.5	21.3
8	401	22.0	299	45	39	18	57	74.6	11.2	9.7	4.5	14.2
9	401	22.0	305	49	28	19	47	76.1	12.2	7.0	4.7	11.7
10	401	22.0	185	63	88	65	153	46.1	15.7	21.9	16.2	38.2
11	397	22.8	250	75	49	23	72	63.0	18.9	12.3	5.8	18.1
12	405	21.2	218	86	75	26	101	53.8	21.2	18.5	6.4	24.9
13	404	21.4	260	61	54	29	83	64.4	15.1	13.4	7.2	20.5
14	404	21.4	202	96	77	29	106	50.0	23.8	19.1	7.2	26.2
15	408	20.6	235	104	52	17	69	57.6	25.5	12.7	4.2	16.9
16	406	21.0	274	86	33	13	46	67.5	21.2	8.1	3.2	11.3

付表－４ 科学研究機関の国内部分の回答状況

質問	有効サンプル		回答数					有効サンプルに占める割合 (%)				
	対象者	空欄率 (%)	1	2	3	4	3-4 合計	1	2	3	4	3-4 合計
1	58	0.0	2	8	24	24	48	3.4	13.8	41.4	41.4	82.8
2	57	1.7	22	4	19	12	31	38.6	7.0	33.3	21.1	54.4
3	58	0.0	0	1	14	43	57	0.0	1.7	24.1	74.1	98.3
4	58	0.0	1	4	7	46	53	1.7	6.9	12.1	79.3	91.4
5	53	8.6	9	3	3	38	41	17.0	5.7	5.7	71.7	77.4
6	56	3.4	2	6	18	30	48	3.6	10.7	32.1	53.6	85.7
7	55	5.2	8	9	12	26	38	14.5	16.4	21.8	47.3	69.1
8-1	57	1.7	5	17	22	13	35	8.8	29.8	38.6	22.8	61.4
8-2	54	6.9	8	9	22	15	37	14.8	16.7	40.7	27.8	68.5
9	57	1.7	2	18	22	15	37	3.5	31.6	38.6	26.3	64.9
10	58	0.0	3	6	24	25	49	5.2	10.3	41.4	43.1	84.5
11	58	0.0	3	9	25	21	46	5.2	15.5	43.1	36.2	79.3
12	56	3.4	13	26	14	3	17	23.2	46.4	25.0	5.4	30.4
13	57	1.7	18	14	20	5	25	31.6	24.6	35.1	8.8	43.9
14	56	3.4	18	21	13	4	17	32.1	37.5	23.2	7.1	30.4
15	58	0.0	1	12	28	17	45	1.7	20.7	48.3	29.3	77.6
16	58	0.0	0	3	23	32	55	0.0	5.2	39.7	55.2	94.8
17	58	0.0	4	9	18	27	45	6.9	15.5	31.0	46.6	77.6
18	57	1.7	3	11	25	18	43	5.3	19.3	43.9	31.6	75.4
19	55	5.2	6	18	16	15	31	10.9	32.7	29.1	27.3	56.4
20	57	1.7	9	13	22	13	35	15.8	22.8	38.6	22.8	61.4
21	56	3.4	4	19	25	8	33	7.1	33.9	44.6	14.3	58.9
22	57	1.7	5	16	22	14	36	8.8	28.1	38.6	24.6	63.2
23	58	0.0	4	13	18	23	41	6.9	22.4	31.0	39.7	70.7
24	57	1.7	13	18	22	4	26	22.8	31.6	38.6	7.0	45.6
25	57	1.7	10	25	13	9	22	17.5	43.9	22.8	15.8	38.6
26	58	0.0	1	7	19	31	50	1.7	12.1	32.8	53.4	86.2
27	58	0.0	5	13	25	15	40	8.6	22.4	43.1	25.9	69.0
28	58	0.0	11	9	13	25	38	19.0	15.5	22.4	43.1	65.5
29	58	0.0	5	14	20	19	39	8.6	24.1	34.5	32.8	67.2
30	57	1.7	1	8	18	30	48	1.8	14.0	31.6	52.6	84.2
31	57	1.7	8	21	20	8	28	14.0	36.8	35.1	14.0	49.1
32	57	1.7	16	25	13	3	16	28.1	43.9	22.8	5.3	28.1
33	57	1.7	8	28	16	5	21	14.0	49.1	28.1	8.8	36.8
34	58	0.0	10	23	20	5	25	17.2	39.7	34.5	8.6	43.1
35	57	1.7	20	21	7	9	16	35.1	36.8	12.3	15.8	28.1

質問	有効サンプル		回答数					有効サンプルに占める割合 (%)				
	対象者	空欄率 (%)	1	2	3	4	3-4 合計	1	2	3	4	3-4 合計
36	55	5.2	14	18	14	9	23	25.5	32.7	25.5	16.4	41.8
37	56	3.4	35	11	7	3	10	62.5	19.6	12.5	5.4	17.9
38	56	3.4	17	12	11	16	27	30.4	21.4	19.6	28.6	48.2
39	57	1.7	4	4	14	35	49	7.0	7.0	24.6	61.4	86.0
40	57	1.7	26	19	7	5	12	45.6	33.3	12.3	8.8	21.1
41	53	8.6	12	8	16	17	33	22.6	15.1	30.2	32.1	62.3
42	56	3.4	8	19	24	5	29	14.3	33.9	42.9	8.9	51.8
43	56	3.4	8	26	19	3	22	14.3	46.4	33.9	5.4	39.3
44	57	1.7	11	33	10	3	13	19.3	57.9	17.5	5.3	22.8
45	57	1.7	9	13	25	10	35	15.8	22.8	43.9	17.5	61.4
46	56	3.4	11	29	13	3	16	19.6	51.8	23.2	5.4	28.6
47	58	0.0	5	9	27	17	44	8.6	15.5	46.6	29.3	75.9
48	58	0.0	6	7	25	20	45	10.3	12.1	43.1	34.5	77.6
49	58	0.0	3	12	22	21	43	5.2	20.7	37.9	36.2	74.1

付表－５ 科学研究機関の国際部分の回答状況

質問	有効サンプル		回答数					有効サンプルに占める割合 (%)				
	対象者	空欄率 (%)	1	2	3	4	3-4 合計	1	2	3	4	3-4 合計
1	54	6.9	33	6	1	14	15	61.1	11.1	1.9	25.9	27.8
2	55	5.2	49	4	1	1	2	89.1	7.3	1.8	1.8	3.6
3	54	6.9	34	12	7	1	8	63.0	22.2	13.0	1.9	14.8
4	54	6.9	35	8	10	1	11	64.8	14.8	18.5	1.9	20.4
5	54	6.9	34	13	7	0	7	63.0	24.1	13.0	0.0	13.0
6	54	6.9	26	9	14	5	19	48.1	16.7	25.9	9.3	35.2
7	53	8.6	30	6	12	5	17	56.6	11.3	22.6	9.4	32.1
8	53	8.6	33	9	7	4	11	62.3	17.0	13.2	7.5	20.8
9	52	10.3	41	6	4	1	5	78.8	11.5	7.7	1.9	9.6
10	53	8.6	20	15	13	5	18	37.7	28.3	24.5	9.4	34.0
11	53	8.6	37	9	7	0	7	69.8	17.0	13.2	0.0	13.2
12	53	8.6	25	19	9	0	9	47.2	35.8	17.0	0.0	17.0
13	53	8.6	33	5	12	3	15	62.3	9.4	22.6	5.7	28.3
14	53	8.6	23	14	12	4	16	43.4	26.4	22.6	7.5	30.2
15	52	10.3	31	17	4	0	4	59.6	32.7	7.7	0.0	7.7

第7章 各国の中国における知的財産権保護の現状認識及び 知的財産権分野で展開される国際協業と支援

7-1 各国政府の中国知的財産権保護の現状認識と評価

各国政府の中国知的財産権保護の現状認識と評価を理解するため、日本貿易振興会駐華事務所などの4か所の外国大使館と機構に面接調査を行い、各国大使館と組織の中国知的財産権保護の現状に対する認識の共通点と相違点を抽出し提言を行う。

上述の大使館及び組織に対して提出した質問は次のとおりである。①中国知的財産権保護の現状に対する認識と評価、②中国知的財産権立法、行政、司法保護に存在する問題及び改良の手法、③中国知的財産権保護の現状の両国双方の貿易並びに投資に対する影響、④両国双方の経済科学技術協力推進に対する貴国の姿勢。

各国の大使館及び組織は上述の問題に関して基本的に同じ認識をしている。まず、彼らは中国政府の最近10年の知的財産権保護面での努力を認める。知的財産権立法、行政及び司法による保護は以前に比べて大きく進歩した。特に中国のWTO加盟以降、知的財産権立法は世界のレベルに近づき、基本的にTRIPsの立法に対する要求を満たしている、とした。面談のなかで、各国大使館と機構は、現在の中国における知的財産権保護の環境はいまだ問題があるとした。その問題とは、権利の侵害者に対する懲罰が軽く、権利の侵害行為に対するけん制には足りないこと。訴訟時間が長すぎて、費用がかさみ、本国の中小企業には受け入れ難いこと。一部地方でのソフトウェア海賊版、偽造品の販売、偽造商標、特許侵害などの現象もいまだになくならないこと、などである。彼らは自国企業が中国に進出して以来遭った製品の偽造や権利の侵害の事例を列挙した。

これに対して各国の大使館及び機構が希望することは、①中国が知的財産権に関する法、とりわけ刑事における法の強化と、地方の下部の人民法院における法執行のレベル向上、②中国における法をとり行う要員の養成、③政府間における協力の強化と、迅速に友好的な問題解決を行う機構の設立、であった。各国は中国との知的財産権における協力を推進し、中国における法の執行要員の養成に焦点をあてている。養成の形式は、自国の専門家を中国に派遣して法の執行要員に短期的な研修を行う、法の執行要員を研修に招へいする、研究討論会を開催するなどである。現在各国政府の養成対象は地方政府と下部からの法の執行要員が主であり、例えば中級人民法院の裁判官あるいは経済の未発達区域の法執行者などがあげられる。

各国大使館及び組織は、本国の企業の状況によってそれぞれの意見や提言を行った。

例えばA大使館商務部は、両国間の知的財産権争議解決のルートを築き、規範化と制度化を行い、外交ルート以外の解決ルートを設けることを提言した。特に知的財産権の税関での保護と海賊版取り締まりの面で、両国の税関が正式なルートで情報交換を行うこと、侵犯行為を取り締まるため、中国の税関が権利人に対して柔軟な保証金制度を適用し、侵犯者への処罰、特に刑事処罰を強化すること、人民法院の保証金額を適度に引き下げることを提言した。

B事務所は、中国の高等教育機関並びに研究組織の知的財産権研究レベルは既に上がっており、過去に開催したワークショップも有意義であったが、研究成果あるいはワークショップの成果が有効に実施されていない。自国製品に対する模倣問題について、中国の司法組織が権利人との連携を強め、共同で知的財産権侵犯行為を取り締まるべきである、とした。

C大使館商務部は、対中投資を行っている本国の企業の特許技術がいかに保護されるべきかという問題を重視している。特に地方では、彼らの権利が時宜的かつ効果的に保護されるか否かに関心を示した。同時に中国の訴訟時間とコストが本国の中小企業の対中投資に対する信用を損ねている点を強調した。

D大使館商務部は、中国の知的財産権保護には次のような問題があるとした。①有効な刑事処罰に欠けている。②政府組織間の合作調整に欠けており、透明度が低い。③権利者の損失に対して、司法審判の救済が少なすぎる。④知的財産権の保護や法の執行に対する資金が少なすぎる。提言には、知的財産権刑事執行を更に重視すること、行政機関の執行を強化すること、侵犯行為取り締まりにあたり、人民法院が積極的にその役割を果たすこと、などをあげた。

7-2 中国における国際組織による知的財産権協業の展開

7-2-1 世界知的所有権機関（WIPO）

(1) 著作権分野

中国の著作権法制定並びに著作権保護制度の構築の過程では、WIPOの援助と支援が与えられている。1982年に双方が共同で中国で著作権セミナーを立ち上げ、内容の異なるセミナーやワークショップを複数回開催した。このためWIPOは多くの著名な学者を講演のために中国に招へいし、講演の内容も一般著作権知識に始まり、徐々に著作権のグループ管理、コンピューター・ソフトウェア著作権保護、新技術の著作権保護への影響、インターネット上の著作権保護及び大衆文学の保護などへと拡大した。講師は、それぞれの法学の伝統と観点、及び社会制度や経済発展レベルの角度から講演を行い、中国に対して世界の著作権保護の動向と発展の傾向への更なる深く広い理解を促した。WIPOは毎年中国の著作権専門家を国際著作権セミナーに参加させるよう取り計らい、中国の著作権行政管理、教育研究者の他国への訪問、視察のチャンスを提供している。

1991年11月24～30日、WIPO、広電部、国家版權局は北京で『テレビ・ラジオ、AVD著作権セミナー』を開催した。

1992年9月14～15日、『中国著作権制度国際ワークショップ』が北京で開催された。会議のテーマは『中国の著作権とベルヌ条約』であった。

1994年3月24～26日、『アジア地区の著作権と経済文化発展ワークショップ』が雲南昆明で開催された。これはWIPOが開催した地域的な著作権理論の研究討論会であり、著作権保護がアジア諸国の経済文化にもたらす発展促進作用を論じた。

1996年5月6～8日、国家版權局とWIPOが北京で『デジタル技術著作権保護国際ワークショップ』を、同年9月4～6日、国家版權局とWIPOが共同で四川成都で『著作権と版權隣接権ワークショップ』を開催した。

1998年10月12～16日、国家版權局がWIPOと共同で上海で『WIPO新条約アジア太平洋地区ワークショップ』『音像表演議定書と関連問題アジア太平洋地区折衝会』を開催した。

1999年10月12～15日、国家版權局とWIPOは共同で昆明で『著作権と関連の権利グループ管理アジア地区ワークショップ並びに国家ワークショップ』を開催した。2000年3月、国家版權局は上海市版權局の代表をWIPOがアメリカ合衆国で開催する著作権初級セミナーに参加させた。8月、WIPOがスイス、スウェーデンで開催した著作権初級セミナーに上海

市版權局と浙江省版權局の代表を参加させた。また、WIPOの資金援助を受け、国家版權局局員をアメリカ合衆国 Franklin Pierce Law Center での1年間研修に参加させた。

2001年3月、国家版權局とWIPOは広州で『アジア太平洋地区WIPOによる2つの新しい条約と産業発展ワークショップ』を開催し、中国が世界の新しいルールにいかに対応するか、知的財産権保護の前提の下でいかにハイテク産業を発展させるかを検討した。

2003年11月27日、WIPOの巡回ワークショップ『著作権団体管理問題』座談会が中国版權保護センターで開催された。12月25日、WIPOのWIPO Copyright Treaty (WCT) ・ WIPO Performances and Phonograms Treaty (WPPT) 中の『大衆向け放送権』巡回ワークショップが開催された。

(2) 特許分野

2002年5月21～25日、国家知識産権局とWIPOが、国家工商行政管理総局、国家版權局と共同で、『中国－アフリカ知的財産権フォーラム』『WIPO政策諮問委員会』『WIPO創造力と発明フォーラム』を開催した。

2002年7月10～19日、WIPOと中国科技部、国家知識産権局の共同主催、日本特許庁協賛により、広東省科技厅と広東省知的財産権局が『WIPOアジア地区知的財産権制度のハイテク企業に対する重要性ワークショップ』を広州で共同開催した。WIPOはこの期間中、広東省ハイテク企業向けに『WIPO企業家知的財産権国家セミナー』も開催した。

2002年11月4～8日、国家知識産権局とWIPOが、北京と上海で『PCT (Patent Cooperation Treaty) 国家巡回セミナー』を開催した。

7-2-2 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)

国家版權局は1995年以来、UNESCOと共同でUNESCO刊行物『Copyright Bulletin』(英語版)を中国語に翻訳して中国で出版発行している。これも国家版權局とUNESCOの主な協力事業の1つである。

1999年10月25～27日、国家版權局はUNESCO、北京大学と共同で、北京で『デジタル化時代の著作権と著作隣接権研修ワークショップ』を開催した。

2003年11月7日、UNESCO、中国UNESCO全国委員会が共同で『遠隔教育と開放学習政策決定者国際セミナー』を上海で開催した。

7-2-3 欧州連合 (EU)

1996年、EUと中国政府は知的財産権分野での協業展開の枠組み協定にサインした。本協定は1998年に発効し2000年に活動が始まった。本事業は、EUが480万ユーロを拠出した、マトリックス構造をもつ事業である。「水平」事業とは、業界を越えた知的財産権活動で、参加ユニットにはEUプロジェクト事務室、経貿部、国家知識産権局、最高人民法院、国家工商行政管理局商標局、国家版權局、海関総署、技術監督局、最高人民検察院、中国社会科学院、中国人民大学がある。「垂直」事業にかかわるユニットは国家知識産権局、国家工商行政管理局商標局、版權局である。各ユニットには本事業からそれぞれ49万ユーロが分配されて、欧州の関係ユニットへの人材派遣などの人材育成活動を行う。

(1) 特許分野

2000年12月4～15日、EU－中国知的財産権合作事業2000年作業計画に基づき、国家知識産権局が企画した欧州知的財産権立法執行視察団が派遣され、国家知識産権局、国務院法制弁公室、人大教科文衛委員会、最高人民法院などの部門が参加した。欧州滞在中には、欧州特許局（EPO）、ドイツ特許商標局、EU本部、ベルギー最高裁判所、スペイン特許商標局、シーメンス社などを視察して大いに成果をあげた。

2001年、国家知識産権局は、企業知的財産権戦略と管理視察を目的として地方知的財産権局局員10人を欧州に派遣した。

2001年7月下旬、国家知識産権局とEU、EPOが共同で北京で『知的財産権保護－中国21世紀の試練とチャンス国際ワークショップ』を開催した。

2001年11月29日、知識産権局は西部大開発支援行動の1つとして、EUと共同で『WTO加盟と知的財産権保護－企業戦略』をテーマとする中型国際ワークショップを四川で開催した。

2001年、国家知識産権局はEUと共同で、中国知的財産権保護サイトを立ち上げた。

2003年10月23～24日、『中国－EU知的財産権保護合作－回顧、現状及び展望国際ワークショップ』が北京で開催された。中国とEUから300人近くの知的財産権専門家の参加を得た。このうち30人あまりの専門家が中国商務部、中国国家知識産権局、EU委員会駐華代表団、EU商標局、EPOの代表としてスピーチを行った。

2004年2月26～27日、国家知識産権局とEPO共同主催の『知的財産権与企業発展国際ワークショップ』が天津で開かれた。天津市知的財産権局が実行役を務めた。ワークショップでは、参加者の関心が特に高い「知的財産権と企業競争力」「技術移転と技術貿易中の知的財産権問題」「知的財産権保護－特許と企業発展」「企業知的財産権管理と戦略」などの話題について討論が展開された。

(2) 著作権分野

2000年6月19～28日、国家著作権局、国務院法制弁公室、全国人民代表大会、最高人民法院、北京市第一中級人民法院などの関係部門から構成された「中国著作権立法視察団」がスウェーデン、英国で視察を行った。

2000年9月、中国国家著作権局とEUが北京で『中国－EU著作権グループ管理ワークショップ』を共同開催した。国家著作権局とEU－中国知的財産権共同事業室により招かれた欧州の専門家4人が講演とスピーチを行った。

2001年6月、『中華人民共和国著作権法』実施10周年を記念して、国家著作権局とEU知的財産権共同事業室が一連の著作権保護関連の宣伝活動を展開した。中央電視台での著作権保護公共広告放映、印制著作権保護にかかわる公共広告ポスター、著作権保護宣伝のためのTシャツなどの記念品を配布した。

2004年3月8～12日、EUが北京に専門家グループを派遣し、中国文字作品著作权グループ管理組織を対象に技術支援と教育を行った。この活動は、中国－欧州知的財産権共同事業の一部である。中国文聯、中国作家協会、中国音楽著作権協会、中国音像協会、中国撮影家協会、中国出版工作者協会、中華新聞工作者協会、中国科学院、中国社会科学院、中国科技協会、中国工程院、中国著作権保護センター、中国著作権協会、中国文字作品著作权

協会（準備委員会）の関係者がこの円卓会議に出席した。EUの専門家は主に、欧州諸国のグループ管理組織設立の法的根拠、立法の展開、組織の枠組み、各組織機構の職責と役割などの内容について説明を行った。

2003年11月30日～12月14日、中国音楽著作権協会常務理事雷蕾氏を代表とする4人が英国、イタリア、フランス、オランダ、ルクセンブルク、ベルギーのグループ管理組織とその他の関連組織を視察した。この視察活動は、EUの招へいを受け、国家著作権局の承認を得た「知的財産権共同事業S3－著作権及び関連の権利活動」の1つで、中国の著作権保護法制と管理体系の支援を目的としており、EUとの技術交流協業のなかの重要な活動と位置づけられる。

(3) 商標分野

2003年11月10日、EU－中国知的財産権共同事業計画に基づき、『商標局ファイル管理と維持ワークショップ』が北京で開催され、欧州商標局ファイル管理の専門家Linda Drage氏が欧州商標局の商標及び行政ファイルの管理と維持について詳細な紹介を行った。

2003年には、中国とEUの知的財産権垂直共同事業が全面的に展開され、同年末までに商標管理の自動化、人材資源管理、商標ファイル管理、地理的表示保護などの交流事業がほぼ完了した。

(4) 税関での知的財産権保護

中国海関総署は北京で2000年7月10日から12日までの間、EUプロジェクト事務局と共同で『中国－EU税関知的財産権法執行に関するワークショップ』を開催した。ワークショップの主な目的は、中国とEU（及びそのメンバー国）の税関の知的財産権執行上の差異を理解することにあつた。

中国－EU知的財産権2001－2002年合作計画に基づいて、2001年9月12～16日には『中国－EU知的財産権、税関での法律執行セミナー』が新疆ウイグル自治区ウルムチ税関育成基地で開催された。5日間の研修課程で、EUの専門家により、EUとその主要メンバー国の知的財産権の税関での法律執行保護分野の法律体系と具体的行動が詳しく紹介された。なかでも欧州共同体3294条と3295条（反偽造条例）に重点が置かれた。また、EUの税関の具体的なオペレーションの詳細と中国税関の官吏の発言に答える形で関連事項が語られた。

2001年7月10～12日、『中国－EU知的財産権、税関での法律執行ワークショップ』が中国税関本部で開催された。本ワークショップの主たる目的は、中国とEUの税関での知的財産権保護法律規定と実際のオペレーションについて比較検討することにあつた。3日間のワークショップで、中国の税関からの参加者は、EU並びに主要メンバー国の税関で実施されている知的財産権法の法律体系と関係の具体的規定について理解を深めた。

2001年11月5日に中国－EU知的財産権共同事業室が出版した『知的財産権情報』（IPR NEWS）では、ページのほとんどを割いて双方の知的財産権の国境での行動についての協業を紹介した。その内容には、中国の税関代表団の欧州視察、EU税関専門家による中国でのセミナー開催と中国税関での知的財産権にかかわる法律執行状況視察が含まれている。

(5) 原産地保護分野

国家質検総局と中国－EU 知的財産権共同事業室は共同で、「中国－EU 原産地域保護教育研究グループ」を設置している。活動の重点は①欧州原産地呼称モニタリングと地理的表示制度の起源と発展、その理論体系の形成と法制の構築、② TRIPs の枠組みの下での関連活動における海外との協業にある。

(6) 司法分野

2000年12月5～17日、「中国知的財産権高級法官視察団」がフランス、ドイツ、スイスを訪れた。本事業は中国と欧州との知的財産権共同事業の一部であり、費用は全額を欧州側が負担した。

2000年12月、EU 案件の枠組みの下、国家知識産権局、国務院法制弁公室、人民代表大会、最高人民法院などの部門より参加した10人から成る視察団が欧州3か国を訪問し、特許立法、法制執行の状況を視察した。

2001年、ドイツ欧州特許局国際研究院が『知的財産権執法与特許訴訟ワークショップ』を開催した。EPO 国際育成学院が、知的財産権案件審理にかかわる裁判官、検察官、弁護士、法律代理人、業界人を対象とした『第1期知的財産権の法律執行と特許訴訟ワークショップ』を開催し、世界各地の裁判官、検察官ら約250人が参加した。最高人民法院の裁判官12人、最高人民検察院、国家版權局、国家知識産権局、対外貿易経済合作部、国家工商総局商標局の中外官吏18人、合計30人のミュンヘンでのワークショップ参加費用は、中国－EU 知的財産権共同事業事務局が拠出した。

7-2-4 欧州特許局 (EPO)

1985年6月11日、EPO と前中国特許局 (CPO) はミュンヘンで EPO－CPO 合作協定を結び、合同作業委員会を設置した。合同委員会は毎年1回EPOと中国が交代で召集する。現在に至るまで11回の合同委員会が開かれている。協業関係構築後、双方が方式審査、実体審査、自動化、教育、総合管理、文献交換などの分野で全面的に協力を行った。

2000年、国家知識産権局の69人(12期)がEPOでの研修、視察に訪問した。関係分野は、審査承認フロー管理の自動化、審査過程における管理問題、再審査、各技術分野での審査など。このうち、EPOでの研修参加者数は36人である。さらに国家知識産権局は3人(2期)を特許審査支援システム (EPOQUE) 検索教育作業の審査員としてEPOに派遣した。彼らはEPO内部のEPOQUEセミナーでアシスタント講師を務めた。

2000年、国家知識産権局はEPO 専門家グループを6回延べ9人迎えた。関係分野は電気、物理、化学、機械などの審査分野と技能教育、生産力の促進など。さらにEPO 合作部中国案件担当官吏を4回延べ8人受け入れた。この時点で、2000年度の活動すべてが滞りなく完了した。また両局は自動化、データ登録事業などその他の分野でも積極的に協業を展開した。

2000年、国家知識産権局はEU 事業の枠組みに従い、EPO と北京に設置したプロジェクトグループと共同で7月25～26日、『中国知的財産権保護－21世紀の試練とチャンス』の大型国際ワークショップを開催した。国内外の代表約300人が参加し、Colbert 局長も会議に参加した。

2002年7月、国家知識産権局とEPOは、中国知的財産権研修センターで『発展途上国と中

国国家知識産権局新任審査官セミナー』を共同開催した。グルジア、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、トルコ、ベトナムの新任審査官 20 人と知的財産権局の新任審査官 50 人あまりがこのセミナーに参加した。馬連元局長と EPO の Cricks 氏がセミナー開幕式に出席した。両氏は修了式でも研修者に修了証書を授与した。

7-2-5 中国-EU の中国 WTO 加盟支援事業

中国-EU の中国 WTO 加盟支援事業は、欧州連合と中国対外貿易駐財部が 1998 年 10 月 29 日に署名した合作協定により設立されたものである。EU の拠出資金は 360 万ユーロで、2000 年 11 月 15 日に開始し 2000 年から 2003 年までの 3 年間を期間とした。技術サポートはドイツ技術協力公社 (GTZ) が EU を代表して提供した。事業の調整役として、北京のプロジェクト・マネージメント・ユニット (PMU) が参画した。受益ユニットは貿易政策制定と WTO 関連規定履行に参加する中央と省 (市) 各級政府組織、工商企業の代表とその他 WTO 及び関連の立法改革に係るもの、研修と問い合わせサービスを研究する組織であった。事業の達成目標は、中国外経貿部、中央その他の関係部門と地方政府の機関の WTO 及び関連の社会・経済・行政管理能力強化で、主な活動は政策制定、WTO ルールにかかわる経済・立法についてのコンサルティング、政府官吏と企業代表を対象とした貿易体系の原則と関連問題についての研修実施であった。

7-2-6 その他の組織

著作権協会国際連合 (CISAC) 中国セミナーが 2003 年 10 月 27 ~ 31 日に開催された。当セミナーでは、CISAC が出資し、オーストラリア法定著作権所有者協会 (APRA) の Scot Morris 氏とシンガポール作曲作詞家協会 (COMPASS) の陳俊屹氏が指導にあたった。セミナーは全課程が英語で実施され、内容は会員事務、上演権許可、複製権許可、放送権及びネットワーク情報伝達権許可、分配事務などであった。

2002 年 7 月 8 日、国連開発計画 (UNDP) の中国税関援助事業が始まった。当事業への投資額は合計 3,000 万米ドルで、知的財産権水際保護、評価実施方法、原産地実施規則などの立法作業について、税関総署・劉文傑副署長、中国国際経済技術交流センター・孫永福主任、UNDP 駐華代表・Kerstin Leitner 氏がスピーチを行った。UNDP と中国税関との合作はこれまでに 11 年続いていた。1996 年に起動した第 2 期事業では税関立法を取り扱った。2001 年 7 月に承認発表された税関法では、密輸取り締まりが健全化され、税関法執行に対する監督と法律責任が明確化された。さらに第 3 期事業では、中国税関の現行法を WTO 貿易規則と中国政府の対外合意に基づいて調整し、『中華人民共和国関税条例』『知的財産権税関保護条例』『中華人民共和国輸出入貨物原産地規則』『税関担保条例』について修訂を加えた。2001 年以来、税関総署は現行の 3,000 あまりの税関法規を整頓し、1,930 件あまりの規則を廃止した。

7-3 外国組織の中国における知的財産権に対する支援事業

7-3-1 日本

日本貿易振興会北京センター知的財産権室 (元日中経済協会北京事務所知的財産権室) は 1999 年 9 月から知的財産権にかかわる一連の講座を開催している (現在までに 10 回開催)。内容は商標、特許、著作権など各分野にわたり、関係者に広く歓迎されている。知的財産権知識の

普及と知的財産権界の人々の相互交流のチャンスを生み出すため、同室は2001年8月16日、北京で第11回知的財産権講座を開催した。

中華全国特許代理人協会と日本中国特許協会は日本国際貿易促進協会合作交流計画に基づいて、1997年10月と1999年10月にそれぞれ重慶と貴陽で『第5回、6回日中特許代行実務ワークショップ』を開催した。さらに2001年9月には北京で『第7回中日特許代行実務ワークショップ』を共同開催した。

日中両国の3Eプロジェクト（省エネや石油代替 Energy への転換・Environment 保全・持続的な Economy 発展）計画に基づき、知識産権局が企画し、清華大学、高級人民法院などのユニットが参加する「知的財産権保護と市場視察・研究団」が2002年1月28日～2月7日、日本を訪問した。在日中経済協会の手配により、日本の特許市場運営メカニズムを調査し、日本特許庁、東京高等裁判所、公正取引委員会などのユニットを訪問して、多くの一次資料を入手し相互理解を深めた。

2002年8月、国家知識産権局、北京市高級法院、日本貿易振興会が『中日知的財産権政策フォーラム』『中日知的財産権司法フォーラム』を北京で開催し、日中の知的財産権専門家がそれぞれの手法の交流、問題提起により相互理解を深めた。

2002年8～10月、国家知識産権局は審査員4人を相次いで日本で実施された特許庁審査セミナー（このうち2人はJICA事業による派遣）に派遣し、日本の審査面でのノウハウを学習した。

2002年12月2～6日、日中両国の3Eプロジェクト計画に基づき、国家知識産権局、清華大学、陝西省知的財産権局、福建省知的財産権局、日本貿易振興センター、日本慶応大学主催の『中日企業知的財産権管理ワークショップ』を日本の経済産業省の支援を受けて西安と福州で開催し、陝西・福建の200人あまりの参加を得た。日本知的財産協会は企業管理専門家2人を派遣して、日本の企業知的財産権管理ノウハウを紹介した。

日本貿易振興会などの組織以外にも、日本国際協力機構（JICA）中国事務所は中国における知的財産権の協力や援助の方面に対して多くの効果的な業務を展開している。1986年11月より4年間にわたって「中国特許情報検索教育システム開発プロジェクト」を展開し、1995年から1999年の国別特設「国際知的財産権」学習プロジェクトでは中国から57人の参加者を受け入れた。2000年から2002年に行われた「国際知的財産権」集団研修プロジェクトでは中国から参加者57人を受け入れた。2002年から2003年度の国別特設「中国知的財産権」研修プロジェクトでは中国から25人の参加者を受け入れた。2001年にJICAと中国科技部政策法規司は共同で「日中技術創造と知的財産権保護の研究討論会」を開催した。

7-3-2 アメリカ合衆国

中国高級法官訓練センターはフォード基金（Ford Foundation）の資金援助を受け、1996年から数年を目処に審判方式改革についての一連の研究活動を開始した。活動の内容は次のとおりである。①アメリカ合衆国、大韓民国の刑事裁判方式をテーマとする講座、②アメリカ合衆国、ドイツの民事裁判方式をテーマとする講座、③中国、アメリカ合衆国、ドイツの裁判文書比較研究ワークショップ、④中国裁判所システムの審判方式改革理論ワークショップ、⑤アメリカ合衆国、ドイツ模擬庭での実演や討論など。さらに、新任司法官吏セミナー、少数民族司法官吏セミナーなどテーマ別法律セミナーを開催した。2000年には14万米ドルを北京大学法

学院科学研究事業経費として寄贈した。

アメリカ合衆国政府が資金を提供し中国知識産権局が企画してアメリカ合衆国で開催された『高等教育機関の知的財産権保護と技術移転』交流事業（2002年2月24日～3月10日）には、北京大学、清華大学、上海交通大学、復旦大学、西安交通大学の知的財産権並びに技術移転担当の専門家・教授など5人が参加した。本事業の目的は高等教育機関の知的財産権保護及び知的財産権成果物の移転強化にあり、代表団はアメリカ合衆国の高等教育機関の知的財産権管理と技術移転の現状に対する理解を深めた。またスタンフォード大学、カリフォルニア大学バークレー校を訪問し、アメリカ合衆国大学技術管理者協会（AUTM）の年会に参加した。

2004年2月28日には、U.S.-China Legal Cooperation Fundの支援の下、『イノベーションと特許フォーラム』及び『華東理工大学知的財産権研究センター設立大会』が華中理工大学で開催された。華中理工大学、上海市知的財産権局、Greenblum & Bernstein 知的財産権弁護士事務所が主催し、アジア基金会（The Asia Foundation）、上海隆天新高特許商標代理有限公司、台湾国際特許商標事務所が共同開催したものである。

Wang Foundationは、カリフォルニア州の非営利民間慈善団体である。当基金の主旨は科学技術の発展を通じて人類の生活水準を向上させ、イノベーションとイノベーターの知的財産権保護を通じて科学技術の発展を促すことにある。Wang Foundationは中国社会科学院知的財産権センター、北京大学知的財産権学院などのユニットと好ましい協業関係を保っている。

マイクロソフト社は2000年、北京大学知的財産権学院法治研究センターの科学研究活動に対して15万米ドルを寄贈した。

7-3-3 ドイツ

ドイツ特許商標庁は中国知識産権局並びに商標局と友好的で密接な協業関係を維持してきた。1983年8月22日、中国政府はドイツ連邦共和国政府と中国-ドイツ特許合作事業契約を締結した。事業名称は『中華人民共和国特許の促進事業』である。この案件は中国とドイツ両国政府の技術協業としては初のもので、10年の経験を経て明らかな効果が得られている。ドイツ特許商標庁は中国-ドイツ協業事業の実施ユニットで、中国特許作業者の育成面で有力な支援を提供している。中国への専門家长期派遣2人をはじめ、92回計196人の専門家を中国に派遣して、特許審査、特許文書、特許管理、特許自動化、特許侵犯訴訟、特許代行などの講義を行うと同時に、業界での指導を行った。中国側は、93回計472人をドイツの短期あるいは長期セミナーに派遣した。また、ドイツ政府は中国のインフラ建設支援に約1,400万マルク分の設備を提供している。この1/4は先進的な印刷設備に投入された。中国の特許作業自動化を促進するため、ドイツは約600万マルク相当の自動化設備を無償提供した。設備援助のほかにも、1983年以来延べ57人の自動化専門技術者を中国に送り、中国の自動化技術における技術者第1陣として中核的な役割を果たした。さらにドイツ特許商標庁は、中国特許情報システム構築のため、ドイツ政府の対中低利息借款3,700万マルクを積極的に行った。

7-3-4 カナダ

1994年11月、中国の李鵬総理とカナダのクレティエン首相が『中加発展合作項目意向書』に署名した。『中国カナダ高級裁判官養成プロジェクト』はカナダ国際開発庁（CIDA）が資金を拠出して行われる6つの事業のうちの1つである。本事業は1998年3月に正式に始まった。

本事業の目標は、国家法官学院のために優秀な青年教師 25 人を養成することにあった。事業期間中、合計 9 回の比較研究ワークショップが開催され、CIDA は英文書籍 100 冊近くとコンピューター 20 台を提供した。この中国－カナダ共同事業は既に大きな成果をあげており、研修生は国家法官学院での教育並びに研修業務の場面で貢献している。

7-3-5 オランダ

『中国－オランダ法官行為与職業倫理特別事業』では 3 年を期限として中国の司法官吏の行為規範と職業倫理を制定し、法官学院開設に対応するためのセミナーを開いて具体的な援助と支援を行っている。主な内容は次のとおりである。①中国国内の人民法院システム向けに、司法行為及び職業倫理準則面での原稿募集活動及びワークショップ開催、②両国の司法検討及びセミナー開催、③オランダなどの国への視察団の派遣、④中国国内での司法調査研究及び視察と法官学院教師のオランダでの短期研修・調査研究派遣、⑤海外の関連法と関連文書の翻訳出版、⑥調査研究、研修レポート作成、⑦研修教材の作成、⑧司法行為準則及び実施細則の起草と関係セミナー開催、事業アウトカムの編集、出版などである。現在のところ、本事業は順調に進展している。

第8章 中国の知的財産権保護にかかわる課題分析

前述のように、中国の知的財産権事業はわずか20年の間に目を見張るほどの発展をみせた。立法分野では、既に基本的には国際ルールに適合し、中国の国情も踏まえて比較的系統立った知的財産権法体系が築かれている。法執行の分野では、鮮明な特色をもつ知的財産法執行保護の仕組みがつくられ、そして絶えず強化されている。知的財産権の管理体制は急速に成長しながら全国に普及していつている。社会全体の知的財産権意識も向上し続けている。これらはいずれも中国の今後の知的財産権事業における長期的発展の基盤である。同時にWTO加盟国となった中国は知的財産権問題で更に厳しい試練を強いられ、中国の知的財産権業務は一層厳しい要求に対応することを迫られている。このことから、上は国家から、下は企業や部門、公人個人まで、知的財産権の方面は研究すべき数多の課題に迫られており、多くの事業が更に進んだ業務を展開している。上述した数章を総合して分析した結果による、現在における中国の知的財産権保護の課題は以下のとおりである。

8-1 中央政府における知的財産権保護強化にかかわる課題分析

(1) 知的財産権の教育と研修の強化及び公民における知的財産権意識のレベルアップ

1つの国家や民族に新機軸を打ち出すということは、「新型の工業化路線を進み、多岐にわたる発展を実現」する基礎である。知的財産権の宣伝業務について更なる推進をし、社会全体の知的財産権に対する意識を高めるには、中国は知的財産権における戦略について、各項目の知的財産権業務における重要な基盤を整えなければならない。主に以下の点についてのレベルアップを行っている。

- ① 企業の管理職やエンジニアに対する大規模な養成。企業の生産、研究開発、販売、サービスなどの経営行為及び科学研究部門の研究開発や技術移転の需要に対し、重点的に知的財産権の基礎的知識、特許出願方法、特許の保護措置、特許の委譲許可と特許競争戦略などの知識や取り扱い方法の研修をすることで、企業における知的財産権の管理レベルを上げている。
- ② 行政管理人員に対する教育の強化。行政の職能の行使の際に、法に依拠して行政を行うと同時に知的財産権に関係する事務処理能力を高めている。このため行政管理人員の研修では知的財産権に関する基本的な知識のほかに、主に行政事務の及ぶ知的財産権問題の処理能力が養成されている。例えば、特許出願に対して、プロジェクトの成果による特許権の帰属、特許の委譲許可の決定、実施能力の計画などである。
- ③ 特許など知的財産権知識の高等教育への組み入れ。知識基盤経済の到来に対応するため、科学技術者は知的財産権知識を把握していなければならない。大学教育では法制教育も含めて基礎教育段階で知的財産権の基礎知識を把握させ、科学技術者と管理者の知的財産権意識を確立しなければならない。
- ④ 知的財産権作業者の業務レベルの一層の向上

(2) 知的財産権保護制度の更なる改善と、国際知的財産権立法に対する接近の強化

前文で述べたとおり、中国の現在の知的財産権の立法は既にTRIPsの基本的要求を満たしたが、知的財産権制度は科学技術、経済、文化の発展若しくは絶え間ない発展に従うもので

ある。このために中国政府は国際知的財産権の立法における重要な最前線の問題にも細心の注意を払い、国外の最新知的財産権に関する立法の動態を追跡し、併せて中国の実際の状況に結びつけ、迅速に中国の知的財産権に対する法律をつくりだし適切に調整して完成させ、更に国際知的財産権立法に近付いている。

知的財産権保護制度の改善には以下の原則が遵守されなければならない。

- ① 保護制度と国際規則とのつながり。中国がTRIPs協定の調印国となったことで、承諾を守り、さらに中国の知的財産権保護制度を健全で完成されたものとし、国際規則に歩みよらなければならない。
- ② 保護力に対する国家生産力の発展レベルと発展における需要の適応。TRIPs協定の枠組みのなかで、中国が知的財産権保護を具体的に実施していく過程において、中国の生産力の発展レベルと発展における需要に応じた義務を積極的に引き受けると同時に、相応の権利を行使しなければならない。
- ③ 権利者利益の保護と公共利益の擁護におけるバランス。技術創出の奨励及び産業化と技術の移転拡散の促進との結合である。

(3) 知識財産権に対する行政の法執行と司法保護力の更なる強化

知的財産権に関する行政の法執行は知的財産権に関して、権利者と関係をもつ当事者の合法的な権益を保護するという重要な任務を負っている。すなわち市場秩序を規定し整備をし、外資導入の環境を改善し、外資導入の質を引き上げて信頼ある社会の重要な機能を建設するのであり、適切に強化しなければならない。

中国政府は知的財産権における行政の法執行と司法保護の強化に対する重要性に注目し、進展に向けた措置を行っている。行政の法執行能力を全面的に強化しながら、法の執行人の質を高め、行政の法執行手続きを厳格にし、行政の法執行行為を規定し、行政の法執行の手段を強化し、行政の法執行に関する保護レベルと効率を大幅に高めている。具体的には、①知的財産権の自律性と権利を擁護する組織を設立することに対して支持又は奨励している。すなわち健全な職業の自律性、世論の監督、群衆が参与する知的財産権の保護監督体系を段階的に確立し、他者の知的財産権を自覚的に尊重し、他人の権利を侵害せず、自分の利益を有効に保護する長期的効果を有するメカニズムを段階的に整備している。②重要なケースの収集と分析を行い、権利の侵害行為発生メカニズムを総括することに注目し、取り締まりと防止を結びつけて、応急的な措置と根本的な解決を結合した方針を実施している。法執行の範囲と効力を部門又は地区を越えて拡大させ、違反商品が管轄内の経路に流通することを根源から断ち切ろうと努力している。③知的財産権の法制の宣伝をたゆまず展開し、典型的ケースを選択して公開し、全社会が知的財産権を尊重し保護する良好な雰囲気をつくろうと努力している。④日常的に行政の法執行と専門項目の整備をまとめ、知的財産権の侵害、偽造と販売の違法行為に対して厳格に事実を明らかにして処置し、断固として取り締まり、強力で市場秩序を整備、維持している。

人民法院が現在展開している司法改革のなかで、知的財産権の司法的保護力の更なる強化が重点的内容となっている。知的財産権にかかわる専門の裁判官の素質を高め、訴訟手続きを改善し、監督機能を強化し、司法解釈業務を強化し、立法及び法律改正のための道を模索している。

(4) 多角的な知的財産戦略の実施

中国の科学技術全体の総合的实力と世界の先進レベルにはある程度の距離がある。科学技術における発明創造力の不足、既存の特許による阻害、資金不足、条件の遅れ、市場の同意が得られないなどのマイナス要因を考えれば、初期の研究開発の展開におけるリスクは非常に大きい。ターゲットを絞って、精力を集中して創造的発明を実現し、特許を取得しなければならない。これを欠いては中国の初期における創造力を育成し強化することはできない。初期の基本的な特許の蓄積に伴い、本国の独占的技術の数を増やすことができる。そして自前の知的財産をもつ産業を育成できる。中国の自前の発明創造により形成された初期の基礎特許は非常に珍しいのが現状であるが、初期の発明作業を重視して、今後大規模に発展するための基礎を固める必要がある。国家知的財産戦略実施の基本目標の1つは、中国企業の自前の研究開発、発明創造能力の形成である。

同時に、現在のところ中国企業は全体的に弱小であり、規模が小さい、利潤が少ない、技術力が弱いなどの原因で、初期発明の研究開発を大規模に進行する能力はもとより、特許の2次開発能力も備えていない。業界において、大学と科学技術機構と企業は技術の発明創造と技術開発、特許権享受を共同で実施して知的財産協業体制を構築すべきである。そして企業の技術レベルと競争力を効果的にアップしなければならない。また利益共同体を立ち上げて、集団の優位性を発揮するのである。

(5) 自前の発明創造の積極的推進による、自前の知的財産の量と質の引き上げ

中国政府はこれから段階的に有力な措置をとっていくだろうが、国家に関係する計画及び重大な項目とプロセスにおいて、積極的に自前の発明創造を推進し、研究開発の起点とレベルを努力して高め、低レベルの重複研究や、他人の知的財産への抵触を回避して、知的財産の量と質と、特許技術の産業化によるスケールメリットを獲得することは、技術開発の成否を評価する重要な標準の1つである。

各地での特許出願助成金設置と特許技術産業化支援政策制定を奨励し、ユニットあるいは個人による発明創造の奨励をベースに特許出願をタイミングよく積極的に行い、特許技術産業化のプロセスを進める。

(6) 企業の知的財産権保護と経営管理レベルの向上を支援

企業は発明創造の主体である。企業による各種形式の知的財産権に関する研修の展開を進め、企業経営者や研究開発要員の知的財産権意識を高め、専門の知的財産権管理機構を設立し、社内制度を整備し、知的財産権の保護、競争の抑止、特許移譲と買収、特許許可の供与、特許製品販売など一連の問題に関する企業の操作能力と競争優位性獲得を支援する。企業・事業体は知的財産権の管理制度の構築と充実を積極的に推し進めねばならない。企業・事業体は中国における知的財産権の創造、管理、実施と保護の主体である。企業・事業体による内部の知的財産権に関する管理制度の設立及び改善は、中国の知的財産権の創造、管理、実施と保護能力の重要な基礎である。

(7) 大学、科学研究機関の知的財産権業務の推進

高等教育機関、科学研究機関は、今後しばらくの間は重大な科学研究の成果と初期発明の

基地であり、知的財産の管理と保護は大学並びに科学研究機関の特許における作業となる。企業との共通点のほかにも、自身の特徴を重視しなければならない。

- ① 大学、科学研究機関は発明創造と特許出願を重点としなければならない。大学及び研究機関の特許出願のモチベーションはより大きな技術の移譲許可による収入であり、特許製品の販売による収益ではない。言い換えると、大学及び研究所がもっぱら発明創造に従事するモチベーションとプレッシャーは企業に比べると大幅に少ない。したがって、大学及び研究所は科学研究人材の発明創造、特許出願に対する奨励メカニズムを特許作業の重点としなければならない。これをベースに、特許出願のスキルアップを図る。
- ② 特許の使用許可及び移譲は、大学及び科学研究機関にとって有用な収益獲得手段である。大学と科学研究機関は一般的に科学技術の成果及び特許製品の開発には従事せず、外部に対する特許の使用許可あるいは移譲によってしか収益を実現することはできず、企業により産業化を実現するほかはない。このために、大学並びに科学研究機関は、特許の移譲、使用許可、技術サービスを重要な位置に置いて、技術移譲組織を設立しこれらの作業を専門に担当させる必要がある。このようにすれば、技術専門家の特許出願、特許移譲、許可能力不足の問題解決の可能性が生まれる。

(8) 国家科学技術事業の知的財産権管理を強化

科学技術計画事業の成果が特許などの知的財産を創出するか否かは、その成果の順調な商用移行の可否にかかわる重大問題である。したがって、国家計画事業の管理には、特許などの知的財産に対する管理を管理プロジェクトに組み入れることは当然である。

- ① 国家科学技術計画のなかで商業的価値のある応用研究並びに一部の基礎研究については、基礎的な特許獲得を主力目標としなければならない。中国の産業技術応用研究は既に、世界の先進技術の模倣と実現から初期的な自前の発明創造へと変化している。ただしこの転換は始まったばかりであるうえに部分的であり、初期的な発明に伴う技術の困難、資本投入の増加、巨大なリスクが既に顕在化している。科学的論証に基づいた正確なテーマ選定がなければ、発明創造精神を発揚し、多大な困難を乗り越えて、高レベルの初期的な発明特許を獲得することはできない。
- ② 立案時に特許に関する調査と分析作業を徹底する。立案前の特許分析作業は研究開発の重複、資源の浪費、産業化段階での他人の特許権侵害問題を含むか否かの分析が必要である。a) 既存の特許について慎重な検索分析作業を行い、他人の許可が必要な特許を検出する。b) 発明創造が取得すべき特許の技術方向を確定する。c) 取得した特許権の帰属方式を確定する。これらは困難を伴い、法律と技術の結合が必要となる精緻でハイレベルな作業である。特許の調査と分析作業には第三者のフェアな分析が必要である。調査と分析は細かい問題を含み、専門化された特許の調査分析部隊を育成して克服する必要がある。
- ③ 特許権帰属処理を柔軟に行う。特許権は、既存の法律規定に基づいて事前の契約の方式で約定しない限り、その技術の開発方に帰属する。したがって、プロジェクト管理契約では特許の数量要求以外にも必要に応じて特許権が研究開発事業体に帰属するか、法人に集中的に帰属するか、あるいは共有するかなどの権利帰属方式を約定する必要がある。

る。同時に、特許権の許可、移転、共有方式などを約定することにより、契約の法的拘束力を以って特許権の帰属と使用を保証することができる。

- ④ 中間過程における管理の重点は、特許制度の構築と特許の出願である。プロジェクト計画管理機関は研究開発ユニットの特許保護管理制度構築を監督して、特許の出願と保護を確保する。同時に、適度に行政手段を行使して、研究開発ユニットに対して特許出願数について要求しなければならない。研究開発ユニットの特許意識が低く特許獲得能力に欠ける今、必要な行政手段を講じて特許出願を促進することは十分に効果的である。
- ⑤ 知的財産管理はプロジェクト管理全過程で行われなければならない。プロジェクト管理部門は、プロジェクト立案、契約、中間過程の管理、検収などの各チャンネルすべてにおいて、知的財産権を管理内容に組み入れなければならない。プロジェクト検収時には、特許出願の数量、品質、応用状況を検収し、特許移転許可など産業化行為に対して奨励を行う。

(9) 標準と特許の連携の徹底

一部の特許（基礎・初期の技術新案であることが多い）を標準に組み入れることは、多国籍企業の競争力強化手段のひとつである。標準と特許の連携は技術規範と障壁を構成する一方で特許権を保護して、市場開拓における優位性と自衛力を強化することになる。中国はこの点に高度に注目し、対策を講じなければならない。

(10) 知的財産権の情報サービスと利用作業を強化する

有効なサービス構造を築き、大衆に効果的な特許情報サービスを提供することで、特許情報などの知的財産権に関する情報の作用を発揮させる。現在、科学技術部、国際知的所有権センターなどの部門は関連する作業を展開している。

(11) 知的財産権モデル実施と普及作業の強力な推進

選ばれたハイテク産業の開発区、ハイテク企業及びその他の企業・事業体を通じて、知的財産権管理制度の建設、知的財産権保護能力などの方面からモデル化を進め、経験を総括し、全国の模範的モデルとする。国家知識産権局、科学技術部などの関係部門は既に関連する業務を展開している。

8-2 地方政府における知的財産権保護強化にかかわる課題分析

(1) 知的財産権保護強化にかかわる地域の具体的行動

経済、技術の発展レベルの地域差が知的財産戦略の差異をもたらしている。遅れた地域では既存の特許の直接使用が主体となり、進んだ地域では自主開発に重点が置かれ、地域間の知的財産権戦略に差異が生じている。地方政府は、現地の特徴を踏まえて、地域にふさわしい知的財産権戦略を練り、特許出願の補助を行い、特許に優遇と奨励を与え、特許の獲得と使用を奨励するなどの地方性ある政策と措置を行うべきである。

(2) 開発発展区域における知的財産権のモデル事業

地域の知的財産権モデルであるハイテク開発区、大学科技パーク、重点科研ユニット、高等教育機関で、エリアを限って知的財産権組織及び制度を整え、大衆の知的財産権意識を啓発し、知的財産権の管理、保護、運用、企業・事業体の知的財産権作業、知的財産権戦略研究などの面でモデルとしての役割を果たす。

(3) コア技術となる自前の知的財産権をもち産業の特色が明らかで国内外への影響力と競争力を備えた企業あるいは企業グループを養成する

知的財産権制度に依拠し活用して、企業・事業体が自前の知的財産権を創出することを奨励し、その知的財産権の管理、運用、保護能力とレベルを急いで引き上げ、経済・科学技術のグローバル化が進む環境のなかでイノベーション能力と市場競争力を強化し、業界分野での「ホームラン・バッター」となるべく努力しなければならない。

(4) 業界並びに企業の知的財産権戦略研究を企画し指導する

現地の特色を踏まえて、電子情報、バイオ医薬など重点分野をいくつか選択して、知的財産権戦略の研究を展開する。国内外の特許活用状況と発展動向の分析を通じて、業界内の技術創出、科学技術飛躍と産業発展の方向と目標を見定めて、産業構造の調整に意思決定の科学的な根拠を提供し、地方の主要産業と枢要技術案件の研究開発戦略策定の資料を提供する。

(5) 知的財産権保護の強化

各種の知的財産権侵害行為に対して厳格に調査を行い、事案の速やかな処理を確保し、当事者の合法的な権益を維持し、イノベーションを取り巻く法制環境と投資環境を創出することが必要である。

(6) 知的財産権仲介サービス市場の育成と発展

各種知的財産権サービス組織の発展を奨励し、企業・事業体や公民への特許代理、特許情報、特許仲介、特許戦略研究、特許評価、特許サービスなどの面で全面的で、俊敏、誠実、合法的なサービスを提供する。知的財産権仲介サービス市場を刺激し規範化すると同時に、知的財産権仲介サービス従事者の資格認証と知的財産権仲介サービス組織の資格確認と審査制度を徐々に改善する。

(7) 知的財産権に関する法律法規の宣伝普及作業の強化

大衆に受け入れられやすい方式で知的財産権の宣伝教育を展開する。知識の尊重、知的財産権を尊重する社会の風潮をつくり、絶え間なく大衆の知的財産権にかかわる法意識を喚起する。

(8) 人材養成に努力し、WTO加盟後の世界とリンクした知的財産権作業の需要に対応する

上層部の知的財産権にかかわる法律の研修を強化し、関係の行政指導層や企業・事業体のトップの知的財産権意識を喚起する。訓練、学習などを通じて、知的財産権管理、執行、企業

の知的財産権作業、知的財産権仲介サービスなどの従事者の資質を常に向上させ、需要に対応させる。

8-3 企業における知的財産権保護強化にかかわる課題分析

企業が知的財産権保護を強化するためには、次の問題の解決を重視しなければならない。①企業内部に知的財産権管理制度を築く。②発明創造奨励と知的財産権実施の運用メカニズムを築く。③創造力のある人材と知的財産権専門家の養成に努める。

このために必要な具体的措置は、以下のとおりである。

(1) 健全な知的財産権作業の仕組みをつくり企業知的財産権規則と制度を制定し改良する

企業は自社の具体的状況に応じて知的財産権業務機構を設置し、管理者と作業者の分業を明確にする。大型企業は一般に、専門の知的財産権作業組織を設置して専門の作業者を配備し、中小企業は知的財産権の帰属管理部門を明確にし、専従者あるいは兼職の作業者を配置する。企業が必要に応じて民間の仲介組織から知的財産権顧問を迎え、企業の知的財産権顧問の助けを得て特許戦略作業の効果的な方式を探ることを奨励する。企業は知的財産権管理と保護、特許情報活用規範、特許利益分配及びインセンティブなどの規範をつくらなければならない。さらに特許管理を、マーケティング、新技術や新製品の設計開発、品質改良、製品製造、国内外取引などの生産販売活動の全過程で行うことも必要である。

(2) 知的財産権の宣伝並びに養成の強化

企業は実情に根差して、多くの方式で特許知識の宣伝普及を行い、企業の指導陣、技術者、管理者、従業員の知的財産権運用の把握と特許知識のレベル向上を図らなければならない。養成計画を設定して、多くの方法で養成を行い、企業の特許作業の主力陣を形成して、業務の資質を高めてその役割を十分に発揮できるよう努めなければならない。

(3) 知的財産権管理の強化と自主的な知的財産権の形成促進

企業の知的財産権管理強化には次のものを含む。①特許技術開発、特許出願、継続、放棄の確定、職務・非職務発明の審査確定、②特許評価、③特許資産運営：特許権移転、特許流通、運用実施、特許投資、特許権質権設定など、④企業技術活動中に作成した特許出願ファイル管理と技術者業務活動の規範、⑤特許技術開発権にかかわる流動人材の関係活動の規範——。特許権保護には特許権侵害モニタリング、特許訴訟、特許権の水際での保護などがある。

(4) 知的財産権情報の活用強化

企業は、自社が必要とする知的財産権情報の活用のための仕組みをつくり、自社の主力製品と主要開発分野を中心とする特許ファイルデータベースを構築しなければならない。それと同時に、企業は具体的な必要に応じて民間の特許情報サービス部門のサービスを積極的に受けねばならない。新技術、新製品の開発立案前と研究開発過程で、特許ファイル検索を行って研究開発のスタートラインを引き上げ、低レベルの重複研究と他人の特許権侵害を回避しなければならない。技術、設備の導入と投資、合作過程で特許にかかわる場合は必ず法

律状態について検索を行い、不必要な損失と他人の特許権侵害を防止しなければならない。

(5) 企業の特許戦略の研究、制定、実施を展開

特許戦略は企業が特許制度の機能を十分に活用して得られる市場競争力と利益を獲得するためのスキームである。市場競争、特に世界市場での競争が日増しに激化するなか、特許戦略の制定と運用は企業発展の鍵ともいえるべき重要事項である。企業は十分に特許資料を活用して、国内外の同業内でのハイテクの動きと競争相手の技術の特徴と実力を見極めて、発展計画、特許申請、特許の行使、特許の導入と創出、特許権移転、特許権使用許可と保護など各チャンネルについて相応の特許競争戦略と作戦を制定・運用して、市場競争力と利益を獲得しなければならない。

8-4 仲介組織における知的財産権保護強化にかかわる課題分析

以下に示すいくつかの方面に着手することにより中国の知的財産権の仲介組織を改良する必要があると、私たちは認識する。

(1) 仲介組織の法制構築を進める

現在、中国の仲介組織にかかわる規定は、『公司法』『パートナー企業法』『個人独資企業法』『科学技術進歩法』『促進科技成果轉化法』及び大量の行政法規、部門規定と政策に分散しており、大多数が条例、暫定規定、意見、実施要領などの形で出現し、しかも部門間での矛盾や抵触も少なくない。中国の仲介組織は発展初期の段階で、経験の蓄積により模索している段階であり、現段階で模式化、類型化、法律化をするべきではない。しかし仲介組織の法律的立場、管理体制、運営メカニズムなどの不明確さが仲介組織に問題を生じることは否めない。地方性法規あるいは部門の規定によって、実践のなかで獲得した効果的な方法を定着させると同時に、先進国での学習を積極的に行って、彼らの方法を観察して関連の試験的政策を制定し、最終的に中国独自の仲介組織の法律体系を形成することを提言する。

(2) 仲介組織の特許情報と検索分析サービスの機能を発揮する

仲介組織が提供するサービスは本質上知識と情報に属する。中国の科学技術仲介組織の発展経路をみると、「官営」が多く「民営」は少ないことが分かる。かなりの部分は政府部門に属していた組織が様子を変えただけで、作業者の身分も元のユニットから離れておらず、仕事は元のユニットから受託し、作業経費も元のユニットに依頼しているものが多い。このような原因により、仲介組織は主体としての自主性を欠き、名義上は法人格を有するものの、実質的に法人としての権利や義務を実施することは望まない。客観的に判断すると、これらの政府から派生した仲介組織は政府の職能轉換には大きく貢献しているが、市場化の進展につれて社会の発展に適合しない場面が増大していることも事実である。彼らはまれに見る独占状態にあり、情報取得や市場シェアの面でその他の仲介組織とは比較にならないほど優位にある。このことがその他の仲介組織を圧迫しており、このような状態を長く続ければ、この分野の展開に必ずマイナス影響を与えることは疑いのないところである。公共情報ルートの不備と供給不足を解決し、情報の封鎖状態を打破して、政府部門、科学研究ユニット、情報研究分析組織の情報資源を整合化して、エリア性の公共情報ネットワークを構築すること

が急がれる。時宜的で正確でシステマチックな情報サービス提供を可能にするためには、関連する科学技術管理部門が仲介組織に対して科学技術の成果、業界専門家などの情報を開放しなければならない。科技部は2003年から科学技術の基盤づくりを始めており、科学技術情報組織、成果管理組織、技術流通組織をベースに公共科学技術情報プラットフォームを構成すると同時に、関係部門と共同で科学技術資源の共有制度を制定しようとしている。このような情報基盤の構築は中国の知的財産権仲介組織の発展に非常に大きなプラス影響を与える。

(3) 仲介組織に好ましい発展スペースを提供する

科学技術体制改革の過程で、政府は管理者としての認識を強め、政府の行政者としてのマクロ管理という職能を保留し、市場競争の主体という職能を捨てて、世界の慣例にならってミクロ的な業務を科技仲介サービス組織に譲らなければならない。このようにしなければ、仲介サービス組織が依存体質を改め独立採算、自主経営の民事行為能力をもつ市場経済主体に変身することはできない。WTO加盟とサービス流通自由化の拡大で、海外の様々な仲介組織が中国に参入している。これらの世界的大手の参入が国内の仲介サービス組織に非常に大きなショックを与えることは疑いのないところである。小規模、弱小で政府に依存するばかりの仲介組織は、市場シェアの再分配のあとには居所がなくなってしまう。したがってこのような仲介組織を手放して市場での試練を経験させる必要がある。激しい市場競争のなかで徐々に真の活力をもつ仲介組織に成長することで、仲介サービス機能を十分に発揮させるのである。

(4) 大、中型仲介組織を支援し育成する

これらの組織は、業界全体の発展にとって非常に大きな役割を果たす。好ましいインパクトを引き出し、企業のブランド力とモデル効果を上げることができる。各地方政府は安定した投入先を設定しなければならない。まず生産力促進センター、科技企业インキュベータ、技術流通組織などを選定して、技術開発基盤の共有、サービス設備調達、従業員教育などの面での支援を強め、一連の優良なサービスを設定して、サービス品質とレベルを引き上げる。科学技術計画管理制度の改革と密接な連携をとり、科技計画管理制度改革、科学技術評価、コンサルティング組織を選択してハイレベルの人材を養成し、ケース論証、計画実施と成果の評価能力を高め、各種科技計画と成果の産業化作業に深くかかわる必要がある。科技部は既に、科学技術の基盤づくりと地方政府と重点仲介組織の発展を共同支援することを提起している。

(5) 仲介サービス組織の人材養成を強化する

中国の仲介組織の従業員の大部分は別の業界からの転身者で、科学技術仲介サービスについての系統立った教育や訓練を受けたことがなく、再学習、再訓練の必要に迫られている。この点を重視して、教育作業を強力に展開して、従事者の業務レベルと資質の向上に努めなければならない。研修を仲介組織発展の基本的な作業として認識し、従業員に基本的な知識とスキルの把握を明確に要求し、対象の知識構造に基づいて重点を絞った教育を実施できるよう相応の教育計画を制定して、時間と経費面を確保しておく。研修内容には、法律法規、

政策制度、職業道徳、業界規範、PR、科学技術の現状、経済の発展動向などの総合的知識、企業管理、市場管理、技術刷新などの専門知識、科学技術仲介サービスの方法、ルール、手段などの専門スキルを含む。上海、江蘇、広東などでは既に研修と仲介組織の認可が連携しており、教育作業が十分に重視され、実質的な意味をもっている。これらの地区の経験を踏まえて、条件の整った地方で徐々に普及させるべきである。

第9章 知的財産権の育成内容及び育成方法の提案

9-1 中国における知的財産権育成を求めるレベルと構造

本調査研究報告は第1章から第8章までの内容をまとめると、中国の知的財産権育成に対する要求が多角的で、多岐にわたっているものであることを見だし得る。立法から司法まで、行政管理ユニットから企業・科学研究機関まで、法律研究ユニットから仲介サービス機構まで、彼らは異なる育成と研修の内容と方法を求めている。

広範で総合的な方面で、中国は迅速に変革解放される経済・社会環境と日進月歩の科学技術の進歩に向き合っており、特に知的財産権の法律体系をこの変革に適應させなければならず立法・法修正を強化する必要があり、知的財産権に関する司法の保護力を拡大し、良い特許・商標・著作権などを生み出す専門権利の審査・授与・保護などの行政管理業務をつくりだす必要がある。これは育成・研修を通して関連する立法・司法・行政の管理員の知的財産権に対する業務レベルを絶え間なく高めることが求められている。

科学技術の行政管理の方面では、各級の管理員は科学技術の進歩が知的財産権に与える新たな課題をまとめなければならず、例えば科学技術研究開発・許可譲渡の法律環境を改善し、科学技術プロジェクトの知的財産権に対する管理を強化するといったことである。これは科学技術の先端区域の法律問題・科学技術管理における知的財産権問題・科学技術開発国際協力における知的財産権問題等々を学習し理解することを求めている、これらの問題は先進国家の経験豊富な専門家が知識と経験を教授することを通じて、迅速に科学技術の行政管理員の知的財産権管理に対する管理保護能力を強化するのが最善である。

ハイテク企業の方面では、本調査研究の結果、ハイテク産業開発区の企業の知的財産権管理と保護のレベルは中級レベルに集中していて、少数の比較的規模の大きな企業は世界的にみても多国籍企業のレベルに到達していることが分かった。しかし、これら企業がもつ育成の需要は比較的分散していて、特定の段階の育成には集中しておらず、これは多数の企業が依然として普及型の知的財産権基礎知識に関する育成をし、段階的に認識を高めていくことを求めているためである。中級レベルから上級レベルの育成について少なからぬ企業が理解を必要としているものであり、やはり少なからぬ企業がいくらかの先端問題等々を学習し詳細に研究することを希望している。これにより、企業・科学研究機関における知的財産権育成に対する需要は多岐にわたっているといえる。

知的財産権の仲介サービス機構においては、仲介機構のスタッフの業務レベルを高めることがサービスの質向上の助けになり、彼らの再教育を通じて大いなる成果を得られるのである。仲介機構のスタッフの大部分は知的財産権方面の専門職員であることから、専門レベルの引き上げと、実際の作業レベルの強化を目的とした養成を展開し、または仲介組織における専門の分業、つまりは特許、商標、著作権、技術移転などの分野ごとに、専門の養成課程や事例の研修を準備すべきである。

9-2 知的所有権の育成現状に対する要約

この20年、知的所有権保護の意識と水準の向上のため、中国の政府機関と民間の機構組織は大量の研究と育成をしてきた。これら研究、育成は既に初歩的効果を得ており、中国民衆の知的所有権の保護意識と知的所有権に従事するスタッフの専門的なレベルに、大変大きな向上をもたら

した。

巨視的、総合的段階において、国内の研究と育成に有益かつ必要な補充として、WIPO、UNESCO、EU、EPOなどの国外組織により特許、著作権、商標、税関知的所有権保護などの分野で、中国人民代表大会の関連機構、各級裁判所、国家知識産権局、著作権局、商標局との間において、関税など数多くの協力が既になされている。主な内容として立法、法の執行、司法方面の交流・研究・研修がある。JICAは、「国際知的所有権」研修プロジェクトが中国の知的所有権立法、執行、司法機関のスタッフ百余名すべてを日本への研修に受け入れるなど、中国に対し多くの協力をしている。

国外組織・機構が、中国に対し展開している知的所有権方面の協力プロジェクトに比べると、中国科学技術行政主管機関に対しての知的所有権育成と協力はまだ比較的少ない。JICAはこの方面において、国家科学技術部及び地方科学技術庁の行政官の日本への訪問を受け入れて「国際知的財産権」研修を実施し、中国科学技術部政策法規司と共同で「日中技術改新と知的所有権保護研究討論会」を主催するなど、中国の科学技術行政主管機関と比較的良好な協力関係を築いている。

上記の研究、研修、育成以外には、国際機構及びJICAによる中国ハイテク産業開発区管理スタッフ、中国企業・科学研究機関、中国知的所有権仲介機構に対しての育成はまだ少なく、よってこちら方面の育成作業はもう一步進んだ強化を期待されている。

以下に、巨視的、総合的段階のスタッフ、科学技術行政主管機関管理スタッフ、ハイテク産業開発区管理スタッフ、ハイテク企業・科学研究機関の関連スタッフ、知的所有権仲介機構関連スタッフの順序で、知的所有権の育成内容と方式の提案をあげておく。

9-3 巨視的な総合段階の知的財産権育成内容と方式

知的財産権に関する育成を総合的にみると、主として中国の知的財産権立法や行政執行、及び司法にかかわるスタッフに対して行われている。知的財産権の行政執行に従事する要員や司法要員ということからかんがみるに、相対的に比較的高い法律の知識を備えているこれらの職員に対する育成と研修は比較的高いレベルで進められるべきであり、研究討論会や短期育成班、海外研修などの方式をとることもできる。その主な内容としては、立法レベルの向上、知的財産権における戦略、知的財産権の分野における新しい問題などの各方面を包括する。

今後の巨視的な段階における知的所有権の研修で選ぶべき内容と方式の提案は以下のとおりである。

- (1) 全体的に日本の知的財産権戦略及び実施方法を紹介し、かつ中国側と検討し、中国が国家の知的財産権戦略を制定するための参考とする。内容には以下を含む。
 - ① いかにしてより有効的に全人民の知的財産権意識を高めるか
 - ② 国家や地域、職種の知的財産権戦略をどのようにして制定、実施するか
 - ③ いかにして知的財産権の法律制度を改善するか
 - ④ いかにして知的財産権の法律執行能力を強めるか
 - ⑤ 知的財産権の情報伝達とサービス体系の建設をどのように速めるか
 - ⑥ いかにして有効な知的財産権サービスの場を築きあげるか

上述した内容の養成研究討論は研究討論会及び日本への研修・視察という両方式で行うことができる。

研究討論会：参加要員は政府官吏とマクロな研究員を主とし、日中双方の専門家が発言することで、官吏や専門家の関心を引きつけ、出席と傍聴、討論を促す。この研究討論会は中国において開催し、期間は3日以内である。

日本への視察：5～7日間の研修討論と、3～5日間の視察

(2) 裁判官育成

育成内容：中日両国における知的財産権の法律上にある差異及び日本の知的財産権裁判制度と手順についての講義を受け、かつ裁判例を紹介する。

育成対象：裁判経験をもつ裁判官

育成方式：日本における研修と視察

育成期間：普通班は3～5日間の講義を受け、3～5日間の参観訪問をする。高級班は10～15日間の講義を受け、3～5日間の参観訪問をする。

(3) 特許法高級研究討論班

育成内容：伝統文化遺産（漢方薬など）の特許性、遺伝子技術の特許権保護、商業方式の特許権保護などの法律問題における特許審議のなかでの思考方法と、事例の紹介。

育成対象：特許法制定、立法研究員及び特許高級審査員

育成方式：研究討論会と日本への参観訪問を結びつける

育成期間：普通班は中国で3～5日間の講義。高級班は15日間の講義と、5日間の日本参観

(4) 著作権法高級研究討論班

育成内容：インターネット著作権、MP3著作権などの問題、権利侵害である海賊版行為に対する取り締まりの経験等

育成対象：各級著作権局の法律執行要員と著作権法立法・研究要員

育成方式：研究討論会

育成期間：3日間の講義、1日間の討論

(5) 国際商業貿易上の知的財産権問題

育成内容：知的財産権によって起こる税関の調査圧力や並行輸入、非関税障壁などの問題、政府機関の対策及び合法性

育成対象：経済貿易官吏、管理要員、税関職員等

育成方式：研究討論会

育成期間：2～3日間の講義、1日間の討論

9-4 科学技術行政主管機関管理要員の知的財産権育成の内容と方式

科学技術行政主管機関は科学技術政策法規の制定と科学技術プロジェクトの管理を目的とした部門であり、知的財産権政策法規にかかわる研究の制定と科学技術プロジェクトに対する知的財産権の管理と保護に力を入れるべきである。したがって、科学技術行政主管機関管理要員の知的財産権育成はより専門性を備えるべきである。

今後、科学技術行政主管機関が展開すべき知的財産権の育成内容と方式に対する提案は以下の

とおりである。

- ① 科学技術の革新と知的財産権との関係
- ② 国家の科学技術計画の知的財産権管理をいかにしてより強化するか
- ③ いかにして標準と特許を結びつけるか
- ④ いかにしてハイテクノロジー成果の産業化を促進するか
- ⑤ 遺伝子技術の知的財産権及びその他の法律問題
- ⑥ IC（集積回路）の知的財産権保護及びその商業許可方法の問題
- ⑦ ソフトウェアの特許保護方法などの問題
- ⑧ インターネット上の知的財産権問題
- ⑨ 政府及びその他非営利機構の知的財産権の帰属と処分
- ⑩ 国際的な科学技術提携における知的財産権の共有と処理
- ⑪ 多国籍企業間に形成されている知的財産権同盟にいかにして参与、加入し、その壁を打破するか
- ⑫ 実際的で効率的な知的財産権の応急保護と事前規制などをどのようにして確立するのか
上述内容の研究討論と育成には研究討論班や短期育成、高級育成などの形式を採用して行うことができる。

(1) 研究討論班

育成方式：上述内容中の1～3項目を選択し、専門的な日中双方の研究討論班を開催し、講義と討論を結合させる。

育成対象：専門管理要員と専門技術要員

育成期間：3日間以内

(2) 短期育成

育成方式：部分的な内容を選択し、日本の経験と事例を講義し、日本の実施機構を見学、視察する。

育成対象：科学技術主管機関官吏、科学技術管理要員、科学技術政策研究制定要員

育成期間：訪日し、5日間の講義、3～5日間の訪問、視察

(3) 高級育成研究討論班

育成内容：上述の問題に基づいて総合的な育成、研究討論を行う。

育成対象：科学技術行政高級官吏、科学技術政策法律研究要員、大型研究院・研究所の指導管理要員

育成期間：訪日し、20日間前後の講義と討論、5～7日間の参観

9-5 ハイテク産業開発区管理要員の知的財産権育成の内容と方式

ハイテク産業開発区の将来における重要な役割のひとつは、高度先端地区内の企業に知的財産権に関する法律サービスを提供することである。これはつまり、高度先端地区を管理する要員には相応の知的財産権の知識が要求されるということであるが、こうした管理要員は現在知的所有権関連の知識をまだ十分に把握していない。よって、提案する育成内容の重点は以下のとおりで

ある。

- ① 知的財産権法律の基本知識
- ② WTO と中国の知的財産権保護
- ③ ハイテクノロジー企業の知的財産権戦略
- ④ 企業の知的財産権管理と保護テクニックの育成
- ⑤ いかにして企業の知的財産権の保護レベル向上をサポートするか
- ⑥ 専門化された知的財産権のサービス機構をどのようにして企業へサービス提供をする組織とするか
- ⑦ 企業における知的財産権管理制度の形成をどのようにサポートするか
- ⑧ 企業における知的財産権紛争の処理をどのようにサポートするか
- ⑨ 知的財産権の行政保護の道程及びその手順
- ⑩ 知的財産権の司法保護の過程及びその手順

育成方式：ハイテク産業開発区における管理要員の知的財産権研修には、企業サービスの方法とテクニックに重点を置かなければならず、操作性も必要である。基本知識やコミュニケーションサービス管理の経験を主に養成する。

育成対象：各開発区管理要員

期間：2～3日間の講義、討論交流1日間

9-6 ハイテク企業と科学研究院・研究所関連要員の知的財産権育成の内容と方式

本調査報告の第6章を分析した結果によると、ハイテク企業と科学研究所の多くは知的所有権保護水準が初・中級の段階でとどまっている。すなわち、知的所有権の内部管理と保護制度を樹立した、一定量の特許と商標を出願した、基本的に差し支えない秘密保証制度を樹立し、スタッフとも秘密保証の契約を結んだ、新任のスタッフや管理要員に対し相応の知的所有権育成ができる、科学研究を行うとき新しい試みか調べることができ、重複して研究することを防ぐことができる、商品が市場に出回るとき新しいものか調べることができ、権利侵害を防ぐことができる、特許出願を提出するとき新しいものか調べ、特許権の取得を保証する、研究開発活動に対し、機関は多方面において支持し、新発明をしたスタッフに対し褒賞を与える、権利侵害紛争が起きたとき相応の措置により対応することができることである。一部の大型ハイテク企業は既に比較的高い知的財産権管理と保護水準に達している。同時に、調査研究対象になった機関の国内の知的所有権問題に対する処理能力は国外の知的所有権問題に対する処理能力よりかなり高い結果となった。また、調査対象となった多くの機関は特に管理要員に対する知的所有権育成の推進を希望しており、次には経営者、技術要員とその他の要員に対する育成を希望している。彼等が希望する育成方式とは専門講座と短期育成を主とし、育成内容は知的財産権の基礎知識、知的財産権制度の設立、知的財産権紛争と争議の解決方法、知的財産権の競争戦略を主としている。上記の状況を目安とすると、ハイテク企業と科学研究院・研究所の知的所有権に対する育成内容と方式の提案は次のとおりである。

(1) 基礎知識分野

- ① 知的財産権法律の基本知識の育成
- ② いかにして企業の知的財産権意識を更に向上させるか（事例と結び付けて）

育成方式:上述内容の育成には講座形式を採用して行う。開発地区内で討論講座を開く必要があり、人数は比較的多くても構わず、聴衆が50人以上の企業には直接赴き講義することも可能である。

育成対象:企業管理要員、科学技術要員と企業経営者

育成期間:半日～1日間

この類の講座においては、日本側が経験から提案し、中国側専門家が講義することが可能である。

(2) 知的財産権における管理分野

- ① いかにして完全な企業知的財産権管理と保護制度(企業の規模と管理体制の関係分析も含む)を確立するか
- ② 知的財産権管理機構及びその運用方式(機構の設置、職務と責任の分業、コストの制御、戦略や方策の決定プロセスも含む)をどのようにして確立するか
- ③ いかにして知的財産権の奨励や激励構造(奨励の時機や段階的な奨励などを含む)を確立するか
- ④ 企業知的財産権活動に業績審査制度をつくるか
- ⑤ 企業を保護する有効な商業秘密とは

育成方式:上述の内容は特定のテーマをもって行われる短期育成が望ましく、多くの企業の事例を講義する。

育成対象:企業主管の指導者、関係管理要員、科学技術要員と専門法律サービス機構職員

育成期間:3日間の講義、1日間の討論

(3) 特許及び特許情報分野

- ① 知的財産権の情報(特許検索方法や特許を分析・対比する方法、特許情報と企業経営戦略の関係などを含む)をいかに利用するか
- ② 特許出願書の文章を書くテクニックや出願方法
- ③ 国際特許の出願過程やテクニック
- ④ 知的財産権と企業経営・競争方式の関係(特許製品の市場開拓やいかにして他人の知的財産権侵害を避けるか、いかに特許を利用して他人を抑制するかなど)

育成方式:以上の内容は特許育成班を結集して取り扱い、事例をもって方法を説明し、技法を講義する。

育成対象:企業特許管理要員、技術要員、特許代理人、企業販売職員など

育成期間:3～5日間の講義、1～2日間の討論

(4) 知的財産権の経営、競争分野

- ① 企業と他人の知的財産権提携において注意すべき問題
- ② 特許・技術秘密の許可、テクニック譲渡等の問題
- ③ 企業間の知的財産権連盟をいかに設立するか
- ④ 既にある知的財産権連盟の封鎖と障壁にどう対応するか
- ⑤ 知的財産権紛争及び訴訟にはどのような技法で対応するべきか

- ⑥ 企業の知的財産権戦略はどのように制定するか
- ⑦ 特許技術の実施と産業化はいかに促進するか
- ⑧ 市場開拓中における知的財産権問題

育成方法：上述の問題は相対的にレベルが高く、少数の企業しかこの類の問題に触れたことがないので、高級研究討論班の形式での育成や研究討論を進めることを提案する。

育成対象：行政主管官吏、大型の技術を多くもつ企業の経営者及び管理者、知的財産権専門コンサルティングサービス要員等

育成期間：訪日による20日間程度の講義、5日間の視察・訪問

(5) 成果の移転分野

- ① 研究院・研究所はいかにして成果の転化を加速するか
- ② 研究院・研究所と企業の提携における知的財産権問題

育成方法：上述の内容については短期の育成班を開く。

育成対象：大学、研究院・研究所管理職員、科学技術要員、企業管理要員

育成期間：2日間の講義、1日間の討論

9-7 知的財産権仲介機構要員の知的財産権育成の内容と方式

本章で述べてきた知的財産権仲介機構と本報告書の第4章で述べた仲介機構は同義であり、主に知的財産権の発生、使用、許可、移譲、産業化などについて、知的財産権の権利者と使用者間に各種のサービスを提供する法人やその他の経済的組織であり、弁護士事務所、特許代理事務所、商標代理事務所、著作権代理事務所、植物新品種代理事務所、会計士事務所、資産評価事務所、生産力促進センター、情報サービスセンター等を含む。

知的財産権仲介機構の従業員は既に基本的な知的財産権法律の知識を備えている。そこでこれらの育成は、いかにして委託者により良いサービスを提供するかに重点を置かなければならない。適した方式には特定のテーマをもつ講座、短期研修、海外研修を含む。知的財産権仲介サービス機構に適用する育成内容は非常に広範囲にわたり、同時に一定の専門レベルが求められる。典型的な内容と課程についての提案は以下のとおりである。

- ① いかにして知的財産権仲介機構のサービス水準を向上させるか
- ② いかにして顧客の要求を満足させるか
- ③ 知的財産権国際保護法律の知識
- ④ 知的財産権の分野における欠点と重要問題
- ⑤ 国外における最新の知的財産権立法の動向
- ⑥ 知的財産権の行政保護ルート及びその手順
- ⑦ 知的財産権の司法保護ルート及びその手順
- ⑧ 知的財産権紛争の訴訟テクニック
- ⑨ 知的財産権分野の古典的事例
- ⑩ 企業の特許運用戦略をいかにサポートするか
- ⑪ 企業の完全な知的財産権管理制度確立をいかにサポートするか
- ⑫ 企業における商業秘密の保護の強化をいかにサポートするか
- ⑬ 無形資源の判定

⑭ 知的財産権の商品化と産業化の方法

以上の内容では特定のテーマをもつ短期の研修と中期の総合育成を結びつけた方法を採用することが可能である。短期の特定のテーマをもつ研修の講義は集中して深い内容で行い、講義や討論は5日間を超えず、中国国内でやり遂げる。中期総合育成班は比較的広いテーマを扱い、講義や討論は10日間を超えず、訪日による講義、視察も10日間を超えない。上記内容の育成対象は仲介機構のスタッフ全体としてもよい。

これ以外にも、特許代理事務所スタッフに対して特許情報と検索分析サービスのシステムをいかにして十分に利用するかなどの特許代理技巧の育成を展開してもよい。また、商標代理スタッフに対して育成を展開し、商標代理技巧などの育成内容を加えてもよい。